

静岡県地域防災計画 新旧対照表 (案)

項	旧	新	備考																
共通 -1	1 共通対策編 第1章 総則 第1節 防災上重要な機関の処理すべき事務又は業務の大綱 (略) 1 指定地方行政機関	1 共通対策編 第1章 総則 第1節 防災上重要な機関の処理すべき事務又は業務の大綱 (略) 1 指定地方行政機関	関係機関からの意見を反映          表現の適正化          関係機関からの意見を反映																
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="181 415 439 457">機関名</th> <th data-bbox="439 415 1285 457">処理すべき事務又は業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="181 457 439 499">(略)</td> <td data-bbox="439 457 1285 499">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="181 499 439 1003">総務省東海総合通信局</td> <td data-bbox="439 499 1285 1003">                             ア 災害時に備えての電気通信施設（有線電気通信施設及び無線通信施設）の整備のための調整及び電波の監理                              イ 災害時における電気通信の確保のための応急対策及び非常の場合の無線通信の監理                              ウ 災害地域における電気通信施設の被害状況調査                              エ 通信インフラに支障が発生した被災地の地方公共団体への衛星携帯電話等の災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車の貸与                              オ 非常通信訓練の計画及びその実施についての指導に關すること                              カ 非常通信協議会の運営に關すること                         </td> </tr> <tr> <td data-bbox="181 1003 439 1045">(略)</td> <td data-bbox="439 1003 1285 1045">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	機関名		処理すべき事務又は業務	(略)	(略)	総務省東海総合通信局	ア 災害時に備えての電気通信施設（有線電気通信施設及び無線通信施設）の整備のための調整及び電波の監理 イ 災害時における電気通信の確保のための応急対策及び非常の場合の無線通信の監理 ウ 災害地域における電気通信施設の被害状況調査 エ 通信インフラに支障が発生した被災地の地方公共団体への衛星携帯電話等の災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車の貸与 オ 非常通信訓練の計画及びその実施についての指導に關すること カ 非常通信協議会の運営に關すること	(略)	(略)	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1347 415 1605 457">機関名</th> <th data-bbox="1605 415 2457 457">処理すべき事務又は業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1347 457 1605 499">(略)</td> <td data-bbox="1605 457 2457 499">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1347 499 1605 1003">総務省東海総合通信局</td> <td data-bbox="1605 499 2457 1003">                             ア 災害時に備えての電気通信施設（有線電気通信施設及び無線通信施設）の整備のための調整及び電波の監理                              イ 災害時における電気通信 <u>及び放送</u>の確保のための応急対策及び非常の場合の無線通信の監理                              ウ 災害地域における電気通信施設、<u>放送設備等</u>の被害状況調査                              エ 通信インフラに支障が発生した被災地の地方公共団体への衛星携帯電話等の災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車の貸与                              オ 非常通信訓練の計画及びその実施についての指導に關すること                              カ 非常通信協議会の運営に關すること                         </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1347 1003 1605 1045">(略)</td> <td data-bbox="1605 1003 2457 1045">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	処理すべき事務又は業務	(略)	(略)	総務省東海総合通信局	ア 災害時に備えての電気通信施設（有線電気通信施設及び無線通信施設）の整備のための調整及び電波の監理 イ 災害時における電気通信 <u>及び放送</u> の確保のための応急対策及び非常の場合の無線通信の監理 ウ 災害地域における電気通信施設、 <u>放送設備等</u> の被害状況調査 エ 通信インフラに支障が発生した被災地の地方公共団体への衛星携帯電話等の災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車の貸与 オ 非常通信訓練の計画及びその実施についての指導に關すること カ 非常通信協議会の運営に關すること	(略)	(略)
	機関名	処理すべき事務又は業務																	
	(略)	(略)																	
	総務省東海総合通信局	ア 災害時に備えての電気通信施設（有線電気通信施設及び無線通信施設）の整備のための調整及び電波の監理 イ 災害時における電気通信の確保のための応急対策及び非常の場合の無線通信の監理 ウ 災害地域における電気通信施設の被害状況調査 エ 通信インフラに支障が発生した被災地の地方公共団体への衛星携帯電話等の災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車の貸与 オ 非常通信訓練の計画及びその実施についての指導に關すること カ 非常通信協議会の運営に關すること																	
	(略)	(略)																	
	機関名	処理すべき事務又は業務																	
	(略)	(略)																	
	総務省東海総合通信局	ア 災害時に備えての電気通信施設（有線電気通信施設及び無線通信施設）の整備のための調整及び電波の監理 イ 災害時における電気通信 <u>及び放送</u> の確保のための応急対策及び非常の場合の無線通信の監理 ウ 災害地域における電気通信施設、 <u>放送設備等</u> の被害状況調査 エ 通信インフラに支障が発生した被災地の地方公共団体への衛星携帯電話等の災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車の貸与 オ 非常通信訓練の計画及びその実施についての指導に關すること カ 非常通信協議会の運営に關すること																	
	(略)	(略)																	
<table border="1"> <tbody> <tr> <td data-bbox="181 1003 439 1591">経済産業省 関東東北産業保安監督部</td> <td data-bbox="439 1003 1285 1591">                             ア 火薬、高圧ガス、液化石油ガスなどの安全確保に關すること                              イ 鉱山に關する災害防止及び災害時の応急対策に關すること                              ウ 電気の安全確保に關すること（熱海市、沼津市、三島市、富士宮市（昭和31年9月29日における旧庵原郡内房村の区域を除く。）、伊東市、富士市（平成20年10月31日における旧庵原郡富士川町の区域を除く。）、御殿場市、裾野市、下田市、伊豆市、伊豆の国市、田方郡、賀茂郡及び駿東郡）                              エ ガスの安全確保に關すること（磐田市、湖西市、浜松市（平成17年6月30日における旧周智郡春野町の区域を除く。）及び袋井市（平成17年3月31日における旧磐田郡浅羽町の区域に限る。）を除く。）                         </td> </tr> </tbody> </table>	経済産業省 関東東北産業保安監督部	ア 火薬、高圧ガス、液化石油ガスなどの安全確保に關すること イ 鉱山に關する災害防止及び災害時の応急対策に關すること ウ 電気の安全確保に關すること（熱海市、沼津市、三島市、富士宮市（昭和31年9月29日における旧庵原郡内房村の区域を除く。）、伊東市、富士市（平成20年10月31日における旧庵原郡富士川町の区域を除く。）、御殿場市、裾野市、下田市、伊豆市、伊豆の国市、田方郡、賀茂郡及び駿東郡） エ ガスの安全確保に關すること（磐田市、湖西市、浜松市（平成17年6月30日における旧周智郡春野町の区域を除く。）及び袋井市（平成17年3月31日における旧磐田郡浅羽町の区域に限る。）を除く。）	<table border="1"> <tbody> <tr> <td data-bbox="1347 1003 1605 1591">経済産業省 関東東北産業保安監督部</td> <td data-bbox="1605 1003 2457 1591">                             ア <u>火薬類</u>、高圧ガス、液化石油ガスなどの安全確保に關すること                              イ 鉱山に關する災害防止及び災害時の応急対策に關すること                              ウ 電気の安全確保に關すること（熱海市、沼津市、三島市、富士宮市（昭和31年9月29日における旧庵原郡内房村の区域を除く。）、伊東市、富士市（平成20年10月31日における旧庵原郡富士川町の区域を除く。）、御殿場市、裾野市、下田市、伊豆市、伊豆の国市、田方郡、賀茂郡及び駿東郡）                              エ ガスの安全確保に關すること（磐田市、湖西市、浜松市（平成17年6月30日における旧周智郡春野町の区域を除く。）及び袋井市（平成17年3月31日における旧磐田郡浅羽町の区域に限る。）を除く。）                         </td> </tr> </tbody> </table>	経済産業省 関東東北産業保安監督部	ア <u>火薬類</u> 、高圧ガス、液化石油ガスなどの安全確保に關すること イ 鉱山に關する災害防止及び災害時の応急対策に關すること ウ 電気の安全確保に關すること（熱海市、沼津市、三島市、富士宮市（昭和31年9月29日における旧庵原郡内房村の区域を除く。）、伊東市、富士市（平成20年10月31日における旧庵原郡富士川町の区域を除く。）、御殿場市、裾野市、下田市、伊豆市、伊豆の国市、田方郡、賀茂郡及び駿東郡） エ ガスの安全確保に關すること（磐田市、湖西市、浜松市（平成17年6月30日における旧周智郡春野町の区域を除く。）及び袋井市（平成17年3月31日における旧磐田郡浅羽町の区域に限る。）を除く。）														
経済産業省 関東東北産業保安監督部	ア 火薬、高圧ガス、液化石油ガスなどの安全確保に關すること イ 鉱山に關する災害防止及び災害時の応急対策に關すること ウ 電気の安全確保に關すること（熱海市、沼津市、三島市、富士宮市（昭和31年9月29日における旧庵原郡内房村の区域を除く。）、伊東市、富士市（平成20年10月31日における旧庵原郡富士川町の区域を除く。）、御殿場市、裾野市、下田市、伊豆市、伊豆の国市、田方郡、賀茂郡及び駿東郡） エ ガスの安全確保に關すること（磐田市、湖西市、浜松市（平成17年6月30日における旧周智郡春野町の区域を除く。）及び袋井市（平成17年3月31日における旧磐田郡浅羽町の区域に限る。）を除く。）																		
経済産業省 関東東北産業保安監督部	ア <u>火薬類</u> 、高圧ガス、液化石油ガスなどの安全確保に關すること イ 鉱山に關する災害防止及び災害時の応急対策に關すること ウ 電気の安全確保に關すること（熱海市、沼津市、三島市、富士宮市（昭和31年9月29日における旧庵原郡内房村の区域を除く。）、伊東市、富士市（平成20年10月31日における旧庵原郡富士川町の区域を除く。）、御殿場市、裾野市、下田市、伊豆市、伊豆の国市、田方郡、賀茂郡及び駿東郡） エ ガスの安全確保に關すること（磐田市、湖西市、浜松市（平成17年6月30日における旧周智郡春野町の区域を除く。）及び袋井市（平成17年3月31日における旧磐田郡浅羽町の区域に限る。）を除く。）																		
<table border="1"> <tbody> <tr> <td data-bbox="181 1591 439 1770">防衛省 南関東防衛局</td> <td data-bbox="439 1591 1285 1770">                             ア 所管財産使用に關する連絡調整                              イ 災害時における防衛省本省及び自衛隊との連絡調整                              ウ 在日米軍が災害対策措置を行う場合の連絡調整支援                         </td> </tr> </tbody> </table>	防衛省 南関東防衛局	ア 所管財産使用に關する連絡調整 イ 災害時における防衛省本省及び自衛隊との連絡調整 ウ 在日米軍が災害対策措置を行う場合の連絡調整支援	<table border="1"> <tbody> <tr> <td data-bbox="1347 1591 1605 1770">防衛省 南関東防衛局</td> <td data-bbox="1605 1591 2457 1770">                             ア 所管財産使用に關する連絡調整                              イ 災害時における防衛省本省及び自衛隊 <u>等</u>との連絡調整                              ウ 在日米軍が災害対策措置を行う場合の連絡調整支援                         </td> </tr> </tbody> </table>	防衛省 南関東防衛局	ア 所管財産使用に關する連絡調整 イ 災害時における防衛省本省及び自衛隊 <u>等</u> との連絡調整 ウ 在日米軍が災害対策措置を行う場合の連絡調整支援														
防衛省 南関東防衛局	ア 所管財産使用に關する連絡調整 イ 災害時における防衛省本省及び自衛隊との連絡調整 ウ 在日米軍が災害対策措置を行う場合の連絡調整支援																		
防衛省 南関東防衛局	ア 所管財産使用に關する連絡調整 イ 災害時における防衛省本省及び自衛隊 <u>等</u> との連絡調整 ウ 在日米軍が災害対策措置を行う場合の連絡調整支援																		

静岡県地域防災計画 新旧対照表（案）

項	旧	新	備考																
共通 -5	<p>2 指定公共機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>処理すべき事務又は業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>一般社団法人日本建設業連合会中部支部</td> <td>公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力</td> </tr> <tr> <td><u>(新規)</u></td> <td><u>(新規)</u></td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	処理すべき事務又は業務	(略)	(略)	一般社団法人日本建設業連合会中部支部	公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力	<u>(新規)</u>	<u>(新規)</u>	<p>2 指定公共機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>処理すべき事務又は業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>一般社団法人日本建設業連合会中部支部</td> <td>公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力</td> </tr> <tr> <td><u>株式会社イトーヨーカ堂</u> <u>イオン株式会社</u> <u>ユニー株式会社</u> <u>株式会社セブン-イレブン・ジャパン</u> <u>株式会社ローソン</u> <u>株式会社ファミリーマート</u> <u>株式会社セブン&amp;アイ・ホールディングス</u></td> <td><u>ア 県からの要請による災害救助の実施に必要な物資の調達等の実施</u> <u>イ 被災地の復旧・復興を支援するため事業活動を早期に再開する</u></td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	処理すべき事務又は業務	(略)	(略)	一般社団法人日本建設業連合会中部支部	公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力	<u>株式会社イトーヨーカ堂</u> <u>イオン株式会社</u> <u>ユニー株式会社</u> <u>株式会社セブン-イレブン・ジャパン</u> <u>株式会社ローソン</u> <u>株式会社ファミリーマート</u> <u>株式会社セブン&amp;アイ・ホールディングス</u>	<u>ア 県からの要請による災害救助の実施に必要な物資の調達等の実施</u> <u>イ 被災地の復旧・復興を支援するため事業活動を早期に再開する</u>	指定公共機関に指定された流通事業者について処理すべき事務等を追加
機 関 名	処理すべき事務又は業務																		
(略)	(略)																		
一般社団法人日本建設業連合会中部支部	公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力																		
<u>(新規)</u>	<u>(新規)</u>																		
機 関 名	処理すべき事務又は業務																		
(略)	(略)																		
一般社団法人日本建設業連合会中部支部	公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力																		
<u>株式会社イトーヨーカ堂</u> <u>イオン株式会社</u> <u>ユニー株式会社</u> <u>株式会社セブン-イレブン・ジャパン</u> <u>株式会社ローソン</u> <u>株式会社ファミリーマート</u> <u>株式会社セブン&amp;アイ・ホールディングス</u>	<u>ア 県からの要請による災害救助の実施に必要な物資の調達等の実施</u> <u>イ 被災地の復旧・復興を支援するため事業活動を早期に再開する</u>																		
共通 -6	<p>3 指定地方公共機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>処理すべき事務又は業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>一般社団法人日本建設業連合会中部支部</td> <td>公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力</td> </tr> <tr> <td><u>(新規)</u></td> <td><u>(新規)</u></td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	処理すべき事務又は業務	(略)	(略)	一般社団法人日本建設業連合会中部支部	公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力	<u>(新規)</u>	<u>(新規)</u>	<p>3 指定地方公共機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>処理すべき事務又は業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>一般社団法人日本建設業連合会中部支部</td> <td>公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力</td> </tr> <tr> <td><u>富士山静岡空港株式会社</u></td> <td><u>ア 緊急事態を想定した訓練の実施</u> <u>イ 緊急事態発生時の静岡空港現地対応本部の設置</u> <u>ウ 空港利用者の安否情報、被災情報の集約等</u> <u>エ 大規模な広域防災拠点としての応援部隊等の受入支援</u></td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	処理すべき事務又は業務	(略)	(略)	一般社団法人日本建設業連合会中部支部	公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力	<u>富士山静岡空港株式会社</u>	<u>ア 緊急事態を想定した訓練の実施</u> <u>イ 緊急事態発生時の静岡空港現地対応本部の設置</u> <u>ウ 空港利用者の安否情報、被災情報の集約等</u> <u>エ 大規模な広域防災拠点としての応援部隊等の受入支援</u>	指定地方公共機関に富士山静岡空港株式会社を指定したことから処理すべき事務等を追加
機 関 名	処理すべき事務又は業務																		
(略)	(略)																		
一般社団法人日本建設業連合会中部支部	公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力																		
<u>(新規)</u>	<u>(新規)</u>																		
機 関 名	処理すべき事務又は業務																		
(略)	(略)																		
一般社団法人日本建設業連合会中部支部	公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力																		
<u>富士山静岡空港株式会社</u>	<u>ア 緊急事態を想定した訓練の実施</u> <u>イ 緊急事態発生時の静岡空港現地対応本部の設置</u> <u>ウ 空港利用者の安否情報、被災情報の集約等</u> <u>エ 大規模な広域防災拠点としての応援部隊等の受入支援</u>																		
共通 -12	<p>(略)</p> <p>第4節 予想される災害と地域</p> <p>(略)</p> <p>5 土石流・地すべり・がけ崩れ</p> <p>○ 県内で砂防指定地が <u>1,676</u> 箇所、地すべり防止区域が 189 箇所、急傾斜地崩壊危険区域が <u>1,259</u> 箇所及び土砂災害警戒区域が <u>15,418</u> 箇所（いずれも平成 <u>29</u> 年度末）指定されており、降雨時や地震時の被害が予想される。（資料の巻Ⅱ4-2-1～4-2-3、4-2-9 参照）</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>第4節 予想される災害と地域</p> <p>(略)</p> <p>5 土石流・地すべり・がけ崩れ</p> <p>○ 県内で砂防指定地が <u>1,685</u> 箇所、地すべり防止区域が 189 箇所、急傾斜地崩壊危険区域が <u>1,265</u> 箇所及び土砂災害警戒区域が <u>16,779</u> 箇所（いずれも平成 <u>30</u> 年度末）指定されており、降雨時や地震時の被害が予想される。（資料の巻Ⅱ4-2-1～4-2-3、4-2-9 参照）</p> <p>(略)</p>	時点更新																

静岡県地域防災計画 新旧対照表 (案)

項	旧	新	備考																																																						
共通 -16	<p>第2章 災害予防計画</p> <p>第1節 通信施設等整備改良計画</p> <p>・気象観測施設の現況 (平成30年4月1日現在)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>関係機関名</th> <th>雨量観測施設</th> <th>風向・風速観測施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>気象庁</td> <td>30 (30)</td> <td>18</td> </tr> <tr> <td>国土交通省</td> <td>47 (47)</td> <td>12</td> </tr> <tr> <td>静岡県</td> <td>118 (117)</td> <td>16</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>195 (194)</td> <td>46</td> </tr> </tbody> </table> <p>( )内はテレメーター</p> <p>水位観測施設の現況 (平成30年4月1日現在)</p> <p>設置場所：資料の巻Ⅱ5-4-4</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>関係機関名</th> <th>水位観測施設</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国土交通省</td> <td>28 (28)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>静岡県</td> <td>161 (159)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>188 (186)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>( )内はテレメーター</p> <p>(略)</p>	関係機関名	雨量観測施設	風向・風速観測施設	気象庁	30 (30)	18	国土交通省	47 (47)	12	静岡県	118 (117)	16	計	195 (194)	46	関係機関名	水位観測施設	備考	国土交通省	28 (28)		静岡県	161 (159)		計	188 (186)		<p>第2章 災害予防計画</p> <p>第1節 通信施設等整備改良計画</p> <p>・気象観測施設の現況 (平成31年4月1日現在)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>関係機関名</th> <th>雨量観測施設</th> <th>風向・風速観測施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>気象庁</td> <td>30 (30)</td> <td>18</td> </tr> <tr> <td>国土交通省</td> <td>47 (47)</td> <td>12</td> </tr> <tr> <td>静岡県</td> <td>118 (117)</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>195 (194)</td> <td>30</td> </tr> </tbody> </table> <p>( )内はテレメーター</p> <p>水位観測施設の現況 (平成31年4月1日現在)</p> <p>設置場所：資料の巻Ⅱ5-4-4</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>関係機関名</th> <th>水位観測施設</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国土交通省</td> <td>28 (28)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>静岡県</td> <td>162 (160)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>190 (188)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>( )内はテレメーター</p> <p>(略)</p>	関係機関名	雨量観測施設	風向・風速観測施設	気象庁	30 (30)	18	国土交通省	47 (47)	12	静岡県	118 (117)	0	計	195 (194)	30	関係機関名	水位観測施設	備考	国土交通省	28 (28)		静岡県	162 (160)		計	190 (188)		<p>時点更新</p> <p>時点更新</p>
関係機関名	雨量観測施設	風向・風速観測施設																																																							
気象庁	30 (30)	18																																																							
国土交通省	47 (47)	12																																																							
静岡県	118 (117)	16																																																							
計	195 (194)	46																																																							
関係機関名	水位観測施設	備考																																																							
国土交通省	28 (28)																																																								
静岡県	161 (159)																																																								
計	188 (186)																																																								
関係機関名	雨量観測施設	風向・風速観測施設																																																							
気象庁	30 (30)	18																																																							
国土交通省	47 (47)	12																																																							
静岡県	118 (117)	0																																																							
計	195 (194)	30																																																							
関係機関名	水位観測施設	備考																																																							
国土交通省	28 (28)																																																								
静岡県	162 (160)																																																								
計	190 (188)																																																								
共通 -22	<p>第6節 住民の避難誘導體制</p> <p>市町は避難勧告、避難指示を行うほか、避難準備の呼びかけを行い、住民の迅速かつ円滑な避難を実施する。</p> <p>高齢化の進行等を踏まえ、高齢者等の要配慮者の避難支援対策を充実・強化するため、要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者に対し、その避難行動支援対策と対応しつつ、早めの段階で避難行動を開始することを求める<u>避難準備(要配慮者避難)情報(以下、「避難準備情報」という。)</u>の伝達に努める。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>マニュアルの作成</td> <td>市町は、避難指示(緊急)、避難勧告、避難準備・高齢者等避難開始について、「避難勧告等に関するガイドライン」(内閣府(防災担当)作成)を参考に、河川管理者及び水防管理者等の協力を得つつ、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアルを作成する。</td> </tr> <tr> <td>避難所及び避難地の指定</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	内容	マニュアルの作成	市町は、避難指示(緊急)、避難勧告、避難準備・高齢者等避難開始について、「避難勧告等に関するガイドライン」(内閣府(防災担当)作成)を参考に、河川管理者及び水防管理者等の協力を得つつ、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアルを作成する。	避難所及び避難地の指定	(略)	<p>第6節 住民の避難誘導體制</p> <p>市町は避難勧告、避難指示を行うほか、避難準備の呼びかけを行い、住民の迅速かつ円滑な避難を実施する。</p> <p>高齢化の進行等を踏まえ、高齢者等の要配慮者の避難支援対策を充実・強化するため、要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者に対し、その避難行動支援対策と対応しつつ、早めの段階で避難行動を開始することを求める<u>避難準備・高齢者等避難開始</u>の伝達に努める。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>マニュアルの作成</td> <td>市町は、<u>災害発生情報</u>、避難指示(緊急)、避難勧告、避難準備・高齢者等避難開始について、「避難勧告等に関するガイドライン」(内閣府(防災担当)作成)を参考に、河川管理者及び水防管理者等の協力を得つつ、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアルを作成する。</td> </tr> <tr> <td>避難所及び避難地の指定</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	内容	マニュアルの作成	市町は、 <u>災害発生情報</u> 、避難指示(緊急)、避難勧告、避難準備・高齢者等避難開始について、「避難勧告等に関するガイドライン」(内閣府(防災担当)作成)を参考に、河川管理者及び水防管理者等の協力を得つつ、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアルを作成する。	避難所及び避難地の指定	(略)	<p>情報名の修正</p> <p>防災基本計画等の修正に伴う修正</p> <p>(防災基本計画抜粋)</p> <p>○市町村は、災害発生情報、避難指示(緊急)、避難勧告、避難準備・高齢者等避難開始等について、国〔国土交通省、気象庁等〕、都道府県及び水防管理者の協力を得つつ、豪雨、洪水、土砂災害、高潮等の災害事象の特性、収集できる情報を踏</p>																																										
区分	内容																																																								
マニュアルの作成	市町は、避難指示(緊急)、避難勧告、避難準備・高齢者等避難開始について、「避難勧告等に関するガイドライン」(内閣府(防災担当)作成)を参考に、河川管理者及び水防管理者等の協力を得つつ、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアルを作成する。																																																								
避難所及び避難地の指定	(略)																																																								
区分	内容																																																								
マニュアルの作成	市町は、 <u>災害発生情報</u> 、避難指示(緊急)、避難勧告、避難準備・高齢者等避難開始について、「避難勧告等に関するガイドライン」(内閣府(防災担当)作成)を参考に、河川管理者及び水防管理者等の協力を得つつ、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアルを作成する。																																																								
避難所及び避難地の指定	(略)																																																								

静岡県地域防災計画 新旧対照表（案）

項	旧		新		備考																											
避難情報と住民の安全確保措置	<u>(新規)</u>	<u>(新規)</u>	<u>防災気象情報の提供</u>	<u>国及び県は、避難勧告等の発令基準に活用する防災気象情報を、警戒レベルとの関係が明確になるよう、5段階の警戒レベル相当情報として区分し、住民の自発的な避難判断等を促すものとする。</u>	まえ、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアルを作成するものとする。																											
		<p>・市町が発令する避難情報と、それに対応して住民に求められる安全確保措置について、市町は、日頃から住民等への周知徹底に努める。</p> <p>・避難情報が発令された場合の安全確保措置としては、避難地への移動（立ち退き避難・水平避難）を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、避難地への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、「近隣の安全な場所」への移動又は「屋内安全確保」を行うべきことについて、市町は、日頃から住民等への周知徹底に努める。</p> <p>・「屋内安全確保」は、緊急的なやむを得ない場合に少しでも危険性の低い場所に身を置くための行動であり、このような事態に至らないよう、避難準備・高齢者等避難開始の活用等により、早めの段階で避難行動を開始することについて、市町は、日頃から住民等への周知徹底に努める。</p> <p>・県は、災害時に時機を失することなく避難勧告等が発令されるよう、市町に積極的に助言するものとする。</p> <table border="1" data-bbox="385 966 1231 1554"> <tr> <td>避難情報</td> <td>住民に求められる行動（安全確保措置）</td> </tr> <tr> <td>避難準備・高齢者等避難開始</td> <td> <p><u>高齢者や障害者などの要配慮者は、立ち退き避難する。</u></p> <p><u>立ち退き避難の準備を整える。</u></p> <p><u>状況に応じて、自発的に立ち退き避難する（特に、風水害による被害の恐れが高い区域の居住者等）。</u></p> </td> </tr> <tr> <td>避難勧告</td> <td><u>立ち退き避難する。</u></td> </tr> <tr> <td>避難指示（緊急）</td> <td> <p><u>立ち退き避難中の住民は、確実に避難を完了する。</u></p> <p><u>避難勧告の対象地域で、まだ立ち退き避難をしていない住民は、速やかに避難を開始する。</u></p> </td> </tr> </table>	避難情報	住民に求められる行動（安全確保措置）	避難準備・高齢者等避難開始	<p><u>高齢者や障害者などの要配慮者は、立ち退き避難する。</u></p> <p><u>立ち退き避難の準備を整える。</u></p> <p><u>状況に応じて、自発的に立ち退き避難する（特に、風水害による被害の恐れが高い区域の居住者等）。</u></p>	避難勧告	<u>立ち退き避難する。</u>	避難指示（緊急）	<p><u>立ち退き避難中の住民は、確実に避難を完了する。</u></p> <p><u>避難勧告の対象地域で、まだ立ち退き避難をしていない住民は、速やかに避難を開始する。</u></p>	避難情報と住民の安全確保措置	<p>・市町が発令する避難情報と、それに対応して住民に求められる安全確保措置について、市町は、日頃から住民等への周知徹底に努める。</p> <p>・避難情報が発令された場合の安全確保措置としては、避難地への移動（立ち退き避難・水平避難）を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、避難地への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、「近隣の安全な場所」への移動又は「屋内安全確保」を行うべきことについて、市町は、日頃から住民等への周知徹底に努める。</p> <p>・「屋内安全確保」は、緊急的なやむを得ない場合に少しでも危険性の低い場所に身を置くための行動であり、このような事態に至らないよう、避難準備・高齢者等避難開始の活用等により、早めの段階で避難行動を開始することについて、市町は、日頃から住民等への周知徹底に努める。</p> <p>・県は、災害時に時機を失することなく避難勧告等が発令されるよう、市町に積極的に助言するものとする。</p> <table border="1" data-bbox="1558 966 2404 1596"> <tr> <td>避難情報</td> <td>住民に求められる行動（安全確保措置）</td> </tr> <tr> <td>避難準備・高齢者等避難開始</td> <td> <p><u>避難に時間のかかる高齢者等の要配慮者とその支援者は、立ち退き避難する。</u></p> <p><u>その他の人は立ち退き避難の準備をし、状況に応じて、自発的に立ち退き避難する（特に、風水害による被害の恐れが高い区域の居住者等）。</u></p> </td> </tr> <tr> <td>避難勧告</td> <td><u>指定緊急避難場所等への立ち退き避難を基本とする避難行動をとる。</u></td> </tr> <tr> <td>避難指示（緊急）</td> <td><u>災害が発生するおそれが極めて高い状況等となっており、緊急に避難する。</u></td> </tr> <tr> <td>災害発生情報</td> <td><u>既に災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる。</u></td> </tr> </table> <p><u>・住民は避難勧告等が出されなくても、「自らの命は自らが守る」という考え方の下に、自ら警戒レベル相当情報等を確認し避難の必要性を判断するとともに、身の危険を感じたら躊躇なく自発的に避難する。</u></p>	避難情報	住民に求められる行動（安全確保措置）	避難準備・高齢者等避難開始	<p><u>避難に時間のかかる高齢者等の要配慮者とその支援者は、立ち退き避難する。</u></p> <p><u>その他の人は立ち退き避難の準備をし、状況に応じて、自発的に立ち退き避難する（特に、風水害による被害の恐れが高い区域の居住者等）。</u></p>	避難勧告	<u>指定緊急避難場所等への立ち退き避難を基本とする避難行動をとる。</u>	避難指示（緊急）	<u>災害が発生するおそれが極めて高い状況等となっており、緊急に避難する。</u>	災害発生情報	<u>既に災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる。</u>	<p>○国〔国土交通省、気象庁〕及び都道府県は、避難勧告等の発令基準に活用する防災気象情報を、警戒レベルとの関係が明確になるよう、5段階の警戒レベル相当情報として区分し、住民の自発的な避難判断等を促すものとする。</p> <p>避難勧告等に関するガイドライン（抜粋）</p> <table border="1" data-bbox="2522 808 2893 1690"> <tr> <td></td> <td>立ち退き避難が必要な居住者等に求める行動</td> </tr> <tr> <td>避難準備・高齢者等避難開始</td> <td> <p>避難に時間のかかる要配慮者とその支援者は立ち退き避難する。</p> <p>その他の人は立ち退き避難の準備を整えたとともに、以後の防災気象情報、水位情報等に注意を払い、自発的に避難を開始することが望ましい。</p> </td> </tr> <tr> <td>避難勧告</td> <td>指定緊急避難場所等への立ち退き避難を基本とする避難行動をとる。</td> </tr> <tr> <td>避難指示（緊急）</td> <td>災害が発生するおそれが極めて高い状況等となっており、緊急に避難する。</td> </tr> <tr> <td>災害発生情報</td> <td>既に災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる。</td> </tr> </table>		立ち退き避難が必要な居住者等に求める行動	避難準備・高齢者等避難開始	<p>避難に時間のかかる要配慮者とその支援者は立ち退き避難する。</p> <p>その他の人は立ち退き避難の準備を整えたとともに、以後の防災気象情報、水位情報等に注意を払い、自発的に避難を開始することが望ましい。</p>	避難勧告	指定緊急避難場所等への立ち退き避難を基本とする避難行動をとる。	避難指示（緊急）	災害が発生するおそれが極めて高い状況等となっており、緊急に避難する。	災害発生情報
避難情報	住民に求められる行動（安全確保措置）																															
避難準備・高齢者等避難開始	<p><u>高齢者や障害者などの要配慮者は、立ち退き避難する。</u></p> <p><u>立ち退き避難の準備を整える。</u></p> <p><u>状況に応じて、自発的に立ち退き避難する（特に、風水害による被害の恐れが高い区域の居住者等）。</u></p>																															
避難勧告	<u>立ち退き避難する。</u>																															
避難指示（緊急）	<p><u>立ち退き避難中の住民は、確実に避難を完了する。</u></p> <p><u>避難勧告の対象地域で、まだ立ち退き避難をしていない住民は、速やかに避難を開始する。</u></p>																															
避難情報	住民に求められる行動（安全確保措置）																															
避難準備・高齢者等避難開始	<p><u>避難に時間のかかる高齢者等の要配慮者とその支援者は、立ち退き避難する。</u></p> <p><u>その他の人は立ち退き避難の準備をし、状況に応じて、自発的に立ち退き避難する（特に、風水害による被害の恐れが高い区域の居住者等）。</u></p>																															
避難勧告	<u>指定緊急避難場所等への立ち退き避難を基本とする避難行動をとる。</u>																															
避難指示（緊急）	<u>災害が発生するおそれが極めて高い状況等となっており、緊急に避難する。</u>																															
災害発生情報	<u>既に災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる。</u>																															
	立ち退き避難が必要な居住者等に求める行動																															
避難準備・高齢者等避難開始	<p>避難に時間のかかる要配慮者とその支援者は立ち退き避難する。</p> <p>その他の人は立ち退き避難の準備を整えたとともに、以後の防災気象情報、水位情報等に注意を払い、自発的に避難を開始することが望ましい。</p>																															
避難勧告	指定緊急避難場所等への立ち退き避難を基本とする避難行動をとる。																															
避難指示（緊急）	災害が発生するおそれが極めて高い状況等となっており、緊急に避難する。																															
災害発生情報	既に災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる。																															
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	<p>居住者・施設管理者等の避難行動に関して、基本的な対応等を以下に記す。</p> <p>・避難勧告等が出されなくても、「自らの命は自らが守る」という考え方の</p>																											

静岡県地域防災計画 新旧対照表（案）

項	旧	新	備考												
共通 -29	<p>(略)</p> <p>第12節 要配慮者支援計画</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>要配慮者利用施設における避難確保措置等</td> <td>要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成するものとする。 <u>また、市町は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努めるものとする。</u></td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	(略)	(略)	要配慮者利用施設における避難確保措置等	要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成するものとする。 <u>また、市町は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努めるものとする。</u>	<p>(略)</p> <p>第12節 要配慮者支援計画</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>要配慮者利用施設における避難確保措置等</td> <td>要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成するものとする。 <u>(削除)</u></td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	(略)	(略)	要配慮者利用施設における避難確保措置等	要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成するものとする。 <u>(削除)</u>	<p>下に、自ら警戒レベル相当情報等を確認し避難の必要性を判断するとともに、身の危険を感じたら躊躇なく自発的に避難する。</p> <p>共通対策編への記載がなじまないため風水害対策編へ移行</p>
区 分	内 容														
(略)	(略)														
要配慮者利用施設における避難確保措置等	要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成するものとする。 <u>また、市町は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努めるものとする。</u>														
区 分	内 容														
(略)	(略)														
要配慮者利用施設における避難確保措置等	要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成するものとする。 <u>(削除)</u>														
共通 -29	<p>(略)</p> <p>第15節 ライフライン<u>事業の復旧</u>に関する計画</p> <p><u>○ライフライン事業者は、災害発生時に円滑な対応が図られるよう、ライフラインの被害状況の予測・把握及び緊急時の供給について、あらかじめ計画を作成しておくものとする。また、ライフライン施設の応急復旧に関して、広域的な応援を前提として、あらかじめ事業者間で広域的な応援体制の整備に努めるものとする。</u></p> <p><u>○下水道管理者は、民間事業者等との協定締結などにより発災後における下水道施設の維持又は修繕に努めるとともに、災害の発生時においても下水道の機能を維持するため、可搬式排水ポンプその他の必要な資機材の整備等に努めるものとする。</u></p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>第15節 <u>重要施設・ライフラインの機能確保等</u>に関する計画</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施主体</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県</td> <td><u>・緊急的な燃料供給を円滑に実施するため、石油連盟と締結した「災害時の重要施設に係る情報共有に関する覚書」に基づき、重要施設（災害拠点病院、警察、消防署等、社会的に重要性が高い公共施設のうち、県が別途指定したもの）の燃料供給に必要な情報の共有を図るものとする。</u></td> </tr> <tr> <td>重要施設の管理者</td> <td><u>・県、市町及び災害拠点病院等災害応急対策に係る機関は、保有する施設・設備について、安全な位置に自家発電設備、燃料貯蔵設備等の整備を図り、十分な期間の発電が可能となるような燃料の備蓄、複数事業者との燃料供給協定等の燃料確保策の多重化を行い平常時から点検、訓練等に努めるものとする。</u> <u>・燃料の調達に当たっては、災害時だけでなく平時においても燃料供給が安定的に行われる環境を維持していくことの重要性に鑑み、災害時の燃料供給協定を締結している石油組合等の受注機会の増大に努めるものとする。</u></td> </tr> <tr> <td>ライフライン事業者</td> <td><u>・災害発生時に円滑な対応が図られるよう、ライフラインの被害状況の予測・把握及び緊急時の供給について、あらかじめ計画を作成しておくものとする。</u> <u>・ライフライン施設の応急復旧に関して、広域的な応援を前提として、あらかじめ事業者間で広域的な応援体制の整備に努めるものとする。</u></td> </tr> </tbody> </table>	実施主体	内 容	県	<u>・緊急的な燃料供給を円滑に実施するため、石油連盟と締結した「災害時の重要施設に係る情報共有に関する覚書」に基づき、重要施設（災害拠点病院、警察、消防署等、社会的に重要性が高い公共施設のうち、県が別途指定したもの）の燃料供給に必要な情報の共有を図るものとする。</u>	重要施設の管理者	<u>・県、市町及び災害拠点病院等災害応急対策に係る機関は、保有する施設・設備について、安全な位置に自家発電設備、燃料貯蔵設備等の整備を図り、十分な期間の発電が可能となるような燃料の備蓄、複数事業者との燃料供給協定等の燃料確保策の多重化を行い平常時から点検、訓練等に努めるものとする。</u> <u>・燃料の調達に当たっては、災害時だけでなく平時においても燃料供給が安定的に行われる環境を維持していくことの重要性に鑑み、災害時の燃料供給協定を締結している石油組合等の受注機会の増大に努めるものとする。</u>	ライフライン事業者	<u>・災害発生時に円滑な対応が図られるよう、ライフラインの被害状況の予測・把握及び緊急時の供給について、あらかじめ計画を作成しておくものとする。</u> <u>・ライフライン施設の応急復旧に関して、広域的な応援を前提として、あらかじめ事業者間で広域的な応援体制の整備に努めるものとする。</u>	<p>平成30年台風24号による大規模停電の教訓を踏まえ、燃料の確保に関する計画を地震対策編から風水害等の他の災害対策も含めた共通対策編へ移項。なお、記載ぶりは、防災基本計画を参考に修正を加えている。 (防災基本計画抜粋)</p> <p>○国、公共機関、<b>地方公共団体</b>、<b>災害拠点病院等災害応急対策に係る機関</b>は、風水害にあつては土砂災害危険箇所、雪害にあつては雪崩災害の危険箇所等に配慮しつつ、それぞれの機関の防災中枢機能を果たす施設・設備の充実及び<b>災害に対する安全性の確保</b>、総合的な防災機能を有する拠点・街区の整備、推進に努めるものとする。</p> <p>○国、公共機関、<b>地方公共団体及び災害拠点病院等災害応急対策に係る機関</b>は、保有する施設・設備について、代替エネルギーシステムの活</p>				
実施主体	内 容														
県	<u>・緊急的な燃料供給を円滑に実施するため、石油連盟と締結した「災害時の重要施設に係る情報共有に関する覚書」に基づき、重要施設（災害拠点病院、警察、消防署等、社会的に重要性が高い公共施設のうち、県が別途指定したもの）の燃料供給に必要な情報の共有を図るものとする。</u>														
重要施設の管理者	<u>・県、市町及び災害拠点病院等災害応急対策に係る機関は、保有する施設・設備について、安全な位置に自家発電設備、燃料貯蔵設備等の整備を図り、十分な期間の発電が可能となるような燃料の備蓄、複数事業者との燃料供給協定等の燃料確保策の多重化を行い平常時から点検、訓練等に努めるものとする。</u> <u>・燃料の調達に当たっては、災害時だけでなく平時においても燃料供給が安定的に行われる環境を維持していくことの重要性に鑑み、災害時の燃料供給協定を締結している石油組合等の受注機会の増大に努めるものとする。</u>														
ライフライン事業者	<u>・災害発生時に円滑な対応が図られるよう、ライフラインの被害状況の予測・把握及び緊急時の供給について、あらかじめ計画を作成しておくものとする。</u> <u>・ライフライン施設の応急復旧に関して、広域的な応援を前提として、あらかじめ事業者間で広域的な応援体制の整備に努めるものとする。</u>														

静岡県地域防災計画 新旧対照表 (案)

項	旧	新	備考										
共通 -30	<p><u>(新規)</u></p> <p><u>第16節</u> 県・市町の業務継続に関する計画 (略)</p> <p><u>第17節</u> 複合災害対策及び連続災害対策</p>	<table border="1" data-bbox="1371 191 2377 506"> <tr> <td data-bbox="1371 191 1516 506"></td> <td data-bbox="1516 191 2377 506"> <p><u>とする。</u></p> <p><u>・被災施設の復旧予定時期の目安について利用者へ情報発信を行う体制の整備に努めるものとする。</u></p> <p><u>・下水道管理者は、民間事業者等との協定締結などにより発災後における下水道施設の維持又は修繕に努めるとともに、災害の発生時においても下水道の機能を維持するため、可搬式排水ポンプその他の必要な資機材の整備等に努めるものとする。</u></p> </td> </tr> </table> <p>(略)</p> <p><u>第16節</u> 被災者生活再建支援に関する計画</p> <table border="1" data-bbox="1371 709 2421 1444"> <thead> <tr> <th data-bbox="1371 709 1531 800">区 分</th> <th data-bbox="1531 709 2421 800">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1371 800 1531 995"><u>人材育成</u></td> <td data-bbox="1531 800 2421 995"> <p><u>・県は市町に対し、住家被害の調査の担当者のための研修機会の拡充等により、災害時の住家被害の調査の迅速化を図るものとする。</u></p> <p><u>・研修を受講した担当者の名簿への登録、他の都道府県や民間団体との応援協定の締結等により、応援体制の強化を図るものとする。</u></p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1371 995 1531 1310"><u>実施体制の整備</u></td> <td data-bbox="1531 995 2421 1310"> <p><u>・市町は、災害時に災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や災証明書の交付の担当部局を定め、以下の事項を計画的に進めるなど、災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。</u></p> <p><u>ア 住家被害の調査及び災証明書交付の訓練</u></p> <p><u>イ 応援協定の締結</u></p> <p><u>ウ 応援の受入れ体制の構築</u></p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1371 1310 1531 1444"><u>システムの活用</u></td> <td data-bbox="1531 1310 2421 1444"> <p><u>・市町は、住家被害の調査及び災証明書交付を効率的に実施するため、当該業務を支援するシステムの活用について検討するものとする。</u></p> </td> </tr> </tbody> </table> <p><u>第17節</u> 県・市町の業務継続に関する計画 (略)</p> <p><u>第18節</u> 複合災害対策及び連続災害対策</p>		<p><u>とする。</u></p> <p><u>・被災施設の復旧予定時期の目安について利用者へ情報発信を行う体制の整備に努めるものとする。</u></p> <p><u>・下水道管理者は、民間事業者等との協定締結などにより発災後における下水道施設の維持又は修繕に努めるとともに、災害の発生時においても下水道の機能を維持するため、可搬式排水ポンプその他の必要な資機材の整備等に努めるものとする。</u></p>	区 分	内 容	<u>人材育成</u>	<p><u>・県は市町に対し、住家被害の調査の担当者のための研修機会の拡充等により、災害時の住家被害の調査の迅速化を図るものとする。</u></p> <p><u>・研修を受講した担当者の名簿への登録、他の都道府県や民間団体との応援協定の締結等により、応援体制の強化を図るものとする。</u></p>	<u>実施体制の整備</u>	<p><u>・市町は、災害時に災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や災証明書の交付の担当部局を定め、以下の事項を計画的に進めるなど、災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。</u></p> <p><u>ア 住家被害の調査及び災証明書交付の訓練</u></p> <p><u>イ 応援協定の締結</u></p> <p><u>ウ 応援の受入れ体制の構築</u></p>	<u>システムの活用</u>	<p><u>・市町は、住家被害の調査及び災証明書交付を効率的に実施するため、当該業務を支援するシステムの活用について検討するものとする。</u></p>	<p>用を含め自家発電設備、LP ガス災害用バルク、燃料貯蔵設備等の整備を図り、十分な期間の発電が可能となるような燃料の備蓄等を行い、平常時から点検、訓練等に努めるものとする。</p> <p>○ライフライン、交通輸送等の関係機関〔総務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省等〕は、復旧に当たり、可能な限り地区別の復旧予定時期の目安を明示するものとする。</p> <p>近年の災害における被災者への支援の重要性を鑑み、被災者の生活再建を支援し、迅速な復旧・復興を行うための計画を新設</p>
	<p><u>とする。</u></p> <p><u>・被災施設の復旧予定時期の目安について利用者へ情報発信を行う体制の整備に努めるものとする。</u></p> <p><u>・下水道管理者は、民間事業者等との協定締結などにより発災後における下水道施設の維持又は修繕に努めるとともに、災害の発生時においても下水道の機能を維持するため、可搬式排水ポンプその他の必要な資機材の整備等に努めるものとする。</u></p>												
区 分	内 容												
<u>人材育成</u>	<p><u>・県は市町に対し、住家被害の調査の担当者のための研修機会の拡充等により、災害時の住家被害の調査の迅速化を図るものとする。</u></p> <p><u>・研修を受講した担当者の名簿への登録、他の都道府県や民間団体との応援協定の締結等により、応援体制の強化を図るものとする。</u></p>												
<u>実施体制の整備</u>	<p><u>・市町は、災害時に災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や災証明書の交付の担当部局を定め、以下の事項を計画的に進めるなど、災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。</u></p> <p><u>ア 住家被害の調査及び災証明書交付の訓練</u></p> <p><u>イ 応援協定の締結</u></p> <p><u>ウ 応援の受入れ体制の構築</u></p>												
<u>システムの活用</u>	<p><u>・市町は、住家被害の調査及び災証明書交付を効率的に実施するため、当該業務を支援するシステムの活用について検討するものとする。</u></p>												

静岡県地域防災計画 新旧対照表 (案)

項	旧	新	備考
共通 -33 第3章 災害応急対策計画 第2節 組織計画 1 災害対策組織 (1) 本部員会議 ア 知事(本部長)は、災害応急対策の基本方針等について協議するため、必要に応じて本部員会議を開催する。 イ 本部員会議は、本部長、副本部長(副知事及び警察本部長)、危機管理監、本部員(各局長)及び危機担当監をもって構成する。ただし、必要に応じて、関係者の出席を求めることができる。 ウ 本部員等は、それぞれの所管業務に関する災害応急対策の実施状況について、必要に応じて、本部員会議に報告する。 エ 本部長は、被害情報等の収集、災害応急対策の調整等を行うため、防災関係機関の長に対し、本部員会議への連絡員の派遣を要請することができる。  (略)	第3章 災害応急対策計画 第2節 組織計画 1 災害対策組織 (1) 本部員会議 ア 知事(本部長)は、災害応急対策の基本方針等について協議するため、必要に応じて本部員会議を開催する。 イ 本部員会議は、本部長、副本部長(副知事及び警察本部長)、危機管理監、本部員(各局長)及び危機担当監をもって構成する。ただし、必要に応じて、関係者の出席を求めることができる。 ウ 本部員等は、それぞれの所管業務に関する災害応急対策の実施状況について、必要に応じて、本部員会議に報告する。 エ 本部長は、被害情報等の収集、災害応急対策の調整等を行うため、防災関係機関の長に対し、本部員会議への連絡員の派遣を要請することができる。  (略)	第3章 災害応急対策計画 第2節 組織計画 1 災害対策組織 (1) 本部員会議 ア 知事(本部長)は、災害応急対策の基本方針等について協議するため、必要に応じて本部員会議を開催する。 イ 本部員会議は、本部長、副本部長(副知事及び警察本部長)、危機管理監、本部員(各局長)をもって構成する。ただし、必要に応じて、関係者の出席を求めることができる。 ウ 本部員等は、それぞれの所管業務に関する災害応急対策の実施状況について、必要に応じて、本部員会議に報告する。 エ 本部長は、被害情報等の収集、災害応急対策の調整等を行うため、防災関係機関の長に対し、本部員会議への連絡員の派遣を要請することができる。  (略)	災害対策本部運営要領に基づく修正
共通 -34	<p>「静岡県災害対策本部編成図」</p> <p>(略)</p>	<p>「静岡県災害対策本部編成図」</p> <p>(略)</p>	組織改編に伴う修正





静岡県地域防災計画 新旧対照表 (案)

項	旧	新	備考																																															
共通 -35	<p>&lt;危機担当監&gt;</p> <p>知事戦略局長、<u>政策推進局長</u>、<u>地域外交局長</u>、経営管理部総務局長、くらし・環境部管理                      局長、<u>建築住宅局長</u>、<u>環境局長</u>、文化・観光部管理局長、<u>観光交流局長</u>、<u>空港振興局                      長</u>、健康福祉部管理局長、<u>医療健康局長</u>、<u>生活衛生局長</u>、経済産業部管理局長、<u>農業局                      長</u>、交通基盤部管理局長、<u>道路局長</u>、<u>河川砂防局長</u>、<u>港湾局長</u>、出納局次長兼会計課長、                      企業局理事、教育委員会理事（総括担当）</p> <p>(略)</p>	<p>&lt;危機担当監&gt;</p> <p>知事戦略局<u>理事兼総務課長</u>、経営管理部総務局長、くらし・環境部<u>政策</u>管理局長、文化・                      観光部<u>政策</u>管理局長、健康福祉部<u>政策</u>管理局長、経済産業部<u>政策</u>管理局長、交通基盤部  <u>政策</u>管理局長、出納局次長兼会計課長、企業局<u>参事</u>、教育委員会<u>教育部</u>理事（総括担当）</p> <p>(略)</p>	組織改編及び災害対策本部運営要領に基づく修正																																															
共通 -36	<p>2 職員動員及び配備</p> <p>(略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>配備体制・配備基準</th> <th>配備内容</th> <th>配備部局等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <p><b>【情報収集体制】</b></p> <p>大雨、洪水、暴風、暴風雪警報のいずれかが県内に発表されたとき、又は突発的災害、地震、津波、伊豆東部火山群、富士山火山以外で状況により知事が指示したとき（※1）</p> </td> <td>各所属所要の人員による、情報収集及び連絡活動を主とした体制（※2）</td> <td> <p>本庁 危機管理部、交通基盤部</p> <p>出先 必要な出先機関（必要な地域局（※3）、空港管理事務所（※4）、土木事務所、港管理事務所、港管理局、漁港管理事務所）</p> </td> </tr> <tr> <td> <p><b>【警戒体制】</b></p> <p>大雨、洪水、暴風、暴風雪、大雪、高潮警報のいずれかが県内に発表され大規模な災害の発生が予想されるとき、又は突発的災害、地震、津波、伊豆東部火山群、富士山火山以外で状況により知事が指示したとき</p> </td> <td>各所属で情報収集及び連絡活動を行い、事態の推移に伴い、速やかに警戒活動等を実施する体制（※2）</td> <td> <p>本庁 知事戦略局広聴広報課、地域外交局、危機管理部、文化・観光部観光交流局、空港振興局（※6）、健康福祉部管理局長、交通基盤部</p> <p>出先 必要な出先機関（必要な地域局（※3）、空港管理事務所（※4）、土木事務所、港管理事務所、港管理局、漁港管理事務所）</p> </td> </tr> <tr> <td> <p><b>【警戒本部設置体制】</b></p> <p>大雨、暴風、暴風雪、大雪、高潮特別警報のいずれかが県内に発表されたとき、若しくは「特別警報に至る可能性への言及」に係る府県気象情報が県内に発</p> </td> <td>全庁的な情報共有体制を執るとともに、所要の指示に基づく災害応急対策を実施し、直ちに災</td> <td> <p>本庁 知事戦略局広聴広報課、地域外交局、危機管理部、文化・観光部観光交流局、空港振興局（※6）、健康福祉部管理局長、経済産業部管理局長、交通基盤部</p> </td> </tr> </tbody> </table>	配備体制・配備基準	配備内容	配備部局等	<p><b>【情報収集体制】</b></p> <p>大雨、洪水、暴風、暴風雪警報のいずれかが県内に発表されたとき、又は突発的災害、地震、津波、伊豆東部火山群、富士山火山以外で状況により知事が指示したとき（※1）</p>	各所属所要の人員による、情報収集及び連絡活動を主とした体制（※2）	<p>本庁 危機管理部、交通基盤部</p> <p>出先 必要な出先機関（必要な地域局（※3）、空港管理事務所（※4）、土木事務所、港管理事務所、港管理局、漁港管理事務所）</p>	<p><b>【警戒体制】</b></p> <p>大雨、洪水、暴風、暴風雪、大雪、高潮警報のいずれかが県内に発表され大規模な災害の発生が予想されるとき、又は突発的災害、地震、津波、伊豆東部火山群、富士山火山以外で状況により知事が指示したとき</p>	各所属で情報収集及び連絡活動を行い、事態の推移に伴い、速やかに警戒活動等を実施する体制（※2）	<p>本庁 知事戦略局広聴広報課、地域外交局、危機管理部、文化・観光部観光交流局、空港振興局（※6）、健康福祉部管理局長、交通基盤部</p> <p>出先 必要な出先機関（必要な地域局（※3）、空港管理事務所（※4）、土木事務所、港管理事務所、港管理局、漁港管理事務所）</p>	<p><b>【警戒本部設置体制】</b></p> <p>大雨、暴風、暴風雪、大雪、高潮特別警報のいずれかが県内に発表されたとき、若しくは「特別警報に至る可能性への言及」に係る府県気象情報が県内に発</p>	全庁的な情報共有体制を執るとともに、所要の指示に基づく災害応急対策を実施し、直ちに災	<p>本庁 知事戦略局広聴広報課、地域外交局、危機管理部、文化・観光部観光交流局、空港振興局（※6）、健康福祉部管理局長、経済産業部管理局長、交通基盤部</p>	<p>2 職員動員及び配備</p> <p>(略)</p> <p>災害対策本部運営要領 別表共通の1 「災害時の配備体制とその基準」</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事象</th> <th>南海トラフ地震臨時情報</th> <th>地震災害</th> <th>風水害等一般災害</th> <th>津波災害</th> <th>富士山火山</th> <th>伊豆東部火山群</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>体制</td> <td>南海トラフ地震臨時情報</td> <td>震度4</td> <td>警戒レベル3相当情報</td> <td>津波注意報</td> <td>気象台からの情報</td> <td>気象台からの情報</td> </tr> <tr> <td>警戒体制</td> <td>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）</td> <td>震度5弱</td> <td>警戒レベル4相当情報</td> <td>津波警報</td> <td>火山状況解説情報（臨時）</td> <td>火山状況解説情報（臨時）</td> </tr> <tr> <td>警戒本部体制</td> <td>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）</td> <td>震度5強</td> <td>警戒レベル5相当情報</td> <td>大津波警報</td> <td>噴火警戒レベル3、4</td> <td>噴火警戒レベル4</td> </tr> <tr> <td>災害対策本部</td> <td>＝</td> <td>震度6弱以上</td> <td>大規模な災害が発生、または発生する恐れがあるとき</td> <td>大規模な災害が発生、または発生する恐れがあるとき</td> <td>噴火警戒レベル5</td> <td>噴火警戒レベル5</td> </tr> </tbody> </table>	事象	南海トラフ地震臨時情報	地震災害	風水害等一般災害	津波災害	富士山火山	伊豆東部火山群	体制	南海トラフ地震臨時情報	震度4	警戒レベル3相当情報	津波注意報	気象台からの情報	気象台からの情報	警戒体制	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）	震度5弱	警戒レベル4相当情報	津波警報	火山状況解説情報（臨時）	火山状況解説情報（臨時）	警戒本部体制	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）	震度5強	警戒レベル5相当情報	大津波警報	噴火警戒レベル3、4	噴火警戒レベル4	災害対策本部	＝	震度6弱以上	大規模な災害が発生、または発生する恐れがあるとき	大規模な災害が発生、または発生する恐れがあるとき	噴火警戒レベル5	噴火警戒レベル5	災害対策本部運営要領に基づく修正
配備体制・配備基準	配備内容	配備部局等																																																
<p><b>【情報収集体制】</b></p> <p>大雨、洪水、暴風、暴風雪警報のいずれかが県内に発表されたとき、又は突発的災害、地震、津波、伊豆東部火山群、富士山火山以外で状況により知事が指示したとき（※1）</p>	各所属所要の人員による、情報収集及び連絡活動を主とした体制（※2）	<p>本庁 危機管理部、交通基盤部</p> <p>出先 必要な出先機関（必要な地域局（※3）、空港管理事務所（※4）、土木事務所、港管理事務所、港管理局、漁港管理事務所）</p>																																																
<p><b>【警戒体制】</b></p> <p>大雨、洪水、暴風、暴風雪、大雪、高潮警報のいずれかが県内に発表され大規模な災害の発生が予想されるとき、又は突発的災害、地震、津波、伊豆東部火山群、富士山火山以外で状況により知事が指示したとき</p>	各所属で情報収集及び連絡活動を行い、事態の推移に伴い、速やかに警戒活動等を実施する体制（※2）	<p>本庁 知事戦略局広聴広報課、地域外交局、危機管理部、文化・観光部観光交流局、空港振興局（※6）、健康福祉部管理局長、交通基盤部</p> <p>出先 必要な出先機関（必要な地域局（※3）、空港管理事務所（※4）、土木事務所、港管理事務所、港管理局、漁港管理事務所）</p>																																																
<p><b>【警戒本部設置体制】</b></p> <p>大雨、暴風、暴風雪、大雪、高潮特別警報のいずれかが県内に発表されたとき、若しくは「特別警報に至る可能性への言及」に係る府県気象情報が県内に発</p>	全庁的な情報共有体制を執るとともに、所要の指示に基づく災害応急対策を実施し、直ちに災	<p>本庁 知事戦略局広聴広報課、地域外交局、危機管理部、文化・観光部観光交流局、空港振興局（※6）、健康福祉部管理局長、経済産業部管理局長、交通基盤部</p>																																																
事象	南海トラフ地震臨時情報	地震災害	風水害等一般災害	津波災害	富士山火山	伊豆東部火山群																																												
体制	南海トラフ地震臨時情報	震度4	警戒レベル3相当情報	津波注意報	気象台からの情報	気象台からの情報																																												
警戒体制	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）	震度5弱	警戒レベル4相当情報	津波警報	火山状況解説情報（臨時）	火山状況解説情報（臨時）																																												
警戒本部体制	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）	震度5強	警戒レベル5相当情報	大津波警報	噴火警戒レベル3、4	噴火警戒レベル4																																												
災害対策本部	＝	震度6弱以上	大規模な災害が発生、または発生する恐れがあるとき	大規模な災害が発生、または発生する恐れがあるとき	噴火警戒レベル5	噴火警戒レベル5																																												

静岡県地域防災計画 新旧対照表 (案)

項	旧			新			備考															
共通 -38	<p><u>表されたとき、又は、大規模な災害が発生し県内に災害救助法が適用されたとき、又は同法の適用が見込まれるとき、或いは突発的災害、地震、津波、伊豆東部火山群、富士山火山以外で状況により知事が指示したとき</u></p>	<p><u>害対策本部を設置できる体制(※2)</u></p>	<p>出先</p>	<p><u>必要な出先機関(必要な地域局(※5)、空港管理事務所(※4)、健康福祉センター、土木事務所、港管理事務所、港管理局、漁港管理事務所)</u></p>	<p><u>その他、多数の死傷者が発生し、通常の消防力では対応が困難と思われる事故が発生したとき、又はその他知事が指示したときは、状況に応じて必要な体制を執る。</u></p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1323 275 1478 317">体制</th> <th data-bbox="1478 275 2036 317">配備の内容</th> <th data-bbox="2036 275 2472 317">配置課等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1323 317 1478 417"> <p><u>情報収集体制</u></p> </td> <td data-bbox="1478 317 2036 417"> <p><u>関係所属による、情報収集及び連絡活動を主とした体制</u></p> </td> <td data-bbox="2036 317 2472 417"> <p><u>危機管理部当番、交通基盤部当番、地域局当番 等</u></p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1323 417 1478 554"> <p><u>警戒体制</u></p> </td> <td data-bbox="1478 417 2036 554"> <p><u>事態の推移を踏まえ、関係所属間で情報収集及び連絡活動を行い、警戒活動等を実施する体制※2</u></p> </td> <td data-bbox="2036 417 2472 554"> <p><u>危機管理部要員、交通基盤部要員、各部連絡要員、地域局当番 等</u></p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1323 554 1478 732"> <p><u>警戒本部体制</u></p> </td> <td data-bbox="1478 554 2036 732"> <p><u>全庁的な情報共有体制を強化、必要な災害応急対策を準備実施するとともに、速やかに災害対策本部に移行できる体制(参集後、状況に応じてローテーションに移行)</u></p> </td> <td data-bbox="2036 554 2472 732"> <p><u>危機担当監、危機管理部全員、土木班全員、各部局所管課、地域局要員※3 等</u></p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1323 732 1478 957"> <p><u>災害対策本部</u></p> </td> <td data-bbox="1478 732 2036 957"> <p><u>全庁的な情報共有体制のもと、直ちに全庁的な災害応急対策を実施する体制(災害の状況に応じ、適宜体制の拡大等を行う)</u></p> </td> <td data-bbox="2036 732 2472 957"> <p><u>地震災害：全職員参集</u> <u>地震災害以外：知事・副知事、本部員、危機担当監、本部司令部、方面本部総括班、道路、医療、物資等担当部局 等</u></p> </td> </tr> </tbody> </table>	体制	配備の内容	配置課等	<p><u>情報収集体制</u></p>	<p><u>関係所属による、情報収集及び連絡活動を主とした体制</u></p>	<p><u>危機管理部当番、交通基盤部当番、地域局当番 等</u></p>	<p><u>警戒体制</u></p>	<p><u>事態の推移を踏まえ、関係所属間で情報収集及び連絡活動を行い、警戒活動等を実施する体制※2</u></p>	<p><u>危機管理部要員、交通基盤部要員、各部連絡要員、地域局当番 等</u></p>	<p><u>警戒本部体制</u></p>	<p><u>全庁的な情報共有体制を強化、必要な災害応急対策を準備実施するとともに、速やかに災害対策本部に移行できる体制(参集後、状況に応じてローテーションに移行)</u></p>	<p><u>危機担当監、危機管理部全員、土木班全員、各部局所管課、地域局要員※3 等</u></p>	<p><u>災害対策本部</u></p>	<p><u>全庁的な情報共有体制のもと、直ちに全庁的な災害応急対策を実施する体制(災害の状況に応じ、適宜体制の拡大等を行う)</u></p>	<p><u>地震災害：全職員参集</u> <u>地震災害以外：知事・副知事、本部員、危機担当監、本部司令部、方面本部総括班、道路、医療、物資等担当部局 等</u></p>	<p>発災時の状況により派遣警察官が変わる可能性があることから限定的な記載を修正</p>
	体制	配備の内容		配置課等																		
<p><u>情報収集体制</u></p>	<p><u>関係所属による、情報収集及び連絡活動を主とした体制</u></p>	<p><u>危機管理部当番、交通基盤部当番、地域局当番 等</u></p>																				
<p><u>警戒体制</u></p>	<p><u>事態の推移を踏まえ、関係所属間で情報収集及び連絡活動を行い、警戒活動等を実施する体制※2</u></p>	<p><u>危機管理部要員、交通基盤部要員、各部連絡要員、地域局当番 等</u></p>																				
<p><u>警戒本部体制</u></p>	<p><u>全庁的な情報共有体制を強化、必要な災害応急対策を準備実施するとともに、速やかに災害対策本部に移行できる体制(参集後、状況に応じてローテーションに移行)</u></p>	<p><u>危機担当監、危機管理部全員、土木班全員、各部局所管課、地域局要員※3 等</u></p>																				
<p><u>災害対策本部</u></p>	<p><u>全庁的な情報共有体制のもと、直ちに全庁的な災害応急対策を実施する体制(災害の状況に応じ、適宜体制の拡大等を行う)</u></p>	<p><u>地震災害：全職員参集</u> <u>地震災害以外：知事・副知事、本部員、危機担当監、本部司令部、方面本部総括班、道路、医療、物資等担当部局 等</u></p>																				
<p><u>【突発的災害応急体制】</u> <u>多数の死傷者が発生し、通常の消防力では対応が困難と思われる事故が発生したとき、又はその他の状況により知事が指示したとき</u></p>	<p><u>情報収集及び連絡活動を主とし、事態の推移に伴い、速やかに災害対策本部を設置できる体制</u></p>	<p>本庁 出先</p>	<p><u>危機管理部、健康福祉部管理局、必要な局</u> <u>必要な地域局(※3)、必要な出先機関</u></p>	<p>※1 <u>交通基盤部の配備体制については、大雨、洪水注意報のいずれかが県下に発表されたとき。</u></p> <p>※2 <u>風水害における交通基盤部の事前配備体制については、水防計画における事前配備体制を優先適用する。なお、災害対策本部が設置された場合は、水防本部は災害対策本部に統合される。</u></p> <p>※3 <u>賀茂地域局については、賀茂方面本部指令班員のうち、下田財務事務所職員を含む。</u></p> <p>※4 <u>当該事象が静岡空港管内(島田市又は牧之原市)に発生した場合のみとする。</u></p> <p>※5 <u>必要により、地域局は関係所属と調整のうえ、方面本部指令班員を動員することができる。</u></p> <p>※6 <u>当該事象が静岡空港管内(島田市又は牧之原市)に発生し、かつ、特に被害が予想される場合(台風の進路に当たる場合など)とする。</u></p> <p>(略)</p> <p>第4節 通信情報計画 (1) 県、市町間の緊密化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>情報の収集及び伝達は、災害対策本部と方面本部、方面本部と市町災害対策本部各相互のルートの基本として警察署及び防災関係機関と緊密な連携のもとに行う。</li> <li>情報活動の緊密化のため警察署は、方面本部(同所を管轄する警察署のみ)及び市町災害対策本部に警察官を派遣するものとし、方面本部も市町災害対策本部に職員を派遣する。</li> </ul> <p>(略)</p>																		

静岡県地域防災計画 新旧対照表（案）

項	旧	新	備考																										
共通 -58	第15節 清掃及び災害廃棄物処理計画 1 実施事項等 基本方針 ・「静岡県災害廃棄物処理計画」及び「震災時し尿及び生活系ごみ処理対策マニュアル」を踏まえて <u>迅速・適正</u> に処理する。  (略)	第15節 清掃及び災害廃棄物処理計画 1 実施事項等 基本方針 ・「静岡県災害廃棄物処理計画」及び「震災時し尿及び生活系ごみ処理対策マニュアル」を踏まえて <u>円滑・迅速</u> に処理する。  (略)	表現の適正化																										
共通 -67	第23節 県警察災害警備計画 2 災害警備本部等の設置 <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>組織</th> <th>設置基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">警察署</td> <td>署災害警備準備室</td> <td>                             ア 暴風、大雨及び洪水又は高潮警報のいずれかが管内に発表されたとき                              イ 管内において震度4又は5弱の地震が発生した場合                              ウ 県内に津波注意報が発表された場合（<u>沿岸管轄警察署</u>）                              エ 上記以外の自然現象により、災害が管内で発生し、又は発生するおそれがあるとき                         </td> </tr> <tr> <td>署災害警戒警備本部</td> <td>                             ア 東海地震に関する「警戒宣言」が発せられた場合又は発せられることが予想される場合                              イ 東海地震注意情報が発表された場合                         </td> </tr> <tr> <td>署災害警備本部</td> <td>                             ア 暴風、大雨及び洪水又は高潮警報のいずれかが管内に発表され、相当な災害が県内で発生し、又は発生が予想されるとき                              イ 県内に震度6弱以上又は管内及び管内を含む警備区域に震度5強以上の地震が発生した場合                              ウ 県内に津波警報が発表された場合（<u>沿岸管轄警察署</u>）                              エ 県内に大津波警報が発表された場合（全署）                              オ 上記以外の自然現象により、相当な災害が県内で発生し、又は発生が予想されるとき                              カ 大規模な災害が県内で発生し、又は発生しようとするとき                         </td> </tr> </tbody> </table> (略)	区分	組織	設置基準	(略)	(略)	(略)	警察署	署災害警備準備室	ア 暴風、大雨及び洪水又は高潮警報のいずれかが管内に発表されたとき イ 管内において震度4又は5弱の地震が発生した場合 ウ 県内に津波注意報が発表された場合（ <u>沿岸管轄警察署</u> ） エ 上記以外の自然現象により、災害が管内で発生し、又は発生するおそれがあるとき	署災害警戒警備本部	ア 東海地震に関する「警戒宣言」が発せられた場合又は発せられることが予想される場合 イ 東海地震注意情報が発表された場合	署災害警備本部	ア 暴風、大雨及び洪水又は高潮警報のいずれかが管内に発表され、相当な災害が県内で発生し、又は発生が予想されるとき イ 県内に震度6弱以上又は管内及び管内を含む警備区域に震度5強以上の地震が発生した場合 ウ 県内に津波警報が発表された場合（ <u>沿岸管轄警察署</u> ） エ 県内に大津波警報が発表された場合（全署） オ 上記以外の自然現象により、相当な災害が県内で発生し、又は発生が予想されるとき カ 大規模な災害が県内で発生し、又は発生しようとするとき	第23節 県警察災害警備計画 2 災害警備本部等の設置 <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>組織</th> <th>設置基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">警察署</td> <td>署災害警備準備室</td> <td>                             ア 暴風、大雨及び洪水又は高潮警報のいずれかが管内に発表されたとき                              イ 管内において震度4又は5弱の地震が発生した場合                              ウ 県内に津波注意報が発表された場合（<u>津波浸水域管轄署</u>）                              エ 上記以外の自然現象により、災害が管内で発生し、又は発生するおそれがあるとき                         </td> </tr> <tr> <td>署災害警戒警備本部</td> <td>                             ア 東海地震に関する「警戒宣言」が発せられた場合又は発せられることが予想される場合                              イ 東海地震注意情報が発表された場合                         </td> </tr> <tr> <td>署災害警備本部</td> <td>                             ア 暴風、大雨及び洪水又は高潮警報のいずれかが管内に発表され、相当な災害が県内で発生し、又は発生が予想されるとき                              イ 県内に震度6弱以上又は管内及び管内を含む警備区域に震度5強以上の地震が発生した場合                              ウ 県内に津波警報が発表された場合（<u>津波浸水域管轄署</u>）                              エ 県内に大津波警報が発表された場合（全署）                              オ 上記以外の自然現象により、相当な災害が県内で発生し、又は発生が予想されるとき                              カ 大規模な災害が県内で発生し、又は発生しようとするとき                         </td> </tr> </tbody> </table> (略)	区分	組織	設置基準	(略)	(略)	(略)	警察署	署災害警備準備室	ア 暴風、大雨及び洪水又は高潮警報のいずれかが管内に発表されたとき イ 管内において震度4又は5弱の地震が発生した場合 ウ 県内に津波注意報が発表された場合（ <u>津波浸水域管轄署</u> ） エ 上記以外の自然現象により、災害が管内で発生し、又は発生するおそれがあるとき	署災害警戒警備本部	ア 東海地震に関する「警戒宣言」が発せられた場合又は発せられることが予想される場合 イ 東海地震注意情報が発表された場合	署災害警備本部	ア 暴風、大雨及び洪水又は高潮警報のいずれかが管内に発表され、相当な災害が県内で発生し、又は発生が予想されるとき イ 県内に震度6弱以上又は管内及び管内を含む警備区域に震度5強以上の地震が発生した場合 ウ 県内に津波警報が発表された場合（ <u>津波浸水域管轄署</u> ） エ 県内に大津波警報が発表された場合（全署） オ 上記以外の自然現象により、相当な災害が県内で発生し、又は発生が予想されるとき カ 大規模な災害が県内で発生し、又は発生しようとするとき	津波対策署の名称及び範囲の変更による修正   津波対策署の名称及び範囲の変更による修正
区分	組織	設置基準																											
(略)	(略)	(略)																											
警察署	署災害警備準備室	ア 暴風、大雨及び洪水又は高潮警報のいずれかが管内に発表されたとき イ 管内において震度4又は5弱の地震が発生した場合 ウ 県内に津波注意報が発表された場合（ <u>沿岸管轄警察署</u> ） エ 上記以外の自然現象により、災害が管内で発生し、又は発生するおそれがあるとき																											
	署災害警戒警備本部	ア 東海地震に関する「警戒宣言」が発せられた場合又は発せられることが予想される場合 イ 東海地震注意情報が発表された場合																											
	署災害警備本部	ア 暴風、大雨及び洪水又は高潮警報のいずれかが管内に発表され、相当な災害が県内で発生し、又は発生が予想されるとき イ 県内に震度6弱以上又は管内及び管内を含む警備区域に震度5強以上の地震が発生した場合 ウ 県内に津波警報が発表された場合（ <u>沿岸管轄警察署</u> ） エ 県内に大津波警報が発表された場合（全署） オ 上記以外の自然現象により、相当な災害が県内で発生し、又は発生が予想されるとき カ 大規模な災害が県内で発生し、又は発生しようとするとき																											
区分	組織	設置基準																											
(略)	(略)	(略)																											
警察署	署災害警備準備室	ア 暴風、大雨及び洪水又は高潮警報のいずれかが管内に発表されたとき イ 管内において震度4又は5弱の地震が発生した場合 ウ 県内に津波注意報が発表された場合（ <u>津波浸水域管轄署</u> ） エ 上記以外の自然現象により、災害が管内で発生し、又は発生するおそれがあるとき																											
	署災害警戒警備本部	ア 東海地震に関する「警戒宣言」が発せられた場合又は発せられることが予想される場合 イ 東海地震注意情報が発表された場合																											
	署災害警備本部	ア 暴風、大雨及び洪水又は高潮警報のいずれかが管内に発表され、相当な災害が県内で発生し、又は発生が予想されるとき イ 県内に震度6弱以上又は管内及び管内を含む警備区域に震度5強以上の地震が発生した場合 ウ 県内に津波警報が発表された場合（ <u>津波浸水域管轄署</u> ） エ 県内に大津波警報が発表された場合（全署） オ 上記以外の自然現象により、相当な災害が県内で発生し、又は発生が予想されるとき カ 大規模な災害が県内で発生し、又は発生しようとするとき																											

静岡県地域防災計画 新旧対照表 (案)

項	旧	新	備考
共通 -86	表 1 中、日本放送協会静岡放送局放送部 電話番号「 <a href="tel:054-274-1021">054-274-1021</a> 」  (略)	表 1 中、日本放送協会静岡放送局放送部 電話番号「 <a href="tel:054-654-4012">054-654-4012</a> 」  (略)	電話番号の変更

静岡県地域防災計画 新旧対照表（案）

項	旧	新	備考																	
共通 -88	<p>第4章 復旧・復興対策 第3節 被災者の生活再建支援 2 被災者の援護 被災者が、災害による痛手から速やかに再起し、生活の安定を回復するため、金銭の支給及び資金の融資等の被災者の援護を行う。</p>	<p>第4章 復旧・復興対策 第3節 被災者の生活再建支援 2 被災者の援護 被災者が、災害による痛手から速やかに再起し、生活の安定を回復するため、金銭の支給及び資金の融資等の被災者の援護を行う。</p>	<p>近年の災害における被災者生活再建支援の重要性を鑑み県の実施事項を修正</p>																	
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="172 422 308 512">実施主体</th> <th colspan="2" data-bbox="308 422 1299 512">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="172 512 308 783">県</td> <td data-bbox="308 512 486 653">被災状況の把握</td> <td data-bbox="486 512 1299 653">                     ア 被災者の経済再建支援に関する調査等について市町を支援・指導する。                      イ 調査結果を集計し、県全体の被災状況を把握する。                 </td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="308 653 486 783">(略)</td> <td data-bbox="486 653 1299 783">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	実施主体		内 容		県	被災状況の把握	ア 被災者の経済再建支援に関する調査等について市町を支援・指導する。 イ 調査結果を集計し、県全体の被災状況を把握する。		(略)	(略)	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1359 422 1495 512">実施主体</th> <th colspan="2" data-bbox="1495 422 2475 512">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1359 512 1495 783">県</td> <td data-bbox="1495 512 1673 653">被災状況の把握</td> <td data-bbox="1673 512 2475 653">                     ア 被災者の経済再建支援に関する調査、<u>り災証明書の交付</u>等について市町を支援・指導する。                      イ 調査結果を集計し、県全体の被災状況を把握する。                 </td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="1495 653 1673 783">(略)</td> <td data-bbox="1673 653 2475 783">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	実施主体	内 容		県	被災状況の把握	ア 被災者の経済再建支援に関する調査、 <u>り災証明書の交付</u> 等について市町を支援・指導する。 イ 調査結果を集計し、県全体の被災状況を把握する。		(略)
実施主体	内 容																			
県	被災状況の把握	ア 被災者の経済再建支援に関する調査等について市町を支援・指導する。 イ 調査結果を集計し、県全体の被災状況を把握する。																		
	(略)	(略)																		
実施主体	内 容																			
県	被災状況の把握	ア 被災者の経済再建支援に関する調査、 <u>り災証明書の交付</u> 等について市町を支援・指導する。 イ 調査結果を集計し、県全体の被災状況を把握する。																		
	(略)	(略)																		
(略)	(略)	(略)																		

静岡県地域防災計画 新旧対照表（案）

項	旧	新	備考							
地震 -22	<p>2 地震対策編 第1章 総則 第4節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱 3 防災関係機関 (1) 指定地方行政機関</p>	<p>2 地震対策編 第1章 総則 第4節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱 3 防災関係機関 (1) 指定地方行政機関</p>	<p>関係機関からの意見を反映</p> <p>表現の適正化</p> <p>関係機関からの意見を反映</p>							
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="261 426 418 457">機関名</th> <th data-bbox="706 426 1012 457">処理すべき事務又は業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="201 468 418 499">(略)</td> <td data-bbox="468 468 1285 499">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	処理すべき事務又は業務		(略)	(略)	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1448 426 1605 457">機関名</th> <th data-bbox="1884 426 2190 457">処理すべき事務又は業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1389 468 1605 499">(略)</td> <td data-bbox="1647 468 2463 499">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	処理すべき事務又は業務	(略)	(略)
機関名	処理すべき事務又は業務									
(略)	(略)									
機関名	処理すべき事務又は業務									
(略)	(略)									
<p>総務省東海総合通信局</p>	<p>ア 災害時に備えての電気通信施設（有線電気通信施設及び無線通信施設）の整備のための調整及び電波の監理 イ 災害時における電気通信の確保のための応急対策及び非常の場合の無線通信の監理 ウ 災害地域における電気通信施設の被害状況調査 エ 通信インフラに支障が発生した被災地の地方公共団体への衛星携帯電話等の災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車の貸与 オ 非常通信訓練の計画及びその実施についての指導に関すること カ 非常通信協議会の運営に関すること</p>	<p>総務省東海総合通信局</p> <p>ア 災害時に備えての電気通信施設（有線電気通信施設及び無線通信施設）の整備のための調整及び電波の監理 イ 災害時における電気通信 <u>及び放送</u>の確保のための応急対策及び非常の場合の無線通信の監理 ウ 災害地域における電気通信施設、<u>放送設備等</u>の被害状況調査 エ 通信インフラに支障が発生した被災地の地方公共団体への衛星携帯電話等の災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車の貸与 オ 非常通信訓練の計画及びその実施についての指導に関すること カ 非常通信協議会の運営に関すること</p>								
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>		<p>(略)</p>						
<p>経済産業省 関東東北産業保安監督部</p>	<p>ア 火薬、高圧ガス、液化石油ガスなどの安全確保に関すること イ 鉱山に関する災害防止及び災害時の応急対策に関すること ウ 電気の安全確保に関すること（熱海市、沼津市、三島市、富士宮市（昭和31年9月29日における旧庵原郡内房村の区域を除く。）、伊東市、富士市（平成20年10月31日における旧庵原郡富士川町の区域を除く。）、御殿場市、裾野市、下田市、伊豆市、伊豆の国市、田方郡、賀茂郡及び駿東郡） エ ガスの安全確保に関すること（磐田市、湖西市、浜松市（平成17年6月30日における旧周智郡春野町の区域を除く。）及び袋井市（平成17年3月31日における旧磐田郡浅羽町の区域に限る。）を除く。）</p>	<p>経済産業省 関東東北産業保安監督部</p> <p>ア 火薬類、高圧ガス、液化石油ガスなどの安全確保に関すること イ 鉱山に関する災害防止及び災害時の応急対策に関すること ウ 電気の安全確保に関すること（熱海市、沼津市、三島市、富士宮市（昭和31年9月29日における旧庵原郡内房村の区域を除く。）、伊東市、富士市（平成20年10月31日における旧庵原郡富士川町の区域を除く。）、御殿場市、裾野市、下田市、伊豆市、伊豆の国市、田方郡、賀茂郡及び駿東郡） エ ガスの安全確保に関すること（磐田市、湖西市、浜松市（平成17年6月30日における旧周智郡春野町の区域を除く。）及び袋井市（平成17年3月31日における旧磐田郡浅羽町の区域に限る。）を除く。）</p>								
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>							
<p>防衛省 南関東防衛局</p>	<p>ア 所管財産使用に関する連絡調整 イ 災害時における防衛省本省及び自衛隊との連絡調整 ウ 在日米軍が災害対策措置を行う場合の連絡調整支援</p>	<p>防衛省 南関東防衛局</p> <p>ア 所管財産使用に関する連絡調整 イ 災害時における防衛省本省及び自衛隊等との連絡調整 ウ 在日米軍が災害対策措置を行う場合の連絡調整支援</p>								

静岡県地域防災計画 新旧対照表 (案)

項	旧	新	備考																
地震 -25	<p>(2) 指定公共機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>処理すべき事務又は業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>一般社団法人日本建設業連合会中部支部</td> <td>公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力</td> </tr> <tr> <td><u>(新規)</u></td> <td><u>(新規)</u></td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	処理すべき事務又は業務	(略)	(略)	一般社団法人日本建設業連合会中部支部	公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力	<u>(新規)</u>	<u>(新規)</u>	<p>(2) 指定公共機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>処理すべき事務又は業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>一般社団法人日本建設業連合会中部支部</td> <td>公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力</td> </tr> <tr> <td><u>株式会社イトーヨーカ堂</u> <u>イオン株式会社</u> <u>ユニー株式会社</u> <u>株式会社セブン-イレブン・ジャパン</u> <u>株式会社ローソン</u> <u>株式会社ファミリーマート</u> <u>株式会社セブン&amp;アイ・ホールディングス</u></td> <td><u>ア 県からの要請による災害救助の実施に必要な物資の調達等の実施</u> <u>イ 被災地の復旧・復興を支援するため事業活動を早期に再開する</u></td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	処理すべき事務又は業務	(略)	(略)	一般社団法人日本建設業連合会中部支部	公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力	<u>株式会社イトーヨーカ堂</u> <u>イオン株式会社</u> <u>ユニー株式会社</u> <u>株式会社セブン-イレブン・ジャパン</u> <u>株式会社ローソン</u> <u>株式会社ファミリーマート</u> <u>株式会社セブン&amp;アイ・ホールディングス</u>	<u>ア 県からの要請による災害救助の実施に必要な物資の調達等の実施</u> <u>イ 被災地の復旧・復興を支援するため事業活動を早期に再開する</u>	指定公共機関に指定された流通事業者について処理すべき事務等を追加
機 関 名	処理すべき事務又は業務																		
(略)	(略)																		
一般社団法人日本建設業連合会中部支部	公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力																		
<u>(新規)</u>	<u>(新規)</u>																		
機 関 名	処理すべき事務又は業務																		
(略)	(略)																		
一般社団法人日本建設業連合会中部支部	公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力																		
<u>株式会社イトーヨーカ堂</u> <u>イオン株式会社</u> <u>ユニー株式会社</u> <u>株式会社セブン-イレブン・ジャパン</u> <u>株式会社ローソン</u> <u>株式会社ファミリーマート</u> <u>株式会社セブン&amp;アイ・ホールディングス</u>	<u>ア 県からの要請による災害救助の実施に必要な物資の調達等の実施</u> <u>イ 被災地の復旧・復興を支援するため事業活動を早期に再開する</u>																		
地震 -26	<p>(3) 指定地方公共機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>処理すべき事務又は業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>一般社団法人静岡県建設業協会</td> <td>公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力</td> </tr> <tr> <td><u>(新規)</u></td> <td><u>(新規)</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	機 関 名	処理すべき事務又は業務	(略)	(略)	一般社団法人静岡県建設業協会	公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力	<u>(新規)</u>	<u>(新規)</u>	<p>(3) 指定地方公共機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>処理すべき事務又は業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>一般社団法人静岡県建設業協会</td> <td>公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力</td> </tr> <tr> <td><u>富士山静岡空港株式会社</u></td> <td><u>ア 緊急事態を想定した訓練の実施</u> <u>イ 緊急事態発生時の静岡空港現地対応本部の設置</u> <u>ウ 空港利用者の安否情報、被災情報の集約等</u> <u>エ 大規模な広域防災拠点としての応援部隊等の受入支援</u></td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	処理すべき事務又は業務	(略)	(略)	一般社団法人静岡県建設業協会	公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力	<u>富士山静岡空港株式会社</u>	<u>ア 緊急事態を想定した訓練の実施</u> <u>イ 緊急事態発生時の静岡空港現地対応本部の設置</u> <u>ウ 空港利用者の安否情報、被災情報の集約等</u> <u>エ 大規模な広域防災拠点としての応援部隊等の受入支援</u>	指定地方公共機関に富士山静岡空港株式会社を指定したことから処理すべき事務等を追加
機 関 名	処理すべき事務又は業務																		
(略)	(略)																		
一般社団法人静岡県建設業協会	公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力																		
<u>(新規)</u>	<u>(新規)</u>																		
機 関 名	処理すべき事務又は業務																		
(略)	(略)																		
一般社団法人静岡県建設業協会	公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力																		
<u>富士山静岡空港株式会社</u>	<u>ア 緊急事態を想定した訓練の実施</u> <u>イ 緊急事態発生時の静岡空港現地対応本部の設置</u> <u>ウ 空港利用者の安否情報、被災情報の集約等</u> <u>エ 大規模な広域防災拠点としての応援部隊等の受入支援</u>																		
地震 -34	<p>第2章 平常時対策 第4節 地震災害予防対策の推進 4 建築物等の耐震対策</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>家具等の転倒防止</td> <td>・県は、タンス、食器棚、ピアノ、テレビ、冷蔵庫等の転倒による事故の防止のため、家具等の転倒防止について、県民に対する啓発指導に努める。</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	(略)	(略)	家具等の転倒防止	・県は、タンス、食器棚、ピアノ、テレビ、冷蔵庫等の転倒による事故の防止のため、家具等の転倒防止について、県民に対する啓発指導に努める。	<p>第2章 平常時対策 第4節 地震災害予防対策の推進 4 建築物等の耐震対策</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>家具等の転倒防止</td> <td>・県は、タンス、食器棚、ピアノ、テレビ、冷蔵庫等の転倒による事故の防止のため、家具等の転倒防止について、県民に対する啓発指導に努める。</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	(略)	(略)	家具等の転倒防止	・県は、タンス、食器棚、ピアノ、テレビ、冷蔵庫等の転倒による事故の防止のため、家具等の転倒防止について、県民に対する啓発指導に努める。					
区 分	内 容																		
(略)	(略)																		
家具等の転倒防止	・県は、タンス、食器棚、ピアノ、テレビ、冷蔵庫等の転倒による事故の防止のため、家具等の転倒防止について、県民に対する啓発指導に努める。																		
区 分	内 容																		
(略)	(略)																		
家具等の転倒防止	・県は、タンス、食器棚、ピアノ、テレビ、冷蔵庫等の転倒による事故の防止のため、家具等の転倒防止について、県民に対する啓発指導に努める。																		

静岡県地域防災計画 新旧対照表 (案)

項	旧		新		備考
地震 -37		・事業所などのスチール製の書棚、ロッカー等について安全対策の実施を指導する。		・事業所などのスチール製の書棚、ロッカー等について安全対策の実施を指導する。	平成30年6月の大阪府北部を震源とする地震での教訓を踏まえた修正 平成30年6月20日付け危機管理監、くらし環境部長通知及び平成30年7月11日付け危機管理監通知による修正
	(新設)	(新設)			
	(略)	(略)			
	(略)		<u>ブロック塀等の倒壊防止</u>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>県有施設においては、原則として新たにブロック塀を使用しない。または、60cm以下の高さとする。</u></li> <li>・<u>県有施設及び市町有施設の既存のブロック塀等については、建築基準法第12条に基づく定期点検等の結果により、必要に応じて改善を行う。</u></li> <li>・<u>県及び市町は民間のブロック塀等について、自治会や自主防災組織の協力を得ながら、避難路などの道路沿いにある危険なブロック塀等を把握するための点検を実施するなど安全確保に向けた取組を進める。</u></li> </ul>	
	(略)		(略)	(略)	
	第2章 平常時対策 第4節 地震災害予防対策の推進 1 2 生活の確保 (3) 燃料の確保		第2章 平常時対策 第4節 地震災害予防対策の推進 1 2 生活の確保 (3) 燃料の確保 <u>(県及び重要施設の管理者等の行う措置は共通対策編第2章第16節「重要施設・ライフラインの機能確保等に関する計画」に準ずる。)</u>		共通対策編へ移項したことに伴う修正
	<u>実施主体</u>	<u>内 容</u>			
	<u>県</u>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>緊急的な燃料供給を円滑に実施するため、石油連盟と締結した「災害時の重要施設に係る情報共有に関する覚書」に基づき、重要施設（災害拠点病院、警察、消防署等、社会的に重要性が高い公共施設のうち、県が別途指定したもの）の燃料供給に必要な情報の共有を図るものとする。</u></li> </ul>			
	<u>重要施設の管理者等</u>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>重要施設の管理者その他の災害応急対策に係る機関は、保有する施設・設備について、自家発電設備、燃料貯蔵設備等の整備を図り、十分な期間の発電が可能となるような燃料の備蓄等を行うよう努めるものとする。</u></li> <li>・<u>なお、燃料の調達に当たっては、災害時だけでなく平時においても燃料供給が安定的に行われる環境を維持していくことの重要性に鑑み、災害時の燃料供給協定を締結している石油組合等の受注機会の増大に努めるものとする。</u></li> </ul>			
	(略)				



静岡県地域防災計画 新旧対照表 (案)

項	旧	新	備考																																																																																																																																																																				
地震 -41	<p>第3章 地震防災施設緊急整備計画</p> <p>「地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」に基づく地震対策緊急整備事業、「地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）」に基づく地震防災緊急事業及びその他の地震対策事業により、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備の方針を示す。</p> <p>(略)</p>	<p>第3章 地震防災施設緊急整備計画</p> <p>「地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律 <u>(昭和55年法律第63号)</u>」に基づく地震対策緊急整備事業、「地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）」に基づく地震防災緊急事業及びその他の地震対策事業により、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備の方針を示す。</p> <p>(略)</p>	表現の適正化																																																																																																																																																																				
地震 -44	<p>第2節 地震対策緊急整備事業計画</p> <p>3 緊急輸送路の整備</p> <p>(1) 道路の整備</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th colspan="4">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td colspan="4"></td> </tr> <tr> <td rowspan="18">事業総括表</td> <td rowspan="6">改 築</td> <td>事業名</td> <td>事業主体</td> <td>事業概要</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>道路改良事業(一般国道)</td> <td>県・市</td> <td>約 63箇所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>〃 ( 県 道 )</td> <td>〃</td> <td>約 37箇所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>特改一種事業(一般国道)</td> <td>〃</td> <td>約 31箇所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>〃 ( 県 道 )</td> <td>〃</td> <td>約 28箇所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>橋梁整備事業(一般国道)</td> <td>〃</td> <td>約 23箇所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>〃 ( 県 道 )</td> <td>〃</td> <td>約 3箇所</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>小 計</td> <td>約 185箇所</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">橋 梁</td> <td>橋梁整備事業(一般国道)</td> <td>県・市</td> <td>約 3箇所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>〃 ( 県 道 )</td> <td>〃</td> <td>約 7箇所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>橋梁補修事業(一般国道)</td> <td>〃</td> <td>約 107箇所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>〃 ( 県 道 )</td> <td>〃</td> <td>約 71箇所</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>小 計</td> <td>約 188箇所</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">災 害 防 除</td> <td>災害防除事業(一般国道)</td> <td>県・市</td> <td>約 399箇所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>〃 ( 県 道 )</td> <td>〃</td> <td>約 339箇所</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>小 計</td> <td>約 738箇所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td>約 1,111箇所</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	区分	内 容				(略)					事業総括表	改 築	事業名	事業主体	事業概要	(略)	道路改良事業(一般国道)	県・市	約 63箇所		〃 ( 県 道 )	〃	約 37箇所		特改一種事業(一般国道)	〃	約 31箇所		〃 ( 県 道 )	〃	約 28箇所		橋梁整備事業(一般国道)	〃	約 23箇所		〃 ( 県 道 )	〃	約 3箇所			小 計	約 185箇所		橋 梁	橋梁整備事業(一般国道)	県・市	約 3箇所		〃 ( 県 道 )	〃	約 7箇所		橋梁補修事業(一般国道)	〃	約 107箇所		〃 ( 県 道 )	〃	約 71箇所			小 計	約 188箇所		災 害 防 除	災害防除事業(一般国道)	県・市	約 399箇所		〃 ( 県 道 )	〃	約 339箇所			小 計	約 738箇所		計		約 1,111箇所		<p>第2節 地震対策緊急整備事業計画</p> <p>3 緊急輸送路の整備</p> <p>(1) 道路の整備</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th colspan="4">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td colspan="4"></td> </tr> <tr> <td rowspan="21">事業総括表</td> <td rowspan="6">改 築</td> <td>事業名</td> <td>事業主体</td> <td>事業概要</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>道路改良事業(一般国道)</td> <td>県・市</td> <td>63箇所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>〃 ( 県 道 )</td> <td>〃</td> <td>37箇所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>特改一種事業(一般国道)</td> <td>〃</td> <td>31箇所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>〃 ( 県 道 )</td> <td>〃</td> <td>28箇所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>橋梁整備事業(一般国道)</td> <td>〃</td> <td>23箇所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>〃 ( 県 道 )</td> <td>〃</td> <td>3箇所</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>小 計</td> <td>185箇所</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">橋 梁</td> <td>橋梁整備事業(一般国道)</td> <td>県・市</td> <td>3箇所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>〃 ( 県 道 )</td> <td>〃</td> <td>7箇所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>橋梁補修事業(一般国道)</td> <td>〃</td> <td>107箇所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>〃 ( 県 道 )</td> <td>〃</td> <td>71箇所</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>小 計</td> <td>188箇所</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">災 害 防 除</td> <td>災害防除事業(一般国道)</td> <td>県・市</td> <td>399箇所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>〃 ( 県 道 )</td> <td>〃</td> <td>339箇所</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>小 計</td> <td>738箇所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td>1,111箇所</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	区分	内 容				(略)					事業総括表	改 築	事業名	事業主体	事業概要	(略)	道路改良事業(一般国道)	県・市	63箇所		〃 ( 県 道 )	〃	37箇所		特改一種事業(一般国道)	〃	31箇所		〃 ( 県 道 )	〃	28箇所		橋梁整備事業(一般国道)	〃	23箇所		〃 ( 県 道 )	〃	3箇所			小 計	185箇所		橋 梁	橋梁整備事業(一般国道)	県・市	3箇所		〃 ( 県 道 )	〃	7箇所		橋梁補修事業(一般国道)	〃	107箇所		〃 ( 県 道 )	〃	71箇所			小 計	188箇所		災 害 防 除	災害防除事業(一般国道)	県・市	399箇所		〃 ( 県 道 )	〃	339箇所			小 計	738箇所		計		1,111箇所		表現の適正化
区分	内 容																																																																																																																																																																						
(略)																																																																																																																																																																							
事業総括表	改 築	事業名	事業主体	事業概要	(略)																																																																																																																																																																		
		道路改良事業(一般国道)	県・市	約 63箇所																																																																																																																																																																			
		〃 ( 県 道 )	〃	約 37箇所																																																																																																																																																																			
		特改一種事業(一般国道)	〃	約 31箇所																																																																																																																																																																			
		〃 ( 県 道 )	〃	約 28箇所																																																																																																																																																																			
		橋梁整備事業(一般国道)	〃	約 23箇所																																																																																																																																																																			
	〃 ( 県 道 )	〃	約 3箇所																																																																																																																																																																				
		小 計	約 185箇所																																																																																																																																																																				
	橋 梁	橋梁整備事業(一般国道)	県・市	約 3箇所																																																																																																																																																																			
		〃 ( 県 道 )	〃	約 7箇所																																																																																																																																																																			
		橋梁補修事業(一般国道)	〃	約 107箇所																																																																																																																																																																			
		〃 ( 県 道 )	〃	約 71箇所																																																																																																																																																																			
		小 計	約 188箇所																																																																																																																																																																				
	災 害 防 除	災害防除事業(一般国道)	県・市	約 399箇所																																																																																																																																																																			
		〃 ( 県 道 )	〃	約 339箇所																																																																																																																																																																			
			小 計	約 738箇所																																																																																																																																																																			
	計		約 1,111箇所																																																																																																																																																																				
	区分	内 容																																																																																																																																																																					
(略)																																																																																																																																																																							
事業総括表	改 築	事業名	事業主体	事業概要	(略)																																																																																																																																																																		
		道路改良事業(一般国道)	県・市	63箇所																																																																																																																																																																			
		〃 ( 県 道 )	〃	37箇所																																																																																																																																																																			
		特改一種事業(一般国道)	〃	31箇所																																																																																																																																																																			
		〃 ( 県 道 )	〃	28箇所																																																																																																																																																																			
		橋梁整備事業(一般国道)	〃	23箇所																																																																																																																																																																			
	〃 ( 県 道 )	〃	3箇所																																																																																																																																																																				
		小 計	185箇所																																																																																																																																																																				
	橋 梁	橋梁整備事業(一般国道)	県・市	3箇所																																																																																																																																																																			
		〃 ( 県 道 )	〃	7箇所																																																																																																																																																																			
		橋梁補修事業(一般国道)	〃	107箇所																																																																																																																																																																			
		〃 ( 県 道 )	〃	71箇所																																																																																																																																																																			
		小 計	188箇所																																																																																																																																																																				
	災 害 防 除	災害防除事業(一般国道)	県・市	399箇所																																																																																																																																																																			
		〃 ( 県 道 )	〃	339箇所																																																																																																																																																																			
			小 計	738箇所																																																																																																																																																																			
	計		1,111箇所																																																																																																																																																																				

静岡県地域防災計画 新旧対照表 (案)

項	旧	新	備考																																																																																																																			
地震 -45	4 防災上重要な建物の整備 (1) 医療救護施設の整備	4 防災上重要な建物の整備 (1) 医療救護施設の整備	表現の適正化																																																																																																																			
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th colspan="4">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td colspan="4"></td> </tr> <tr> <td rowspan="5">事業総括表</td> <td>事業名</td> <td>事業主体</td> <td>事業概要</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">病院施設緊急整備事業 (非木造改築)</td> <td>県</td> <td>約2箇所 延床面積 7,679㎡</td> <td></td> </tr> <tr> <td>市町+一部事務組合</td> <td>約13箇所 延床面積 34,240㎡</td> <td></td> </tr> <tr> <td>公的病院</td> <td>約5箇所 延床面積 20,168㎡</td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td>約20箇所 延床面積 62,088㎡</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分		内 容				(略)					事業総括表	事業名	事業主体	事業概要	(略)	病院施設緊急整備事業 (非木造改築)	県	約2箇所 延床面積 7,679㎡		市町+一部事務組合	約13箇所 延床面積 34,240㎡		公的病院	約5箇所 延床面積 20,168㎡		計		約20箇所 延床面積 62,088㎡		<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th colspan="4">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td colspan="4"></td> </tr> <tr> <td rowspan="5">事業総括表</td> <td>事業名</td> <td>事業主体</td> <td>事業概要</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">病院施設緊急整備事業 (非木造改築)</td> <td>県</td> <td>2箇所 延床面積 7,679㎡</td> <td></td> </tr> <tr> <td>市町+一部事務組合</td> <td>13箇所 延床面積 34,240㎡</td> <td></td> </tr> <tr> <td>公的病院</td> <td>5箇所 延床面積 20,168㎡</td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td>20箇所 延床面積 62,088㎡</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	内 容				(略)					事業総括表	事業名	事業主体	事業概要	(略)	病院施設緊急整備事業 (非木造改築)	県	2箇所 延床面積 7,679㎡		市町+一部事務組合	13箇所 延床面積 34,240㎡		公的病院	5箇所 延床面積 20,168㎡		計		20箇所 延床面積 62,088㎡																																																										
区分	内 容																																																																																																																					
(略)																																																																																																																						
事業総括表	事業名	事業主体	事業概要	(略)																																																																																																																		
	病院施設緊急整備事業 (非木造改築)	県	約2箇所 延床面積 7,679㎡																																																																																																																			
		市町+一部事務組合	約13箇所 延床面積 34,240㎡																																																																																																																			
		公的病院	約5箇所 延床面積 20,168㎡																																																																																																																			
	計		約20箇所 延床面積 62,088㎡																																																																																																																			
区分	内 容																																																																																																																					
(略)																																																																																																																						
事業総括表	事業名	事業主体	事業概要	(略)																																																																																																																		
	病院施設緊急整備事業 (非木造改築)	県	2箇所 延床面積 7,679㎡																																																																																																																			
		市町+一部事務組合	13箇所 延床面積 34,240㎡																																																																																																																			
		公的病院	5箇所 延床面積 20,168㎡																																																																																																																			
	計		20箇所 延床面積 62,088㎡																																																																																																																			
地震 -46	(略)	(略)	表現の適正化																																																																																																																			
(2) 社会福祉施設の整備	(2) 社会福祉施設の整備																																																																																																																					
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th colspan="4">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td colspan="4"></td> </tr> <tr> <td rowspan="15">事業総括表</td> <td>事業名</td> <td>事業主体</td> <td>事業概要</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">社会福祉施設整備事業 (木造改築)</td> <td>県</td> <td>約1箇所 300㎡</td> <td></td> </tr> <tr> <td>市町</td> <td>約74箇所 定員約6,505人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>社会福祉法人</td> <td>約26箇所 " 2,185人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>小計</td> <td>約101箇所 " 8,690人</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">公立小・中学校危険建物改築事業 (非木造改築)</td> <td>県</td> <td>約2箇所 " 174人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>市町</td> <td>約11箇所 " 614人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>社会福祉法人</td> <td>約33箇所 " 2,198人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>小計</td> <td>約46箇所 " 2,986人</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">公立小・中学校危険建物改築事業 (非木造補強)</td> <td>県</td> <td>約3箇所 " 290人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>市町</td> <td>約6箇所 " 800人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>社会福祉法人</td> <td>約14箇所 " 1,180人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>小計</td> <td>約23箇所 " 2,270人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td>約170箇所 " 13,946人</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	内 容				(略)					事業総括表	事業名	事業主体	事業概要	(略)	社会福祉施設整備事業 (木造改築)	県	約1箇所 300㎡		市町	約74箇所 定員約6,505人		社会福祉法人	約26箇所 " 2,185人		小計	約101箇所 " 8,690人		公立小・中学校危険建物改築事業 (非木造改築)	県	約2箇所 " 174人		市町	約11箇所 " 614人		社会福祉法人	約33箇所 " 2,198人		小計	約46箇所 " 2,986人		公立小・中学校危険建物改築事業 (非木造補強)	県	約3箇所 " 290人		市町	約6箇所 " 800人		社会福祉法人	約14箇所 " 1,180人		小計	約23箇所 " 2,270人		計		約170箇所 " 13,946人		<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th colspan="4">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td colspan="4"></td> </tr> <tr> <td rowspan="15">事業総括表</td> <td>事業名</td> <td>事業主体</td> <td>事業概要</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">社会福祉施設整備事業 (木造改築)</td> <td>県</td> <td>1箇所 300㎡</td> <td></td> </tr> <tr> <td>市町</td> <td>74箇所 定員約6,505人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>社会福祉法人</td> <td>26箇所 " 2,185人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>小計</td> <td>101箇所 " 8,690人</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">社会福祉施設整備事業 (非木造改築)</td> <td>県</td> <td>2箇所 " 174人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>市町</td> <td>11箇所 " 614人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>社会福祉法人</td> <td>33箇所 " 2,198人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>小計</td> <td>46箇所 " 2,986人</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">社会福祉施設整備事業 (非木造補強)</td> <td>県</td> <td>3箇所 " 290人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>市町</td> <td>6箇所 " 800人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>社会福祉法人</td> <td>14箇所 " 1,180人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>小計</td> <td>23箇所 " 2,270人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td>170箇所 " 13,946人</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	内 容				(略)					事業総括表	事業名	事業主体	事業概要	(略)	社会福祉施設整備事業 (木造改築)	県	1箇所 300㎡		市町	74箇所 定員約6,505人		社会福祉法人	26箇所 " 2,185人		小計	101箇所 " 8,690人		社会福祉施設整備事業 (非木造改築)	県	2箇所 " 174人		市町	11箇所 " 614人		社会福祉法人	33箇所 " 2,198人		小計	46箇所 " 2,986人		社会福祉施設整備事業 (非木造補強)	県	3箇所 " 290人		市町	6箇所 " 800人		社会福祉法人	14箇所 " 1,180人		小計	23箇所 " 2,270人		計		170箇所 " 13,946人	
区分	内 容																																																																																																																					
(略)																																																																																																																						
事業総括表	事業名	事業主体	事業概要	(略)																																																																																																																		
	社会福祉施設整備事業 (木造改築)	県	約1箇所 300㎡																																																																																																																			
		市町	約74箇所 定員約6,505人																																																																																																																			
		社会福祉法人	約26箇所 " 2,185人																																																																																																																			
		小計	約101箇所 " 8,690人																																																																																																																			
	公立小・中学校危険建物改築事業 (非木造改築)	県	約2箇所 " 174人																																																																																																																			
		市町	約11箇所 " 614人																																																																																																																			
		社会福祉法人	約33箇所 " 2,198人																																																																																																																			
		小計	約46箇所 " 2,986人																																																																																																																			
	公立小・中学校危険建物改築事業 (非木造補強)	県	約3箇所 " 290人																																																																																																																			
		市町	約6箇所 " 800人																																																																																																																			
		社会福祉法人	約14箇所 " 1,180人																																																																																																																			
		小計	約23箇所 " 2,270人																																																																																																																			
	計		約170箇所 " 13,946人																																																																																																																			
	区分	内 容																																																																																																																				
(略)																																																																																																																						
事業総括表	事業名	事業主体	事業概要	(略)																																																																																																																		
	社会福祉施設整備事業 (木造改築)	県	1箇所 300㎡																																																																																																																			
		市町	74箇所 定員約6,505人																																																																																																																			
		社会福祉法人	26箇所 " 2,185人																																																																																																																			
		小計	101箇所 " 8,690人																																																																																																																			
	社会福祉施設整備事業 (非木造改築)	県	2箇所 " 174人																																																																																																																			
		市町	11箇所 " 614人																																																																																																																			
		社会福祉法人	33箇所 " 2,198人																																																																																																																			
		小計	46箇所 " 2,986人																																																																																																																			
	社会福祉施設整備事業 (非木造補強)	県	3箇所 " 290人																																																																																																																			
		市町	6箇所 " 800人																																																																																																																			
		社会福祉法人	14箇所 " 1,180人																																																																																																																			
		小計	23箇所 " 2,270人																																																																																																																			
	計		170箇所 " 13,946人																																																																																																																			

静岡県地域防災計画 新旧対照表 (案)

項	旧				新				備考	
地震 -46	(3) 学校施設の整備				(3) 学校施設の整備				時点更新	
	区分	内 容			区分	内 容				
	(略)				(略)					
	事業総 括表	事業名	事業主体	事業概要	概算事業費	事業名	事業主体	事業概要		概算事業費
		公立小・中学校危険建物 改築事業 (木造改築)	市町	約 310校 改築面積 約 326,763 m <sup>2</sup>	百万円 41,047	公立小・中学校危険建物 改築事業 (木造改築)	市町	310校 改築面積 約 326,763 m <sup>2</sup>		百万円 41,047
		公立小・中学校危険建物 改築事業 (非木造改築)		約 598校 改築面積 約 726,062 m <sup>2</sup>	<u>132,216</u>	公立小・中学校危険建物 改築事業 (非木造改築)		約 600校 改築面積 約 712,186 m <sup>2</sup>		<u>128,937</u>
		公立小・中学校危険建物 改築事業 (非木造補強)		約 783校 補強面積 約 1,813,586 m <sup>2</sup>	<u>67,136</u>	公立小・中学校危険建物 改築事業 (非木造補強)		約 782校 補強面積 約 1,808,197 m <sup>2</sup>		<u>65,388</u>
		計		約 1,691校 延面積 約 2,866,431 m <sup>2</sup>	<u>240,399</u>	計		約 1,692校 延面積 約 2,847,146 m <sup>2</sup>		<u>235,372</u>
	(略)				(略)					

静岡県地域防災計画 新旧対照表 (案)

項	旧					新					備考	
	地震対策緊急整備事業費総括表 (単位：百万円)					地震対策緊急整備事業費総括表 (単位：百万円)						
地震 -48	区分		承認計画 事業費	事業主体別内容			区分		承認計画 事業費	事業主体別内容		
				県	市町	その他				県	市町	その他
	避難地整備		26,682		26,682			26,682		26,682		時点更新
	避難路整備		63,050	8,272	53,827	951		63,050	8,272	53,827	951	
	消防用施設整備		49,839		49,839			49,839		49,839		
	緊急輸送路整備	防災	35,786	31,326	4,460			35,786	31,326	4,460		
		改良等	245,861	212,783	33,078			245,861	212,783	33,078		
		港湾・漁港	11,132	10,684	448			11,132	10,684	448		
	通信施設整備		5,424	1,134	4,290			5,424	1,134	4,290		
	緩衝緑地整備											
	病院整備	非木造・改	12,991	1,575	7,484	3,932		12,991	1,575	7,484	3,932	
	福祉施設整備	木造・改	10,047	42	7,264	2,741		10,047	42	7,264	2,741	
		非木造・改	20,238	2,129	4,028	14,081		20,238	2,129	4,028	14,081	
		非木造・補	847	176	54	617		847	176	54	617	
	学校設備(小・中)	木造・改	41,047		41,047			41,047		41,047		
		非木造・改	<u>132,216</u>		<u>132,216</u>			<u>128,937</u>		<u>128,937</u>		
		非木造・補	<u>67,136</u>		<u>67,136</u>			<u>65,388</u>		<u>65,388</u>		
	津波対策	広域河川	54,910	54,910				54,910	54,910			
		海岸等	54,696	45,708	8,988			54,696	45,708	8,988		
	山崩れ等防止	建設	150,917	150,917				150,917	150,917			
		林野等	75,981	75,981				75,981	75,981			
		農地等	22,252	18,544	3,708			22,252	18,544	3,708		
	合計		<u>1,081,052</u>	614,181	<u>444,549</u>	22,322		<u>1,076,025</u>	614,181	<u>439,522</u>	22,322	
	注 この表は、平成30年3月30日、内閣総理大臣の変更同意を得た地震対策緊急整備事業計画である。					注 この表は、平成31年3月28日、内閣総理大臣の変更同意を得た地震対策緊急整備事業計画である。						
	(略)					(略)						

静岡県地域防災計画 新旧対照表 (案)

項	旧	新	備考																																																										
地震 -52	<p>第3節 地震防災緊急事業五箇年計画 4 防災上重要な建物の整備 (2) 公立幼稚園・小中学校施設の整備</p> <table border="1" data-bbox="210 338 1314 898"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th colspan="3">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事業の目的</td> <td colspan="3">(略)</td> </tr> <tr> <td>整備の水準</td> <td colspan="3">(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">事業総括表</td> <td>事業名</td> <td>事業主体</td> <td>事業概要</td> <td>概算事業費</td> </tr> <tr> <td>公立学校施設整備事業</td> <td>市町</td> <td>46校 (校舎23棟 屋内運動場31棟)</td> <td>百万円 <u>6,475</u></td> </tr> <tr> <td>公立幼稚園施設整備事業</td> <td>市町</td> <td>2園(園舎2棟)</td> <td><u>166</u></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td>48校・園(56棟)</td> <td><u>6,641</u></td> </tr> </tbody> </table>	区分	内 容			事業の目的	(略)			整備の水準	(略)			事業総括表	事業名	事業主体	事業概要	概算事業費	公立学校施設整備事業	市町	46校 (校舎23棟 屋内運動場31棟)	百万円 <u>6,475</u>	公立幼稚園施設整備事業	市町	2園(園舎2棟)	<u>166</u>	計		48校・園(56棟)	<u>6,641</u>	<p>第3節 地震防災緊急事業五箇年計画 4 防災上重要な建物の整備 (2) 公立幼稚園・小中学校施設の整備</p> <table border="1" data-bbox="1397 338 2502 898"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th colspan="3">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事業の目的</td> <td colspan="3">(略)</td> </tr> <tr> <td>整備の水準</td> <td colspan="3">(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">事業総括表</td> <td>事業名</td> <td>事業主体</td> <td>事業概要</td> <td>概算事業費</td> </tr> <tr> <td>公立学校施設整備事業</td> <td>市町</td> <td>46校 (校舎23棟 屋内運動場31棟)</td> <td>百万円 <u>6,588</u></td> </tr> <tr> <td>公立幼稚園施設整備事業</td> <td>市町</td> <td>2園(園舎2棟)</td> <td><u>150</u></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td>48校・園(56棟)</td> <td><u>6,738</u></td> </tr> </tbody> </table>	区分	内 容			事業の目的	(略)			整備の水準	(略)			事業総括表	事業名	事業主体	事業概要	概算事業費	公立学校施設整備事業	市町	46校 (校舎23棟 屋内運動場31棟)	百万円 <u>6,588</u>	公立幼稚園施設整備事業	市町	2園(園舎2棟)	<u>150</u>	計		48校・園(56棟)	<u>6,738</u>	時点更新
区分	内 容																																																												
事業の目的	(略)																																																												
整備の水準	(略)																																																												
事業総括表	事業名	事業主体	事業概要	概算事業費																																																									
	公立学校施設整備事業	市町	46校 (校舎23棟 屋内運動場31棟)	百万円 <u>6,475</u>																																																									
	公立幼稚園施設整備事業	市町	2園(園舎2棟)	<u>166</u>																																																									
	計		48校・園(56棟)	<u>6,641</u>																																																									
区分	内 容																																																												
事業の目的	(略)																																																												
整備の水準	(略)																																																												
事業総括表	事業名	事業主体	事業概要	概算事業費																																																									
	公立学校施設整備事業	市町	46校 (校舎23棟 屋内運動場31棟)	百万円 <u>6,588</u>																																																									
	公立幼稚園施設整備事業	市町	2園(園舎2棟)	<u>150</u>																																																									
	計		48校・園(56棟)	<u>6,738</u>																																																									
	(略)	(略)																																																											

静岡県地域防災計画 新旧対照表 (案)

項	旧							新							備考
	地震防災緊急事業五箇年計画事業費総括表 (単位:百万円)							地震防災緊急事業五箇年計画事業費総括表 (単位:百万円)							
地震 -55	事業名	区分	計画事業費	事業主体別内容			その他	事業名	区分	計画事業費	事業主体別内容			その他	
				国	県	市町					国	県	市町		
	避難地	一次避難地(都市公園)	1,431			1,431									
	避難路	農道等	1,407		1,407										
		区画整理等	4,628			4,608	20								
	消防用施設	河川施設	80		80										
		消防施設	12,556			10,314	2,242								
	緊急輸送路	農道	464		464										
		道路	15,843		2,013	13,830									
		街路	1,605		1,000	605									
	共同溝等	道路	2,027		404	1,623									
		街路	990		250	740									
		区画整理等	305			305									
	公立幼稚園・ 小中学校	校舎	2,890			2,890									
		屋内運動場	3,585			3,585									
		園舎	166			166									
	公的建造物	社会教育施設	629			629									
	津波対策	国土交通省港湾局所管海	315		315										
	土砂災害対策	砂防設備	2,287		2,287										
	防災行政無線	防災無線通信設	2,574			2,574									
	水、自家発電設備等	配水池	866			866									
		公立学校プール	196			196									
	備蓄倉庫	備蓄倉庫	27			27									
	老朽住宅密集対策	区画整理等	57			57									
	合計		54,928		8,220	44,446				2,262					
	合計		55,025		8,220	44,543				2,262					

時点更新

注 この表は、平成30年3月30日、内閣総理大臣の同意を得た地震防災緊急事業五箇年計画である。

注 この表は、平成31年3月28日、内閣総理大臣の同意を得た地震防災緊急事業五箇年計画である。

静岡県地域防災計画 新旧対照表（案）

項	旧	新	備考								
地震 -57	<p>第4章 地震防災応急対策（発災前の対策及び津波対策を含む）</p> <p>東海地震注意情報の発表により政府が準備行動の開始を決定した時（以下「東海地震注意情報発表時」という。）から警戒宣言が発令されるまでの間又は東海地震注意情報が解除されるまでの間、並びに警戒宣言が発せられてから東海地震が発生するまでの間又は警戒解除宣言が出されるまでの間において、県、市町、住民、自主防災組織、民間事業所、防災関係機関などが実施する応急対策について定める。</p> <p>東海地震注意情報は、観測された現象が東海地震の前兆現象である可能性が高まった場合に発表される情報であるが、大規模地震対策特別措置法に基づく警戒宣言の発令に直ちにつながるものではなく、また東海地震注意情報が解除されることも想定されていることから、この段階での応急対策は、必要な職員の参集等防災体制の確保、県民等への迅速・正確な情報伝達・広報の実施、社会的混乱防止のための措置、警戒宣言発令時の地震防災応急対策のうち、児童・生徒等の帰宅や要配慮者の避難などの時間を要する応急対策の準備行動などとし、その実施に当たっては、県・市町・防災関係機関等は、できる限り住民等の日常生活や経済活動が維持・継続できるよう、社会、経済的影響等について配慮するものとする。</p> <p>地震防災応急対策については、警戒宣言が発せられる時期や東海地震予知情報の内容に応じて対策の進め方が異なる場合があるので、これらの事情を考慮して対策を定める。</p> <p><u>平成29年11月から気象庁が南海トラフ全域を対象として、異常な現象を観測した場合や地震発生の可能性が相対的に高まっていると評価した場合等に「南海トラフ地震に関連する情報」（資料編Ⅱ5-2-3）を発表する暫定的な運用が開始されたことから、当該情報が発表されたときの県が実施する暫定的な防災対応については第15節に定める。</u></p> <p><u>なお、暫定的な運用の開始に伴い、気象庁は東海地震のみに着目した「東海地震予知情報」、「東海地震注意情報」及び「東海地震に関連する調査情報」の発表は行わないこととし、中央防災会議幹事会決定において「東海地震の地震防災対策強化地域に係る地震防災基本計画」をはじめとする東海地震に関する既存の計画等（「東海地震応急対策活動要領」等を含む。）については、南海トラフ地震に対する新たな防災対応が定められる際に、見直すこととする。」と決定したことから、静岡県地域防災計画についても、新たな防災対応が定められる際に、見直すこととする。</u></p> <p>（略）</p>	<p>第4章 地震防災応急対策（発災前の対策及び津波対策を含む）</p> <p>東海地震注意情報の発表により政府が準備行動の開始を決定した時（以下「東海地震注意情報発表時」という。）から警戒宣言が発令されるまでの間又は東海地震注意情報が解除されるまでの間、並びに警戒宣言が発せられてから東海地震が発生するまでの間又は警戒解除宣言が出されるまでの間において、県、市町、住民、自主防災組織、民間事業所、防災関係機関などが実施する応急対策について定める。</p> <p>東海地震注意情報は、観測された現象が東海地震の前兆現象である可能性が高まった場合に発表される情報であるが、大規模地震対策特別措置法に基づく警戒宣言の発令に直ちにつながるものではなく、また東海地震注意情報が解除されることも想定されていることから、この段階での応急対策は、必要な職員の参集等防災体制の確保、県民等への迅速・正確な情報伝達・広報の実施、社会的混乱防止のための措置、警戒宣言発令時の地震防災応急対策のうち、児童・生徒等の帰宅や要配慮者の避難などの時間を要する応急対策の準備行動などとし、その実施に当たっては、県・市町・防災関係機関等は、できる限り住民等の日常生活や経済活動が維持・継続できるよう、社会、経済的影響等について配慮するものとする。</p> <p>地震防災応急対策については、警戒宣言が発せられる時期や東海地震予知情報の内容に応じて対策の進め方が異なる場合があるので、これらの事情を考慮して対策を定める。</p> <p><u>なお、国の南海トラフ地震防災対策推進基本計画において、地方公共団体が南海トラフ地震防災対策推進計画で明示するものとされた南海トラフ地震臨時情報発表時の防災対応について、県及び市町は、国の南海トラフ地震防災対策推進基本計画の内容を踏まえて対応の概要を定めるものとし、県の対応の概要は第15節に定める。</u></p> <p><u>県及び市町は、防災対応の概要を定めた後、引き続き防災対応の詳細を検討し、地域防災計画またはその他の計画に位置付けるものとする。</u></p> <p>（略）</p>	<p>南海トラフ地震防災対策推進基本計画の見直しに伴う修正</p>								
地震 -63	<p>第1節 防災関係機関の活動</p> <p>3 防災関係機関</p> <p>（1）指定地方行政機関</p> <table border="1" data-bbox="181 1801 1288 1894"> <tr> <td data-bbox="181 1801 433 1850">機関名</td> <td data-bbox="433 1801 1288 1850">地震防災応急対策として講ずる措置</td> </tr> <tr> <td data-bbox="181 1850 433 1894">（略）</td> <td data-bbox="433 1850 1288 1894">（略）</td> </tr> </table>	機関名	地震防災応急対策として講ずる措置	（略）	（略）	<p>第1節 防災関係機関の活動</p> <p>3 防災関係機関</p> <p>（1）指定地方行政機関</p> <table border="1" data-bbox="1338 1801 2445 1894"> <tr> <td data-bbox="1338 1801 1620 1850">機関名</td> <td data-bbox="1620 1801 2445 1850">地震防災応急対策として講ずる措置</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1338 1850 1620 1894">（略）</td> <td data-bbox="1620 1850 2445 1894">（略）</td> </tr> </table>	機関名	地震防災応急対策として講ずる措置	（略）	（略）	
機関名	地震防災応急対策として講ずる措置										
（略）	（略）										
機関名	地震防災応急対策として講ずる措置										
（略）	（略）										

静岡県地域防災計画 新旧対照表 (案)

項	旧		新		備考
地震 -64	経済産業省 関東東北産業保安 監督部	ア 火薬、高圧ガス、液化石油ガスなどの安全確保に関すること イ 鉱山に関する災害防止及び災害時の応急対策に関すること ウ 電気の安全確保に関すること（熱海市、沼津市、三島市、富士宮市（昭和31年9月29日における旧庵原郡内房村の区域を除く。）、伊東市、富士市（平成20年10月31日における旧庵原郡富士川町の区域を除く。）、御殿場市、裾野市、下田市、伊豆市、伊豆の国市、田方郡、賀茂郡及び駿東郡） エ ガスの安全確保に関すること（磐田市、湖西市、浜松市（平成17年6月30日における旧周智郡春野町の区域を除く。）及び袋井市（平成17年3月31日における旧磐田郡浅羽町の区域に限る。）を除く。）	経済産業省 関東東北産業保安 監督部	ア 火薬類、高圧ガス、液化石油ガスなどの安全確保に関すること イ 鉱山に関する災害防止及び災害時の応急対策に関すること ウ 電気の安全確保に関すること（熱海市、沼津市、三島市、富士宮市（昭和31年9月29日における旧庵原郡内房村の区域を除く。）、伊東市、富士市（平成20年10月31日における旧庵原郡富士川町の区域を除く。）、御殿場市、裾野市、下田市、伊豆市、伊豆の国市、田方郡、賀茂郡及び駿東郡） エ ガスの安全確保に関すること（磐田市、湖西市、浜松市（平成17年6月30日における旧周智郡春野町の区域を除く。）及び袋井市（平成17年3月31日における旧磐田郡浅羽町の区域に限る。）を除く。）	表現の適正化
	(略)	(略)	(略)	(略)	
	国土交通省中部運 輸局	ア 鉄道事業者に対し、最寄駅等で停車した列車乗客の安全な避難誘導の指導 イ 運輸関係等業者に対し、迅速・正確な情報の伝達 ウ 緊急輸送に必要なトラック・バス等の車両及び船舶の配置の要請 <u>エ 海上保安部と協力して海運事業者の応急措置の実施指導</u>	国土交通省中部運 輸局	ア 鉄道事業者に対し、最寄駅等で停車した列車乗客の安全な避難誘導の指導 イ 運輸関係等業者に対し、迅速・正確な情報の伝達 ウ 緊急輸送に必要なトラック・バス等の車両及び船舶の配置の要請 <u>(削除)</u>	
(略)	(略)	(略)	(略)		
地震 -91	2 指定公共機関		2 指定公共機関		関係機関からの意見を反映
	機 関 名	地震防災応急対策として講ずる措置	機 関 名	地震防災応急対策として講ずる措置	
	(略)	(略)	(略)	(略)	
独立行政法人水資源機構	ア 佐久間ダムから取水している時は、水源管理所操作室から <u>直ちに遠隔操作により取水の全面停止及び現地佐久間操作室での全閉の確認</u> イ 関係機関への連絡及び情報収集	独立行政法人水資源機構	ア 佐久間ダムから取水している時は、水源管理所操作室から <u>必要に応じて取水を停止する。</u> イ 関係機関への連絡及び情報収集		
(略)	(略)	(略)	(略)		
第14節 県が管理又は運営する施設等の地震防災応急対策		第14節 県が管理又は運営する施設等の地震防災応急対策			
【東海地震注意情報発表時】		【東海地震注意情報発表時】			
区 分	内 容	区 分	内 容		
(略)	(略)	(略)	(略)		



静岡県地域防災計画 新旧対照表 (案)

項	旧		新		備考		
地震 -92	施設 の 特 性 に 応 じ た 主 要 な 個 別 事 項	病院、学校、社会福祉施設、空港等において計画すべき対策の基本的な考え方は、第13節の規定に準ずる。	病院、学校、社会福祉施設、空港等において計画すべき対策の基本的な考え方は、第13節の規定に準ずる。		富士山静岡空港が民営化されたことに伴い、県が管理又は運営する施設に該当しなくなったことによる修正		
		病院	東海地震注意情報発表時の診療体制			病院	東海地震注意情報発表時の診療体制
		学校	ア 児童・生徒等の安全確保のために必要な具体的措置 (家族等への引渡し方法等) イ 地域住民の避難地又は避難所に指定されている施設における避難者の受入方法等			学校	ア 児童・生徒等の安全確保のために必要な具体的措置 (家族等への引渡し方法等) イ 地域住民の避難地又は避難所に指定されている施設における避難者の受入方法等
		社会福祉施設	入所者の移送又は家族等への引渡し方法			社会福祉施設	入所者の移送又は家族等への引渡し方法
水道用水供給施設及び工業用水道施設		警戒宣言発令に備えた溢水等による災害予防措置の準備	水道用水供給施設及び工業用水道施設			警戒宣言発令に備えた溢水等による災害予防措置の準備	
	静岡空港	<del>ア 警戒宣言発令時における空港の運用休止の準備</del> <del>イ 滞留旅客の避難先の確保と移送方法</del>	<del>(削除)</del> <del>(削除)</del>				
	【警戒宣言発令時】		【警戒宣言発令時】				
	区 分	内 容	区 分	内 容			
	(略)	(略)	(略)	(略)			
	施設 の 特 性 に 応 じ た 主 要 な 個 別 事 項	病院、学校、社会福祉施設、空港等において計画すべき対策の基本的な考え方は、第13節の規定に準ずる。	病院、学校、社会福祉施設、空港等において計画すべき対策の基本的な考え方は、第13節の規定に準ずる。		富士山静岡空港が民営化されたことに伴い、県が管理又は運営する施設に該当しなくなったことによる修正		
病院		警戒宣言発令時の診療体制	病院			警戒宣言発令時の診療体制	
学校		ア 児童・生徒等の安全確保のために必要な具体的措置 (家族等への引渡し方法等) イ 地域住民の避難地又は避難所に指定されている施設における避難者の受入方法等	学校			ア 児童・生徒等の安全確保のために必要な具体的措置 (家族等への引渡し方法等) イ 地域住民の避難地又は避難所に指定されている施設における避難者の受入方法等	
社会福祉施設		入所者の移送又は家族等への引渡し方法	社会福祉施設			入所者の移送又は家族等への引渡し方法	
水道用水供給施設及び工業用水道施設		溢水等による災害予防措置	水道用水供給施設及び工業用水道施設			溢水等による災害予防措置	
	静岡空港	<del>ア 空港の運用休止措置</del> <del>イ 滞留旅客の避難先の確保と移送方法</del>	<del>(削除)</del> <del>(削除)</del>				

静岡県地域防災計画 新旧対照表（案）

項	旧	新	備考															
地震 -92	<p>第15節 <u>南海トラフ地震に対する新たな防災対応が定められるまでの間の暫定的な対応について</u></p> <p><u>南海トラフ地震に関連する情報発表時の新たな防災対応が定められるまでの間の暫定的な対応の概要について定める。</u></p> <p><u>「南海トラフ地震に関連する情報（臨時）」発表時の県が実施する防災対応等について</u></p>	<p>第15節 <u>南海トラフ地震臨時情報発表時の県の防災対応について</u></p> <p><u>南海トラフ地震臨時情報発表時の県の防災対応の概要について定める。</u></p> <p><u>「南海トラフ地震臨時情報」発表時の県が実施する防災対応等について</u></p>	<p>国の南海トラフ地震防災対策推進基本計画において、地方公共団体が南海トラフ地震防災対策推進計画で明示するものとされた南海トラフ地震臨時情報発表時の県の防災対応についてその概要を定めるもの</p>															
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="189 415 635 457">区 分</th> <th data-bbox="635 415 1308 457">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="189 468 635 636"> <u>南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した旨の臨時情報発表時</u> </td> <td data-bbox="635 468 1308 636"> <u>事前配備体制（情報収集体制）をとる。</u>  <u>※第1節 防災関係機関の活動1 県の「東海地震に関連する調査情報（臨時）」が発表された場合に準ずる。</u> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="189 646 635 1136"> <u>南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時に比べ相対的に高まったと評価された旨の臨時情報発表時</u> </td> <td data-bbox="635 646 1308 1136"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>各部局危機担当監で構成する危機管理連絡調整会議を開催し、必要な対応について検討を行う。</u></li> <li>・ <u>※気象庁による発生した現象及びその評価結果の発表を踏まえ、状況に応じて全職員動員体制をとるものとする。</u></li> <li>・ <u>その他に次の措置を講ずる。</u> <ul style="list-style-type: none"> <li><u>ア 県民への広報（呼びかけ）</u></li> <li><u>イ 所管する防災上重要な施設等の点検</u></li> <li><u>ウ 大規模地震発生後の災害応急対策の確認</u></li> <li><u>エ 動員体制の確保</u></li> <li><u>オ 市町等への連絡</u></li> </ul> </li> </ul> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="189 1146 635 1272"> <u>県内で強い地震動を観測するなど、既に災害対策本部が設置されている場合等</u> </td> <td data-bbox="635 1146 1308 1272"> <u>既に設置されている災害対策本部での対応によるものとする。</u> </td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容		<u>南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した旨の臨時情報発表時</u>	<u>事前配備体制（情報収集体制）をとる。</u> <u>※第1節 防災関係機関の活動1 県の「東海地震に関連する調査情報（臨時）」が発表された場合に準ずる。</u>	<u>南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時に比べ相対的に高まったと評価された旨の臨時情報発表時</u>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>各部局危機担当監で構成する危機管理連絡調整会議を開催し、必要な対応について検討を行う。</u></li> <li>・ <u>※気象庁による発生した現象及びその評価結果の発表を踏まえ、状況に応じて全職員動員体制をとるものとする。</u></li> <li>・ <u>その他に次の措置を講ずる。</u> <ul style="list-style-type: none"> <li><u>ア 県民への広報（呼びかけ）</u></li> <li><u>イ 所管する防災上重要な施設等の点検</u></li> <li><u>ウ 大規模地震発生後の災害応急対策の確認</u></li> <li><u>エ 動員体制の確保</u></li> <li><u>オ 市町等への連絡</u></li> </ul> </li> </ul>	<u>県内で強い地震動を観測するなど、既に災害対策本部が設置されている場合等</u>	<u>既に設置されている災害対策本部での対応によるものとする。</u>	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1338 415 1813 457">区 分</th> <th data-bbox="1813 415 2493 457">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1338 468 1813 594"> <u>南海トラフ地震臨時情報（調査中）発表時</u> </td> <td data-bbox="1813 468 2493 594"> <u>事前配備体制（情報収集体制）</u>  <u>各所属所要の人員による、情報収集及び連絡活動を主とした体制をとる。</u> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1338 604 1813 1178"> <u>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）発表時</u> </td> <td data-bbox="1813 604 2493 1178"> <p><u>警戒体制</u></p> <p><u>左記情報が発表された旨を周知し、各所属で情報収集及び連絡活動を行い、必要に応じて、警戒活動等実施する体制をとる。</u></p> <p><u>その他に次の措置を講ずる。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>情報の伝達</u></li> <li>・ <u>下段「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時」に記載しているイ～カの措置については、速やかに対応できるよう準備・検討等を開始する。</u></li> </ul> <p><u>※本体制は1週間継続することから、一定規模参集後にローテーションによる体制を構築する。</u></p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1338 1188 1813 1896"> <u>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時</u> </td> <td data-bbox="1813 1188 2493 1896"> <p><u>警戒本部体制</u></p> <p><u>全庁的な情報共有体制をとるとともに、所要の指示に基づく災害応急対策を実施する体制をとる。</u></p> <p><u>各部局危機担当監等で構成する危機管理連絡調整会議を開催し、必要な対応について検討を行う。</u></p> <p><u>その他に次の措置を講ずる。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><u>ア 情報の伝達</u></li> <li><u>イ 必要な事業を継続するための措置</u></li> <li><u>ウ 日頃からの地震への備えの再確認等警戒レベルを上げる措置</u></li> <li><u>エ 施設及び設備等の点検</u></li> <li><u>オ 地震に備えて普段以上に警戒する措置</u></li> <li><u>カ 防災対応実施要員の確保等</u></li> <li><u>キ 職員等の安全確保</u></li> </ul> <p><u>※本体制は1週間継続することから、一定規模参集</u></p> </td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	<u>南海トラフ地震臨時情報（調査中）発表時</u>	<u>事前配備体制（情報収集体制）</u> <u>各所属所要の人員による、情報収集及び連絡活動を主とした体制をとる。</u>	<u>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）発表時</u>	<p><u>警戒体制</u></p> <p><u>左記情報が発表された旨を周知し、各所属で情報収集及び連絡活動を行い、必要に応じて、警戒活動等実施する体制をとる。</u></p> <p><u>その他に次の措置を講ずる。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>情報の伝達</u></li> <li>・ <u>下段「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時」に記載しているイ～カの措置については、速やかに対応できるよう準備・検討等を開始する。</u></li> </ul> <p><u>※本体制は1週間継続することから、一定規模参集後にローテーションによる体制を構築する。</u></p>	<u>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時</u>	<p><u>警戒本部体制</u></p> <p><u>全庁的な情報共有体制をとるとともに、所要の指示に基づく災害応急対策を実施する体制をとる。</u></p> <p><u>各部局危機担当監等で構成する危機管理連絡調整会議を開催し、必要な対応について検討を行う。</u></p> <p><u>その他に次の措置を講ずる。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><u>ア 情報の伝達</u></li> <li><u>イ 必要な事業を継続するための措置</u></li> <li><u>ウ 日頃からの地震への備えの再確認等警戒レベルを上げる措置</u></li> <li><u>エ 施設及び設備等の点検</u></li> <li><u>オ 地震に備えて普段以上に警戒する措置</u></li> <li><u>カ 防災対応実施要員の確保等</u></li> <li><u>キ 職員等の安全確保</u></li> </ul> <p><u>※本体制は1週間継続することから、一定規模参集</u></p>
区 分	内 容																	
<u>南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した旨の臨時情報発表時</u>	<u>事前配備体制（情報収集体制）をとる。</u> <u>※第1節 防災関係機関の活動1 県の「東海地震に関連する調査情報（臨時）」が発表された場合に準ずる。</u>																	
<u>南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時に比べ相対的に高まったと評価された旨の臨時情報発表時</u>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>各部局危機担当監で構成する危機管理連絡調整会議を開催し、必要な対応について検討を行う。</u></li> <li>・ <u>※気象庁による発生した現象及びその評価結果の発表を踏まえ、状況に応じて全職員動員体制をとるものとする。</u></li> <li>・ <u>その他に次の措置を講ずる。</u> <ul style="list-style-type: none"> <li><u>ア 県民への広報（呼びかけ）</u></li> <li><u>イ 所管する防災上重要な施設等の点検</u></li> <li><u>ウ 大規模地震発生後の災害応急対策の確認</u></li> <li><u>エ 動員体制の確保</u></li> <li><u>オ 市町等への連絡</u></li> </ul> </li> </ul>																	
<u>県内で強い地震動を観測するなど、既に災害対策本部が設置されている場合等</u>	<u>既に設置されている災害対策本部での対応によるものとする。</u>																	
区 分	内 容																	
<u>南海トラフ地震臨時情報（調査中）発表時</u>	<u>事前配備体制（情報収集体制）</u> <u>各所属所要の人員による、情報収集及び連絡活動を主とした体制をとる。</u>																	
<u>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）発表時</u>	<p><u>警戒体制</u></p> <p><u>左記情報が発表された旨を周知し、各所属で情報収集及び連絡活動を行い、必要に応じて、警戒活動等実施する体制をとる。</u></p> <p><u>その他に次の措置を講ずる。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>情報の伝達</u></li> <li>・ <u>下段「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時」に記載しているイ～カの措置については、速やかに対応できるよう準備・検討等を開始する。</u></li> </ul> <p><u>※本体制は1週間継続することから、一定規模参集後にローテーションによる体制を構築する。</u></p>																	
<u>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時</u>	<p><u>警戒本部体制</u></p> <p><u>全庁的な情報共有体制をとるとともに、所要の指示に基づく災害応急対策を実施する体制をとる。</u></p> <p><u>各部局危機担当監等で構成する危機管理連絡調整会議を開催し、必要な対応について検討を行う。</u></p> <p><u>その他に次の措置を講ずる。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><u>ア 情報の伝達</u></li> <li><u>イ 必要な事業を継続するための措置</u></li> <li><u>ウ 日頃からの地震への備えの再確認等警戒レベルを上げる措置</u></li> <li><u>エ 施設及び設備等の点検</u></li> <li><u>オ 地震に備えて普段以上に警戒する措置</u></li> <li><u>カ 防災対応実施要員の確保等</u></li> <li><u>キ 職員等の安全確保</u></li> </ul> <p><u>※本体制は1週間継続することから、一定規模参集</u></p>																	

静岡県地域防災計画 新旧対照表 (案)

項	旧	新	備考				
		<table border="1"> <tr> <td></td> <td><u>後にローテーションによる体制を構築する。</u></td> </tr> <tr> <td><u>県内で強い地震動を観測するなど、既に災害対策本部が設置されている場合等</u></td> <td><u>既に設置されている災害対策本部での対応によるものとする。</u></td> </tr> </table>		<u>後にローテーションによる体制を構築する。</u>	<u>県内で強い地震動を観測するなど、既に災害対策本部が設置されている場合等</u>	<u>既に設置されている災害対策本部での対応によるものとする。</u>	
	<u>後にローテーションによる体制を構築する。</u>						
<u>県内で強い地震動を観測するなど、既に災害対策本部が設置されている場合等</u>	<u>既に設置されている災害対策本部での対応によるものとする。</u>						

静岡県地域防災計画 新旧対照表 (案)

項	旧	新	備考
地震 -94	<p>第5章 災害応急対策</p> <p>第1節 防災関係機関の活動</p> <p>1 県</p> <p>(1) 本部員会議</p> <p><u>ア 知事(本部長)は、災害応急対策の基本方針等について協議するため、必要に応じて本部員会議を開催する。</u></p> <p><u>イ 本部員会議は、本部長、副本部長(副知事及び警察本部長)、危機管理監、本部員(各部長)及び危機担当監をもって構成する。ただし、必要に応じて、関係者の出席を求めることができる。</u></p> <p><u>ウ 本部員等は、それぞれの所管業務に関する災害応急対策の実施状況について、必要に応じて、本部員会議に報告する。</u></p> <p><u>エ 本部長は、被害情報等の収集、災害応急対策の調整等を行うため、防災関係機関の長に対し、本部員会議への連絡員の派遣を要請することができる。</u></p> <p>(2) 対策会議</p> <p><u>ア 対策会議は、別図のメンバーで構成し、応急対策に必要な事項を協議・決定する。なお、危機管理監は、必要に応じ、対策会議の内容を本部長に報告する。</u></p> <p><u>イ 危機担当監は、それぞれの所管業務に関する災害応急対策の実施状況について、必要に応じて、対策会議に報告するとともに、危機管理監からの指示を所属する部局へ伝達する。</u></p> <p><u>ウ 危機管理監は、被害情報等の収集、災害応急対策の調整等を行うため、防災関係機関の長に対し、対策会議への連絡員の派遣を要請することができる。</u></p>	<p>第5章 災害応急対策</p> <p>第1節 防災関係機関の活動</p> <p>1 県</p> <p>(1) 本部員会議</p> <p><u>(共通対策編 第3章災害応急対策計画 第2節1(1)「本部員会議」に準ずる。)</u></p> <p>(2) 対策会議</p> <p><u>(共通対策編 第3章災害応急対策計画 第2節1(2)「対策会議」に準ずる。)</u></p>	<p>共通対策編と冊子を合冊したことに伴う修正</p>
	<p>&lt;県対策会議図&gt; ※発災初期における体制</p>	<p><u>(図を削除)</u></p>	<p>共通対策編と冊子を合冊したことに伴う修正</p>
	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>共通対策編と冊子を合冊したことに伴う修正</p>

静岡県地域防災計画 新旧対照表 (案)

項	旧	新	備考																												
地震 -96	<p>3 防災関係機関</p> <p>(1) 指定地方行政機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>災害応急対策として講ずる措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>総務省東海総合通信局</td> <td>電気通信の確保のための応急対策及び非常通信の監理</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>経済産業省 関東東北産業保安監督部</td> <td>                     ア 火薬、高圧ガス、液化石油ガスなどの安全確保に関すること                      イ 鉱山に関する災害防止及び災害時の応急対策に関すること                      ウ 電気的安全確保に関すること（熱海市、沼津市、三島市、富士宮市（昭和31年9月29日における旧庵原郡内房村の区域を除く。）、伊東市、富士市（平成20年10月31日における旧庵原郡富士川町の区域を除く。）、御殿場市、裾野市、下田市、伊豆市、伊豆の国市、田方郡、賀茂郡及び駿東郡）                      エ ガスの安全確保に関すること（磐田市、湖西市、浜松市（平成17年6月30日における旧周智郡春野町の区域を除く。）及び袋井市（平成17年3月31日における旧磐田郡浅羽町の区域に限る。）を除く。）                 </td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>防衛省 南関東防衛局</td> <td>                     ア 所管財産使用に関する連絡調整                      イ 災害時における防衛省本省及び自衛隊との連絡調整                      ウ 在日米軍が災害対策措置を行う場合の連絡調整支援                 </td> </tr> </tbody> </table>	機関名	災害応急対策として講ずる措置	(略)	(略)	総務省東海総合通信局	電気通信の確保のための応急対策及び非常通信の監理	(略)	(略)	経済産業省 関東東北産業保安監督部	ア 火薬、高圧ガス、液化石油ガスなどの安全確保に関すること イ 鉱山に関する災害防止及び災害時の応急対策に関すること ウ 電気的安全確保に関すること（熱海市、沼津市、三島市、富士宮市（昭和31年9月29日における旧庵原郡内房村の区域を除く。）、伊東市、富士市（平成20年10月31日における旧庵原郡富士川町の区域を除く。）、御殿場市、裾野市、下田市、伊豆市、伊豆の国市、田方郡、賀茂郡及び駿東郡） エ ガスの安全確保に関すること（磐田市、湖西市、浜松市（平成17年6月30日における旧周智郡春野町の区域を除く。）及び袋井市（平成17年3月31日における旧磐田郡浅羽町の区域に限る。）を除く。）	(略)	(略)	防衛省 南関東防衛局	ア 所管財産使用に関する連絡調整 イ 災害時における防衛省本省及び自衛隊との連絡調整 ウ 在日米軍が災害対策措置を行う場合の連絡調整支援	<p>3 防災関係機関</p> <p>(1) 指定地方行政機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>災害応急対策として講ずる措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>総務省東海総合通信局</td> <td>電気通信 <u>及び放送</u> の確保のための応急対策及び非常通信の監理</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>経済産業省 関東東北産業保安監督部</td> <td>                     ア 火薬<u>類</u>、高圧ガス、液化石油ガスなどの安全確保に関すること                      イ 鉱山に関する災害防止及び災害時の応急対策に関すること                      ウ 電気的安全確保に関すること（熱海市、沼津市、三島市、富士宮市（昭和31年9月29日における旧庵原郡内房村の区域を除く。）、伊東市、富士市（平成20年10月31日における旧庵原郡富士川町の区域を除く。）、御殿場市、裾野市、下田市、伊豆市、伊豆の国市、田方郡、賀茂郡及び駿東郡）                      エ ガスの安全確保に関すること（磐田市、湖西市、浜松市（平成17年6月30日における旧周智郡春野町の区域を除く。）及び袋井市（平成17年3月31日における旧磐田郡浅羽町の区域に限る。）を除く。）                 </td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>防衛省 南関東防衛局</td> <td>                     ア 所管財産使用に関する連絡調整                      イ 災害時における防衛省本省及び自衛隊<u>等</u>との連絡調整                      ウ 在日米軍が災害対策措置を行う場合の連絡調整支援                 </td> </tr> </tbody> </table>	機関名	災害応急対策として講ずる措置	(略)	(略)	総務省東海総合通信局	電気通信 <u>及び放送</u> の確保のための応急対策及び非常通信の監理	(略)	(略)	経済産業省 関東東北産業保安監督部	ア 火薬 <u>類</u> 、高圧ガス、液化石油ガスなどの安全確保に関すること イ 鉱山に関する災害防止及び災害時の応急対策に関すること ウ 電気的安全確保に関すること（熱海市、沼津市、三島市、富士宮市（昭和31年9月29日における旧庵原郡内房村の区域を除く。）、伊東市、富士市（平成20年10月31日における旧庵原郡富士川町の区域を除く。）、御殿場市、裾野市、下田市、伊豆市、伊豆の国市、田方郡、賀茂郡及び駿東郡） エ ガスの安全確保に関すること（磐田市、湖西市、浜松市（平成17年6月30日における旧周智郡春野町の区域を除く。）及び袋井市（平成17年3月31日における旧磐田郡浅羽町の区域に限る。）を除く。）	(略)	(略)	防衛省 南関東防衛局	ア 所管財産使用に関する連絡調整 イ 災害時における防衛省本省及び自衛隊 <u>等</u> との連絡調整 ウ 在日米軍が災害対策措置を行う場合の連絡調整支援	<p>関係機関からの意見を反映</p> <p>表現の適正化</p> <p>関係機関からの意見を反映</p>
機関名	災害応急対策として講ずる措置																														
(略)	(略)																														
総務省東海総合通信局	電気通信の確保のための応急対策及び非常通信の監理																														
(略)	(略)																														
経済産業省 関東東北産業保安監督部	ア 火薬、高圧ガス、液化石油ガスなどの安全確保に関すること イ 鉱山に関する災害防止及び災害時の応急対策に関すること ウ 電気的安全確保に関すること（熱海市、沼津市、三島市、富士宮市（昭和31年9月29日における旧庵原郡内房村の区域を除く。）、伊東市、富士市（平成20年10月31日における旧庵原郡富士川町の区域を除く。）、御殿場市、裾野市、下田市、伊豆市、伊豆の国市、田方郡、賀茂郡及び駿東郡） エ ガスの安全確保に関すること（磐田市、湖西市、浜松市（平成17年6月30日における旧周智郡春野町の区域を除く。）及び袋井市（平成17年3月31日における旧磐田郡浅羽町の区域に限る。）を除く。）																														
(略)	(略)																														
防衛省 南関東防衛局	ア 所管財産使用に関する連絡調整 イ 災害時における防衛省本省及び自衛隊との連絡調整 ウ 在日米軍が災害対策措置を行う場合の連絡調整支援																														
機関名	災害応急対策として講ずる措置																														
(略)	(略)																														
総務省東海総合通信局	電気通信 <u>及び放送</u> の確保のための応急対策及び非常通信の監理																														
(略)	(略)																														
経済産業省 関東東北産業保安監督部	ア 火薬 <u>類</u> 、高圧ガス、液化石油ガスなどの安全確保に関すること イ 鉱山に関する災害防止及び災害時の応急対策に関すること ウ 電気的安全確保に関すること（熱海市、沼津市、三島市、富士宮市（昭和31年9月29日における旧庵原郡内房村の区域を除く。）、伊東市、富士市（平成20年10月31日における旧庵原郡富士川町の区域を除く。）、御殿場市、裾野市、下田市、伊豆市、伊豆の国市、田方郡、賀茂郡及び駿東郡） エ ガスの安全確保に関すること（磐田市、湖西市、浜松市（平成17年6月30日における旧周智郡春野町の区域を除く。）及び袋井市（平成17年3月31日における旧磐田郡浅羽町の区域に限る。）を除く。）																														
(略)	(略)																														
防衛省 南関東防衛局	ア 所管財産使用に関する連絡調整 イ 災害時における防衛省本省及び自衛隊 <u>等</u> との連絡調整 ウ 在日米軍が災害対策措置を行う場合の連絡調整支援																														
地震 -99	<p>(2) 指定公共機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>災害応急対策として講ずる措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>一般社団法人日本建設業連合会 中部支部</td> <td>公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力</td> </tr> <tr> <td><u>(新規)</u></td> <td><u>(新規)</u></td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	災害応急対策として講ずる措置	(略)	(略)	一般社団法人日本建設業連合会 中部支部	公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力	<u>(新規)</u>	<u>(新規)</u>	<p>(2) 指定公共機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>災害応急対策として講ずる措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>一般社団法人日本建設業連合会中部支部</td> <td>公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力</td> </tr> <tr> <td> <u>株式会社イトーヨーカ堂</u>  <u>イオン株式会社</u>  <u>ユニー株式会社</u>  <u>株式会社セブン-イレブン・ジャパン</u>  <u>株式会社ローソン</u>  <u>株式会社ファミリーマート</u>  <u>株式会社セブン&amp;アイ・ホールディングス</u> </td> <td><u>県からの要請による災害救助の実施に必要な物資の調達等の実施</u></td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	災害応急対策として講ずる措置	(略)	(略)	一般社団法人日本建設業連合会中部支部	公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力	<u>株式会社イトーヨーカ堂</u> <u>イオン株式会社</u> <u>ユニー株式会社</u> <u>株式会社セブン-イレブン・ジャパン</u> <u>株式会社ローソン</u> <u>株式会社ファミリーマート</u> <u>株式会社セブン&amp;アイ・ホールディングス</u>	<u>県からの要請による災害救助の実施に必要な物資の調達等の実施</u>	<p>指定公共機関に指定された流通事業者について災害応急対策として講ずる措置を追加</p>												
機 関 名	災害応急対策として講ずる措置																														
(略)	(略)																														
一般社団法人日本建設業連合会 中部支部	公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力																														
<u>(新規)</u>	<u>(新規)</u>																														
機 関 名	災害応急対策として講ずる措置																														
(略)	(略)																														
一般社団法人日本建設業連合会中部支部	公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力																														
<u>株式会社イトーヨーカ堂</u> <u>イオン株式会社</u> <u>ユニー株式会社</u> <u>株式会社セブン-イレブン・ジャパン</u> <u>株式会社ローソン</u> <u>株式会社ファミリーマート</u> <u>株式会社セブン&amp;アイ・ホールディングス</u>	<u>県からの要請による災害救助の実施に必要な物資の調達等の実施</u>																														

静岡県地域防災計画 新旧対照表 (案)

項	旧	新	備考																
地震 -99	<p>(3) 指定地方公共機関</p> <table border="1"> <tr> <th>機 関 名</th> <th>災害応急対策として講ずる措置</th> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>一般社団法人静岡県建設業協会</td> <td>公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力</td> </tr> <tr> <td><u>(新規)</u></td> <td><u>(新規)</u></td> </tr> </table> <p>(略)</p>	機 関 名	災害応急対策として講ずる措置	(略)	(略)	一般社団法人静岡県建設業協会	公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力	<u>(新規)</u>	<u>(新規)</u>	<p>(3) 指定地方公共機関</p> <table border="1"> <tr> <th>機 関 名</th> <th>災害応急対策として講ずる措置</th> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>一般社団法人静岡県建設業協会</td> <td>公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力</td> </tr> <tr> <td><u>富士山静岡空港株式会社</u></td> <td><u>ア 緊急事態発生時の静岡空港現地対応本部の設置</u> <u>イ 空港利用者の避難場所等の確保及び調整</u> <u>ウ 空港利用者の安否情報、被災情報の集約等</u> <u>エ 大規模な広域防災拠点としての応援部隊等の受入支援</u></td> </tr> </table> <p>(略)</p>	機 関 名	災害応急対策として講ずる措置	(略)	(略)	一般社団法人静岡県建設業協会	公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力	<u>富士山静岡空港株式会社</u>	<u>ア 緊急事態発生時の静岡空港現地対応本部の設置</u> <u>イ 空港利用者の避難場所等の確保及び調整</u> <u>ウ 空港利用者の安否情報、被災情報の集約等</u> <u>エ 大規模な広域防災拠点としての応援部隊等の受入支援</u>	<p>指定地方公共機関に富士山静岡空港株式会社を指定したことから災害応急対策として講ずる措置を追加</p>
機 関 名	災害応急対策として講ずる措置																		
(略)	(略)																		
一般社団法人静岡県建設業協会	公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力																		
<u>(新規)</u>	<u>(新規)</u>																		
機 関 名	災害応急対策として講ずる措置																		
(略)	(略)																		
一般社団法人静岡県建設業協会	公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力																		
<u>富士山静岡空港株式会社</u>	<u>ア 緊急事態発生時の静岡空港現地対応本部の設置</u> <u>イ 空港利用者の避難場所等の確保及び調整</u> <u>ウ 空港利用者の安否情報、被災情報の集約等</u> <u>エ 大規模な広域防災拠点としての応援部隊等の受入支援</u>																		
地震 -115	<p>第9節 交通の確保対策</p> <p>3 航空交通の確保</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>空港機能確保の措置</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>県は、東京航空局等関係機関</u>と相互に連絡し、空港機能の確保について必要な調整を行う。</li> <li>・ 空港管理者は、空港機能を確保するため、障害物の除去、応急修理等の応急措置を講ずる。</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	区 分	内 容	(略)	(略)	空港機能確保の措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>県は、東京航空局等関係機関</u>と相互に連絡し、空港機能の確保について必要な調整を行う。</li> <li>・ 空港管理者は、空港機能を確保するため、障害物の除去、応急修理等の応急措置を講ずる。</li> </ul>	<p>第9節 交通の確保対策</p> <p>3 航空交通の確保</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>空港機能確保の措置</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>空港管理者は、県及び東京航空局等関係機関</u>と相互に連絡し、空港機能の確保について必要な調整を行う。</li> <li>・ 空港管理者は、空港機能を確保するため、障害物の除去、応急修理等の応急措置を講ずる。</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	区 分	内 容	(略)	(略)	空港機能確保の措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>空港管理者は、県及び東京航空局等関係機関</u>と相互に連絡し、空港機能の確保について必要な調整を行う。</li> <li>・ 空港管理者は、空港機能を確保するため、障害物の除去、応急修理等の応急措置を講ずる。</li> </ul>	<p>富士山静岡空港が民営化されたことに伴う修正</p>				
区 分	内 容																		
(略)	(略)																		
空港機能確保の措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>県は、東京航空局等関係機関</u>と相互に連絡し、空港機能の確保について必要な調整を行う。</li> <li>・ 空港管理者は、空港機能を確保するため、障害物の除去、応急修理等の応急措置を講ずる。</li> </ul>																		
区 分	内 容																		
(略)	(略)																		
空港機能確保の措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>空港管理者は、県及び東京航空局等関係機関</u>と相互に連絡し、空港機能の確保について必要な調整を行う。</li> <li>・ 空港管理者は、空港機能を確保するため、障害物の除去、応急修理等の応急措置を講ずる。</li> </ul>																		

静岡県地域防災計画 新旧対照表 (案)

項	旧	新	備考																												
地震 -134	<p>第6章 復旧・復興対策</p> <p>第1節 防災関係機関の活動</p> <p>4 防災関係機関</p> <p>(1) 指定地方行政機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>復旧・復興対策として講ずる主要な措置事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>総務省東海総合通信局</td> <td>                     ア 災害時における電気通信の確保のための応急対策及び非常通信の監理                      イ 災害地域における電気通信施設の被害状況の調査                      ウ 通信インフラに支障が発生した被災地の地方公共団体への衛星携帯電話等の貸与                 </td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>経済産業省 関東東北産業保安監督部</td> <td>                     ア 火薬、高圧ガス、液化石油ガスなどの安全確保に関すること                      イ 鉱山に関する災害防止及び災害時の応急対策に関すること                      ウ 電気の安全確保に関すること（熱海市、沼津市、三島市、富士宮市(昭和31年9月29日における旧庵原郡内房村の区域を除く。)、伊東市、富士市(平成20年10月31日における旧庵原郡富士川町の区域を除く。)、御殿場市、裾野市、下田市、伊豆市、伊豆の国市、田方郡、賀茂郡及び駿東郡)                      エ ガスの安全確保に関すること（磐田市、湖西市、浜松市(平成17年6月30日における旧周智郡春野町の区域を除く。))及び袋井市(平成17年3月31日における旧磐田郡浅羽町の区域に限る。))を除く。                 </td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>防衛省 南関東防衛局</td> <td>                     ア 所管財産使用に関する連絡調整                      イ 災害時における防衛省本省及び自衛隊との連絡調整                      ウ 在日米軍が災害対策措置を行う場合の連絡調整支援                 </td> </tr> </tbody> </table>	機関名	復旧・復興対策として講ずる主要な措置事項	(略)	(略)	総務省東海総合通信局	ア 災害時における電気通信の確保のための応急対策及び非常通信の監理 イ 災害地域における電気通信施設の被害状況の調査 ウ 通信インフラに支障が発生した被災地の地方公共団体への衛星携帯電話等の貸与	(略)	(略)	経済産業省 関東東北産業保安監督部	ア 火薬、高圧ガス、液化石油ガスなどの安全確保に関すること イ 鉱山に関する災害防止及び災害時の応急対策に関すること ウ 電気の安全確保に関すること（熱海市、沼津市、三島市、富士宮市(昭和31年9月29日における旧庵原郡内房村の区域を除く。)、伊東市、富士市(平成20年10月31日における旧庵原郡富士川町の区域を除く。)、御殿場市、裾野市、下田市、伊豆市、伊豆の国市、田方郡、賀茂郡及び駿東郡) エ ガスの安全確保に関すること（磐田市、湖西市、浜松市(平成17年6月30日における旧周智郡春野町の区域を除く。))及び袋井市(平成17年3月31日における旧磐田郡浅羽町の区域に限る。))を除く。	(略)	(略)	防衛省 南関東防衛局	ア 所管財産使用に関する連絡調整 イ 災害時における防衛省本省及び自衛隊との連絡調整 ウ 在日米軍が災害対策措置を行う場合の連絡調整支援	<p>第6章 復旧・復興対策</p> <p>第1節 防災関係機関の活動</p> <p>4 防災関係機関</p> <p>(1) 指定地方行政機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>復旧・復興対策として講ずる主要な措置事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>総務省東海総合通信局</td> <td>                     ア 災害時における電気通信及び放送の確保のための応急対策及び非常通信の監理                      イ 災害地域における電気通信施設、<u>放送設備等</u>の被害状況の調査                      ウ 通信インフラに支障が発生した被災地の地方公共団体への衛星携帯電話等の<u>災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車の貸与</u> </td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>経済産業省 関東東北産業保安監督部</td> <td>                     ア <u>火薬類</u>、高圧ガス、液化石油ガスなどの安全確保に関すること                      イ 鉱山に関する災害防止及び災害時の応急対策に関すること                      ウ 電気の安全確保に関すること（熱海市、沼津市、三島市、富士宮市(昭和31年9月29日における旧庵原郡内房村の区域を除く。)、伊東市、富士市(平成20年10月31日における旧庵原郡富士川町の区域を除く。)、御殿場市、裾野市、下田市、伊豆市、伊豆の国市、田方郡、賀茂郡及び駿東郡)                      エ ガスの安全確保に関すること（磐田市、湖西市、浜松市(平成17年6月30日における旧周智郡春野町の区域を除く。))及び袋井市(平成17年3月31日における旧磐田郡浅羽町の区域に限る。))を除く。                 </td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>防衛省 南関東防衛局</td> <td>                     ア 所管財産使用に関する連絡調整                      イ 災害時における防衛省本省及び自衛隊<u>等</u>との連絡調整                      ウ 在日米軍が災害対策措置を行う場合の連絡調整支援                 </td> </tr> </tbody> </table>	機関名	復旧・復興対策として講ずる主要な措置事項	(略)	(略)	総務省東海総合通信局	ア 災害時における電気通信及び放送の確保のための応急対策及び非常通信の監理 イ 災害地域における電気通信施設、 <u>放送設備等</u> の被害状況の調査 ウ 通信インフラに支障が発生した被災地の地方公共団体への衛星携帯電話等の <u>災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車の貸与</u>	(略)	(略)	経済産業省 関東東北産業保安監督部	ア <u>火薬類</u> 、高圧ガス、液化石油ガスなどの安全確保に関すること イ 鉱山に関する災害防止及び災害時の応急対策に関すること ウ 電気の安全確保に関すること（熱海市、沼津市、三島市、富士宮市(昭和31年9月29日における旧庵原郡内房村の区域を除く。)、伊東市、富士市(平成20年10月31日における旧庵原郡富士川町の区域を除く。)、御殿場市、裾野市、下田市、伊豆市、伊豆の国市、田方郡、賀茂郡及び駿東郡) エ ガスの安全確保に関すること（磐田市、湖西市、浜松市(平成17年6月30日における旧周智郡春野町の区域を除く。))及び袋井市(平成17年3月31日における旧磐田郡浅羽町の区域に限る。))を除く。	(略)	(略)	防衛省 南関東防衛局	ア 所管財産使用に関する連絡調整 イ 災害時における防衛省本省及び自衛隊 <u>等</u> との連絡調整 ウ 在日米軍が災害対策措置を行う場合の連絡調整支援	<p>関係機関からの意見を反映</p> <p>表現の適正化</p> <p>関係機関からの意見を反映</p>
機関名	復旧・復興対策として講ずる主要な措置事項																														
(略)	(略)																														
総務省東海総合通信局	ア 災害時における電気通信の確保のための応急対策及び非常通信の監理 イ 災害地域における電気通信施設の被害状況の調査 ウ 通信インフラに支障が発生した被災地の地方公共団体への衛星携帯電話等の貸与																														
(略)	(略)																														
経済産業省 関東東北産業保安監督部	ア 火薬、高圧ガス、液化石油ガスなどの安全確保に関すること イ 鉱山に関する災害防止及び災害時の応急対策に関すること ウ 電気の安全確保に関すること（熱海市、沼津市、三島市、富士宮市(昭和31年9月29日における旧庵原郡内房村の区域を除く。)、伊東市、富士市(平成20年10月31日における旧庵原郡富士川町の区域を除く。)、御殿場市、裾野市、下田市、伊豆市、伊豆の国市、田方郡、賀茂郡及び駿東郡) エ ガスの安全確保に関すること（磐田市、湖西市、浜松市(平成17年6月30日における旧周智郡春野町の区域を除く。))及び袋井市(平成17年3月31日における旧磐田郡浅羽町の区域に限る。))を除く。																														
(略)	(略)																														
防衛省 南関東防衛局	ア 所管財産使用に関する連絡調整 イ 災害時における防衛省本省及び自衛隊との連絡調整 ウ 在日米軍が災害対策措置を行う場合の連絡調整支援																														
機関名	復旧・復興対策として講ずる主要な措置事項																														
(略)	(略)																														
総務省東海総合通信局	ア 災害時における電気通信及び放送の確保のための応急対策及び非常通信の監理 イ 災害地域における電気通信施設、 <u>放送設備等</u> の被害状況の調査 ウ 通信インフラに支障が発生した被災地の地方公共団体への衛星携帯電話等の <u>災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車の貸与</u>																														
(略)	(略)																														
経済産業省 関東東北産業保安監督部	ア <u>火薬類</u> 、高圧ガス、液化石油ガスなどの安全確保に関すること イ 鉱山に関する災害防止及び災害時の応急対策に関すること ウ 電気の安全確保に関すること（熱海市、沼津市、三島市、富士宮市(昭和31年9月29日における旧庵原郡内房村の区域を除く。)、伊東市、富士市(平成20年10月31日における旧庵原郡富士川町の区域を除く。)、御殿場市、裾野市、下田市、伊豆市、伊豆の国市、田方郡、賀茂郡及び駿東郡) エ ガスの安全確保に関すること（磐田市、湖西市、浜松市(平成17年6月30日における旧周智郡春野町の区域を除く。))及び袋井市(平成17年3月31日における旧磐田郡浅羽町の区域に限る。))を除く。																														
(略)	(略)																														
防衛省 南関東防衛局	ア 所管財産使用に関する連絡調整 イ 災害時における防衛省本省及び自衛隊 <u>等</u> との連絡調整 ウ 在日米軍が災害対策措置を行う場合の連絡調整支援																														
地震 -137	<p>(2) 指定公共機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>復旧・復興対策として講ずる主要な措置事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>一般社団法人日本建設業連合会 中部支部</td> <td>公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	復旧・復興対策として講ずる主要な措置事項	(略)	(略)	一般社団法人日本建設業連合会 中部支部	公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力	<p>(2) 指定公共機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>復旧・復興対策として講ずる主要な措置事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>一般社団法人日本建設業連合会 中部支部</td> <td>公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	復旧・復興対策として講ずる主要な措置事項	(略)	(略)	一般社団法人日本建設業連合会 中部支部	公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力																	
機関名	復旧・復興対策として講ずる主要な措置事項																														
(略)	(略)																														
一般社団法人日本建設業連合会 中部支部	公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力																														
機関名	復旧・復興対策として講ずる主要な措置事項																														
(略)	(略)																														
一般社団法人日本建設業連合会 中部支部	公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力																														

静岡県地域防災計画 新旧対照表 (案)

項	旧		新		備考														
地震 -138	<u>(新規)</u>	<u>(新規)</u>	<p><u>株式会社イトーヨーカ堂</u>  <u>イオン株式会社</u>  <u>ユニー株式会社</u>  <u>株式会社セブン-イレブン・ジャパン</u>  <u>株式会社ローソン</u>  <u>株式会社ファミリーマート</u>  <u>株式会社セブン&amp;アイ・ホールディングス</u></p>	<p><u>被災地の復旧・復興を支援するため事業活動を早期に再開する</u></p>	<p>指定公共機関に指定された流通事業者について復旧・復興対策として講ずる主要な措置事項を追加</p>														
	(3) 指定地方公共機関		(3) 指定地方公共機関																
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="184 709 599 764">機 関 名</th> <th data-bbox="599 709 1299 764">復旧・復興対策として講ずる主要な措置事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="184 764 599 814">(略)</td> <td data-bbox="599 764 1299 814">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="184 814 599 907">一般社団法人静岡県建設業協会</td> <td data-bbox="599 814 1299 907">公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力</td> </tr> <tr> <td data-bbox="184 907 599 1003"><u>(新規)</u></td> <td data-bbox="599 907 1299 1003"><u>(新規)</u></td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	復旧・復興対策として講ずる主要な措置事項	(略)	(略)	一般社団法人静岡県建設業協会	公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力	<u>(新規)</u>	<u>(新規)</u>	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="599 709 1299 764">機 関 名</th> <th data-bbox="1299 709 1857 764">復旧・復興対策として講ずる主要な措置事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="599 764 1299 814">(略)</td> <td data-bbox="1299 764 1857 814">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="599 814 1299 907">一般社団法人静岡県建設業協会</td> <td data-bbox="1299 814 1857 907">公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力</td> </tr> <tr> <td data-bbox="599 907 1299 1129"><u>富士山静岡空港株式会社</u></td> <td data-bbox="1299 907 1857 1129"> <p><u>ア 管理する施設が被災した場合には、被害状況と既存計画を踏まえた上で、迅速に復旧・復興事業を行う</u>  <u>イ 復旧・復興事業の実施に当たっては必要に応じて県と調整を行う</u></p> </td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	復旧・復興対策として講ずる主要な措置事項	(略)	(略)	一般社団法人静岡県建設業協会	公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力	<u>富士山静岡空港株式会社</u>	<p><u>ア 管理する施設が被災した場合には、被害状況と既存計画を踏まえた上で、迅速に復旧・復興事業を行う</u>  <u>イ 復旧・復興事業の実施に当たっては必要に応じて県と調整を行う</u></p>	<p>指定地方公共機関に富士山静岡空港株式会社を指定したことから復旧・復興対策として講ずる主要な措置事項を追加</p>
	機 関 名	復旧・復興対策として講ずる主要な措置事項																	
(略)	(略)																		
一般社団法人静岡県建設業協会	公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力																		
<u>(新規)</u>	<u>(新規)</u>																		
機 関 名	復旧・復興対策として講ずる主要な措置事項																		
(略)	(略)																		
一般社団法人静岡県建設業協会	公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力																		
<u>富士山静岡空港株式会社</u>	<p><u>ア 管理する施設が被災した場合には、被害状況と既存計画を踏まえた上で、迅速に復旧・復興事業を行う</u>  <u>イ 復旧・復興事業の実施に当たっては必要に応じて県と調整を行う</u></p>																		



静岡県地域防災計画 新旧対照表（案）

	旧	新	備考																												
津波 -2	<p>3 津波対策編 第1章 総則 第1節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱 3 防災関係機関 (1) 指定地方行政機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>処理すべき事務又は業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>総務省東海総合通信局</td> <td>                     ア 災害時に備えての電気通信施設（有線電気通信施設及び無線通信施設）の整備のための調整及び電波の監理                      イ 災害時における電気通信の確保のための応急対策及び非常の場合の無線通信の監理                      ウ 災害地域における電気通信施設の被害状況調査                      エ 通信インフラに支障が発生した被災地の地方公共団体への衛星携帯電話等の災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車の貸与                      オ 非常通信訓練の計画及びその実施についての指導に關すること                      カ 非常通信協議会の運営に關すること                 </td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>経済産業省 関東東北産業保安監督部</td> <td>                     ア 火薬、高圧ガス、液化石油ガスなどの安全確保に關すること                      イ 鉱山に關する災害防止及び災害時の応急対策に關すること                      ウ 電気の安全確保に關すること（熱海市、沼津市、三島市、富士宮市（昭和31年9月29日における旧庵原郡内房村の区域を除く。）、伊東市、富士市（平成20年10月31日における旧庵原郡富士川町の区域を除く。）、御殿場市、裾野市、下田市、伊豆市、伊豆の国市、田方郡、賀茂郡及び駿東郡）                      エ ガスの安全確保に關すること（磐田市、湖西市、浜松市（平成17年6月30日における旧周智郡春野町の区域を除く。）及び袋井市（平成17年3月31日における旧磐田郡浅羽町の区域に限る。）を除く。）                 </td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>防衛省 南関東防衛局</td> <td>                     ア 所管財産使用に關する連絡調整                      イ 災害時における防衛省本省及び自衛隊との連絡調整                      ウ 在日米軍が災害対策措置を行う場合の連絡調整支援                 </td> </tr> </tbody> </table>	機関名	処理すべき事務又は業務	(略)	(略)	総務省東海総合通信局	ア 災害時に備えての電気通信施設（有線電気通信施設及び無線通信施設）の整備のための調整及び電波の監理 イ 災害時における電気通信の確保のための応急対策及び非常の場合の無線通信の監理 ウ 災害地域における電気通信施設の被害状況調査 エ 通信インフラに支障が発生した被災地の地方公共団体への衛星携帯電話等の災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車の貸与 オ 非常通信訓練の計画及びその実施についての指導に關すること カ 非常通信協議会の運営に關すること	(略)	(略)	経済産業省 関東東北産業保安監督部	ア 火薬、高圧ガス、液化石油ガスなどの安全確保に關すること イ 鉱山に關する災害防止及び災害時の応急対策に關すること ウ 電気の安全確保に關すること（熱海市、沼津市、三島市、富士宮市（昭和31年9月29日における旧庵原郡内房村の区域を除く。）、伊東市、富士市（平成20年10月31日における旧庵原郡富士川町の区域を除く。）、御殿場市、裾野市、下田市、伊豆市、伊豆の国市、田方郡、賀茂郡及び駿東郡） エ ガスの安全確保に關すること（磐田市、湖西市、浜松市（平成17年6月30日における旧周智郡春野町の区域を除く。）及び袋井市（平成17年3月31日における旧磐田郡浅羽町の区域に限る。）を除く。）	(略)	(略)	防衛省 南関東防衛局	ア 所管財産使用に關する連絡調整 イ 災害時における防衛省本省及び自衛隊との連絡調整 ウ 在日米軍が災害対策措置を行う場合の連絡調整支援	<p>3 津波対策編 第1章 総則 第1節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱 3 防災関係機関 (1) 指定地方行政機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>処理すべき事務又は業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>総務省東海総合通信局</td> <td>                     ア 災害時に備えての電気通信施設（有線電気通信施設及び無線通信施設）の整備のための調整及び電波の監理                      イ 災害時における電気通信 <u>及び放送</u> の確保のための応急対策及び非常の場合の無線通信の監理                      ウ 災害地域における電気通信施設、<u>放送設備等</u> の被害状況調査                      エ 通信インフラに支障が発生した被災地の地方公共団体への衛星携帯電話等の災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車の貸与                      オ 非常通信訓練の計画及びその実施についての指導に關すること                      カ 非常通信協議会の運営に關すること                 </td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>経済産業省 関東東北産業保安監督部</td> <td>                     ア 火薬<u>類</u>、高圧ガス、液化石油ガスなどの安全確保に關すること                      イ 鉱山に關する災害防止及び災害時の応急対策に關すること                      ウ 電気の安全確保に關すること（熱海市、沼津市、三島市、富士宮市（昭和31年9月29日における旧庵原郡内房村の区域を除く。）、伊東市、富士市（平成20年10月31日における旧庵原郡富士川町の区域を除く。）、御殿場市、裾野市、下田市、伊豆市、伊豆の国市、田方郡、賀茂郡及び駿東郡）                      エ ガスの安全確保に關すること（磐田市、湖西市、浜松市（平成17年6月30日における旧周智郡春野町の区域を除く。）及び袋井市（平成17年3月31日における旧磐田郡浅羽町の区域に限る。）を除く。）                 </td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>防衛省 南関東防衛局</td> <td>                     ア 所管財産使用に關する連絡調整                      イ 災害時における防衛省本省及び自衛隊 <u>等</u> との連絡調整                      ウ 在日米軍が災害対策措置を行う場合の連絡調整支援                 </td> </tr> </tbody> </table>	機関名	処理すべき事務又は業務	(略)	(略)	総務省東海総合通信局	ア 災害時に備えての電気通信施設（有線電気通信施設及び無線通信施設）の整備のための調整及び電波の監理 イ 災害時における電気通信 <u>及び放送</u> の確保のための応急対策及び非常の場合の無線通信の監理 ウ 災害地域における電気通信施設、 <u>放送設備等</u> の被害状況調査 エ 通信インフラに支障が発生した被災地の地方公共団体への衛星携帯電話等の災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車の貸与 オ 非常通信訓練の計画及びその実施についての指導に關すること カ 非常通信協議会の運営に關すること	(略)	(略)	経済産業省 関東東北産業保安監督部	ア 火薬 <u>類</u> 、高圧ガス、液化石油ガスなどの安全確保に關すること イ 鉱山に關する災害防止及び災害時の応急対策に關すること ウ 電気の安全確保に關すること（熱海市、沼津市、三島市、富士宮市（昭和31年9月29日における旧庵原郡内房村の区域を除く。）、伊東市、富士市（平成20年10月31日における旧庵原郡富士川町の区域を除く。）、御殿場市、裾野市、下田市、伊豆市、伊豆の国市、田方郡、賀茂郡及び駿東郡） エ ガスの安全確保に關すること（磐田市、湖西市、浜松市（平成17年6月30日における旧周智郡春野町の区域を除く。）及び袋井市（平成17年3月31日における旧磐田郡浅羽町の区域に限る。）を除く。）	(略)	(略)	防衛省 南関東防衛局	ア 所管財産使用に關する連絡調整 イ 災害時における防衛省本省及び自衛隊 <u>等</u> との連絡調整 ウ 在日米軍が災害対策措置を行う場合の連絡調整支援	<p>関係機関からの意見を反映</p> <p>表現の適正化</p> <p>関係機関からの意見を反映</p>
機関名	処理すべき事務又は業務																														
(略)	(略)																														
総務省東海総合通信局	ア 災害時に備えての電気通信施設（有線電気通信施設及び無線通信施設）の整備のための調整及び電波の監理 イ 災害時における電気通信の確保のための応急対策及び非常の場合の無線通信の監理 ウ 災害地域における電気通信施設の被害状況調査 エ 通信インフラに支障が発生した被災地の地方公共団体への衛星携帯電話等の災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車の貸与 オ 非常通信訓練の計画及びその実施についての指導に關すること カ 非常通信協議会の運営に關すること																														
(略)	(略)																														
経済産業省 関東東北産業保安監督部	ア 火薬、高圧ガス、液化石油ガスなどの安全確保に關すること イ 鉱山に關する災害防止及び災害時の応急対策に關すること ウ 電気の安全確保に關すること（熱海市、沼津市、三島市、富士宮市（昭和31年9月29日における旧庵原郡内房村の区域を除く。）、伊東市、富士市（平成20年10月31日における旧庵原郡富士川町の区域を除く。）、御殿場市、裾野市、下田市、伊豆市、伊豆の国市、田方郡、賀茂郡及び駿東郡） エ ガスの安全確保に關すること（磐田市、湖西市、浜松市（平成17年6月30日における旧周智郡春野町の区域を除く。）及び袋井市（平成17年3月31日における旧磐田郡浅羽町の区域に限る。）を除く。）																														
(略)	(略)																														
防衛省 南関東防衛局	ア 所管財産使用に關する連絡調整 イ 災害時における防衛省本省及び自衛隊との連絡調整 ウ 在日米軍が災害対策措置を行う場合の連絡調整支援																														
機関名	処理すべき事務又は業務																														
(略)	(略)																														
総務省東海総合通信局	ア 災害時に備えての電気通信施設（有線電気通信施設及び無線通信施設）の整備のための調整及び電波の監理 イ 災害時における電気通信 <u>及び放送</u> の確保のための応急対策及び非常の場合の無線通信の監理 ウ 災害地域における電気通信施設、 <u>放送設備等</u> の被害状況調査 エ 通信インフラに支障が発生した被災地の地方公共団体への衛星携帯電話等の災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車の貸与 オ 非常通信訓練の計画及びその実施についての指導に關すること カ 非常通信協議会の運営に關すること																														
(略)	(略)																														
経済産業省 関東東北産業保安監督部	ア 火薬 <u>類</u> 、高圧ガス、液化石油ガスなどの安全確保に關すること イ 鉱山に關する災害防止及び災害時の応急対策に關すること ウ 電気の安全確保に關すること（熱海市、沼津市、三島市、富士宮市（昭和31年9月29日における旧庵原郡内房村の区域を除く。）、伊東市、富士市（平成20年10月31日における旧庵原郡富士川町の区域を除く。）、御殿場市、裾野市、下田市、伊豆市、伊豆の国市、田方郡、賀茂郡及び駿東郡） エ ガスの安全確保に關すること（磐田市、湖西市、浜松市（平成17年6月30日における旧周智郡春野町の区域を除く。）及び袋井市（平成17年3月31日における旧磐田郡浅羽町の区域に限る。）を除く。）																														
(略)	(略)																														
防衛省 南関東防衛局	ア 所管財産使用に關する連絡調整 イ 災害時における防衛省本省及び自衛隊 <u>等</u> との連絡調整 ウ 在日米軍が災害対策措置を行う場合の連絡調整支援																														

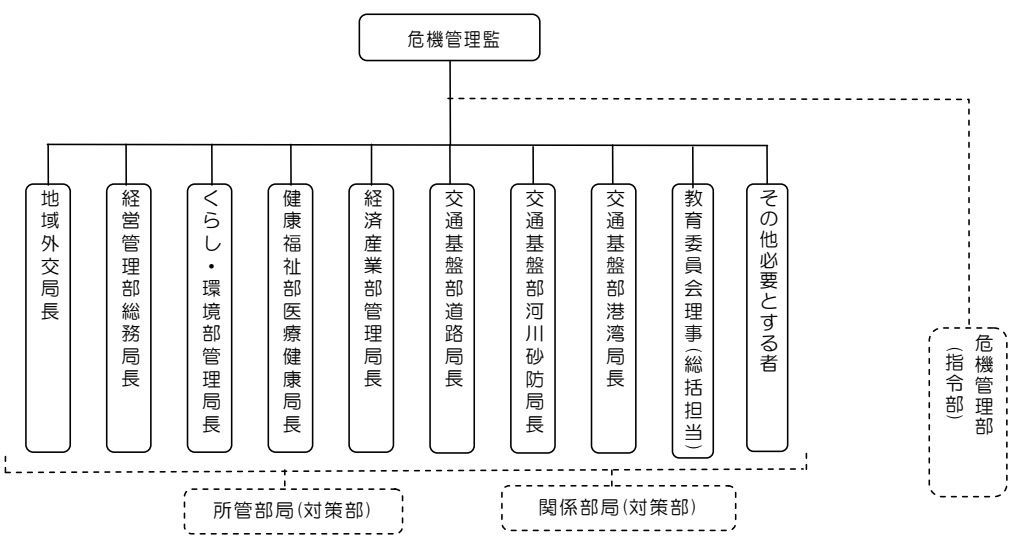
静岡県地域防災計画 新旧対照表（案）

	旧	新	備考																
津波 -5	<p>(2) 指定公共機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>処理すべき事務又は業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>一般社団法人日本建設業連合会中部支部</td> <td>公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力</td> </tr> <tr> <td><u>(新規)</u></td> <td><u>(新規)</u></td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	処理すべき事務又は業務	(略)	(略)	一般社団法人日本建設業連合会中部支部	公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力	<u>(新規)</u>	<u>(新規)</u>	<p>(2) 指定公共機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>処理すべき事務又は業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>一般社団法人日本建設業連合会中部支部</td> <td>公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力</td> </tr> <tr> <td><u>株式会社イトーヨーカ堂</u> <u>イオン株式会社</u> <u>ユニー株式会社</u> <u>株式会社セブン-イレブン・ジャパン</u> <u>株式会社ローソン</u> <u>株式会社ファミリーマート</u> <u>株式会社セブン&amp;アイ・ホールディングス</u></td> <td><u>ア 県からの要請による災害救助の実施に必要な物資の調達等の実施</u> <u>イ 被災地の復旧・復興を支援するため事業活動を早期に再開する</u></td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	処理すべき事務又は業務	(略)	(略)	一般社団法人日本建設業連合会中部支部	公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力	<u>株式会社イトーヨーカ堂</u> <u>イオン株式会社</u> <u>ユニー株式会社</u> <u>株式会社セブン-イレブン・ジャパン</u> <u>株式会社ローソン</u> <u>株式会社ファミリーマート</u> <u>株式会社セブン&amp;アイ・ホールディングス</u>	<u>ア 県からの要請による災害救助の実施に必要な物資の調達等の実施</u> <u>イ 被災地の復旧・復興を支援するため事業活動を早期に再開する</u>	<p>指定公共機関に指定された流通事業者について処理すべき事務等を追加</p>
機 関 名	処理すべき事務又は業務																		
(略)	(略)																		
一般社団法人日本建設業連合会中部支部	公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力																		
<u>(新規)</u>	<u>(新規)</u>																		
機 関 名	処理すべき事務又は業務																		
(略)	(略)																		
一般社団法人日本建設業連合会中部支部	公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力																		
<u>株式会社イトーヨーカ堂</u> <u>イオン株式会社</u> <u>ユニー株式会社</u> <u>株式会社セブン-イレブン・ジャパン</u> <u>株式会社ローソン</u> <u>株式会社ファミリーマート</u> <u>株式会社セブン&amp;アイ・ホールディングス</u>	<u>ア 県からの要請による災害救助の実施に必要な物資の調達等の実施</u> <u>イ 被災地の復旧・復興を支援するため事業活動を早期に再開する</u>																		
津波 -6	<p>(3) 指定地方公共機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>処理すべき事務又は業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>一般社団法人静岡県建設業協会</td> <td>公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力</td> </tr> <tr> <td><u>(新規)</u></td> <td><u>(新規)</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	機 関 名	処理すべき事務又は業務	(略)	(略)	一般社団法人静岡県建設業協会	公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力	<u>(新規)</u>	<u>(新規)</u>	<p>(3) 指定地方公共機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>処理すべき事務又は業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>一般社団法人静岡県建設業協会</td> <td>公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力</td> </tr> <tr> <td><u>富士山静岡空港株式会社</u></td> <td><u>大規模な広域防災拠点としての応援部隊等の受入支援</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	機 関 名	処理すべき事務又は業務	(略)	(略)	一般社団法人静岡県建設業協会	公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力	<u>富士山静岡空港株式会社</u>	<u>大規模な広域防災拠点としての応援部隊等の受入支援</u>	<p>指定地方公共機関に富士山静岡空港株式会社を指定したことから処理すべき事務等を追加</p>
機 関 名	処理すべき事務又は業務																		
(略)	(略)																		
一般社団法人静岡県建設業協会	公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力																		
<u>(新規)</u>	<u>(新規)</u>																		
機 関 名	処理すべき事務又は業務																		
(略)	(略)																		
一般社団法人静岡県建設業協会	公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力																		
<u>富士山静岡空港株式会社</u>	<u>大規模な広域防災拠点としての応援部隊等の受入支援</u>																		

静岡県地域防災計画 新旧対照表 (案)

		旧		新		備考																			
津波 -29	第3章 災害応急対策	第3章 災害応急対策				共通対策編と冊子を合冊したことに伴う修正																			
	第1節 防災関係機関の活動	第1節 防災関係機関の活動																							
	1 県	1 県																							
		<p><u>(1) 配備体制</u> <u>(共通対策編 第3章災害応急対策計画 第2節2「職員動員及び配備」に準ずる。)</u></p>																							
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>配備体制</th> <th>配備内容</th> <th colspan="2">配備部局等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">【情報収集体制】 津波注意報が県下に発表されたとき</td> <td rowspan="2">各所属所要の人員による、情報収集及び連絡活動を主とした体制</td> <td>本庁</td> <td>危機管理部、経済産業部水産業局、交通基盤部</td> </tr> <tr> <td>出先</td> <td>必要な地域局(※1)、土木事務所、港管理事務所、港管理局、漁港管理事務所</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">【警戒体制】 津波警報が県下に発表されたとき</td> <td rowspan="2">各所属で情報収集及び連絡活動を行い、事態の推移に伴い、速やかに警戒活動等実施する体制</td> <td>本庁</td> <td>知事戦略局広聴広報課、地域外交局、危機管理部、文化・観光部観光交流局、健康福祉部管理局、経済産業部水産業局、交通基盤部</td> </tr> <tr> <td>出先</td> <td>必要な地域局(※2)、土木事務所、港管理事務所、港管理局、漁港管理事務所</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">【警戒本部設置体制】 大津波警報が県下に発表されたとき、若しくは津波警報が発表され、大規模な災害の発生が予想されるとき</td> <td rowspan="2">全庁的な情報共有体制を執るとともに、所要の指示に基づく災害応急対策を実施し、直ちに災害対策本部を設置できる体制</td> <td>本庁</td> <td>知事戦略局広聴広報課、地域外交局、危機管理部、文化・観光部観光交流局、健康福祉部管理局、経済産業部水産業局、交通基盤部</td> </tr> <tr> <td>出先</td> <td>必要な地域局(※2)、土木事務所、港管理事務所、港管理局、漁港管理事務所</td> </tr> </tbody> </table>	配備体制	配備内容	配備部局等		【情報収集体制】 津波注意報が県下に発表されたとき	各所属所要の人員による、情報収集及び連絡活動を主とした体制	本庁	危機管理部、経済産業部水産業局、交通基盤部	出先	必要な地域局(※1)、土木事務所、港管理事務所、港管理局、漁港管理事務所	【警戒体制】 津波警報が県下に発表されたとき	各所属で情報収集及び連絡活動を行い、事態の推移に伴い、速やかに警戒活動等実施する体制	本庁	知事戦略局広聴広報課、地域外交局、危機管理部、文化・観光部観光交流局、健康福祉部管理局、経済産業部水産業局、交通基盤部	出先	必要な地域局(※2)、土木事務所、港管理事務所、港管理局、漁港管理事務所	【警戒本部設置体制】 大津波警報が県下に発表されたとき、若しくは津波警報が発表され、大規模な災害の発生が予想されるとき	全庁的な情報共有体制を執るとともに、所要の指示に基づく災害応急対策を実施し、直ちに災害対策本部を設置できる体制	本庁	知事戦略局広聴広報課、地域外交局、危機管理部、文化・観光部観光交流局、健康福祉部管理局、経済産業部水産業局、交通基盤部	出先	必要な地域局(※2)、土木事務所、港管理事務所、港管理局、漁港管理事務所	
配備体制	配備内容	配備部局等																							
【情報収集体制】 津波注意報が県下に発表されたとき	各所属所要の人員による、情報収集及び連絡活動を主とした体制	本庁	危機管理部、経済産業部水産業局、交通基盤部																						
		出先	必要な地域局(※1)、土木事務所、港管理事務所、港管理局、漁港管理事務所																						
【警戒体制】 津波警報が県下に発表されたとき	各所属で情報収集及び連絡活動を行い、事態の推移に伴い、速やかに警戒活動等実施する体制	本庁	知事戦略局広聴広報課、地域外交局、危機管理部、文化・観光部観光交流局、健康福祉部管理局、経済産業部水産業局、交通基盤部																						
		出先	必要な地域局(※2)、土木事務所、港管理事務所、港管理局、漁港管理事務所																						
【警戒本部設置体制】 大津波警報が県下に発表されたとき、若しくは津波警報が発表され、大規模な災害の発生が予想されるとき	全庁的な情報共有体制を執るとともに、所要の指示に基づく災害応急対策を実施し、直ちに災害対策本部を設置できる体制	本庁	知事戦略局広聴広報課、地域外交局、危機管理部、文化・観光部観光交流局、健康福祉部管理局、経済産業部水産業局、交通基盤部																						
		出先	必要な地域局(※2)、土木事務所、港管理事務所、港管理局、漁港管理事務所																						
	※1 賀茂地域局については、賀茂方面本部指令班員のうち、下田財務事務所職員を含む。																								
	※2 必要により、地域局は関係所属と調整のうえ、方面本部指令班員を動員することができる。																								
	(1) 本部員会議	(2) 本部員会議				共通対策編と冊子を合冊したことに伴う修正																			
	ア 知事(本部長)は、災害応急対策の基本方針等について協議するため、必要に応じて本部員会議を開催する。	<u>(共通対策編 第3章災害応急対策計画 第2節1(1)「本部員会議」に準ずる。)</u>																							
	イ 本部員会議は、本部長、副本部長(副知事及び警察本部長)、危機管理監、本部員(各部長)及び危機担当監をもって構成する。ただし、必要に応じて、関係者の出席を求めることができる。																								
	ウ 本部員等は、それぞれの所管業務に関する災害応急対策の実施状況について、必要に応じて、本部員会議に報告する。																								
	エ 本部長は、被害情報等の収集、災害応急対策の調整等を行うため、防災関係機関の長に対し、本部員会議への連絡員の派遣を要請することができる。																								
	(2) 対策会議	(3) 対策会議				共通対策編と冊子を合冊したことに伴う修正																			
	ア 対策会議は、危機管理監の指名する危機担当監で構成し、応急対策に必要な事項を協議・決定する。なお、危機管理監は、必要に応じ、対策会議の内容を本部長に報告する。	<u>(共通対策編 第3章災害応急対策計画 第2節1(2)「対策会議」に準ずる。)</u>																							
	イ 危機担当監は、それぞれの所管業務に関する災害応急対策の実施状況について、必要に応じて、対策会議に報告するとともに、危機管理監からの指示を所属する部局へ伝達する。																								
	ウ 危機管理監は、被害情報等の収集、災害応急対策の調整等を行うため、防災関係機関の長に対し、対策会議への連絡員の派遣を要請することができる。																								

静岡県地域防災計画 新旧対照表 (案)

	旧	新	備考																												
津波 -31	<p>&lt;県対策会議図&gt;</p>  <p>(略)</p>	<p><u>(図を削除)</u></p>	<p>共通対策編と冊子を合冊したことに伴う修正</p>																												
津波 -32	<p>3 防災関係機関</p> <p>(1) 指定地方行政機関</p> <table border="1" data-bbox="163 945 1305 1879"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>災害応急対策として講ずる措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>総務省東海総合通信局</td> <td>電気通信の確保のための応急対策及び非常通信の監理</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>経済産業省 関東東北産業保安監督部</td> <td>                     ア 火薬、高圧ガス、液化石油ガスなどの安全確保に関すること                      イ 鉱山に関する災害防止及び災害時の応急対策に関すること                      ウ 電気的安全確保に関すること（熱海市、沼津市、三島市、富士宮市(昭和31年9月29日における旧庵原郡内房村の区域を除く。)、伊東市、富士市(平成20年10月31日における旧庵原郡富士川町の区域を除く。)、御殿場市、裾野市、下田市、伊豆市、伊豆の国市、田方郡、賀茂郡及び駿東郡)                      エ ガスの安全確保に関すること（磐田市、湖西市、浜松市(平成17年6月30日における旧周智郡春野町の区域を除く。))及び袋井市(平成17年3月31日における旧磐田郡浅羽町の区域に限る。)を除く。)                 </td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>防衛省 南関東防衛局</td> <td>                     ア 所管財産使用に関する連絡調整                      イ 災害時における防衛省本省及び自衛隊との連絡調整                      ウ 在日米軍が災害対策措置を行う場合の連絡調整支援                 </td> </tr> </tbody> </table>	機関名	災害応急対策として講ずる措置	(略)	(略)	総務省東海総合通信局	電気通信の確保のための応急対策及び非常通信の監理	(略)	(略)	経済産業省 関東東北産業保安監督部	ア 火薬、高圧ガス、液化石油ガスなどの安全確保に関すること イ 鉱山に関する災害防止及び災害時の応急対策に関すること ウ 電気的安全確保に関すること（熱海市、沼津市、三島市、富士宮市(昭和31年9月29日における旧庵原郡内房村の区域を除く。)、伊東市、富士市(平成20年10月31日における旧庵原郡富士川町の区域を除く。)、御殿場市、裾野市、下田市、伊豆市、伊豆の国市、田方郡、賀茂郡及び駿東郡) エ ガスの安全確保に関すること（磐田市、湖西市、浜松市(平成17年6月30日における旧周智郡春野町の区域を除く。))及び袋井市(平成17年3月31日における旧磐田郡浅羽町の区域に限る。)を除く。)	(略)	(略)	防衛省 南関東防衛局	ア 所管財産使用に関する連絡調整 イ 災害時における防衛省本省及び自衛隊との連絡調整 ウ 在日米軍が災害対策措置を行う場合の連絡調整支援	<p>3 防災関係機関</p> <p>(1) 指定地方行政機関</p> <table border="1" data-bbox="1350 945 2463 1879"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>災害応急対策として講ずる措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>総務省東海総合通信局</td> <td>電気通信 <u>及び放送</u> の確保のための応急対策及び非常通信の監理</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>経済産業省 関東東北産業保安監督部</td> <td>                     ア 火薬<u>類</u>、高圧ガス、液化石油ガスなどの安全確保に関すること                      イ 鉱山に関する災害防止及び災害時の応急対策に関すること                      ウ 電気的安全確保に関すること（熱海市、沼津市、三島市、富士宮市(昭和31年9月29日における旧庵原郡内房村の区域を除く。)、伊東市、富士市(平成20年10月31日における旧庵原郡富士川町の区域を除く。)、御殿場市、裾野市、下田市、伊豆市、伊豆の国市、田方郡、賀茂郡及び駿東郡)                      エ ガスの安全確保に関すること（磐田市、湖西市、浜松市(平成17年6月30日における旧周智郡春野町の区域を除く。))及び袋井市(平成17年3月31日における旧磐田郡浅羽町の区域に限る。)を除く。)                 </td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>防衛省 南関東防衛局</td> <td>                     ア 所管財産使用に関する連絡調整                      イ 災害時における防衛省本省及び自衛隊<u>等</u>との連絡調整                      ウ 在日米軍が災害対策措置を行う場合の連絡調整支援                 </td> </tr> </tbody> </table>	機関名	災害応急対策として講ずる措置	(略)	(略)	総務省東海総合通信局	電気通信 <u>及び放送</u> の確保のための応急対策及び非常通信の監理	(略)	(略)	経済産業省 関東東北産業保安監督部	ア 火薬 <u>類</u> 、高圧ガス、液化石油ガスなどの安全確保に関すること イ 鉱山に関する災害防止及び災害時の応急対策に関すること ウ 電気的安全確保に関すること（熱海市、沼津市、三島市、富士宮市(昭和31年9月29日における旧庵原郡内房村の区域を除く。)、伊東市、富士市(平成20年10月31日における旧庵原郡富士川町の区域を除く。)、御殿場市、裾野市、下田市、伊豆市、伊豆の国市、田方郡、賀茂郡及び駿東郡) エ ガスの安全確保に関すること（磐田市、湖西市、浜松市(平成17年6月30日における旧周智郡春野町の区域を除く。))及び袋井市(平成17年3月31日における旧磐田郡浅羽町の区域に限る。)を除く。)	(略)	(略)	防衛省 南関東防衛局	ア 所管財産使用に関する連絡調整 イ 災害時における防衛省本省及び自衛隊 <u>等</u> との連絡調整 ウ 在日米軍が災害対策措置を行う場合の連絡調整支援	<p>関係機関からの意見を反映</p> <p>表現の適正化</p> <p>関係機関からの意見を反映</p>
機関名	災害応急対策として講ずる措置																														
(略)	(略)																														
総務省東海総合通信局	電気通信の確保のための応急対策及び非常通信の監理																														
(略)	(略)																														
経済産業省 関東東北産業保安監督部	ア 火薬、高圧ガス、液化石油ガスなどの安全確保に関すること イ 鉱山に関する災害防止及び災害時の応急対策に関すること ウ 電気的安全確保に関すること（熱海市、沼津市、三島市、富士宮市(昭和31年9月29日における旧庵原郡内房村の区域を除く。)、伊東市、富士市(平成20年10月31日における旧庵原郡富士川町の区域を除く。)、御殿場市、裾野市、下田市、伊豆市、伊豆の国市、田方郡、賀茂郡及び駿東郡) エ ガスの安全確保に関すること（磐田市、湖西市、浜松市(平成17年6月30日における旧周智郡春野町の区域を除く。))及び袋井市(平成17年3月31日における旧磐田郡浅羽町の区域に限る。)を除く。)																														
(略)	(略)																														
防衛省 南関東防衛局	ア 所管財産使用に関する連絡調整 イ 災害時における防衛省本省及び自衛隊との連絡調整 ウ 在日米軍が災害対策措置を行う場合の連絡調整支援																														
機関名	災害応急対策として講ずる措置																														
(略)	(略)																														
総務省東海総合通信局	電気通信 <u>及び放送</u> の確保のための応急対策及び非常通信の監理																														
(略)	(略)																														
経済産業省 関東東北産業保安監督部	ア 火薬 <u>類</u> 、高圧ガス、液化石油ガスなどの安全確保に関すること イ 鉱山に関する災害防止及び災害時の応急対策に関すること ウ 電気的安全確保に関すること（熱海市、沼津市、三島市、富士宮市(昭和31年9月29日における旧庵原郡内房村の区域を除く。)、伊東市、富士市(平成20年10月31日における旧庵原郡富士川町の区域を除く。)、御殿場市、裾野市、下田市、伊豆市、伊豆の国市、田方郡、賀茂郡及び駿東郡) エ ガスの安全確保に関すること（磐田市、湖西市、浜松市(平成17年6月30日における旧周智郡春野町の区域を除く。))及び袋井市(平成17年3月31日における旧磐田郡浅羽町の区域に限る。)を除く。)																														
(略)	(略)																														
防衛省 南関東防衛局	ア 所管財産使用に関する連絡調整 イ 災害時における防衛省本省及び自衛隊 <u>等</u> との連絡調整 ウ 在日米軍が災害対策措置を行う場合の連絡調整支援																														

静岡県地域防災計画 新旧対照表 (案)

	旧	新	備考																
津波 -35	<p>(2) 指定公共機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>災害応急対策として講ずる措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>一般社団法人日本建設業連合会 中部支部</td> <td>公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力</td> </tr> <tr> <td><u>(新規)</u></td> <td><u>(新規)</u></td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	災害応急対策として講ずる措置	(略)	(略)	一般社団法人日本建設業連合会 中部支部	公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力	<u>(新規)</u>	<u>(新規)</u>	<p>(2) 指定公共機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>災害応急対策として講ずる措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>一般社団法人日本建設業連合会中部支 部</td> <td>公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協 力</td> </tr> <tr> <td><u>株式会社イトーヨーカ堂</u> <u>イオン株式会社</u> <u>ユニー株式会社</u> <u>株式会社セブン-イレブン・ジャパン</u> <u>株式会社ローソン</u> <u>株式会社ファミリーマート</u> <u>株式会社セブン&amp;アイ・ホールディング</u> <u>ス</u></td> <td><u>県からの要請による災害救助の実施に必要な 物資の調達等の実施</u></td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	災害応急対策として講ずる措置	(略)	(略)	一般社団法人日本建設業連合会中部支 部	公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協 力	<u>株式会社イトーヨーカ堂</u> <u>イオン株式会社</u> <u>ユニー株式会社</u> <u>株式会社セブン-イレブン・ジャパン</u> <u>株式会社ローソン</u> <u>株式会社ファミリーマート</u> <u>株式会社セブン&amp;アイ・ホールディング</u> <u>ス</u>	<u>県からの要請による災害救助の実施に必要な 物資の調達等の実施</u>	<p>指定公共機関に指定された流通事業者について災害応急対策として講ずる措置を追加</p>
機 関 名	災害応急対策として講ずる措置																		
(略)	(略)																		
一般社団法人日本建設業連合会 中部支部	公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力																		
<u>(新規)</u>	<u>(新規)</u>																		
機 関 名	災害応急対策として講ずる措置																		
(略)	(略)																		
一般社団法人日本建設業連合会中部支 部	公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協 力																		
<u>株式会社イトーヨーカ堂</u> <u>イオン株式会社</u> <u>ユニー株式会社</u> <u>株式会社セブン-イレブン・ジャパン</u> <u>株式会社ローソン</u> <u>株式会社ファミリーマート</u> <u>株式会社セブン&amp;アイ・ホールディング</u> <u>ス</u>	<u>県からの要請による災害救助の実施に必要な 物資の調達等の実施</u>																		
津波 -35	<p>(3) 指定地方公共機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>災害応急対策として講ずる措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>一般社団法人静岡県建設業協 会</td> <td>道路施設等の被害調査、復旧に関する協力</td> </tr> <tr> <td><u>(新規)</u></td> <td><u>(新規)</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	機 関 名	災害応急対策として講ずる措置	(略)	(略)	一般社団法人静岡県建設業協 会	道路施設等の被害調査、復旧に関する協力	<u>(新規)</u>	<u>(新規)</u>	<p>(3) 指定地方公共機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>災害応急対策として講ずる措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>一般社団法人静岡県建設業協 会</td> <td>道路施設等の被害調査、復旧に関する協力</td> </tr> <tr> <td><u>富士山静岡空港株式会社</u></td> <td><u>大規模な広域防災拠点としての応援部隊等の受入支援</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	機 関 名	災害応急対策として講ずる措置	(略)	(略)	一般社団法人静岡県建設業協 会	道路施設等の被害調査、復旧に関する協力	<u>富士山静岡空港株式会社</u>	<u>大規模な広域防災拠点としての応援部隊等の受入支援</u>	<p>指定地方公共機関に富士山静岡空港株式会社を指定したことから災害応急対策として講ずる措置を追加</p>
機 関 名	災害応急対策として講ずる措置																		
(略)	(略)																		
一般社団法人静岡県建設業協 会	道路施設等の被害調査、復旧に関する協力																		
<u>(新規)</u>	<u>(新規)</u>																		
機 関 名	災害応急対策として講ずる措置																		
(略)	(略)																		
一般社団法人静岡県建設業協 会	道路施設等の被害調査、復旧に関する協力																		
<u>富士山静岡空港株式会社</u>	<u>大規模な広域防災拠点としての応援部隊等の受入支援</u>																		

静岡県地域防災計画 新旧対照表（案）

	旧	新	備考
風水害 -5	<p>5 風水害対策編</p> <p>第1章 総則</p> <p>第2節 予想される災害と地域</p> <p>3 土石流・地すべり・がけ崩れ</p> <p>○ 県内で砂防指定地が <u>1,676</u> 箇所、地すべり防止区域が 189 箇所、急傾斜地崩壊危険区域が <u>1,259</u> 箇所及び土砂災害警戒区域 <u>15,418</u> 箇所（いずれも平成 <u>29</u> 年度末）指定されており、降雨時や地震時の被害が予想される。（資料編Ⅱ 4-2-1～4-2-3、4-2-9 参照）</p> <p>（略）</p>	<p>5 風水害対策編</p> <p>第1章 総則</p> <p>第2節 予想される災害と地域</p> <p>3 土石流・地すべり・がけ崩れ</p> <p>○ 県内で砂防指定地が <u>1,685</u> 箇所、地すべり防止区域が 189 箇所、急傾斜地崩壊危険区域が <u>1,265</u> 箇所及び土砂災害警戒区域 <u>16,779</u> 箇所（いずれも平成 <u>30</u> 年度末）指定されており、降雨時や地震時の被害が予想される。（資料編Ⅱ 4-2-1～4-2-3、4-2-9 参照）</p> <p>（略）</p>	平成 30 年度末時点の指定箇所数に修正
風水害 -7	<p>第2章 災害予防計画</p> <p>第1節 河川災害予防計画</p> <p>2 河川の治水対策</p> <p>○ 本県の一、二級河川は 533 河川、流路延長 2,861.9 km、要整備延長は <u>1,885.3</u> km である。（平成 29 年 4 月 1 日現在）これに対し、県は、<u>社会資本整備重点計画</u> に基づき整備を促進する。</p> <p>（略）</p>	<p>第2章 災害予防計画</p> <p>第1節 河川災害予防計画</p> <p>2 河川の治水対策</p> <p>○ 本県の一、二級河川は 533 河川、流路延長 2,861.9 km、要整備延長は <u>1,882.9</u> km である。（平成 <u>30</u> 年 4 月 1 日現在）これに対し、県は、<u>美しい“ふじのくに”インフラビジョン</u> に基づき整備を促進する。</p> <p>（略）</p>	時点更新 社会資本整備重点計画に代えて美しい“ふじのくに”インフラビジョンを策定したため
風水害 -8	<p>4 浸水想定区域等の指定に伴う実施事項</p> <p>（略）</p> <p>・市町地域防災計画に名称及び所在地<u>等</u>を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、当該要配慮者施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しなければならない。当該計画を作成したときは、遅滞なく、市町長に報告しなければならない。計画を変更したときも同様とする。</p> <p>（略）</p> <p>・要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、計画に定めるところにより、円滑かつ迅速な避難確保のための訓練を行わなければならない。</p> <p><u>（追記）</u></p> <p>（略）</p>	<p>4 浸水想定区域等の指定に伴う実施事項</p> <p>（略）</p> <p>・<u>浸水想定区域内に位置し</u>、市町地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、当該要配慮者施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しなければならない。当該計画を作成したときは、遅滞なく、市町長に報告しなければならない。計画を変更したときも同様とする。</p> <p>（略）</p> <p>・要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、計画に定めるところにより、円滑かつ迅速な避難確保のための訓練を行わなければならない。</p> <p>・<u>県及び市町は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努めるものとする。</u></p> <p>（略）</p>	防災基本計画の修正に伴い浸水想定区域内に位置することを明確化  共通対策編から移項 また、実施主体に県を追加

静岡県地域防災計画 新旧対照表（案）

	旧	新	備考
風水害 -8	<p><u>(新規)</u></p> <p>(略)</p>	<p><u>5 連携体制の構築</u></p> <p><u>○ 水災については、県及び国土交通省が組織する洪水氾濫による被害を防止・軽減するためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的とした「大規模氾濫減災協議会」等を活用し、国、県、市町、河川管理者、水防管理者等の多様な関係者で、密接な連携体制を構築するものとする。</u></p> <p>(略)</p>	<p>防災基本計画の修正に伴う修正 (H30年度防災基本計画抜粋)</p> <p>水災については、国〔国土交通大臣〕及び都道府県知事が組織する洪水氾濫による被害を軽減するためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的とした「大規模氾濫減災協議会」、「都道府県大規模氾濫減災協議会」等を活用し、国、地方公共団体、河川管理者、水防管理者等の多様な関係者で、密接な連携体制を構築するものとする。</p>
風水害 -11	<p>第5節 土砂災害防除計画</p> <p>6 土砂災害防止法の施行</p> <p>要配慮者利用施設の所有者等に対する指示等</p> <p>・市町地域防災計画にその名称及び所<del>持</del>地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しなければならない。当該計画を作成したときは、遅滞なく、市町長に報告しなければならない。計画を変更したときも同様とする。</p> <p>(略)</p> <p>・要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、計画に定めるところにより、円滑かつ迅速な避難確保のための訓練を行わなければならない。</p> <p><u>(追記)</u></p> <p>(略)</p>	<p>第5節 土砂災害防除計画</p> <p>6 土砂災害防止法の施行</p> <p>要配慮者利用施設の所有者等に対する指示等</p> <p>・<u>土砂災害警戒区域内に位置し</u>、市町地域防災計画にその名称及び所<del>在</del>地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しなければならない。当該計画を作成したときは、遅滞なく、市町長に報告しなければならない。計画を変更したときも同様とする。</p> <p>(略)</p> <p>・要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、計画に定めるところにより、円滑かつ迅速な避難確保のための訓練を行わなければならない。</p> <p>・<u>県及び市町は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努めるものとする。</u></p> <p>(略)</p>	<p>防災基本計画の修正に伴い土砂災害警戒区域内に位置することを明確化</p> <p>共通対策編から移項 また、実施主体に県を追加</p>
風水害 -12	<p>第8節 農地災害防除計画</p> <p>1 ため池等整備事業</p> <p>○ <u>老朽化した</u>農業用ため池は、豪雨等により決壊するおそれがあるため、緊急度の高いものから補強事業を実施する。</p> <p>○ また、ハザードマップの作成配布等を計画的に推進し、地域の安全性の確保を図る。<u>なお、国の採択基準に該当しないものについては、自然災害防止事業として県単独で実施している。農業用ため池は、689箇所である。</u></p>	<p>第8節 農地災害防除計画</p> <p>1 ため池等整備事業</p> <p>○ <u>決壊した場合に影響が大きい</u>農業用ため池は、緊急度の高いものから補強<u>対策や統廃合</u>を実施する。</p> <p>○ <u>決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池について、緊急連絡体制の整備等を推進するとともに、決壊した場合の影響度が大きい</u>ため池から、ハザードマップの作成配布等を計画的に推進し、地域の安全性の確保を図る。</p>	<p>防災基本計画の修正に伴う修正 (防災基本計画抜粋)</p> <p>国〔農林水産省〕及び地方公共団体は、災害に対処するため、農業用排水施設の整備、決壊した場合に影響が大きいため池における補強対策や統廃合、低・湿地域における排水対策等農地防災対策及び農地保全対策を推進する。 決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるお</p>

静岡県地域防災計画 新旧対照表 (案)

風水害  
-15

		旧				新				備考																																																																														
<p>表1 河川改修事業一覧 (単位：千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">平成29年度実績</th> <th colspan="2">平成30年度計画</th> <th rowspan="2">摘要</th> </tr> <tr> <th>河川数</th> <th>事業費</th> <th>河川数</th> <th>事業費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>直轄河川改修</td> <td>6</td> <td>3,334,819</td> <td>6</td> <td>3,559,500</td> <td>狩野川、富士川、安倍川、大井川、菊川、天竜川下流</td> </tr> <tr> <td rowspan="9">補助河川改修事業</td> <td>広域河川</td> <td>10</td> <td>2,913,534</td> <td>10</td> <td>1,929,900</td> <td>沼川、太田川ほか</td> </tr> <tr> <td>治山・高潮</td> <td>2</td> <td>613,200</td> <td>2</td> <td>667,800</td> <td>坂口谷川、須々木川</td> </tr> <tr> <td>流域治水</td> <td>1</td> <td>653,793</td> <td>1</td> <td>157,500</td> <td>安間川</td> </tr> <tr> <td>流域貯留</td> <td>1</td> <td>242,550</td> <td>1</td> <td>37,800</td> <td>巴川</td> </tr> <tr> <td>総合治水</td> <td>1</td> <td>3,622,500</td> <td>1</td> <td>2,137,800</td> <td>巴川</td> </tr> <tr> <td>特構改築</td> <td>13</td> <td>489,138</td> <td>13</td> <td>661,500</td> <td>弁財天川、瀬戸川ほか</td> </tr> <tr> <td>総流防</td> <td>8</td> <td>1,485,435</td> <td>8</td> <td>1,559,707</td> <td>濁川、徳間田川ほか</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>12</td> <td>254,100</td> <td>8</td> <td>105,000</td> <td>情報基盤</td> </tr> <tr> <td>小計</td> <td>48</td> <td>10,274,250</td> <td>44</td> <td>7,257,007</td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td>13,609,069</td> <td></td> <td>10,816,507</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(関東地方整備局、中部地方整備局、県河川企画課、県河川海岸整備課)</p>											区分	平成29年度実績		平成30年度計画		摘要	河川数	事業費	河川数	事業費	直轄河川改修	6	3,334,819	6	3,559,500	狩野川、富士川、安倍川、大井川、菊川、天竜川下流	補助河川改修事業	広域河川	10	2,913,534	10	1,929,900	沼川、太田川ほか	治山・高潮	2	613,200	2	667,800	坂口谷川、須々木川	流域治水	1	653,793	1	157,500	安間川	流域貯留	1	242,550	1	37,800	巴川	総合治水	1	3,622,500	1	2,137,800	巴川	特構改築	13	489,138	13	661,500	弁財天川、瀬戸川ほか	総流防	8	1,485,435	8	1,559,707	濁川、徳間田川ほか	その他	12	254,100	8	105,000	情報基盤	小計	48	10,274,250	44	7,257,007		計		13,609,069		10,816,507		
区分	平成29年度実績		平成30年度計画		摘要																																																																																			
	河川数	事業費	河川数	事業費																																																																																				
直轄河川改修	6	3,334,819	6	3,559,500	狩野川、富士川、安倍川、大井川、菊川、天竜川下流																																																																																			
補助河川改修事業	広域河川	10	2,913,534	10	1,929,900	沼川、太田川ほか																																																																																		
	治山・高潮	2	613,200	2	667,800	坂口谷川、須々木川																																																																																		
	流域治水	1	653,793	1	157,500	安間川																																																																																		
	流域貯留	1	242,550	1	37,800	巴川																																																																																		
	総合治水	1	3,622,500	1	2,137,800	巴川																																																																																		
	特構改築	13	489,138	13	661,500	弁財天川、瀬戸川ほか																																																																																		
	総流防	8	1,485,435	8	1,559,707	濁川、徳間田川ほか																																																																																		
	その他	12	254,100	8	105,000	情報基盤																																																																																		
	小計	48	10,274,250	44	7,257,007																																																																																			
計		13,609,069		10,816,507																																																																																				
<p>表2 海岸保全施設整備事業一覧 (単位：千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">平成29年度実績</th> <th colspan="2">平成30年度計画</th> <th rowspan="2">摘要</th> </tr> <tr> <th>海岸数</th> <th>事業費</th> <th>海岸数</th> <th>事業費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>直轄海岸保全施設整備事業</td> <td>2</td> <td>2,621,657</td> <td>2</td> <td>2,210,000</td> <td>駿河海岸、富士海岸</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">補助海岸保全施設整備事業</td> <td>高潮対策</td> <td>4</td> <td>1,661,100</td> <td>4</td> <td>952,000</td> <td>静岡海岸ほか</td> </tr> <tr> <td>侵食対策</td> <td>3</td> <td>94,500</td> <td>2</td> <td>100,000</td> <td>竜洋海岸、浜松五島海岸</td> </tr> <tr> <td>老朽化</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>2</td> <td>40,000</td> <td>長寿化計画策定(駿河湾沿岸、遠州灘沿岸)</td> </tr> <tr> <td>津波高潮</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>20,000</td> <td>相良海岸</td> </tr> <tr> <td>小計</td> <td>7</td> <td>1,755,600</td> <td>9</td> <td>1,112,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>県単独特定海岸保全施設整備事業</td> <td>2</td> <td>71,375</td> <td>2</td> <td>71,375</td> <td>静岡海岸、清水海岸</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td>4,448,632</td> <td></td> <td>3,393,375</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(中部地方整備局、県河川企画課、県河川海岸整備課)</p>											区分	平成29年度実績		平成30年度計画		摘要	海岸数	事業費	海岸数	事業費	直轄海岸保全施設整備事業	2	2,621,657	2	2,210,000	駿河海岸、富士海岸	補助海岸保全施設整備事業	高潮対策	4	1,661,100	4	952,000	静岡海岸ほか	侵食対策	3	94,500	2	100,000	竜洋海岸、浜松五島海岸	老朽化	0	0	2	40,000	長寿化計画策定(駿河湾沿岸、遠州灘沿岸)	津波高潮	0	0	1	20,000	相良海岸	小計	7	1,755,600	9	1,112,000		県単独特定海岸保全施設整備事業	2	71,375	2	71,375	静岡海岸、清水海岸	計		4,448,632		3,393,375																				
区分	平成29年度実績		平成30年度計画		摘要																																																																																			
	海岸数	事業費	海岸数	事業費																																																																																				
直轄海岸保全施設整備事業	2	2,621,657	2	2,210,000	駿河海岸、富士海岸																																																																																			
補助海岸保全施設整備事業	高潮対策	4	1,661,100	4	952,000	静岡海岸ほか																																																																																		
	侵食対策	3	94,500	2	100,000	竜洋海岸、浜松五島海岸																																																																																		
	老朽化	0	0	2	40,000	長寿化計画策定(駿河湾沿岸、遠州灘沿岸)																																																																																		
	津波高潮	0	0	1	20,000	相良海岸																																																																																		
	小計	7	1,755,600	9	1,112,000																																																																																			
県単独特定海岸保全施設整備事業	2	71,375	2	71,375	静岡海岸、清水海岸																																																																																			
計		4,448,632		3,393,375																																																																																				

		新				備考																																																																														
<p>表1 河川改修事業一覧 (単位：千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">平成30年度実績</th> <th colspan="2">平成31年度計画</th> <th rowspan="2">摘要</th> </tr> <tr> <th>河川数</th> <th>事業費</th> <th>河川数</th> <th>事業費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>直轄河川改修</td> <td>6</td> <td>3,852,883</td> <td>6</td> <td>5,172,000</td> <td>狩野川、富士川、安倍川、大井川、菊川、天竜川下流</td> </tr> <tr> <td rowspan="9">補助河川改修事業</td> <td>広域河川</td> <td>8</td> <td>2,649,150</td> <td>7</td> <td>1,169,700</td> <td>沼川、太田川ほか</td> </tr> <tr> <td>地震・高潮</td> <td>2</td> <td>583,800</td> <td>3</td> <td>558,600</td> <td>坂口谷川ほか</td> </tr> <tr> <td>流域治水</td> <td>1</td> <td>157,500</td> <td>1</td> <td>10,500</td> <td>安間川</td> </tr> <tr> <td>流域貯留</td> <td>1</td> <td>6,300</td> <td>1</td> <td>6,300</td> <td>巴川</td> </tr> <tr> <td>総合治水</td> <td>1</td> <td>2,379,300</td> <td>1</td> <td>2,396,100</td> <td>巴川</td> </tr> <tr> <td>特構改築</td> <td>19</td> <td>596,550</td> <td>22</td> <td>338,100</td> <td>弁財天川、栃山川ほか</td> </tr> <tr> <td>総流防</td> <td>47</td> <td>3,725,000</td> <td>13</td> <td>3,332,700</td> <td>大井川ほか</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>7</td> <td>105,000</td> <td>1</td> <td>92,400</td> <td>情報基盤</td> </tr> <tr> <td>小計</td> <td>86</td> <td>10,202,600</td> <td>49</td> <td>7,904,400</td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td>14,055,483</td> <td></td> <td>13,076,400</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(関東地方整備局、中部地方整備局、県河川企画課、県河川海岸整備課)</p>							区分	平成30年度実績		平成31年度計画		摘要	河川数	事業費	河川数	事業費	直轄河川改修	6	3,852,883	6	5,172,000	狩野川、富士川、安倍川、大井川、菊川、天竜川下流	補助河川改修事業	広域河川	8	2,649,150	7	1,169,700	沼川、太田川ほか	地震・高潮	2	583,800	3	558,600	坂口谷川ほか	流域治水	1	157,500	1	10,500	安間川	流域貯留	1	6,300	1	6,300	巴川	総合治水	1	2,379,300	1	2,396,100	巴川	特構改築	19	596,550	22	338,100	弁財天川、栃山川ほか	総流防	47	3,725,000	13	3,332,700	大井川ほか	その他	7	105,000	1	92,400	情報基盤	小計	86	10,202,600	49	7,904,400		計		14,055,483		13,076,400		
区分	平成30年度実績		平成31年度計画		摘要																																																																															
	河川数	事業費	河川数	事業費																																																																																
直轄河川改修	6	3,852,883	6	5,172,000	狩野川、富士川、安倍川、大井川、菊川、天竜川下流																																																																															
補助河川改修事業	広域河川	8	2,649,150	7	1,169,700	沼川、太田川ほか																																																																														
	地震・高潮	2	583,800	3	558,600	坂口谷川ほか																																																																														
	流域治水	1	157,500	1	10,500	安間川																																																																														
	流域貯留	1	6,300	1	6,300	巴川																																																																														
	総合治水	1	2,379,300	1	2,396,100	巴川																																																																														
	特構改築	19	596,550	22	338,100	弁財天川、栃山川ほか																																																																														
	総流防	47	3,725,000	13	3,332,700	大井川ほか																																																																														
	その他	7	105,000	1	92,400	情報基盤																																																																														
	小計	86	10,202,600	49	7,904,400																																																																															
計		14,055,483		13,076,400																																																																																
<p>表2 海岸保全施設整備事業一覧 (単位：千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">平成30年度実績</th> <th colspan="2">平成31年度計画</th> <th rowspan="2">摘要</th> </tr> <tr> <th>海岸数</th> <th>事業費</th> <th>海岸数</th> <th>事業費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>直轄海岸保全施設整備事業</td> <td>2</td> <td>3,074,108</td> <td>2</td> <td>3,207,000</td> <td>駿河海岸、富士海岸</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">補助海岸保全施設整備事業</td> <td>高潮対策</td> <td>4</td> <td>1,248,215</td> <td>5</td> <td>1,753,500</td> <td>清水西海岸、沼津牛臥海岸ほか</td> </tr> <tr> <td>侵食対策</td> <td>2</td> <td>231,000</td> <td>2</td> <td>243,600</td> <td>竜洋海岸、浜松五島海岸</td> </tr> <tr> <td>老朽化</td> <td>6</td> <td>30,385</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>長寿化計画策定(相良方浜海岸ほか)</td> </tr> <tr> <td>津波高潮</td> <td>1</td> <td>54,000</td> <td>1</td> <td>81,900</td> <td>相良海岸</td> </tr> <tr> <td>小計</td> <td>13</td> <td>1,563,600</td> <td>8</td> <td>2,079,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>県単独特定海岸保全施設整備事業</td> <td>2</td> <td>71,375</td> <td>2</td> <td>71,375</td> <td>静岡海岸、清水海岸</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td>4,709,083</td> <td></td> <td>5,357,375</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(中部地方整備局、県河川企画課、県河川海岸整備課)</p>							区分	平成30年度実績		平成31年度計画		摘要	海岸数	事業費	海岸数	事業費	直轄海岸保全施設整備事業	2	3,074,108	2	3,207,000	駿河海岸、富士海岸	補助海岸保全施設整備事業	高潮対策	4	1,248,215	5	1,753,500	清水西海岸、沼津牛臥海岸ほか	侵食対策	2	231,000	2	243,600	竜洋海岸、浜松五島海岸	老朽化	6	30,385	0	0	長寿化計画策定(相良方浜海岸ほか)	津波高潮	1	54,000	1	81,900	相良海岸	小計	13	1,563,600	8	2,079,000		県単独特定海岸保全施設整備事業	2	71,375	2	71,375	静岡海岸、清水海岸	計		4,709,083		5,357,375																				
区分	平成30年度実績		平成31年度計画		摘要																																																																															
	海岸数	事業費	海岸数	事業費																																																																																
直轄海岸保全施設整備事業	2	3,074,108	2	3,207,000	駿河海岸、富士海岸																																																																															
補助海岸保全施設整備事業	高潮対策	4	1,248,215	5	1,753,500	清水西海岸、沼津牛臥海岸ほか																																																																														
	侵食対策	2	231,000	2	243,600	竜洋海岸、浜松五島海岸																																																																														
	老朽化	6	30,385	0	0	長寿化計画策定(相良方浜海岸ほか)																																																																														
	津波高潮	1	54,000	1	81,900	相良海岸																																																																														
	小計	13	1,563,600	8	2,079,000																																																																															
県単独特定海岸保全施設整備事業	2	71,375	2	71,375	静岡海岸、清水海岸																																																																															
計		4,709,083		5,357,375																																																																																

そのあるため池について、緊急連絡体制の整備等を推進するとともに、決壊した場合の影響度が大きいため池から、ハザードマップの作成・周知を図る。

時点更新

時点更新



静岡県地域防災計画 新旧対照表 (案)

風水害 -16	旧	新	備考																																																																																																																																																																																														
	<p>表3 県営港湾及び県営漁港海岸保全事業 (単位：千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">平成27年度実績事業費</th> <th colspan="2">平成28年度計画事業費</th> <th rowspan="2">摘要</th> </tr> <tr> <th>港数</th> <th>事業費</th> <th>港数</th> <th>事業費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高潮対策事業</td> <td>4</td> <td>283,110</td> <td>4</td> <td>603,770</td> <td>清水港海岸、御前崎港海岸、沼津港海岸、浜名港海岸</td> </tr> <tr> <td>津波・高潮危機管理</td> <td>2</td> <td>124,000</td> <td>2</td> <td>121,300</td> <td>清水港海岸、宇久須港海岸</td> </tr> <tr> <td>老朽化</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>11,025</td> <td>沼津港海岸</td> </tr> <tr> <td>小計</td> <td>6</td> <td>407,110</td> <td>7</td> <td>725,070</td> <td></td> </tr> <tr> <td>高潮対策事業</td> <td>2</td> <td>228,640</td> <td>2</td> <td>105,000</td> <td>豊良：護岸、焼津：護壁</td> </tr> <tr> <td>優良対策事業</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td></td> </tr> <tr> <td>耐震対策緊急事業</td> <td>1</td> <td>9,450</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>戸田：護壁</td> </tr> <tr> <td>津波・高潮危機管理</td> <td>1</td> <td>201,600</td> <td>2</td> <td>84,202</td> <td>静浜：防災ステーション、豊良：防犯自動化</td> </tr> <tr> <td>小計</td> <td>4</td> <td>439,690</td> <td>4</td> <td>189,202</td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>10</td> <td>846,800</td> <td>11</td> <td>914,272</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(県港整備課、県漁港整備課)</p> <p>表4 道路災害防除事業 (単位：千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>平成29年度実績事業費</th> <th>平成30年度計画事業費</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県管理道路</td> <td>1,253,050</td> <td>953,900</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(県道路保全課)</p> <p>表5 砂防事業 (単位：千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>平成29年度実績事業費</th> <th>平成30年度計画事業費</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>直轄砂防事業</td> <td>4,514,000</td> <td>3,410,000</td> <td>狩野川、安倍川、富士山</td> </tr> <tr> <td>補助砂防事業</td> <td>1,882,760</td> <td>1,076,250</td> <td></td> </tr> <tr> <td>災害関連緊急事業</td> <td>383,450</td> <td>362,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>6,780,210</td> <td>4,848,250</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(中部地方整備局、県砂防課)</p>	区分	平成27年度実績事業費		平成28年度計画事業費		摘要	港数	事業費	港数	事業費	高潮対策事業	4	283,110	4	603,770	清水港海岸、御前崎港海岸、沼津港海岸、浜名港海岸	津波・高潮危機管理	2	124,000	2	121,300	清水港海岸、宇久須港海岸	老朽化	0	0	1	11,025	沼津港海岸	小計	6	407,110	7	725,070		高潮対策事業	2	228,640	2	105,000	豊良：護岸、焼津：護壁	優良対策事業	0	0	0	0		耐震対策緊急事業	1	9,450	0	0	戸田：護壁	津波・高潮危機管理	1	201,600	2	84,202	静浜：防災ステーション、豊良：防犯自動化	小計	4	439,690	4	189,202		計	10	846,800	11	914,272		区分	平成29年度実績事業費	平成30年度計画事業費	摘要	県管理道路	1,253,050	953,900		区分	平成29年度実績事業費	平成30年度計画事業費	摘要	直轄砂防事業	4,514,000	3,410,000	狩野川、安倍川、富士山	補助砂防事業	1,882,760	1,076,250		災害関連緊急事業	383,450	362,000		計	6,780,210	4,848,250		<p>表3 県営港湾及び県営漁港海岸保全事業 (単位：千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">平成30年度実績事業費</th> <th colspan="2">平成31年度計画事業費</th> <th rowspan="2">摘要</th> </tr> <tr> <th>港数</th> <th>事業費</th> <th>港数</th> <th>事業費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高潮対策事業</td> <td>4</td> <td>549,604</td> <td>5</td> <td>793,800</td> <td>清水港海岸、御前崎港海岸、沼津港海岸、<b>榛原港海岸</b>、浜名港海岸</td> </tr> <tr> <td>津波・高潮危機管理</td> <td>2</td> <td>51,500</td> <td>3</td> <td>188,000</td> <td>清水港海岸、宇久須港海岸、<b>相良港海岸</b></td> </tr> <tr> <td>老朽化</td> <td>1</td> <td>88,096</td> <td>1</td> <td>141,000</td> <td>沼津港海岸</td> </tr> <tr> <td>小計</td> <td>7</td> <td>689,200</td> <td>9</td> <td>1,122,800</td> <td></td> </tr> <tr> <td>高潮対策事業</td> <td>1</td> <td>94,500</td> <td>2</td> <td>168,000</td> <td><b>焼津漁港海岸</b>、戸田漁港海岸</td> </tr> <tr> <td>堤防等老朽化対策</td> <td>2</td> <td>83,649</td> <td>1</td> <td>54,749</td> <td><b>静浦漁港海岸</b></td> </tr> <tr> <td>津波・高潮危機管理</td> <td>2</td> <td>18,216</td> <td>1</td> <td>21,000</td> <td><b>妻良漁港海岸</b></td> </tr> <tr> <td>小計</td> <td>5</td> <td>196,365</td> <td>4</td> <td>243,749</td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>12</td> <td>885,565</td> <td>13</td> <td>1,366,549</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(県港湾整備課、県漁港整備課)</p> <p>表4 道路災害防除事業 (単位：千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>平成30年度実績事業費</th> <th>平成31年度計画事業費</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県管理道路</td> <td>1,159,700</td> <td>2,145,050</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(県道路保全課)</p> <p>表5 砂防事業 (単位：千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>平成30年度実績事業費</th> <th>平成31年度計画事業費</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>直轄砂防事業</td> <td>3,410,000</td> <td>5,631,000</td> <td>狩野川、安倍川、富士山</td> </tr> <tr> <td>補助砂防事業</td> <td>1,099,350</td> <td>2,372,330</td> <td></td> </tr> <tr> <td>災害関連緊急事業</td> <td>512,953</td> <td>362,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>5,022,303</td> <td>8,365,330</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(中部地方整備局、県砂防課)</p>	区分	平成30年度実績事業費		平成31年度計画事業費		摘要	港数	事業費	港数	事業費	高潮対策事業	4	549,604	5	793,800	清水港海岸、御前崎港海岸、沼津港海岸、 <b>榛原港海岸</b> 、浜名港海岸	津波・高潮危機管理	2	51,500	3	188,000	清水港海岸、宇久須港海岸、 <b>相良港海岸</b>	老朽化	1	88,096	1	141,000	沼津港海岸	小計	7	689,200	9	1,122,800		高潮対策事業	1	94,500	2	168,000	<b>焼津漁港海岸</b> 、戸田漁港海岸	堤防等老朽化対策	2	83,649	1	54,749	<b>静浦漁港海岸</b>	津波・高潮危機管理	2	18,216	1	21,000	<b>妻良漁港海岸</b>	小計	5	196,365	4	243,749		計	12	885,565	13	1,366,549		区分	平成30年度実績事業費	平成31年度計画事業費	摘要	県管理道路	1,159,700	2,145,050		区分	平成30年度実績事業費	平成31年度計画事業費	摘要	直轄砂防事業	3,410,000	5,631,000	狩野川、安倍川、富士山	補助砂防事業	1,099,350	2,372,330		災害関連緊急事業	512,953	362,000		計	5,022,303	8,365,330		<p>時点更新</p> <p>時点更新</p> <p>時点更新</p>
区分	平成27年度実績事業費		平成28年度計画事業費		摘要																																																																																																																																																																																												
	港数	事業費	港数	事業費																																																																																																																																																																																													
高潮対策事業	4	283,110	4	603,770	清水港海岸、御前崎港海岸、沼津港海岸、浜名港海岸																																																																																																																																																																																												
津波・高潮危機管理	2	124,000	2	121,300	清水港海岸、宇久須港海岸																																																																																																																																																																																												
老朽化	0	0	1	11,025	沼津港海岸																																																																																																																																																																																												
小計	6	407,110	7	725,070																																																																																																																																																																																													
高潮対策事業	2	228,640	2	105,000	豊良：護岸、焼津：護壁																																																																																																																																																																																												
優良対策事業	0	0	0	0																																																																																																																																																																																													
耐震対策緊急事業	1	9,450	0	0	戸田：護壁																																																																																																																																																																																												
津波・高潮危機管理	1	201,600	2	84,202	静浜：防災ステーション、豊良：防犯自動化																																																																																																																																																																																												
小計	4	439,690	4	189,202																																																																																																																																																																																													
計	10	846,800	11	914,272																																																																																																																																																																																													
区分	平成29年度実績事業費	平成30年度計画事業費	摘要																																																																																																																																																																																														
県管理道路	1,253,050	953,900																																																																																																																																																																																															
区分	平成29年度実績事業費	平成30年度計画事業費	摘要																																																																																																																																																																																														
直轄砂防事業	4,514,000	3,410,000	狩野川、安倍川、富士山																																																																																																																																																																																														
補助砂防事業	1,882,760	1,076,250																																																																																																																																																																																															
災害関連緊急事業	383,450	362,000																																																																																																																																																																																															
計	6,780,210	4,848,250																																																																																																																																																																																															
区分	平成30年度実績事業費		平成31年度計画事業費		摘要																																																																																																																																																																																												
	港数	事業費	港数	事業費																																																																																																																																																																																													
高潮対策事業	4	549,604	5	793,800	清水港海岸、御前崎港海岸、沼津港海岸、 <b>榛原港海岸</b> 、浜名港海岸																																																																																																																																																																																												
津波・高潮危機管理	2	51,500	3	188,000	清水港海岸、宇久須港海岸、 <b>相良港海岸</b>																																																																																																																																																																																												
老朽化	1	88,096	1	141,000	沼津港海岸																																																																																																																																																																																												
小計	7	689,200	9	1,122,800																																																																																																																																																																																													
高潮対策事業	1	94,500	2	168,000	<b>焼津漁港海岸</b> 、戸田漁港海岸																																																																																																																																																																																												
堤防等老朽化対策	2	83,649	1	54,749	<b>静浦漁港海岸</b>																																																																																																																																																																																												
津波・高潮危機管理	2	18,216	1	21,000	<b>妻良漁港海岸</b>																																																																																																																																																																																												
小計	5	196,365	4	243,749																																																																																																																																																																																													
計	12	885,565	13	1,366,549																																																																																																																																																																																													
区分	平成30年度実績事業費	平成31年度計画事業費	摘要																																																																																																																																																																																														
県管理道路	1,159,700	2,145,050																																																																																																																																																																																															
区分	平成30年度実績事業費	平成31年度計画事業費	摘要																																																																																																																																																																																														
直轄砂防事業	3,410,000	5,631,000	狩野川、安倍川、富士山																																																																																																																																																																																														
補助砂防事業	1,099,350	2,372,330																																																																																																																																																																																															
災害関連緊急事業	512,953	362,000																																																																																																																																																																																															
計	5,022,303	8,365,330																																																																																																																																																																																															

静岡県地域防災計画 新旧対照表 (案)

	旧	新	備考																																																																																																																																								
風水害 -16	<p><b>表6</b> 地すべり対策事業 (単位:千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">平成29年度実績事業費</th> <th colspan="2">平成30年度計画事業費</th> <th rowspan="2">摘要</th> </tr> <tr> <th>箇所数</th> <th>事業費</th> <th>箇所数</th> <th>事業費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">直轄事業</td> <td>地すべり対策事業</td> <td>1</td> <td>1,967,000</td> <td>0</td> <td>1,760,000</td> <td>由比</td> </tr> <tr> <td>災害関連緊急事業</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">国土交通省所管</td> <td>地すべり対策事業</td> <td>16</td> <td>449,400</td> <td>9</td> <td>296,100</td> <td></td> </tr> <tr> <td>災害関連緊急事業</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>1,280,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">農林水産省所管</td> <td>地すべり対策事業</td> <td>11</td> <td>332,842</td> <td>11</td> <td>226,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>災害関連緊急事業</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>23,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">林野庁所管</td> <td>地すべり対策事業</td> <td>5</td> <td>180,893</td> <td>5</td> <td>199,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>災害関連緊急事業</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>65,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>33</td> <td>2,930,135</td> <td>25</td> <td>3,849,100</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(中部地方整備局、県砂防課)</p>	区分	平成29年度実績事業費		平成30年度計画事業費		摘要	箇所数	事業費	箇所数	事業費	直轄事業	地すべり対策事業	1	1,967,000	0	1,760,000	由比	災害関連緊急事業	0	0	0	0		国土交通省所管	地すべり対策事業	16	449,400	9	296,100		災害関連緊急事業	0	0	0	1,280,000		農林水産省所管	地すべり対策事業	11	332,842	11	226,000		災害関連緊急事業	0	0	0	23,000		林野庁所管	地すべり対策事業	5	180,893	5	199,000		災害関連緊急事業	0	0	0	65,000		計	33	2,930,135	25	3,849,100		<p><b>表6</b> 地すべり対策事業 (単位:千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">平成30年度実績事業費</th> <th colspan="2">平成31年度計画事業費</th> <th rowspan="2">摘要</th> </tr> <tr> <th>箇所数</th> <th>事業費</th> <th>箇所数</th> <th>事業費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">直轄事業</td> <td>地すべり対策事業</td> <td>1</td> <td>1,760,000</td> <td>1</td> <td>2,084,000</td> <td>由比</td> </tr> <tr> <td>災害関連緊急事業</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">国土交通省所管</td> <td>地すべり対策事業</td> <td>9</td> <td>296,100</td> <td>9</td> <td>228,900</td> <td></td> </tr> <tr> <td>災害関連緊急事業</td> <td></td> <td>1,280,000</td> <td></td> <td>1,280,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">農林水産省所管</td> <td>地すべり対策事業</td> <td>11</td> <td>212,300</td> <td>9</td> <td>173,075</td> <td></td> </tr> <tr> <td>災害関連緊急事業</td> <td></td> <td>0</td> <td></td> <td>23,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">林野庁所管</td> <td>地すべり対策事業</td> <td>4</td> <td>174,675</td> <td>5</td> <td>280,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>災害関連緊急事業</td> <td></td> <td>0</td> <td></td> <td>65,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>25</td> <td>3,723,075</td> <td>24</td> <td>4,133,975</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(中部地方整備局、県砂防課)</p>	区分	平成30年度実績事業費		平成31年度計画事業費		摘要	箇所数	事業費	箇所数	事業費	直轄事業	地すべり対策事業	1	1,760,000	1	2,084,000	由比	災害関連緊急事業						国土交通省所管	地すべり対策事業	9	296,100	9	228,900		災害関連緊急事業		1,280,000		1,280,000		農林水産省所管	地すべり対策事業	11	212,300	9	173,075		災害関連緊急事業		0		23,000		林野庁所管	地すべり対策事業	4	174,675	5	280,000		災害関連緊急事業		0		65,000		計	25	3,723,075	24	4,133,975		時点更新
区分	平成29年度実績事業費		平成30年度計画事業費		摘要																																																																																																																																						
	箇所数	事業費	箇所数	事業費																																																																																																																																							
直轄事業	地すべり対策事業	1	1,967,000	0	1,760,000	由比																																																																																																																																					
	災害関連緊急事業	0	0	0	0																																																																																																																																						
国土交通省所管	地すべり対策事業	16	449,400	9	296,100																																																																																																																																						
	災害関連緊急事業	0	0	0	1,280,000																																																																																																																																						
農林水産省所管	地すべり対策事業	11	332,842	11	226,000																																																																																																																																						
	災害関連緊急事業	0	0	0	23,000																																																																																																																																						
林野庁所管	地すべり対策事業	5	180,893	5	199,000																																																																																																																																						
	災害関連緊急事業	0	0	0	65,000																																																																																																																																						
計	33	2,930,135	25	3,849,100																																																																																																																																							
区分	平成30年度実績事業費		平成31年度計画事業費		摘要																																																																																																																																						
	箇所数	事業費	箇所数	事業費																																																																																																																																							
直轄事業	地すべり対策事業	1	1,760,000	1	2,084,000	由比																																																																																																																																					
	災害関連緊急事業																																																																																																																																										
国土交通省所管	地すべり対策事業	9	296,100	9	228,900																																																																																																																																						
	災害関連緊急事業		1,280,000		1,280,000																																																																																																																																						
農林水産省所管	地すべり対策事業	11	212,300	9	173,075																																																																																																																																						
	災害関連緊急事業		0		23,000																																																																																																																																						
林野庁所管	地すべり対策事業	4	174,675	5	280,000																																																																																																																																						
	災害関連緊急事業		0		65,000																																																																																																																																						
計	25	3,723,075	24	4,133,975																																																																																																																																							
風水害 -17	<p><b>表7</b> 急傾斜地崩壊対策事業 (単位:千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">事業名</th> <th colspan="2">平成29年度実績</th> <th colspan="2">平成30年度計画</th> <th rowspan="2">摘要</th> </tr> <tr> <th>箇所数</th> <th>事業費</th> <th>箇所数</th> <th>事業費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>急傾斜地崩壊対策事業</td> <td>54</td> <td>2,354,408</td> <td>53</td> <td>2,230,550</td> <td></td> </tr> <tr> <td>災害関連緊急事業</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>173,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>54</td> <td>2,354,408</td> <td>53</td> <td>2,403,550</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(県砂防課)</p>	事業名	平成29年度実績		平成30年度計画		摘要	箇所数	事業費	箇所数	事業費	急傾斜地崩壊対策事業	54	2,354,408	53	2,230,550		災害関連緊急事業	0	0	0	173,000		計	54	2,354,408	53	2,403,550		<p><b>表7</b> 急傾斜地崩壊対策事業 (単位:千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">事業名</th> <th colspan="2">平成30年度実績</th> <th colspan="2">平成31年度計画</th> <th rowspan="2">摘要</th> </tr> <tr> <th>箇所数</th> <th>事業費</th> <th>箇所数</th> <th>事業費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>急傾斜地崩壊対策事業</td> <td>53</td> <td>2,407,699</td> <td>54</td> <td>2,514,750</td> <td></td> </tr> <tr> <td>災害関連緊急事業</td> <td></td> <td>0</td> <td></td> <td>173,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>53</td> <td>2,407,699</td> <td>54</td> <td>2,687,750</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(県砂防課)</p>	事業名	平成30年度実績		平成31年度計画		摘要	箇所数	事業費	箇所数	事業費	急傾斜地崩壊対策事業	53	2,407,699	54	2,514,750		災害関連緊急事業		0		173,000		計	53	2,407,699	54	2,687,750		時点更新																																																																																
事業名	平成29年度実績		平成30年度計画		摘要																																																																																																																																						
	箇所数	事業費	箇所数	事業費																																																																																																																																							
急傾斜地崩壊対策事業	54	2,354,408	53	2,230,550																																																																																																																																							
災害関連緊急事業	0	0	0	173,000																																																																																																																																							
計	54	2,354,408	53	2,403,550																																																																																																																																							
事業名	平成30年度実績		平成31年度計画		摘要																																																																																																																																						
	箇所数	事業費	箇所数	事業費																																																																																																																																							
急傾斜地崩壊対策事業	53	2,407,699	54	2,514,750																																																																																																																																							
災害関連緊急事業		0		173,000																																																																																																																																							
計	53	2,407,699	54	2,687,750																																																																																																																																							
風水害 -18	<p><b>表10</b> 農地・農村防災対策事業計画及び実施状況一覧表 (単位:千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">平成29年度実績</th> <th colspan="2">平成30年度計画</th> <th rowspan="2">摘要</th> </tr> <tr> <th>地区数</th> <th>事業費</th> <th>地区数</th> <th>事業費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>湛水防除</td> <td>2</td> <td>43,790</td> <td>1</td> <td>30,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ため池等整備</td> <td>32</td> <td>1,180,420</td> <td>38</td> <td>1,355,720</td> <td></td> </tr> <tr> <td>団体営ため池等整備</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>7,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>防災ダム</td> <td>3</td> <td>87,000</td> <td>2</td> <td>115,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>耐震対策</td> <td>2</td> <td>37,000</td> <td>5</td> <td>63,300</td> <td></td> </tr> <tr> <td>農村災害</td> <td>2</td> <td>110,000</td> <td>2</td> <td>178,852</td> <td></td> </tr> <tr> <td>震災対策</td> <td>5</td> <td>154,780</td> <td>2</td> <td>270,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>46</td> <td>1,612,990</td> <td>51</td> <td>2,019,872</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(県農地保全課)</p>	区分	平成29年度実績		平成30年度計画		摘要	地区数	事業費	地区数	事業費	湛水防除	2	43,790	1	30,000		ため池等整備	32	1,180,420	38	1,355,720		団体営ため池等整備	0	0	1	7,000		防災ダム	3	87,000	2	115,000		耐震対策	2	37,000	5	63,300		農村災害	2	110,000	2	178,852		震災対策	5	154,780	2	270,000		計	46	1,612,990	51	2,019,872		<p><b>表10</b> 農地・農村防災対策事業計画及び実施状況一覧表 (単位:千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">平成30年度実績</th> <th colspan="2">平成31年度計画</th> <th rowspan="2">摘要</th> </tr> <tr> <th>地区数</th> <th>事業費</th> <th>地区数</th> <th>事業費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>湛水防除</td> <td>1</td> <td>30,000</td> <td>1</td> <td>100,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ため池等整備</td> <td>45</td> <td>1,720,380</td> <td>44</td> <td>1,965,470</td> <td></td> </tr> <tr> <td>団体営ため池等整備</td> <td>1</td> <td>7,000</td> <td>1</td> <td>10,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>防災ダム</td> <td>2</td> <td>175,000</td> <td>2</td> <td>146,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>耐震対策</td> <td>5</td> <td>63,378</td> <td>9</td> <td>145,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>農村災害</td> <td>2</td> <td>223,748</td> <td>1</td> <td>70,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>震災対策</td> <td>17</td> <td>392,869</td> <td>5</td> <td>194,240</td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>73</td> <td>2,612,375</td> <td>63</td> <td>2,630,710</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	平成30年度実績		平成31年度計画		摘要	地区数	事業費	地区数	事業費	湛水防除	1	30,000	1	100,000		ため池等整備	45	1,720,380	44	1,965,470		団体営ため池等整備	1	7,000	1	10,000		防災ダム	2	175,000	2	146,000		耐震対策	5	63,378	9	145,000		農村災害	2	223,748	1	70,000		震災対策	17	392,869	5	194,240		計	73	2,612,375	63	2,630,710		時点更新																				
区分	平成29年度実績		平成30年度計画		摘要																																																																																																																																						
	地区数	事業費	地区数	事業費																																																																																																																																							
湛水防除	2	43,790	1	30,000																																																																																																																																							
ため池等整備	32	1,180,420	38	1,355,720																																																																																																																																							
団体営ため池等整備	0	0	1	7,000																																																																																																																																							
防災ダム	3	87,000	2	115,000																																																																																																																																							
耐震対策	2	37,000	5	63,300																																																																																																																																							
農村災害	2	110,000	2	178,852																																																																																																																																							
震災対策	5	154,780	2	270,000																																																																																																																																							
計	46	1,612,990	51	2,019,872																																																																																																																																							
区分	平成30年度実績		平成31年度計画		摘要																																																																																																																																						
	地区数	事業費	地区数	事業費																																																																																																																																							
湛水防除	1	30,000	1	100,000																																																																																																																																							
ため池等整備	45	1,720,380	44	1,965,470																																																																																																																																							
団体営ため池等整備	1	7,000	1	10,000																																																																																																																																							
防災ダム	2	175,000	2	146,000																																																																																																																																							
耐震対策	5	63,378	9	145,000																																																																																																																																							
農村災害	2	223,748	1	70,000																																																																																																																																							
震災対策	17	392,869	5	194,240																																																																																																																																							
計	73	2,612,375	63	2,630,710																																																																																																																																							

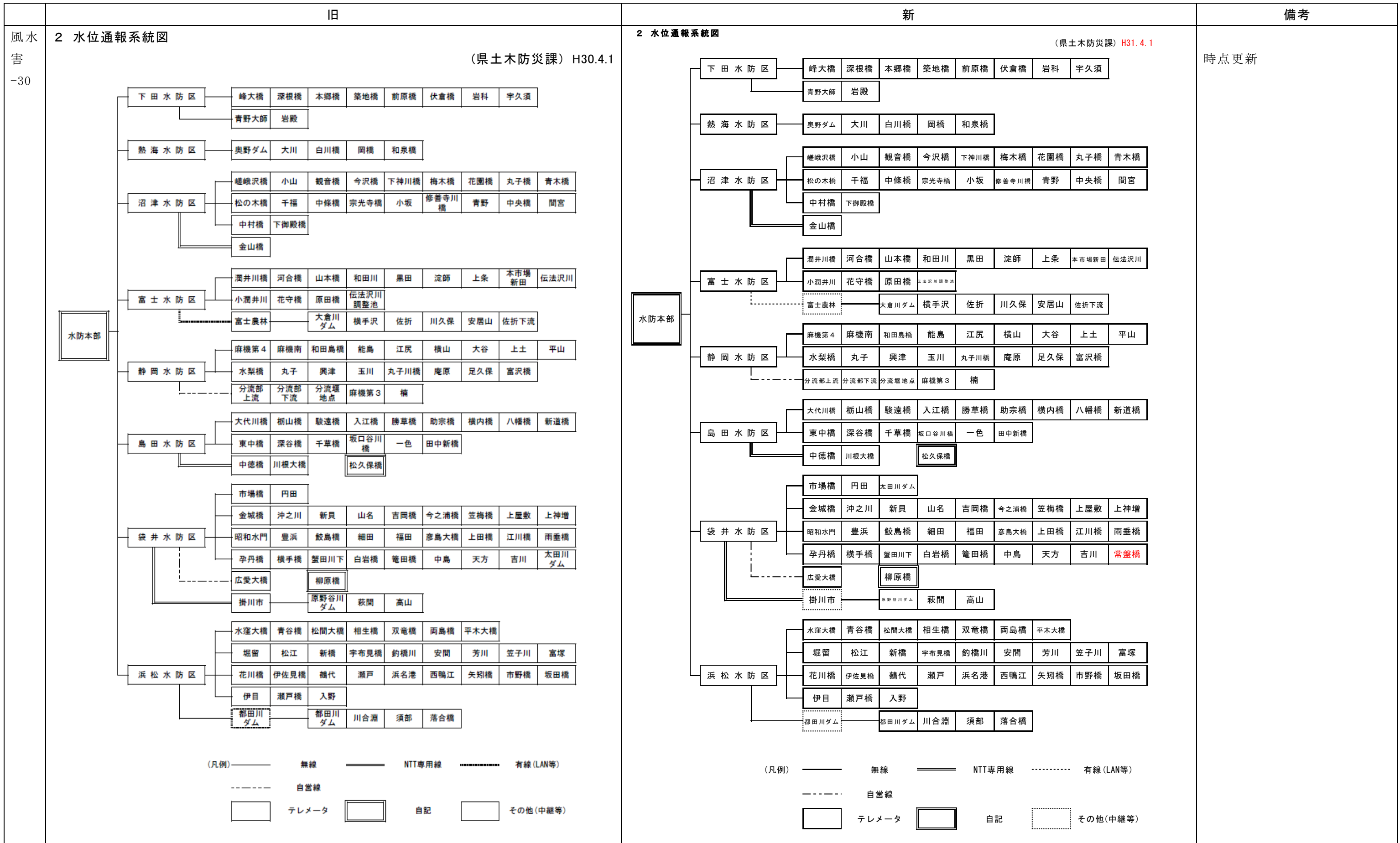
静岡県地域防災計画 新旧対照表 (案)

	旧	新	備考
風水 害 -19	<p>第3章 災害応急対策計画</p> <p>第1節 県災害対策本部</p> <p>1 本部員会議</p> <p>ア 知事(本部長)は、災害応急対策の基本方針等について協議するため、必要に応じて本部員会議を開催する。</p> <p>イ 本部員会議は、本部長、副本部長(副知事及び警察本部長)、危機管理監、本部員(各部局長)及び危機担当監をもって構成する。ただし、必要に応じて、関係者の出席を求めることができる。</p> <p>ウ 本部員等は、それぞれの所管業務に関する災害応急対策の実施状況について、必要に応じて、本部員会議に報告する。</p> <p>エ 本部長は、被害情報等の収集、災害応急対策の調整等を行うため、防災関係機関の長に対し、本部員会議への連絡員の派遣を要請することができる。</p> <p>2 対策会議</p> <p>ア 対策会議は、別図のメンバーで構成し、応急対策に必要な事項を協議・決定する。なお、危機管理監は、必要に応じ、対策会議の内容を本部長に報告する。</p> <p>イ 危機担当監は、それぞれの所管業務に関する災害応急対策の実施状況について、必要に応じて、対策会議に報告するとともに、危機管理監からの指示を所属する部局へ伝達する。</p> <p>ウ 危機管理監は、被害情報等の収集、災害応急対策の調整等を行うため、防災関係機関の長に対し、対策会議への連絡員の派遣を要請することができる。</p>	<p>第3章 災害応急対策計画</p> <p>第1節 県災害対策本部</p> <p>1 本部員会議</p> <p><u>(共通対策編 第3章災害応急対策計画 第2節1(1)「本部員会議」に準ずる。)</u></p> <p>2 対策会議</p> <p><u>(共通対策編 第3章災害応急対策計画 第2節1(2)「対策会議」に準ずる。)</u></p>	<p>共通対策編と冊子を合冊したことに伴う修正</p> <p>共通対策編と冊子を合冊したことに伴う修正</p>
風水 害 -20	<p>「静岡県災害対策本部 本部員会議」</p>	<p><u>(図を削除)</u></p>	<p>共通対策編と冊子を合冊したことに伴う修正</p>

静岡県地域防災計画 新旧対照表 (案)

	旧	新	備考																														
風水害 -20	<p>「静岡県災害対策本部 対策会議」</p> <p>(略)</p>	<p><u>(図を削除)</u></p> <p>(略)</p>	<p>共通対策編と冊子を合冊したことに伴う修正</p>																														
風水害 -24	<p>第6節 水防に関する予警報</p> <p>4 氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)の水位到達情報</p> <p>【国土交通大臣が行う氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)の水位到達情報】</p> <table border="1" data-bbox="172 1129 1311 1549"> <thead> <tr> <th>河川名</th> <th colspan="2">区 域</th> <th>区域延長</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">菊川</td> <td>支川 (牛淵川)</td> <td>左岸 静岡県菊川市牛淵字里番百六十五番地先から幹川合流点まで 右岸 静岡県菊川市牛淵字里番百六十五番地先から幹川合流点まで</td> <td>12,300m</td> </tr> <tr> <td>支川 (下小笠川)</td> <td>左岸 静岡県掛川市下土方字椿藪百九十九番地の一地先の県道橋から幹川合流点まで 右岸 静岡県掛川市下土方字椿藪百九十九番地の一地先の県道橋から幹川合流点まで</td> <td>3,930m</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	河川名	区 域		区域延長	(略)	(略)	(略)	(略)	菊川	支川 (牛淵川)	左岸 静岡県菊川市牛淵字里番百六十五番地先から幹川合流点まで 右岸 静岡県菊川市牛淵字里番百六十五番地先から幹川合流点まで	12,300m	支川 (下小笠川)	左岸 静岡県掛川市下土方字椿藪百九十九番地の一地先の県道橋から幹川合流点まで 右岸 静岡県掛川市下土方字椿藪百九十九番地の一地先の県道橋から幹川合流点まで	3,930m	<p>第6節 水防に関する予警報</p> <p>4 氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)の水位到達情報</p> <p>【国土交通大臣が行う氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)の水位到達情報】</p> <table border="1" data-bbox="1359 1129 2499 1549"> <thead> <tr> <th>河川名</th> <th colspan="2">区 域</th> <th>区域延長</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">菊川</td> <td>支川 (牛淵川)</td> <td>左岸 静岡県菊川市牛淵字里百六十五番地先から幹川合流点まで 右岸 静岡県菊川市牛淵字里百六十五番地先から幹川合流点まで</td> <td>12,300m</td> </tr> <tr> <td>支川 (下小笠川)</td> <td>左岸 静岡県掛川市下土方字椿屋敷百九十九番地先の県道橋から幹川合流点まで 右岸 静岡県掛川市下土方字椿屋敷百九十九番地先の県道橋から幹川合流点まで</td> <td>3,930m</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	河川名	区 域		区域延長	(略)	(略)	(略)	(略)	菊川	支川 (牛淵川)	左岸 静岡県菊川市牛淵字里百六十五番地先から幹川合流点まで 右岸 静岡県菊川市牛淵字里百六十五番地先から幹川合流点まで	12,300m	支川 (下小笠川)	左岸 静岡県掛川市下土方字椿屋敷百九十九番地先の県道橋から幹川合流点まで 右岸 静岡県掛川市下土方字椿屋敷百九十九番地先の県道橋から幹川合流点まで	3,930m	<p>誤字修正</p>
河川名	区 域		区域延長																														
(略)	(略)	(略)	(略)																														
菊川	支川 (牛淵川)	左岸 静岡県菊川市牛淵字里番百六十五番地先から幹川合流点まで 右岸 静岡県菊川市牛淵字里番百六十五番地先から幹川合流点まで	12,300m																														
	支川 (下小笠川)	左岸 静岡県掛川市下土方字椿藪百九十九番地の一地先の県道橋から幹川合流点まで 右岸 静岡県掛川市下土方字椿藪百九十九番地の一地先の県道橋から幹川合流点まで	3,930m																														
河川名	区 域		区域延長																														
(略)	(略)	(略)	(略)																														
菊川	支川 (牛淵川)	左岸 静岡県菊川市牛淵字里百六十五番地先から幹川合流点まで 右岸 静岡県菊川市牛淵字里百六十五番地先から幹川合流点まで	12,300m																														
	支川 (下小笠川)	左岸 静岡県掛川市下土方字椿屋敷百九十九番地先の県道橋から幹川合流点まで 右岸 静岡県掛川市下土方字椿屋敷百九十九番地先の県道橋から幹川合流点まで	3,930m																														

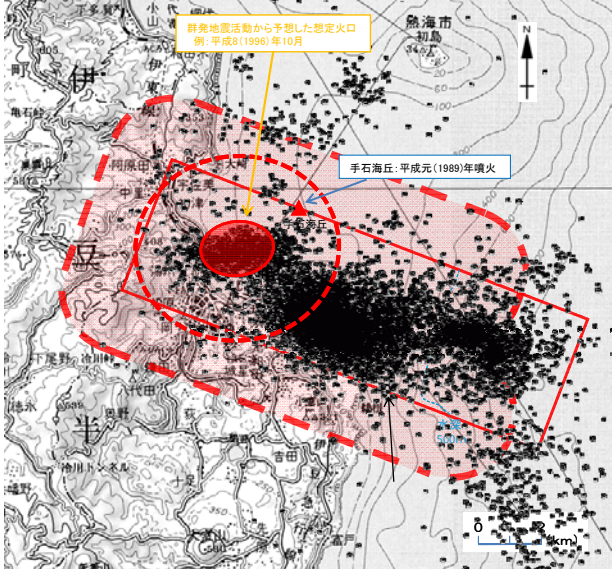
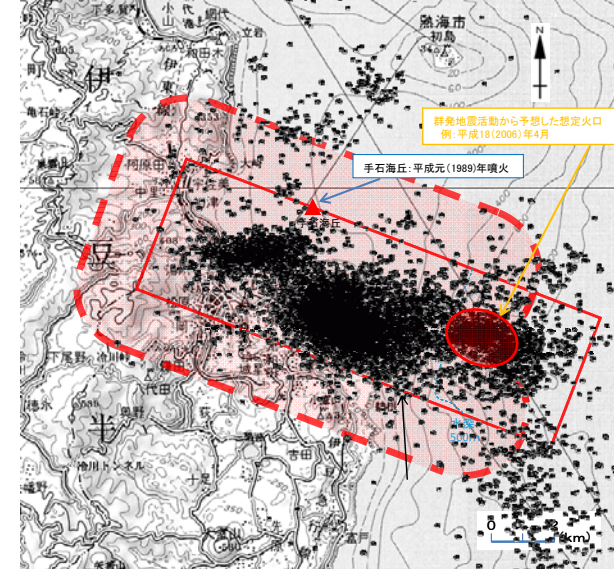
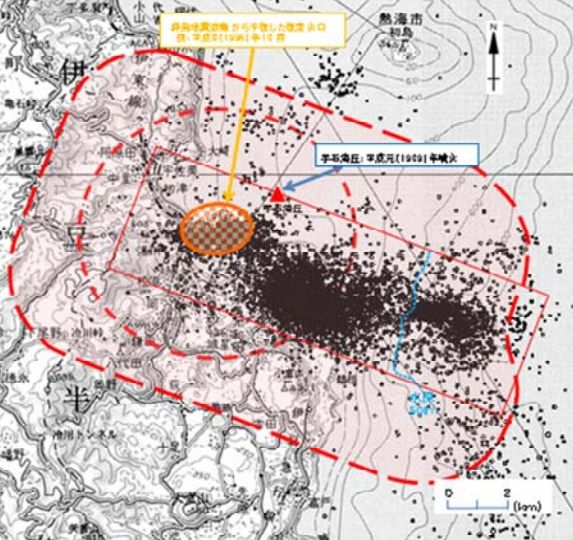
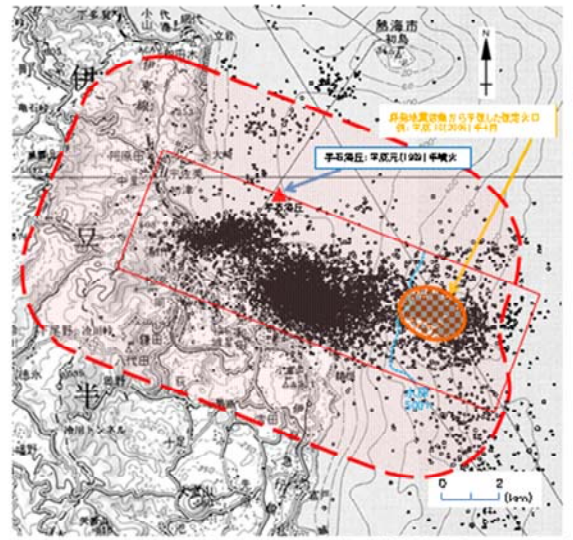
静岡県地域防災計画 新旧対照表 (案)



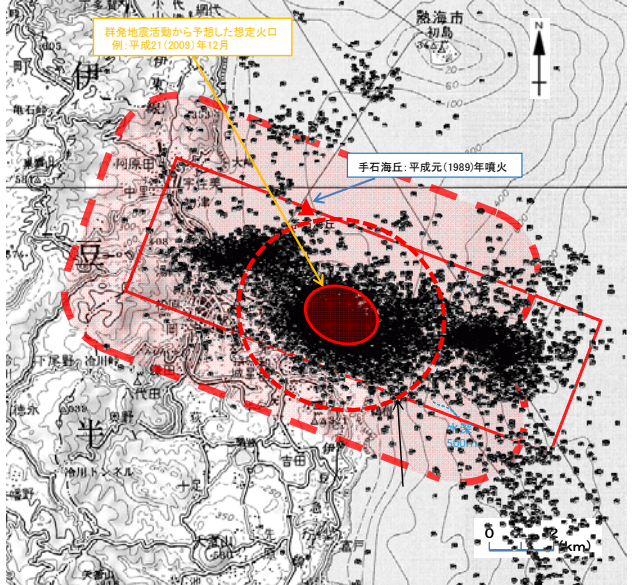
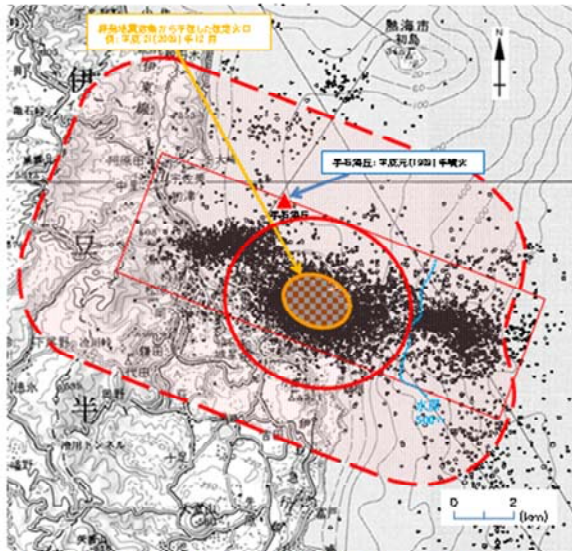
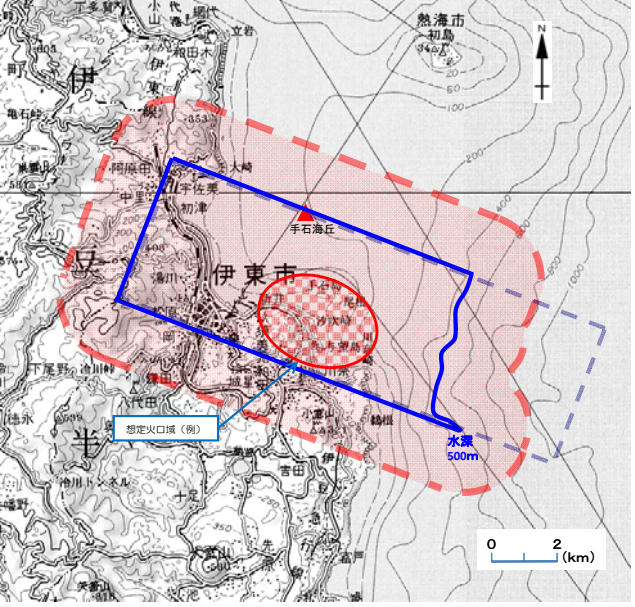
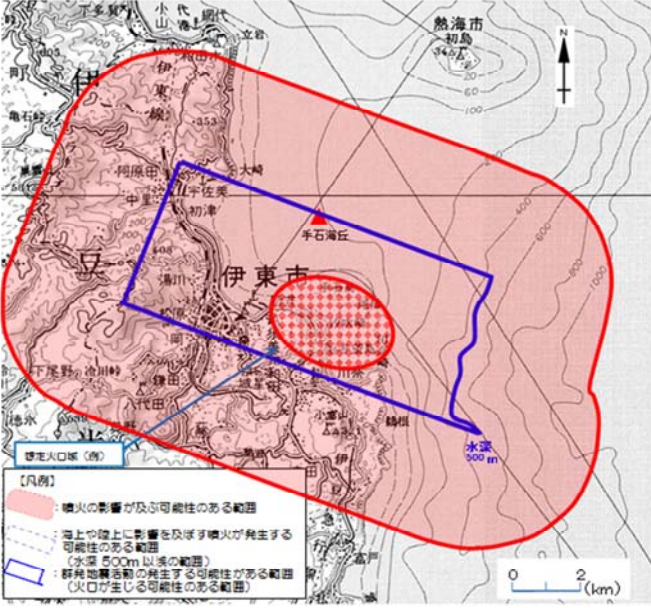
静岡県地域防災計画 新旧対照表（案）

	旧	新	備考
火山 -3	<p>6 火山災害対策編</p> <p>I 伊豆東部火山群の火山災害対策計画</p> <p>第1章 総則</p> <p>第1節 想定（伊豆東部火山群の<u>火山防災対策検討会報告（平成23年10月）</u>に基づく）</p> <p>（略）</p>	<p>6 火山災害対策編</p> <p>I 伊豆東部火山群の火山災害対策計画</p> <p>第1章 総則</p> <p>第1節 想定（伊豆東部火山群の<u>火山防災対策検討会報告（平成23年10月）</u>及び伊豆東部火山群火山防災協議会決議（平成30年10月）に基づく）</p> <p>（略）</p>	伊豆東部火山群火山防災協議会の決議内容の反映
火山 -4	<p>2 本計画の基本方針と噴火の影響が及ぶ可能性のある範囲</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>（略）</p> <p>本計画は、県、伊東市、伊豆市、気象庁、静岡地方気象台及び関係機関で構成する「伊豆東部火山群の火山防災対策検討会（以下、「検討会」という。）」及び国の「伊豆東部火山群の地震活動の予測手法」報告書（平成22（2010）年9月）での検討結果を基に、昭和53（1978）年から平成22（2010）年12月までの伊東から川奈崎沖で発生した群発地震活動及び平成元（1989）年手石海丘での噴火活動の事例を基に、想定される火山現象やその推移を定め、想定した範囲で火山現象が発生した場合に、県民等の生命、身体及び財産を守るため、必要な予防・応急対策等について定めたものである。</p> <p>（略）</p>	<p>2 本計画の基本方針と噴火の影響が及ぶ可能性のある範囲</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>（略）</p> <p>本計画は、県、伊東市、伊豆市、気象庁、静岡地方気象台及び関係機関で構成する「伊豆東部火山群の火山防災対策検討会（以下、「検討会」という。）」及び国の「伊豆東部火山群の地震活動の予測手法」報告書（平成22（2010）年9月）での検討結果を基に、昭和53（1978）年から平成22（2010）年12月までの伊東から川奈崎沖で発生した群発地震活動及び平成元（1989）年手石海丘での噴火活動の事例を基に、想定される火山現象やその推移を定め、想定した範囲で火山現象が発生した場合に、県民等の生命、身体及び財産を守るため、必要な予防・応急対策等について定めたものを、<u>平成30年10月の伊豆東部火山群防災協議会で決議された噴火影響範囲の見直しに基づいて修正した</u>ものである。</p> <p>（略）</p>	伊豆東部火山群火山防災協議会の決議内容の反映
火山 -6	<p>(2) 想定される火山現象の推移</p> <p>●浅海域での噴火発生（※2）</p> <p>・マグマ水蒸気爆発による多数の大きな噴石の飛散（噴石による影響範囲は、概ね2kmとする）、火山灰の放出、ベースサージ（環状に急速に広がる横なぐりの噴煙）の発生</p> <p>（略）</p> <p>※2）浅海域、陸域で噴火が発生した場合の大きな噴石やベースサージによる影響範囲は、噴火地点から概ね2kmの範囲とする。</p> <p>（略）</p>	<p>(2) 想定される火山現象の推移</p> <p>●浅海域での噴火発生（※2）</p> <p>・マグマ水蒸気爆発による多数の大きな噴石の飛散（噴石による影響範囲は、概ね3.5kmとする）、火山灰の放出、ベースサージ（環状に急速に広がる横なぐりの噴煙）の発生</p> <p>（略）</p> <p>※2）浅海域、陸域で噴火が発生した場合の大きな噴石やベースサージによる影響範囲は、噴火地点から概ね3.5kmの範囲とする。</p> <p>（略）</p>	噴火影響範囲の見直しによる

静岡県地域防災計画 新旧対照表 (案)

	旧	新	備考
火山 -6	<p>(3) 本計画の対象とする噴火の影響が及ぶ可能性のある範囲等</p>  <p>平成8(1996)年10月の群発地震活動の際の想定火口域(例)を図4-1の橙色塗りつぶしの楕円で示す。 また、橙色塗りつぶしの楕円から概ね2kmの範囲を噴火の影響が及ぶ範囲として破線で表す。</p> <p>図4-1 平成8(1996)年10月の群発地震活動から予想した想定火口域(例)</p>  <p>平成18(2006)年4月の群発地震活動の際の想定火口域(例)を図4-2の橙色塗りつぶしの楕円で示す。 また、橙色塗りつぶしの楕円は、水深500mより深いため、噴火の影響がない。</p> <p>図4-2 平成18(2006)年4月の群発地震活動から予想した想定火口域(例)</p>	<p>(3) 本計画の対象とする噴火の影響が及ぶ可能性のある範囲等</p>  <p>平成8(1996)年10月の群発地震活動の際の想定火口域(例)を図4-1の橙色塗りつぶしの楕円で示す。 また、橙色塗りつぶしの楕円から概ね3.5kmの範囲を噴火の影響が及ぶ範囲として破線で表す。</p> <p>図4-1 平成8(1996)年10月の群発地震活動から予想した想定火口域(例)</p>  <p>平成18(2006)年4月の群発地震活動の際の想定火口域(例)を図4-2の橙色塗りつぶしの楕円で示す。 また、橙色塗りつぶしの楕円は、水深500mより深いため、噴火の影響がない。</p> <p>図4-2 平成18(2006)年4月の群発地震活動から予想した想定火口域(例)</p>	<p>噴火影響範囲の見直しによる</p> <p>噴火影響範囲の見直しによる</p>

静岡県地域防災計画 新旧対照表 (案)

	旧	新	備考																
火山 -7	 <p>平成 21 (2009) 年 12 月の群発地震活動の際の想定火口域 (例) を図 4-3 の橙色塗りつぶしの楕円で示す。 また、橙色塗りつぶしの楕円から概ね 2km の範囲を噴火の影響が及ぶ範囲として破線で表す。</p>	 <p>平成 21 (2009) 年 12 月の群発地震活動の際の想定火口域 (例) を図 4-3 の橙色塗りつぶしの楕円で示す。 また、橙色塗りつぶしの楕円から概ね 3.5km の範囲を噴火の影響が及ぶ範囲として破線で表す。</p> <p>図 4-3 平成 21 (2009) 年 12 月の群発地震活動から予想した想定火口域 (例)</p>	噴火影響範囲の見直しによる																
	<p>図 4-3 平成 21 (2009) 年 12 月の群発地震活動から予想した想定火口域 (例)</p> <table border="1" data-bbox="172 819 1299 1281"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>噴火の影響が及ぶ可能性のある範囲</td> <td> <p>噴火に伴い噴火地点から概ね 2km の範囲では、ベースサージや大きな噴石の影響をうける可能性があると考えられることから、火口が出現する可能性のある範囲を含むその周囲概ね 2km の範囲とする。</p> <p>ただし、水深 500m より深い所では、高い水圧により爆発的な噴火は発生しないと考えられることから、水深 500m より深い所で噴火した場合の影響範囲は設定しない。</p> </td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	(略)	(略)	噴火の影響が及ぶ可能性のある範囲	<p>噴火に伴い噴火地点から概ね 2km の範囲では、ベースサージや大きな噴石の影響をうける可能性があると考えられることから、火口が出現する可能性のある範囲を含むその周囲概ね 2km の範囲とする。</p> <p>ただし、水深 500m より深い所では、高い水圧により爆発的な噴火は発生しないと考えられることから、水深 500m より深い所で噴火した場合の影響範囲は設定しない。</p>	(略)	(略)	<table border="1" data-bbox="1359 819 2478 1281"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>噴火の影響が及ぶ可能性のある範囲</td> <td> <p>噴火に伴い噴火地点から概ね 3.5km の範囲では、ベースサージや大きな噴石の影響をうける可能性があると考えられることから、火口が出現する可能性のある範囲を含むその周囲概ね 3.5km の範囲とする。</p> <p>ただし、水深 500m より深い所では、高い水圧により爆発的な噴火は発生しないと考えられることから、水深 500m より深い所で噴火した場合の影響範囲は設定しない。</p> </td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	(略)	(略)	噴火の影響が及ぶ可能性のある範囲	<p>噴火に伴い噴火地点から概ね 3.5km の範囲では、ベースサージや大きな噴石の影響をうける可能性があると考えられることから、火口が出現する可能性のある範囲を含むその周囲概ね 3.5km の範囲とする。</p> <p>ただし、水深 500m より深い所では、高い水圧により爆発的な噴火は発生しないと考えられることから、水深 500m より深い所で噴火した場合の影響範囲は設定しない。</p>	(略)	(略)	噴火影響範囲の見直しによる
区 分	内 容																		
(略)	(略)																		
噴火の影響が及ぶ可能性のある範囲	<p>噴火に伴い噴火地点から概ね 2km の範囲では、ベースサージや大きな噴石の影響をうける可能性があると考えられることから、火口が出現する可能性のある範囲を含むその周囲概ね 2km の範囲とする。</p> <p>ただし、水深 500m より深い所では、高い水圧により爆発的な噴火は発生しないと考えられることから、水深 500m より深い所で噴火した場合の影響範囲は設定しない。</p>																		
(略)	(略)																		
区 分	内 容																		
(略)	(略)																		
噴火の影響が及ぶ可能性のある範囲	<p>噴火に伴い噴火地点から概ね 3.5km の範囲では、ベースサージや大きな噴石の影響をうける可能性があると考えられることから、火口が出現する可能性のある範囲を含むその周囲概ね 3.5km の範囲とする。</p> <p>ただし、水深 500m より深い所では、高い水圧により爆発的な噴火は発生しないと考えられることから、水深 500m より深い所で噴火した場合の影響範囲は設定しない。</p>																		
(略)	(略)																		
		 <p>【凡例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>噴火の影響が及ぶ可能性のある範囲</li> <li>海上や陸上に影響を及ぼす噴火が発生する可能性のある範囲 (水深 500m 以内の範囲)</li> <li>群発地震活動の発生する可能性のある範囲 (火口が生じる可能性のある範囲)</li> </ul>	噴火影響範囲の見直しによる																



静岡県地域防災計画 新旧対照表（案）

	旧	新	備考																																				
火山 -9	<p>(略)</p> <p>4 火山災害警戒地域の指定</p> <p>活動火山対策特別措置法に基づき、噴火の可能性が高く、人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき地域（火山災害警戒地域）として指定された地域は、次のとおりである。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>火山</th> <th>県</th> <th>市町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>伊豆東部火山群</td> <td>静岡県</td> <td>伊東市、伊豆市</td> </tr> </tbody> </table>	火山	県	市町	伊豆東部火山群	静岡県	伊東市、伊豆市	<p>(略)</p> <p>4 火山災害警戒地域の指定</p> <p>活動火山対策特別措置法に基づき、噴火の可能性が高く、人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき地域（火山災害警戒地域）として指定された地域は、次のとおりである。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>火山</th> <th>県</th> <th>市町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>伊豆東部火山群</td> <td>静岡県</td> <td>伊東市、<u>熱海市</u>、伊豆市</td> </tr> </tbody> </table>	火山	県	市町	伊豆東部火山群	静岡県	伊東市、 <u>熱海市</u> 、伊豆市	<p>噴火影響範囲の見直しに伴い、熱海市を追加</p>																								
火山	県	市町																																					
伊豆東部火山群	静岡県	伊東市、伊豆市																																					
火山	県	市町																																					
伊豆東部火山群	静岡県	伊東市、 <u>熱海市</u> 、伊豆市																																					
火山 -14	<p>5 発表される噴火警報・噴火予報等</p> <p>(4) 火山現象に関する情報等</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>情報の種類</th> <th>内容</th> <th>発表時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>火山活動解説資料</td> <td>地図や図表等を用いて火山活動の状況や警戒事項を詳細に取りまとめたもの</td> <td>毎月または必要に応じて臨時に発表</td> </tr> <tr> <td><u>週間火山概況</u></td> <td><u>過去1週間の火山活動の状況や警戒事項を取りまとめたもの</u></td> <td><u>毎週金曜日に発表</u></td> </tr> <tr> <td>月間火山概況</td> <td>前月1ヶ月間の火山活動の状況や警戒事項を取りまとめたもの</td> <td>毎月上旬に発表</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	情報の種類	内容	発表時期	(略)	(略)	(略)	火山活動解説資料	地図や図表等を用いて火山活動の状況や警戒事項を詳細に取りまとめたもの	毎月または必要に応じて臨時に発表	<u>週間火山概況</u>	<u>過去1週間の火山活動の状況や警戒事項を取りまとめたもの</u>	<u>毎週金曜日に発表</u>	月間火山概況	前月1ヶ月間の火山活動の状況や警戒事項を取りまとめたもの	毎月上旬に発表	(略)	(略)	(略)	<p>5 発表される噴火警報・噴火予報等</p> <p>(4) 火山現象に関する情報等</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>情報の種類</th> <th>内容</th> <th>発表時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>火山活動解説資料</td> <td>地図や図表等を用いて火山活動の状況や警戒事項を詳細に取りまとめたもの</td> <td>毎月または必要に応じて臨時に発表</td> </tr> <tr> <td><u>(削除)</u></td> <td><u>(削除)</u></td> <td><u>(削除)</u></td> </tr> <tr> <td>月間火山概況</td> <td>前月1ヶ月間の火山活動の状況や警戒事項を取りまとめたもの</td> <td>毎月上旬に発表</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	情報の種類	内容	発表時期	(略)	(略)	(略)	火山活動解説資料	地図や図表等を用いて火山活動の状況や警戒事項を詳細に取りまとめたもの	毎月または必要に応じて臨時に発表	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	月間火山概況	前月1ヶ月間の火山活動の状況や警戒事項を取りまとめたもの	毎月上旬に発表	(略)	(略)	(略)	<p>情報が廃止されたため</p>
情報の種類	内容	発表時期																																					
(略)	(略)	(略)																																					
火山活動解説資料	地図や図表等を用いて火山活動の状況や警戒事項を詳細に取りまとめたもの	毎月または必要に応じて臨時に発表																																					
<u>週間火山概況</u>	<u>過去1週間の火山活動の状況や警戒事項を取りまとめたもの</u>	<u>毎週金曜日に発表</u>																																					
月間火山概況	前月1ヶ月間の火山活動の状況や警戒事項を取りまとめたもの	毎月上旬に発表																																					
(略)	(略)	(略)																																					
情報の種類	内容	発表時期																																					
(略)	(略)	(略)																																					
火山活動解説資料	地図や図表等を用いて火山活動の状況や警戒事項を詳細に取りまとめたもの	毎月または必要に応じて臨時に発表																																					
<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>																																					
月間火山概況	前月1ヶ月間の火山活動の状況や警戒事項を取りまとめたもの	毎月上旬に発表																																					
(略)	(略)	(略)																																					

静岡県地域防災計画 新旧対照表（案）

	旧	新	備考																												
火山 -15	<p>第2章 災害予防計画（平常時対策）</p> <p>第1節 平常時対策</p> <p>1 防災思想の普及</p> <p>（1）防災思想の普及の基本方針</p> <p>火山災害による被害を最小限にとどめるため、伊東市、伊豆市をはじめ、周辺市町、住民及び自主防災組織等を対象に火山に関する防災思想と防災対応を普及・啓発する。</p> <p>また、伊豆半島ジオパーク推進協議会と連携し、観光客等に対して火山に関する防災思想と防災対応を広く普及・啓発する。</p> <p>（2）防災思想の普及</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施主体及び実施者</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>伊東市及び伊豆市 ・ 周辺市町</td> <td>伊豆東部火山群防災協議会を設置し、防災体制の構築、的確な初動、地域住民等の防災意識の向上を図る。 住民自らが生命、身体及び財産を守るための的確な判断、行動がとれるようにするため、パンフレットの配布、講演会、講習会の開催及び防災訓練の実施等を通じて、必要な組織を積極的に活用して地域の実情にあった啓発を行う。</td> </tr> <tr> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 防災訓練の実施 （略）</p> <p>（2）防災訓練</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施主体及び実施者</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県、伊東市、伊豆市、周辺市町、防災関係機関及び自主防災組織</td> <td>火山現象による災害の発生に対し、的確な防災対策を実施するため、随時、地域の実情にあった防災訓練を実施する。</td> </tr> <tr> <td>住 民</td> <td>自主防災組織又は事業所の防災組織の構成員として、県や市町、防災関係機関及び自主防災組織等の実施する火山現象を想定した防災訓練に積極的に参加し、的確な防災対応を習得する。</td> </tr> </tbody> </table>	実施主体及び実施者	内 容	（略）	（略）	伊東市及び伊豆市 ・ 周辺市町	伊豆東部火山群防災協議会を設置し、防災体制の構築、的確な初動、地域住民等の防災意識の向上を図る。 住民自らが生命、身体及び財産を守るための的確な判断、行動がとれるようにするため、パンフレットの配布、講演会、講習会の開催及び防災訓練の実施等を通じて、必要な組織を積極的に活用して地域の実情にあった啓発を行う。	（略）	（略）	実施主体及び実施者	内 容	県、伊東市、伊豆市、周辺市町、防災関係機関及び自主防災組織	火山現象による災害の発生に対し、的確な防災対策を実施するため、随時、地域の実情にあった防災訓練を実施する。	住 民	自主防災組織又は事業所の防災組織の構成員として、県や市町、防災関係機関及び自主防災組織等の実施する火山現象を想定した防災訓練に積極的に参加し、的確な防災対応を習得する。	<p>第2章 災害予防計画（平常時対策）</p> <p>第1節 平常時対策</p> <p>1 防災思想の普及</p> <p>（1）防災思想の普及の基本方針</p> <p>火山災害による被害を最小限にとどめるため、伊東市、<u>熱海市</u>、伊豆市をはじめ、周辺市町、住民及び自主防災組織等を対象に火山に関する防災思想と防災対応を普及・啓発する。</p> <p>また、伊豆半島ジオパーク推進協議会と連携し、観光客等に対して火山に関する防災思想と防災対応を広く普及・啓発する。</p> <p>（2）防災思想の普及</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施主体及び実施者</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>伊東市 <u>熱海市</u> 伊豆市 ・ 周辺市町</td> <td>伊豆東部火山群防災協議会を設置し、防災体制の構築、的確な初動、地域住民等の防災意識の向上を図る。 住民自らが生命、身体及び財産を守るための的確な判断、行動がとれるようにするため、パンフレットの配布、講演会、講習会の開催及び防災訓練の実施等を通じて、必要な組織を積極的に活用して地域の実情にあった啓発を行う。</td> </tr> <tr> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 防災訓練の実施 （略）</p> <p>（2）防災訓練</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施主体及び実施者</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県、伊東市、<u>熱海市</u>、伊豆市、周辺市町、防災関係機関及び自主防災組織</td> <td>火山現象による災害の発生に対し、的確な防災対策を実施するため、随時、地域の実情にあった防災訓練を実施する。</td> </tr> <tr> <td>住 民</td> <td>自主防災組織又は事業所の防災組織の構成員として、県や市町、防災関係機関及び自主防災組織等の実施する火山現象を想定した防災訓練に積極的に参加し、的確な防災対応を習得する。</td> </tr> </tbody> </table>	実施主体及び実施者	内 容	（略）	（略）	伊東市 <u>熱海市</u> 伊豆市 ・ 周辺市町	伊豆東部火山群防災協議会を設置し、防災体制の構築、的確な初動、地域住民等の防災意識の向上を図る。 住民自らが生命、身体及び財産を守るための的確な判断、行動がとれるようにするため、パンフレットの配布、講演会、講習会の開催及び防災訓練の実施等を通じて、必要な組織を積極的に活用して地域の実情にあった啓発を行う。	（略）	（略）	実施主体及び実施者	内 容	県、伊東市、 <u>熱海市</u> 、伊豆市、周辺市町、防災関係機関及び自主防災組織	火山現象による災害の発生に対し、的確な防災対策を実施するため、随時、地域の実情にあった防災訓練を実施する。	住 民	自主防災組織又は事業所の防災組織の構成員として、県や市町、防災関係機関及び自主防災組織等の実施する火山現象を想定した防災訓練に積極的に参加し、的確な防災対応を習得する。	<p>噴火影響範囲の見直しに伴い、熱海市を追加</p> <p>噴火影響範囲の見直しに伴い、熱海市を追加</p> <p>噴火影響範囲の見直しに伴い、熱海市を追加</p>
実施主体及び実施者	内 容																														
（略）	（略）																														
伊東市及び伊豆市 ・ 周辺市町	伊豆東部火山群防災協議会を設置し、防災体制の構築、的確な初動、地域住民等の防災意識の向上を図る。 住民自らが生命、身体及び財産を守るための的確な判断、行動がとれるようにするため、パンフレットの配布、講演会、講習会の開催及び防災訓練の実施等を通じて、必要な組織を積極的に活用して地域の実情にあった啓発を行う。																														
（略）	（略）																														
実施主体及び実施者	内 容																														
県、伊東市、伊豆市、周辺市町、防災関係機関及び自主防災組織	火山現象による災害の発生に対し、的確な防災対策を実施するため、随時、地域の実情にあった防災訓練を実施する。																														
住 民	自主防災組織又は事業所の防災組織の構成員として、県や市町、防災関係機関及び自主防災組織等の実施する火山現象を想定した防災訓練に積極的に参加し、的確な防災対応を習得する。																														
実施主体及び実施者	内 容																														
（略）	（略）																														
伊東市 <u>熱海市</u> 伊豆市 ・ 周辺市町	伊豆東部火山群防災協議会を設置し、防災体制の構築、的確な初動、地域住民等の防災意識の向上を図る。 住民自らが生命、身体及び財産を守るための的確な判断、行動がとれるようにするため、パンフレットの配布、講演会、講習会の開催及び防災訓練の実施等を通じて、必要な組織を積極的に活用して地域の実情にあった啓発を行う。																														
（略）	（略）																														
実施主体及び実施者	内 容																														
県、伊東市、 <u>熱海市</u> 、伊豆市、周辺市町、防災関係機関及び自主防災組織	火山現象による災害の発生に対し、的確な防災対策を実施するため、随時、地域の実情にあった防災訓練を実施する。																														
住 民	自主防災組織又は事業所の防災組織の構成員として、県や市町、防災関係機関及び自主防災組織等の実施する火山現象を想定した防災訓練に積極的に参加し、的確な防災対応を習得する。																														

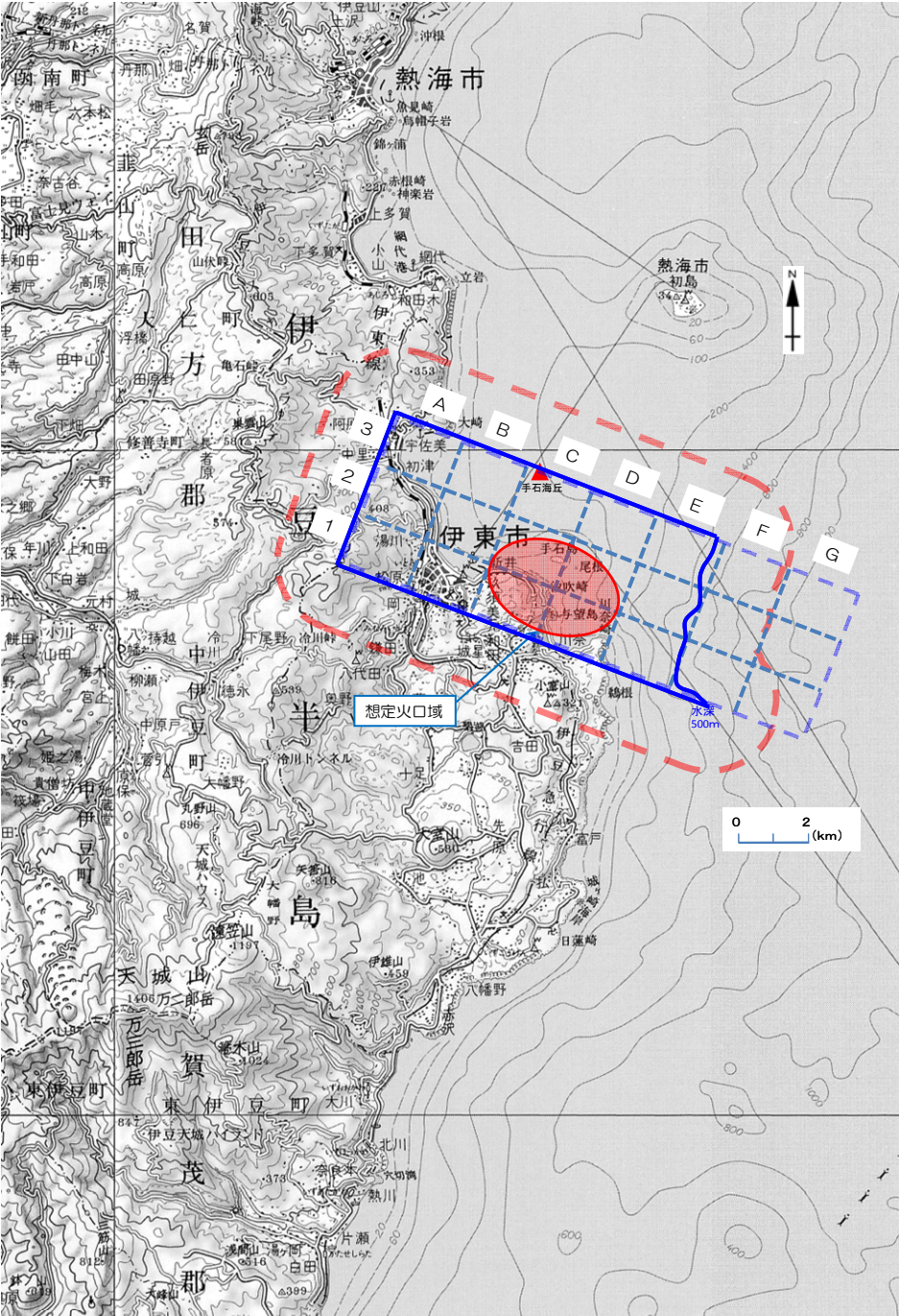
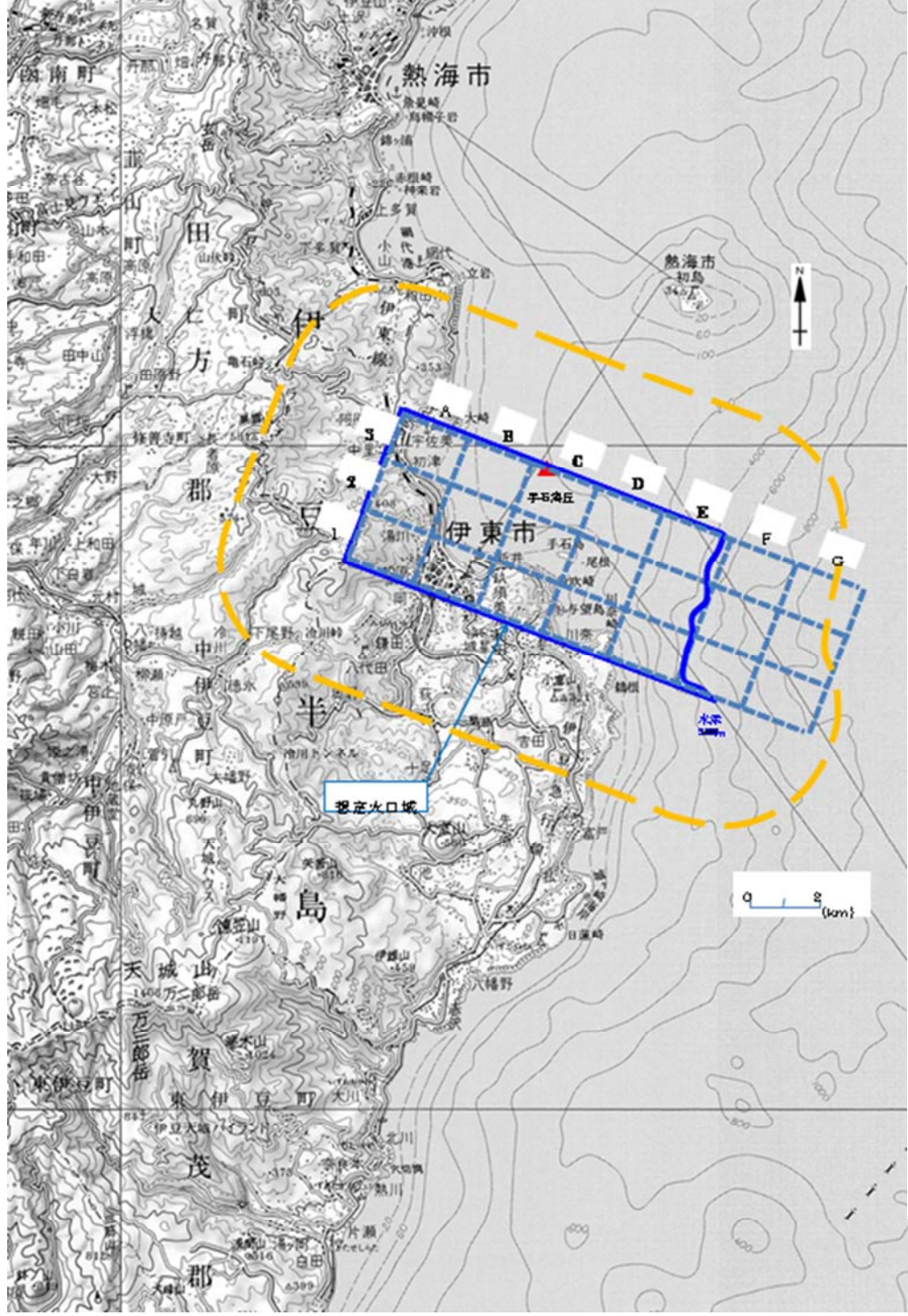
静岡県地域防災計画 新旧対照表（案）

	旧	新	備考																		
火山 -15	<p>3 火山活動観測に対する協力</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施主体及び実施者</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県</td> <td>自ら努めて火山現象に関する調査、観測等を実施するほか、火山現象に関する調査、観測等を実施する他の機関に協力する。</td> </tr> <tr> <td>伊東市長 <u>及び</u> 伊豆市長</td> <td>・自ら努めて火山現象に関する調査、観測等を実施するほか、火山現象に関する調査、観測等を実施する他の機関に協力する。 ・住民等のうちから異常現象の監視に協力する者を選任し、火山現象に関する情報の積極的な収集に努める。</td> </tr> <tr> <td>周辺市町</td> <td>自ら努めて火山現象に関する調査、観測等を実施するほか、火山現象に関する調査、観測等を実施する他の機関に協力する。</td> </tr> </tbody> </table>	実施主体及び実施者	内 容	県	自ら努めて火山現象に関する調査、観測等を実施するほか、火山現象に関する調査、観測等を実施する他の機関に協力する。	伊東市長 <u>及び</u> 伊豆市長	・自ら努めて火山現象に関する調査、観測等を実施するほか、火山現象に関する調査、観測等を実施する他の機関に協力する。 ・住民等のうちから異常現象の監視に協力する者を選任し、火山現象に関する情報の積極的な収集に努める。	周辺市町	自ら努めて火山現象に関する調査、観測等を実施するほか、火山現象に関する調査、観測等を実施する他の機関に協力する。	<p>3 火山活動観測に対する協力</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施主体及び実施者</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県</td> <td>自ら努めて火山現象に関する調査、観測等を実施するほか、火山現象に関する調査、観測等を実施する他の機関に協力する。</td> </tr> <tr> <td>伊東市長 <u>熱海市長</u> 伊豆市長</td> <td>・自ら努めて火山現象に関する調査、観測等を実施するほか、火山現象に関する調査、観測等を実施する他の機関に協力する。 ・住民等のうちから異常現象の監視に協力する者を選任し、火山現象に関する情報の積極的な収集に努める。</td> </tr> <tr> <td>周辺市町</td> <td>自ら努めて火山現象に関する調査、観測等を実施するほか、火山現象に関する調査、観測等を実施する他の機関に協力する。</td> </tr> </tbody> </table>	実施主体及び実施者	内 容	県	自ら努めて火山現象に関する調査、観測等を実施するほか、火山現象に関する調査、観測等を実施する他の機関に協力する。	伊東市長 <u>熱海市長</u> 伊豆市長	・自ら努めて火山現象に関する調査、観測等を実施するほか、火山現象に関する調査、観測等を実施する他の機関に協力する。 ・住民等のうちから異常現象の監視に協力する者を選任し、火山現象に関する情報の積極的な収集に努める。	周辺市町	自ら努めて火山現象に関する調査、観測等を実施するほか、火山現象に関する調査、観測等を実施する他の機関に協力する。	噴火影響範囲の見直しに伴い、熱海市を追加		
実施主体及び実施者	内 容																				
県	自ら努めて火山現象に関する調査、観測等を実施するほか、火山現象に関する調査、観測等を実施する他の機関に協力する。																				
伊東市長 <u>及び</u> 伊豆市長	・自ら努めて火山現象に関する調査、観測等を実施するほか、火山現象に関する調査、観測等を実施する他の機関に協力する。 ・住民等のうちから異常現象の監視に協力する者を選任し、火山現象に関する情報の積極的な収集に努める。																				
周辺市町	自ら努めて火山現象に関する調査、観測等を実施するほか、火山現象に関する調査、観測等を実施する他の機関に協力する。																				
実施主体及び実施者	内 容																				
県	自ら努めて火山現象に関する調査、観測等を実施するほか、火山現象に関する調査、観測等を実施する他の機関に協力する。																				
伊東市長 <u>熱海市長</u> 伊豆市長	・自ら努めて火山現象に関する調査、観測等を実施するほか、火山現象に関する調査、観測等を実施する他の機関に協力する。 ・住民等のうちから異常現象の監視に協力する者を選任し、火山現象に関する情報の積極的な収集に努める。																				
周辺市町	自ら努めて火山現象に関する調査、観測等を実施するほか、火山現象に関する調査、観測等を実施する他の機関に協力する。																				
火山 -16	<p>第2節 異常現象の発見の通報</p> <p>「図9」中</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>警察官</th> <th>伊東市長 <u>及び</u> 伊豆市長</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>伊東警察署：0557-38-0110</td> <td>伊東市：0557-36-0111</td> </tr> <tr> <td>大仁警察署：0558-76-0110</td> <td>伊豆市：0558-72-9867</td> </tr> <tr> <td>県警察本部：054-271-0110</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	警察官	伊東市長 <u>及び</u> 伊豆市長	伊東警察署：0557-38-0110	伊東市：0557-36-0111	大仁警察署：0558-76-0110	伊豆市：0558-72-9867	県警察本部：054-271-0110		<p>第2節 異常現象の発見の通報</p> <p>「図9」中</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>警察官</th> <th>伊東市長 <u>熱海市長</u> 伊豆市長</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>伊東警察署：0557-38-0110</td> <td>伊東市：0557-36-0111</td> </tr> <tr> <td><u>熱海警察署：0557-85-0110</u></td> <td><u>熱海市：0577-86-6000</u></td> </tr> <tr> <td>大仁警察署：0558-76-0110</td> <td>伊豆市：0558-72-9867</td> </tr> <tr> <td>県警察本部：054-271-0110</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	警察官	伊東市長 <u>熱海市長</u> 伊豆市長	伊東警察署：0557-38-0110	伊東市：0557-36-0111	<u>熱海警察署：0557-85-0110</u>	<u>熱海市：0577-86-6000</u>	大仁警察署：0558-76-0110	伊豆市：0558-72-9867	県警察本部：054-271-0110		噴火影響範囲の見直しに伴い、熱海警察署及び熱海市を追加
警察官	伊東市長 <u>及び</u> 伊豆市長																				
伊東警察署：0557-38-0110	伊東市：0557-36-0111																				
大仁警察署：0558-76-0110	伊豆市：0558-72-9867																				
県警察本部：054-271-0110																					
警察官	伊東市長 <u>熱海市長</u> 伊豆市長																				
伊東警察署：0557-38-0110	伊東市：0557-36-0111																				
<u>熱海警察署：0557-85-0110</u>	<u>熱海市：0577-86-6000</u>																				
大仁警察署：0558-76-0110	伊豆市：0558-72-9867																				
県警察本部：054-271-0110																					
火山 -16	<p>第3節 避難計画</p> <p>伊豆東部火山群の火山活動に伴う避難は、「伊豆東部火山群の伊東市避難計画（平成27年2月策定）」により実施する。関係機関は、計画に則り、あらかじめ必要な内容を検討しておく。</p> <p>(略)</p>	<p>第3節 避難計画</p> <p>伊豆東部火山群の火山活動に伴う避難は、「伊豆東部火山群の伊東市避難計画（平成27年2月策定）」<u>及び「伊豆東部火山群の伊豆市避難計画（平成30年10月策定）」</u>により実施する。関係機関は、計画に則り、あらかじめ必要な内容を検討しておく。</p>	伊豆東部火山群火山防災協議会の決議内容の反映																		
火山 -17	<p>2 避難計画を策定する市町</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施主体</th> <th>対 象 地 域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>伊東市 <u>及び</u> 伊豆市</td> <td>噴火の影響が及ぶ可能性のある範囲を有する地域</td> </tr> </tbody> </table>	実施主体	対 象 地 域	伊東市 <u>及び</u> 伊豆市	噴火の影響が及ぶ可能性のある範囲を有する地域	<p>2 避難計画を策定する市町</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施主体</th> <th>対 象 地 域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>伊東市 <u>熱海市</u> 伊豆市</td> <td>噴火の影響が及ぶ可能性のある範囲を有する地域</td> </tr> </tbody> </table>	実施主体	対 象 地 域	伊東市 <u>熱海市</u> 伊豆市	噴火の影響が及ぶ可能性のある範囲を有する地域	噴火影響範囲の見直しに伴い、熱海市を追加										
実施主体	対 象 地 域																				
伊東市 <u>及び</u> 伊豆市	噴火の影響が及ぶ可能性のある範囲を有する地域																				
実施主体	対 象 地 域																				
伊東市 <u>熱海市</u> 伊豆市	噴火の影響が及ぶ可能性のある範囲を有する地域																				

静岡県地域防災計画 新旧対照表 (案)

	旧	新	備考												
火山 -18	<p>3 策定する避難計画の具体的な内容</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="249 279 338 310">実施者</th> <th data-bbox="691 279 1012 310">具体的な内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="219 531 338 657">伊東市長 <u>及び</u> 伊豆市長</td> <td data-bbox="388 317 1288 867">                     (1) 避難の手段                      ア 避難は、徒歩によることを原則とする。                      イ 避難先が遠隔地であり、大量輸送手段、例えばバス等による避難が可能と判断される場合には、防災関係機関の協力を得て、住民等が速やかに安全な地域へ避難できるような手段を講ずる。                      (2) 避難者の受け入れ等に関する協定                      状況に応じて周辺市町に分散して避難することを住民等に勧告又は指示をする場合に備えて、事前に周辺市町長に対して避難者の受け入れ等についての応援を申し入れ、必要な事項について協定を締結しておく。                      (3) 避難所等の指定                      ア 火山噴火による災害から避難する住民等を受け入れる施設としてあらかじめ避難所を指定し、必要な設備を整備する。                      イ 周辺市町に避難所を確保する場合には、努めて幹線道路沿いに指定する。                      (4) 避難路の整備                      ア 避難する住民等が速やかに指定された避難所に避難できるよう、必要な避難路の整備に努める。                      イ 円滑な避難が行えるよう、交通規制の箇所、手段等について関係警察署及び道路管理者と事前に十分な協議を行う。                 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="210 909 338 940">周辺市町長</td> <td data-bbox="388 867 1288 978"> <u>避難者の受け入れ等に関する協定</u>                      避難者の受け入れ等について当該市長より応援の依頼があったときはこれに応じる。このために、必要な事項については、あらかじめ締結した協定に基づいて実施する。                 </td> </tr> </tbody> </table>	実施者	具体的な内容	伊東市長 <u>及び</u> 伊豆市長	(1) 避難の手段 ア 避難は、徒歩によることを原則とする。 イ 避難先が遠隔地であり、大量輸送手段、例えばバス等による避難が可能と判断される場合には、防災関係機関の協力を得て、住民等が速やかに安全な地域へ避難できるような手段を講ずる。 (2) 避難者の受け入れ等に関する協定 状況に応じて周辺市町に分散して避難することを住民等に勧告又は指示をする場合に備えて、事前に周辺市町長に対して避難者の受け入れ等についての応援を申し入れ、必要な事項について協定を締結しておく。 (3) 避難所等の指定 ア 火山噴火による災害から避難する住民等を受け入れる施設としてあらかじめ避難所を指定し、必要な設備を整備する。 イ 周辺市町に避難所を確保する場合には、努めて幹線道路沿いに指定する。 (4) 避難路の整備 ア 避難する住民等が速やかに指定された避難所に避難できるよう、必要な避難路の整備に努める。 イ 円滑な避難が行えるよう、交通規制の箇所、手段等について関係警察署及び道路管理者と事前に十分な協議を行う。	周辺市町長	<u>避難者の受け入れ等に関する協定</u> 避難者の受け入れ等について当該市長より応援の依頼があったときはこれに応じる。このために、必要な事項については、あらかじめ締結した協定に基づいて実施する。	<p>3 策定する避難計画の具体的な内容</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1436 279 1525 310">実施者</th> <th data-bbox="1881 279 2202 310">具体的な内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1406 531 1525 657">伊東市長 <u>熱海市長</u> 伊豆市長</td> <td data-bbox="1578 317 2478 867">                     (1) 避難の手段                      ア 避難は、徒歩によることを原則とする。                      イ 避難先が遠隔地であり、大量輸送手段、例えばバス等による避難が可能と判断される場合には、防災関係機関の協力を得て、住民等が速やかに安全な地域へ避難できるような手段を講ずる。                      (2) 避難者の受け入れ等に関する協定                      状況に応じて周辺市町に分散して避難することを住民等に勧告又は指示をする場合に備えて、事前に周辺市町長に対して避難者の受け入れ等についての応援を申し入れ、必要な事項について協定を締結しておく。                      (3) 避難所等の指定                      ア 火山噴火による災害から避難する住民等を受け入れる施設としてあらかじめ避難所を指定し、必要な設備を整備する。                      イ 周辺市町に避難所を確保する場合には、努めて幹線道路沿いに指定する。                      (4) 避難路の整備                      ア 避難する住民等が速やかに指定された避難所に避難できるよう、必要な避難路の整備に努める。                      イ 円滑な避難が行えるよう、交通規制の箇所、手段等について関係警察署及び道路管理者と事前に十分な協議を行う。                 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1397 909 1525 940">周辺市町長</td> <td data-bbox="1578 867 2478 978"> <u>避難者の受け入れ等に関する協定</u>                      避難者の受け入れ等について当該市長より応援の依頼があったときはこれに応じる。このために、必要な事項については、あらかじめ締結した協定に基づいて実施する。                 </td> </tr> </tbody> </table>	実施者	具体的な内容	伊東市長 <u>熱海市長</u> 伊豆市長	(1) 避難の手段 ア 避難は、徒歩によることを原則とする。 イ 避難先が遠隔地であり、大量輸送手段、例えばバス等による避難が可能と判断される場合には、防災関係機関の協力を得て、住民等が速やかに安全な地域へ避難できるような手段を講ずる。 (2) 避難者の受け入れ等に関する協定 状況に応じて周辺市町に分散して避難することを住民等に勧告又は指示をする場合に備えて、事前に周辺市町長に対して避難者の受け入れ等についての応援を申し入れ、必要な事項について協定を締結しておく。 (3) 避難所等の指定 ア 火山噴火による災害から避難する住民等を受け入れる施設としてあらかじめ避難所を指定し、必要な設備を整備する。 イ 周辺市町に避難所を確保する場合には、努めて幹線道路沿いに指定する。 (4) 避難路の整備 ア 避難する住民等が速やかに指定された避難所に避難できるよう、必要な避難路の整備に努める。 イ 円滑な避難が行えるよう、交通規制の箇所、手段等について関係警察署及び道路管理者と事前に十分な協議を行う。	周辺市町長	<u>避難者の受け入れ等に関する協定</u> 避難者の受け入れ等について当該市長より応援の依頼があったときはこれに応じる。このために、必要な事項については、あらかじめ締結した協定に基づいて実施する。	噴火影響範囲の見直しに伴い、熱海市長を追加
実施者	具体的な内容														
伊東市長 <u>及び</u> 伊豆市長	(1) 避難の手段 ア 避難は、徒歩によることを原則とする。 イ 避難先が遠隔地であり、大量輸送手段、例えばバス等による避難が可能と判断される場合には、防災関係機関の協力を得て、住民等が速やかに安全な地域へ避難できるような手段を講ずる。 (2) 避難者の受け入れ等に関する協定 状況に応じて周辺市町に分散して避難することを住民等に勧告又は指示をする場合に備えて、事前に周辺市町長に対して避難者の受け入れ等についての応援を申し入れ、必要な事項について協定を締結しておく。 (3) 避難所等の指定 ア 火山噴火による災害から避難する住民等を受け入れる施設としてあらかじめ避難所を指定し、必要な設備を整備する。 イ 周辺市町に避難所を確保する場合には、努めて幹線道路沿いに指定する。 (4) 避難路の整備 ア 避難する住民等が速やかに指定された避難所に避難できるよう、必要な避難路の整備に努める。 イ 円滑な避難が行えるよう、交通規制の箇所、手段等について関係警察署及び道路管理者と事前に十分な協議を行う。														
周辺市町長	<u>避難者の受け入れ等に関する協定</u> 避難者の受け入れ等について当該市長より応援の依頼があったときはこれに応じる。このために、必要な事項については、あらかじめ締結した協定に基づいて実施する。														
実施者	具体的な内容														
伊東市長 <u>熱海市長</u> 伊豆市長	(1) 避難の手段 ア 避難は、徒歩によることを原則とする。 イ 避難先が遠隔地であり、大量輸送手段、例えばバス等による避難が可能と判断される場合には、防災関係機関の協力を得て、住民等が速やかに安全な地域へ避難できるような手段を講ずる。 (2) 避難者の受け入れ等に関する協定 状況に応じて周辺市町に分散して避難することを住民等に勧告又は指示をする場合に備えて、事前に周辺市町長に対して避難者の受け入れ等についての応援を申し入れ、必要な事項について協定を締結しておく。 (3) 避難所等の指定 ア 火山噴火による災害から避難する住民等を受け入れる施設としてあらかじめ避難所を指定し、必要な設備を整備する。 イ 周辺市町に避難所を確保する場合には、努めて幹線道路沿いに指定する。 (4) 避難路の整備 ア 避難する住民等が速やかに指定された避難所に避難できるよう、必要な避難路の整備に努める。 イ 円滑な避難が行えるよう、交通規制の箇所、手段等について関係警察署及び道路管理者と事前に十分な協議を行う。														
周辺市町長	<u>避難者の受け入れ等に関する協定</u> 避難者の受け入れ等について当該市長より応援の依頼があったときはこれに応じる。このために、必要な事項については、あらかじめ締結した協定に基づいて実施する。														
	<p>4 避難対象地域の設定</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="249 1066 338 1098">実施者</th> <th data-bbox="691 1066 1012 1098">具体的な内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="219 1224 338 1350">伊東市長 <u>及び</u> 伊豆市長</td> <td data-bbox="388 1115 1288 1465">                     (1) 避難対象地域は、＜第1章第1節2(3)本計画の対象とする噴火の影響が及ぶ可能性のある範囲＞で定める範囲にかかる全ての町内会、自主防災組織等の地域をあらかじめ設定する。                      (2) 避難対象地域の設定にあたっては、住民等の避難が円滑に実施できるよう、町内会、自主防災組織等を考慮し、地域を設定する。                      (3) 実際の火山活動に応じた想定火口域が特定できた場合、想定火口域を含むその周辺概ね2kmの範囲に該当する地域及び安全を考慮した周辺地域を設定する。                 </td> </tr> </tbody> </table>	実施者	具体的な内容	伊東市長 <u>及び</u> 伊豆市長	(1) 避難対象地域は、＜第1章第1節2(3)本計画の対象とする噴火の影響が及ぶ可能性のある範囲＞で定める範囲にかかる全ての町内会、自主防災組織等の地域をあらかじめ設定する。 (2) 避難対象地域の設定にあたっては、住民等の避難が円滑に実施できるよう、町内会、自主防災組織等を考慮し、地域を設定する。 (3) 実際の火山活動に応じた想定火口域が特定できた場合、想定火口域を含むその周辺概ね2kmの範囲に該当する地域及び安全を考慮した周辺地域を設定する。	<p>4 避難対象地域の設定</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1436 1066 1525 1098">実施者</th> <th data-bbox="1881 1066 2202 1098">具体的な内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1406 1224 1525 1350">伊東市長 <u>熱海市長</u> 伊豆市長</td> <td data-bbox="1578 1115 2478 1465">                     (1) 避難対象地域は、＜第1章第1節2(3)本計画の対象とする噴火の影響が及ぶ可能性のある範囲＞で定める範囲にかかる全ての町内会、自主防災組織等の地域をあらかじめ設定する。                      (2) 避難対象地域の設定にあたっては、住民等の避難が円滑に実施できるよう、町内会、自主防災組織等を考慮し、地域を設定する。                      (3) 実際の火山活動に応じた想定火口域が特定できた場合、想定火口域を含むその周辺概ね3.5kmの範囲に該当する地域及び安全を考慮した周辺地域を設定する。                 </td> </tr> </tbody> </table>	実施者	具体的な内容	伊東市長 <u>熱海市長</u> 伊豆市長	(1) 避難対象地域は、＜第1章第1節2(3)本計画の対象とする噴火の影響が及ぶ可能性のある範囲＞で定める範囲にかかる全ての町内会、自主防災組織等の地域をあらかじめ設定する。 (2) 避難対象地域の設定にあたっては、住民等の避難が円滑に実施できるよう、町内会、自主防災組織等を考慮し、地域を設定する。 (3) 実際の火山活動に応じた想定火口域が特定できた場合、想定火口域を含むその周辺概ね3.5kmの範囲に該当する地域及び安全を考慮した周辺地域を設定する。	噴火影響範囲の見直しに伴い、熱海市長を追加				
実施者	具体的な内容														
伊東市長 <u>及び</u> 伊豆市長	(1) 避難対象地域は、＜第1章第1節2(3)本計画の対象とする噴火の影響が及ぶ可能性のある範囲＞で定める範囲にかかる全ての町内会、自主防災組織等の地域をあらかじめ設定する。 (2) 避難対象地域の設定にあたっては、住民等の避難が円滑に実施できるよう、町内会、自主防災組織等を考慮し、地域を設定する。 (3) 実際の火山活動に応じた想定火口域が特定できた場合、想定火口域を含むその周辺概ね2kmの範囲に該当する地域及び安全を考慮した周辺地域を設定する。														
実施者	具体的な内容														
伊東市長 <u>熱海市長</u> 伊豆市長	(1) 避難対象地域は、＜第1章第1節2(3)本計画の対象とする噴火の影響が及ぶ可能性のある範囲＞で定める範囲にかかる全ての町内会、自主防災組織等の地域をあらかじめ設定する。 (2) 避難対象地域の設定にあたっては、住民等の避難が円滑に実施できるよう、町内会、自主防災組織等を考慮し、地域を設定する。 (3) 実際の火山活動に応じた想定火口域が特定できた場合、想定火口域を含むその周辺概ね3.5kmの範囲に該当する地域及び安全を考慮した周辺地域を設定する。														
	<p><u>(新規)</u></p>	<p><u>5 避難促進施設</u>                      火山災害警戒地域に指定されている市は、火山対策特別措置法第6条第1項第5号に基づき、火山災害警戒地域内にある施設で、火山現象の発生時に施設の利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる施設の名称及び所在地を市地域防災計画に明記するものとする。</p>	火山対策特別措置法第6条第1項第5号に基づく												
		(略)													

静岡県地域防災計画 新旧対照表 (案)

	旧	新	備考
火山 -19	 <p>図 10 避難対象地域の設定</p>	 <p>図 10 避難対象地域の設定</p>	噴火影響範囲の見直しによる

静岡県地域防災計画 新旧対照表 (案)

	旧	新	備考												
火山 -21	第3章 災害応急対策計画 第1節 噴火警報・噴火予報等の伝達	第3章 災害応急対策計画 第1節 噴火警報・噴火予報等の伝達													
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>実施者</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>伊東市長 <b>及び</b> 伊豆市長</td> <td>噴火警報の伝達を受け、その火山活動により人体及び構造物等に被害を生じ、又は生じるおそれがあると認められる場合には、その内容を同時通報用無線、サイレン、広報車等を用い、迅速かつ的確に関係機関及び住民等へ伝達し、周知徹底に努める。</td> </tr> </tbody> </table>	実施者	内容	(略)	(略)	伊東市長 <b>及び</b> 伊豆市長	噴火警報の伝達を受け、その火山活動により人体及び構造物等に被害を生じ、又は生じるおそれがあると認められる場合には、その内容を同時通報用無線、サイレン、広報車等を用い、迅速かつ的確に関係機関及び住民等へ伝達し、周知徹底に努める。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>実施者</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>伊東市長 <b>熱海市長</b> 伊豆市長</td> <td>噴火警報の伝達を受け、その火山活動により人体及び構造物等に被害を生じ、又は生じるおそれがあると認められる場合には、その内容を同時通報用無線、サイレン、広報車等を用い、迅速かつ的確に関係機関及び住民等へ伝達し、周知徹底に努める。</td> </tr> </tbody> </table>	実施者	内容	(略)	(略)	伊東市長 <b>熱海市長</b> 伊豆市長	噴火警報の伝達を受け、その火山活動により人体及び構造物等に被害を生じ、又は生じるおそれがあると認められる場合には、その内容を同時通報用無線、サイレン、広報車等を用い、迅速かつ的確に関係機関及び住民等へ伝達し、周知徹底に努める。	噴火影響範囲の見直しに伴い、 熱海市長を追加
実施者	内容														
(略)	(略)														
伊東市長 <b>及び</b> 伊豆市長	噴火警報の伝達を受け、その火山活動により人体及び構造物等に被害を生じ、又は生じるおそれがあると認められる場合には、その内容を同時通報用無線、サイレン、広報車等を用い、迅速かつ的確に関係機関及び住民等へ伝達し、周知徹底に努める。														
実施者	内容														
(略)	(略)														
伊東市長 <b>熱海市長</b> 伊豆市長	噴火警報の伝達を受け、その火山活動により人体及び構造物等に被害を生じ、又は生じるおそれがあると認められる場合には、その内容を同時通報用無線、サイレン、広報車等を用い、迅速かつ的確に関係機関及び住民等へ伝達し、周知徹底に努める。														
	<p>注) 法令により、気象官署から警報事項を通知する機関を <input type="checkbox"/> で示す。</p>	<p>注) 法令により、気象官署から警報事項を通知する機関を <input type="checkbox"/> で示す。</p>	噴火影響範囲の見直しに伴い、 熱海市を追加												
(略)	図11 噴火警報・噴火予報等の伝達系統図  (略)	図11 噴火警報・噴火予報等の伝達系統図  (略)													

静岡県地域防災計画 新旧対照表（案）

		旧	新	備考																													
火山 -22	第2節 避難活動	第2節 避難活動	第2節 避難活動	噴火影響範囲の見直しに伴い、 熱海市長を追加																													
	1 避難の勧告及び指示	1 避難の勧告及び指示	1 避難の勧告及び指示																														
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>実施者</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>伊東市長 <b>及び</b> 伊豆市長</td> <td>(1) 住民等の生命及び身体を保護する必要があると認めるときは、住民等に対し避難の勧告をする。 また、溶岩流が発生し危険が切迫していると認めるとき、降灰が発生したとき、あるいは避難の状況により急を要するときは、避難の指示をする。 (2) 避難の勧告又は指示をしたときは、直ちに避難の勧告又は指示された地域の住民等に対して、勧告又は指示の内容を伝達するほか、警察官、海上保安官、消防団、自主防災組織等の協力を得て周知徹底に努める。 (3) 避難の勧告又は指示をしたときは、速やかにその旨を知事に通知する。</td> </tr> </tbody> </table>	実施者	内 容		伊東市長 <b>及び</b> 伊豆市長	(1) 住民等の生命及び身体を保護する必要があると認めるときは、住民等に対し避難の勧告をする。 また、溶岩流が発生し危険が切迫していると認めるとき、降灰が発生したとき、あるいは避難の状況により急を要するときは、避難の指示をする。 (2) 避難の勧告又は指示をしたときは、直ちに避難の勧告又は指示された地域の住民等に対して、勧告又は指示の内容を伝達するほか、警察官、海上保安官、消防団、自主防災組織等の協力を得て周知徹底に努める。 (3) 避難の勧告又は指示をしたときは、速やかにその旨を知事に通知する。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>実施者</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>伊東市長 <b>熱海市長</b> 伊豆市長</td> <td>(1) 住民等の生命及び身体を保護する必要があると認めるときは、住民等に対し避難の勧告をする。 また、溶岩流が発生し危険が切迫していると認めるとき、降灰が発生したとき、あるいは避難の状況により急を要するときは、避難の指示をする。 (2) 避難の勧告又は指示をしたときは、直ちに避難の勧告又は指示された地域の住民等に対して、勧告又は指示の内容を伝達するほか、警察官、海上保安官、消防団、自主防災組織等の協力を得て周知徹底に努める。 (3) 避難の勧告又は指示をしたときは、速やかにその旨を知事に通知する。</td> </tr> </tbody> </table>	実施者	内 容	伊東市長 <b>熱海市長</b> 伊豆市長	(1) 住民等の生命及び身体を保護する必要があると認めるときは、住民等に対し避難の勧告をする。 また、溶岩流が発生し危険が切迫していると認めるとき、降灰が発生したとき、あるいは避難の状況により急を要するときは、避難の指示をする。 (2) 避難の勧告又は指示をしたときは、直ちに避難の勧告又は指示された地域の住民等に対して、勧告又は指示の内容を伝達するほか、警察官、海上保安官、消防団、自主防災組織等の協力を得て周知徹底に努める。 (3) 避難の勧告又は指示をしたときは、速やかにその旨を知事に通知する。																						
実施者	内 容																																
伊東市長 <b>及び</b> 伊豆市長	(1) 住民等の生命及び身体を保護する必要があると認めるときは、住民等に対し避難の勧告をする。 また、溶岩流が発生し危険が切迫していると認めるとき、降灰が発生したとき、あるいは避難の状況により急を要するときは、避難の指示をする。 (2) 避難の勧告又は指示をしたときは、直ちに避難の勧告又は指示された地域の住民等に対して、勧告又は指示の内容を伝達するほか、警察官、海上保安官、消防団、自主防災組織等の協力を得て周知徹底に努める。 (3) 避難の勧告又は指示をしたときは、速やかにその旨を知事に通知する。																																
実施者	内 容																																
伊東市長 <b>熱海市長</b> 伊豆市長	(1) 住民等の生命及び身体を保護する必要があると認めるときは、住民等に対し避難の勧告をする。 また、溶岩流が発生し危険が切迫していると認めるとき、降灰が発生したとき、あるいは避難の状況により急を要するときは、避難の指示をする。 (2) 避難の勧告又は指示をしたときは、直ちに避難の勧告又は指示された地域の住民等に対して、勧告又は指示の内容を伝達するほか、警察官、海上保安官、消防団、自主防災組織等の協力を得て周知徹底に努める。 (3) 避難の勧告又は指示をしたときは、速やかにその旨を知事に通知する。																																
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">噴火警戒レベル 及び 火山活動の状況</th> <th colspan="3">市長の避難対応</th> </tr> <tr> <th colspan="2">住民に対して (避難行動要支援者)</th> <th>一時滞在者に対して (観光客等)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>「レベル1（活火山であることに留意）」で、「地震活動の見通しに関する情報」が発表され、伊東市長・伊豆市長が必要と認めるとき</td> <td>(レベル4（避難準備）の発表後、直ちに对应できるよう防災担当者準備、自主避難への対応等)</td> <td>避難準備の呼び掛けを実施する。 (福祉避難所の開設を準備する。) (レベル4（避難準備）で直ちに对应できるよう防災担当者準備、自主避難への対応等)</td> <td>(レベル4（避難準備）で直ちに对应できるよう防災担当者準備、自主避難への対応等)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	噴火警戒レベル 及び 火山活動の状況	市長の避難対応			住民に対して (避難行動要支援者)		一時滞在者に対して (観光客等)	「レベル1（活火山であることに留意）」で、「地震活動の見通しに関する情報」が発表され、伊東市長・伊豆市長が必要と認めるとき	(レベル4（避難準備）の発表後、直ちに对应できるよう防災担当者準備、自主避難への対応等)	避難準備の呼び掛けを実施する。 (福祉避難所の開設を準備する。) (レベル4（避難準備）で直ちに对应できるよう防災担当者準備、自主避難への対応等)	(レベル4（避難準備）で直ちに对应できるよう防災担当者準備、自主避難への対応等)	(略)	(略)	(略)	(略)	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">噴火警戒レベル 及び 火山活動の状況</th> <th colspan="3">市長の避難対応</th> </tr> <tr> <th colspan="2">住民に対して (避難行動要支援者)</th> <th>一時滞在者に対して (観光客等)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>「レベル1（活火山であることに留意）」で、「地震活動の見通しに関する情報」が発表され、伊東市長・<b>熱海市長</b>・伊豆市長が必要と認めるとき</td> <td>(レベル4（避難準備）の発表後、直ちに对应できるよう防災担当者準備、自主避難への対応等)</td> <td>避難準備の呼び掛けを実施する。 (福祉避難所の開設を準備する。) (レベル4（避難準備）で直ちに对应できるよう防災担当者準備、自主避難への対応等)</td> <td>(レベル4（避難準備）で直ちに对应できるよう防災担当者準備、自主避難への対応等)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	噴火警戒レベル 及び 火山活動の状況	市長の避難対応			住民に対して (避難行動要支援者)		一時滞在者に対して (観光客等)	「レベル1（活火山であることに留意）」で、「地震活動の見通しに関する情報」が発表され、伊東市長・ <b>熱海市長</b> ・伊豆市長が必要と認めるとき	(レベル4（避難準備）の発表後、直ちに对应できるよう防災担当者準備、自主避難への対応等)	避難準備の呼び掛けを実施する。 (福祉避難所の開設を準備する。) (レベル4（避難準備）で直ちに对应できるよう防災担当者準備、自主避難への対応等)	(レベル4（避難準備）で直ちに对应できるよう防災担当者準備、自主避難への対応等)	(略)	(略)	(略)	(略)	噴火影響範囲の見直しに伴い、 熱海市長を追加
噴火警戒レベル 及び 火山活動の状況	市長の避難対応																																
	住民に対して (避難行動要支援者)		一時滞在者に対して (観光客等)																														
「レベル1（活火山であることに留意）」で、「地震活動の見通しに関する情報」が発表され、伊東市長・伊豆市長が必要と認めるとき	(レベル4（避難準備）の発表後、直ちに对应できるよう防災担当者準備、自主避難への対応等)	避難準備の呼び掛けを実施する。 (福祉避難所の開設を準備する。) (レベル4（避難準備）で直ちに对应できるよう防災担当者準備、自主避難への対応等)	(レベル4（避難準備）で直ちに对应できるよう防災担当者準備、自主避難への対応等)																														
(略)	(略)	(略)	(略)																														
噴火警戒レベル 及び 火山活動の状況	市長の避難対応																																
	住民に対して (避難行動要支援者)		一時滞在者に対して (観光客等)																														
「レベル1（活火山であることに留意）」で、「地震活動の見通しに関する情報」が発表され、伊東市長・ <b>熱海市長</b> ・伊豆市長が必要と認めるとき	(レベル4（避難準備）の発表後、直ちに对应できるよう防災担当者準備、自主避難への対応等)	避難準備の呼び掛けを実施する。 (福祉避難所の開設を準備する。) (レベル4（避難準備）で直ちに对应できるよう防災担当者準備、自主避難への対応等)	(レベル4（避難準備）で直ちに对应できるよう防災担当者準備、自主避難への対応等)																														
(略)	(略)	(略)	(略)																														
火山 -23	2 警戒区域の設定	2 警戒区域の設定	2 警戒区域の設定	噴火影響範囲の見直しに伴い、 熱海市長を追加																													
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>実施者</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>伊東市長 <b>及び</b> 伊豆市長</td> <td>(1) 住民等の生命、身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定する。 (2) 警戒区域を設定したときは、住民等に対して退去又は立入禁止を命ずる。 (3) 警戒区域の設定をしたとき又は警戒区域を設定した通知を受けた時は、速やかにその旨を知事に通知する。</td> </tr> </tbody> </table>	実施者	内 容		伊東市長 <b>及び</b> 伊豆市長	(1) 住民等の生命、身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定する。 (2) 警戒区域を設定したときは、住民等に対して退去又は立入禁止を命ずる。 (3) 警戒区域の設定をしたとき又は警戒区域を設定した通知を受けた時は、速やかにその旨を知事に通知する。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>実施者</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>伊東市長 <b>熱海市長</b> 伊豆市長</td> <td>(1) 住民等の生命、身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定する。 (2) 警戒区域を設定したときは、住民等に対して退去又は立入禁止を命ずる。 (3) 警戒区域の設定をしたとき又は警戒区域を設定した通知を受けた時は、速やかにその旨を知事に通知する。</td> </tr> </tbody> </table>	実施者	内 容	伊東市長 <b>熱海市長</b> 伊豆市長	(1) 住民等の生命、身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定する。 (2) 警戒区域を設定したときは、住民等に対して退去又は立入禁止を命ずる。 (3) 警戒区域の設定をしたとき又は警戒区域を設定した通知を受けた時は、速やかにその旨を知事に通知する。																						
実施者	内 容																																
伊東市長 <b>及び</b> 伊豆市長	(1) 住民等の生命、身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定する。 (2) 警戒区域を設定したときは、住民等に対して退去又は立入禁止を命ずる。 (3) 警戒区域の設定をしたとき又は警戒区域を設定した通知を受けた時は、速やかにその旨を知事に通知する。																																
実施者	内 容																																
伊東市長 <b>熱海市長</b> 伊豆市長	(1) 住民等の生命、身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定する。 (2) 警戒区域を設定したときは、住民等に対して退去又は立入禁止を命ずる。 (3) 警戒区域の設定をしたとき又は警戒区域を設定した通知を受けた時は、速やかにその旨を知事に通知する。																																

静岡県地域防災計画 新旧対照表（案）

	旧	新	備考																		
火山 -23	<p>&lt;代行処理&gt;</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施者</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>知 事</td> <td>(1) 災害発生により伊東市及び伊豆市がその事務の全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、市長に代わって警戒区域を設定する。 この場合、その旨を公示する。 (2) 警戒区域を設定したときは、住民等に対して退去又は立入禁止を命ずる。</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>		実施者	内 容	(略)	(略)	知 事	(1) 災害発生により伊東市及び伊豆市がその事務の全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、市長に代わって警戒区域を設定する。 この場合、その旨を公示する。 (2) 警戒区域を設定したときは、住民等に対して退去又は立入禁止を命ずる。	(略)	(略)	<p>&lt;代行処理&gt;</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施者</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>知 事</td> <td>(1) 災害発生により伊東市、<u>熱海市</u>及び伊豆市がその事務の全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、市長に代わって警戒区域を設定する。 この場合、その旨を公示する。 (2) 警戒区域を設定したときは、住民等に対して退去又は立入禁止を命ずる。</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>		実施者	内 容	(略)	(略)	知 事	(1) 災害発生により伊東市、 <u>熱海市</u> 及び伊豆市がその事務の全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、市長に代わって警戒区域を設定する。 この場合、その旨を公示する。 (2) 警戒区域を設定したときは、住民等に対して退去又は立入禁止を命ずる。	(略)	(略)	噴火影響範囲の見直しに伴い、 熱海市を追加
	実施者	内 容																			
	(略)	(略)																			
	知 事	(1) 災害発生により伊東市及び伊豆市がその事務の全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、市長に代わって警戒区域を設定する。 この場合、その旨を公示する。 (2) 警戒区域を設定したときは、住民等に対して退去又は立入禁止を命ずる。																			
	(略)	(略)																			
	実施者	内 容																			
	(略)	(略)																			
	知 事	(1) 災害発生により伊東市、 <u>熱海市</u> 及び伊豆市がその事務の全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、市長に代わって警戒区域を設定する。 この場合、その旨を公示する。 (2) 警戒区域を設定したときは、住民等に対して退去又は立入禁止を命ずる。																			
	(略)	(略)																			
	<p>3 要配慮者の避難</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施者</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>伊東市長 <u>及び</u> 伊豆市長</td> <td>警察官、消防団、自主防災組織等の関係機関の協力を得て、要配慮者の避難が迅速かつ円滑に行われるよう的確な措置に努める。</td> </tr> </tbody> </table>		実施者	内 容	伊東市長 <u>及び</u> 伊豆市長	警察官、消防団、自主防災組織等の関係機関の協力を得て、要配慮者の避難が迅速かつ円滑に行われるよう的確な措置に努める。	<p>3 要配慮者の避難</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施者</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>伊東市長 <u>熱海市長</u> 伊豆市長</td> <td>警察官、消防団、自主防災組織等の関係機関の協力を得て、要配慮者の避難が迅速かつ円滑に行われるよう的確な措置に努める。</td> </tr> </tbody> </table>		実施者	内 容	伊東市長 <u>熱海市長</u> 伊豆市長	警察官、消防団、自主防災組織等の関係機関の協力を得て、要配慮者の避難が迅速かつ円滑に行われるよう的確な措置に努める。	噴火影響範囲の見直しに伴い、 熱海市長を追加								
	実施者	内 容																			
	伊東市長 <u>及び</u> 伊豆市長	警察官、消防団、自主防災組織等の関係機関の協力を得て、要配慮者の避難が迅速かつ円滑に行われるよう的確な措置に努める。																			
実施者	内 容																				
伊東市長 <u>熱海市長</u> 伊豆市長	警察官、消防団、自主防災組織等の関係機関の協力を得て、要配慮者の避難が迅速かつ円滑に行われるよう的確な措置に努める。																				
(略)		(略)																			
<p>5 避難所の設置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実 施 者</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>伊東市長 <u>及び</u> 伊豆市長 ・ 周辺市町長</td> <td>(1) 火山活動により被害を受け、又は受けるおそれがある者を対象に避難所を設置する。 (2) 避難を必要とする者の数に応じ、次の順位により避難所を設置する。 ア 学校、体育館、公民館等の公共施設 イ あらかじめ協定を締結した民間の施設 ウ あらかじめ協定を締結した周辺市町の公共施設</td> </tr> </tbody> </table>		実 施 者	内 容	伊東市長 <u>及び</u> 伊豆市長 ・ 周辺市町長	(1) 火山活動により被害を受け、又は受けるおそれがある者を対象に避難所を設置する。 (2) 避難を必要とする者の数に応じ、次の順位により避難所を設置する。 ア 学校、体育館、公民館等の公共施設 イ あらかじめ協定を締結した民間の施設 ウ あらかじめ協定を締結した周辺市町の公共施設	<p>5 避難所の設置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実 施 者</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>伊東市長 <u>熱海市長</u> 伊豆市長 ・ 周辺市町長</td> <td>(1) 火山活動により被害を受け、又は受けるおそれがある者を対象に避難所を設置する。 (2) 避難を必要とする者の数に応じ、次の順位により避難所を設置する。 ア 学校、体育館、公民館等の公共施設 イ あらかじめ協定を締結した民間の施設 ウ あらかじめ協定を締結した周辺市町の公共施設</td> </tr> </tbody> </table>		実 施 者	内 容	伊東市長 <u>熱海市長</u> 伊豆市長 ・ 周辺市町長	(1) 火山活動により被害を受け、又は受けるおそれがある者を対象に避難所を設置する。 (2) 避難を必要とする者の数に応じ、次の順位により避難所を設置する。 ア 学校、体育館、公民館等の公共施設 イ あらかじめ協定を締結した民間の施設 ウ あらかじめ協定を締結した周辺市町の公共施設	噴火影響範囲の見直しに伴い、 熱海市長を追加									
実 施 者	内 容																				
伊東市長 <u>及び</u> 伊豆市長 ・ 周辺市町長	(1) 火山活動により被害を受け、又は受けるおそれがある者を対象に避難所を設置する。 (2) 避難を必要とする者の数に応じ、次の順位により避難所を設置する。 ア 学校、体育館、公民館等の公共施設 イ あらかじめ協定を締結した民間の施設 ウ あらかじめ協定を締結した周辺市町の公共施設																				
実 施 者	内 容																				
伊東市長 <u>熱海市長</u> 伊豆市長 ・ 周辺市町長	(1) 火山活動により被害を受け、又は受けるおそれがある者を対象に避難所を設置する。 (2) 避難を必要とする者の数に応じ、次の順位により避難所を設置する。 ア 学校、体育館、公民館等の公共施設 イ あらかじめ協定を締結した民間の施設 ウ あらかじめ協定を締結した周辺市町の公共施設																				
<p>6 避難所の運営</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実 施 者</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>伊東市長 <u>及び</u> 伊豆市長 ・ 周辺市町長</td> <td>(1) 避難所等の運営を行うために必要な市職員を配置する。また避難所の安全の確保と秩序の維持のため、必要により警察官の配置を要請する。 (2) 避難所の設置状況及び避難者の数を知事に報告する。 (3) 災害の状況又は災害の応急仮設住宅の状況等を勘案し、県と協議して避難所の設置期間を定める。</td> </tr> </tbody> </table>		実 施 者	内 容	伊東市長 <u>及び</u> 伊豆市長 ・ 周辺市町長	(1) 避難所等の運営を行うために必要な市職員を配置する。また避難所の安全の確保と秩序の維持のため、必要により警察官の配置を要請する。 (2) 避難所の設置状況及び避難者の数を知事に報告する。 (3) 災害の状況又は災害の応急仮設住宅の状況等を勘案し、県と協議して避難所の設置期間を定める。	<p>6 避難所の運営</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実 施 者</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>伊東市長 <u>熱海市長</u> 伊豆市長 ・ 周辺市町長</td> <td>(1) 避難所等の運営を行うために必要な市職員を配置する。また避難所の安全の確保と秩序の維持のため、必要により警察官の配置を要請する。 (2) 避難所の設置状況及び避難者の数を知事に報告する。 (3) 災害の状況又は災害の応急仮設住宅の状況等を勘案し、県と協議して避難所の設置期間を定める。</td> </tr> </tbody> </table>		実 施 者	内 容	伊東市長 <u>熱海市長</u> 伊豆市長 ・ 周辺市町長	(1) 避難所等の運営を行うために必要な市職員を配置する。また避難所の安全の確保と秩序の維持のため、必要により警察官の配置を要請する。 (2) 避難所の設置状況及び避難者の数を知事に報告する。 (3) 災害の状況又は災害の応急仮設住宅の状況等を勘案し、県と協議して避難所の設置期間を定める。			噴火影響範囲の見直しに伴い、 熱海市長を追加							
実 施 者	内 容																				
伊東市長 <u>及び</u> 伊豆市長 ・ 周辺市町長	(1) 避難所等の運営を行うために必要な市職員を配置する。また避難所の安全の確保と秩序の維持のため、必要により警察官の配置を要請する。 (2) 避難所の設置状況及び避難者の数を知事に報告する。 (3) 災害の状況又は災害の応急仮設住宅の状況等を勘案し、県と協議して避難所の設置期間を定める。																				
実 施 者	内 容																				
伊東市長 <u>熱海市長</u> 伊豆市長 ・ 周辺市町長	(1) 避難所等の運営を行うために必要な市職員を配置する。また避難所の安全の確保と秩序の維持のため、必要により警察官の配置を要請する。 (2) 避難所の設置状況及び避難者の数を知事に報告する。 (3) 災害の状況又は災害の応急仮設住宅の状況等を勘案し、県と協議して避難所の設置期間を定める。																				



静岡県地域防災計画 新旧対照表 (案)

		旧		新		備考			
火山 -24	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	共通対策編と冊子を合冊したことに伴う修正			
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)				
	第3節 県の体制	第3節 県の体制	第3節 県の体制	第3節 県の体制	第3節 県の体制				
	1 事前配備	1 事前配備	1 事前配備	1 事前配備	1 事前配備				
	県は、「地震活体制動の見通しに関する情報」等に応じて、次の体制により対策に当たる。	県は、「地震活体制動の見通しに関する情報」等に応じて、次の体制により対策に当たる。	県は、「地震活体制動の見通しに関する情報」等に応じて、次の体制により対策に当たる。	県は、「地震活体制動の見通しに関する情報」等に応じて、次の体制により対策に当たる。	県は、「地震活体制動の見通しに関する情報」等に応じて、次の体制により対策に当たる。 <u>(共通対策編 第3章災害応急対策計画 第2節2「職員動員及び配備」に準ずる。)</u>				
	<b>配備体制</b>	<b>配備の基準</b>	<b>配 備 課 等</b>						
	<b>【情報収集体制】</b> 各所属所要の人員による、情報収集及び連絡活動を主とした体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・群発地震活動が開始し、危機対策課長又は危機情報課長が必要と認めるとき</li> <li>・その他、危機対策課長又は危機情報課長が必要と認めるとき</li> </ul>	<table border="1"> <tr> <td>本庁</td> <td>危機管理部、文化・観光部観光交流局、健康福祉部管理局、交通基盤部、議会事務局政策調査課、教育委員会健康体育課</td> </tr> <tr> <td>出先</td> <td>地域局（東部、賀茂に限る。）、健康福祉センター（熱海、東部、賀茂に限る。）、土木事務所（熱海、沼津、下田に限る。）</td> </tr> </table>	本庁	危機管理部、文化・観光部観光交流局、健康福祉部管理局、交通基盤部、議会事務局政策調査課、教育委員会健康体育課	出先	地域局（東部、賀茂に限る。）、健康福祉センター（熱海、東部、賀茂に限る。）、土木事務所（熱海、沼津、下田に限る。）		
本庁	危機管理部、文化・観光部観光交流局、健康福祉部管理局、交通基盤部、議会事務局政策調査課、教育委員会健康体育課								
出先	地域局（東部、賀茂に限る。）、健康福祉センター（熱海、東部、賀茂に限る。）、土木事務所（熱海、沼津、下田に限る。）								
	<b>【警戒体制】</b> 各所属で情報収集及び連絡活動を行い、事態の推移に伴い、警戒活動等を実施する体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「地震活動の見通しに関する情報」が発表され、又は有感地震が多発した場合で、危機対策課長又は危機情報課長が必要と認めるとき</li> <li>・その他、危機対策課長又は危機情報課長が必要と認めるとき</li> </ul>	<table border="1"> <tr> <td>本庁</td> <td>知事戦略局広聴広報課、地域外交局、危機管理部、文化・観光部観光交流局、健康福祉部管理局、交通基盤部、議会事務局政策調査課、教育委員会健康体育課</td> </tr> <tr> <td>出先</td> <td>地域局（東部、賀茂に限る。）、健康福祉センター（熱海、東部、賀茂に限る。）、土木事務所（熱海、沼津、下田に限る。）</td> </tr> </table>	本庁	知事戦略局広聴広報課、地域外交局、危機管理部、文化・観光部観光交流局、健康福祉部管理局、交通基盤部、議会事務局政策調査課、教育委員会健康体育課	出先	地域局（東部、賀茂に限る。）、健康福祉センター（熱海、東部、賀茂に限る。）、土木事務所（熱海、沼津、下田に限る。）		
本庁	知事戦略局広聴広報課、地域外交局、危機管理部、文化・観光部観光交流局、健康福祉部管理局、交通基盤部、議会事務局政策調査課、教育委員会健康体育課								
出先	地域局（東部、賀茂に限る。）、健康福祉センター（熱海、東部、賀茂に限る。）、土木事務所（熱海、沼津、下田に限る。）								
	<b>【災害対策本部等設置準備体制】</b> 全庁的な情報共有体制を執るとともに、所要の指示に基づく災害応急対策を実施し、直ちに災害対策本部を設置できる体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「地震活動の見通しに関する情報」に応じ、危機対策課長又は危機情報課長が必要と認めるとき</li> <li>・その他、危機対策課長又は危機情報課長が必要と認めるとき</li> </ul>	<table border="1"> <tr> <td>本庁</td> <td>知事戦略局広聴広報課、地域外交局、危機管理部、文化・観光部観光交流局、健康福祉部管理局、交通基盤部、議会事務局政策調査課、教育委員会健康体育課</td> </tr> <tr> <td>出先</td> <td>地域局（東部、賀茂に限る。）、健康福祉センター（熱海、東部、賀茂に限る。）、土木事務所（熱海、沼津、下田に限る。）</td> </tr> </table>	本庁	知事戦略局広聴広報課、地域外交局、危機管理部、文化・観光部観光交流局、健康福祉部管理局、交通基盤部、議会事務局政策調査課、教育委員会健康体育課	出先	地域局（東部、賀茂に限る。）、健康福祉センター（熱海、東部、賀茂に限る。）、土木事務所（熱海、沼津、下田に限る。）		
本庁	知事戦略局広聴広報課、地域外交局、危機管理部、文化・観光部観光交流局、健康福祉部管理局、交通基盤部、議会事務局政策調査課、教育委員会健康体育課								
出先	地域局（東部、賀茂に限る。）、健康福祉センター（熱海、東部、賀茂に限る。）、土木事務所（熱海、沼津、下田に限る。）								

静岡県地域防災計画 新旧対照表 (案)

	旧	新	備考										
火山 -25	<p>2 災害対策本部</p> <p>(1) 体制</p> <p>県は、災害が発生し、又は発生する恐れがある場合で、噴火警報（レベル4（避難準備））又は噴火警報（レベル5（避難））が発表された場合、又は伊東市若しくは伊豆市が災害対策本部を設置した場合、災害対策本部及び東部・賀茂方面本部を設置する。</p> <p>(2) 会議</p> <p>ア 本部員会議</p> <p><u>本部長（知事）、副本部長（副知事及び警察副本部長）、危機管理監、本部員（各部長）及び危機担当監（複数の危機担当監を置く部にあつては、部長が指定する危機担当監1名が代表する）をもって構成する。</u></p> <p><u>ただし、必要に応じて関係者の出席を求めることができる。</u></p> <table border="1" data-bbox="201 863 1317 1226"> <thead> <tr> <th>実施者</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本部長</td> <td><u>ア 災害応急対策の基本方針について協議するため、必要に応じて本部員会議を開催する。</u> <u>イ 被害情報等の収集、災害応急対策の調整等を行うため、防災関係機関の長に対し、本部員会議への連絡員の派遣を要請することができる。</u></td> </tr> <tr> <td>本部員等</td> <td><u>それぞれの所管業務に関する災害応急対策の実施状況について、必要に応じて、本部員会議に報告する。</u></td> </tr> </tbody> </table> <p><u>災害対策本部が設置された場合は、次の事項を処理する。</u></p> <table border="1" data-bbox="201 1331 1317 1871"> <thead> <tr> <th>任 務</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td> <table border="0"> <tr> <td style="vertical-align: top;"> <u>ア 情報収集、発信、広報</u>  <u>イ 観光客対策</u>  <u>ウ 関係機関への支援要請</u>  <ul style="list-style-type: none"> <li><u>・自衛隊への災害派遣要請</u></li> <li><u>・海上保安庁への支援要請</u></li> <li><u>・消防庁、他都県等への支援要請</u></li> <li><u>・医療機関等への協力要請</u></li> <li><u>・消防庁への緊急消防援助隊の出動要請</u></li> <li><u>・その他関係機関への応援要請</u></li> </ul> </td> <td style="vertical-align: top; border-left: 1px dashed black;"> <u>エ 2次災害等発生防止措置</u>  <u>オ 消防庁への報告</u>  <u>カ 広報に関する事項</u>  <u>キ その他</u>  <ul style="list-style-type: none"> <li><u>・防災対策の総合調整</u></li> </ul> </td> </tr> </table> </td> </tr> </tbody> </table>	実施者	内 容	本部長	<u>ア 災害応急対策の基本方針について協議するため、必要に応じて本部員会議を開催する。</u> <u>イ 被害情報等の収集、災害応急対策の調整等を行うため、防災関係機関の長に対し、本部員会議への連絡員の派遣を要請することができる。</u>	本部員等	<u>それぞれの所管業務に関する災害応急対策の実施状況について、必要に応じて、本部員会議に報告する。</u>	任 務	内 容		<table border="0"> <tr> <td style="vertical-align: top;"> <u>ア 情報収集、発信、広報</u>  <u>イ 観光客対策</u>  <u>ウ 関係機関への支援要請</u>  <ul style="list-style-type: none"> <li><u>・自衛隊への災害派遣要請</u></li> <li><u>・海上保安庁への支援要請</u></li> <li><u>・消防庁、他都県等への支援要請</u></li> <li><u>・医療機関等への協力要請</u></li> <li><u>・消防庁への緊急消防援助隊の出動要請</u></li> <li><u>・その他関係機関への応援要請</u></li> </ul> </td> <td style="vertical-align: top; border-left: 1px dashed black;"> <u>エ 2次災害等発生防止措置</u>  <u>オ 消防庁への報告</u>  <u>カ 広報に関する事項</u>  <u>キ その他</u>  <ul style="list-style-type: none"> <li><u>・防災対策の総合調整</u></li> </ul> </td> </tr> </table>	<u>ア 情報収集、発信、広報</u> <u>イ 観光客対策</u> <u>ウ 関係機関への支援要請</u> <ul style="list-style-type: none"> <li><u>・自衛隊への災害派遣要請</u></li> <li><u>・海上保安庁への支援要請</u></li> <li><u>・消防庁、他都県等への支援要請</u></li> <li><u>・医療機関等への協力要請</u></li> <li><u>・消防庁への緊急消防援助隊の出動要請</u></li> <li><u>・その他関係機関への応援要請</u></li> </ul>	<u>エ 2次災害等発生防止措置</u> <u>オ 消防庁への報告</u> <u>カ 広報に関する事項</u> <u>キ その他</u> <ul style="list-style-type: none"> <li><u>・防災対策の総合調整</u></li> </ul>
実施者	内 容												
本部長	<u>ア 災害応急対策の基本方針について協議するため、必要に応じて本部員会議を開催する。</u> <u>イ 被害情報等の収集、災害応急対策の調整等を行うため、防災関係機関の長に対し、本部員会議への連絡員の派遣を要請することができる。</u>												
本部員等	<u>それぞれの所管業務に関する災害応急対策の実施状況について、必要に応じて、本部員会議に報告する。</u>												
任 務	内 容												
	<table border="0"> <tr> <td style="vertical-align: top;"> <u>ア 情報収集、発信、広報</u>  <u>イ 観光客対策</u>  <u>ウ 関係機関への支援要請</u>  <ul style="list-style-type: none"> <li><u>・自衛隊への災害派遣要請</u></li> <li><u>・海上保安庁への支援要請</u></li> <li><u>・消防庁、他都県等への支援要請</u></li> <li><u>・医療機関等への協力要請</u></li> <li><u>・消防庁への緊急消防援助隊の出動要請</u></li> <li><u>・その他関係機関への応援要請</u></li> </ul> </td> <td style="vertical-align: top; border-left: 1px dashed black;"> <u>エ 2次災害等発生防止措置</u>  <u>オ 消防庁への報告</u>  <u>カ 広報に関する事項</u>  <u>キ その他</u>  <ul style="list-style-type: none"> <li><u>・防災対策の総合調整</u></li> </ul> </td> </tr> </table>	<u>ア 情報収集、発信、広報</u> <u>イ 観光客対策</u> <u>ウ 関係機関への支援要請</u> <ul style="list-style-type: none"> <li><u>・自衛隊への災害派遣要請</u></li> <li><u>・海上保安庁への支援要請</u></li> <li><u>・消防庁、他都県等への支援要請</u></li> <li><u>・医療機関等への協力要請</u></li> <li><u>・消防庁への緊急消防援助隊の出動要請</u></li> <li><u>・その他関係機関への応援要請</u></li> </ul>	<u>エ 2次災害等発生防止措置</u> <u>オ 消防庁への報告</u> <u>カ 広報に関する事項</u> <u>キ その他</u> <ul style="list-style-type: none"> <li><u>・防災対策の総合調整</u></li> </ul>										
<u>ア 情報収集、発信、広報</u> <u>イ 観光客対策</u> <u>ウ 関係機関への支援要請</u> <ul style="list-style-type: none"> <li><u>・自衛隊への災害派遣要請</u></li> <li><u>・海上保安庁への支援要請</u></li> <li><u>・消防庁、他都県等への支援要請</u></li> <li><u>・医療機関等への協力要請</u></li> <li><u>・消防庁への緊急消防援助隊の出動要請</u></li> <li><u>・その他関係機関への応援要請</u></li> </ul>	<u>エ 2次災害等発生防止措置</u> <u>オ 消防庁への報告</u> <u>カ 広報に関する事項</u> <u>キ その他</u> <ul style="list-style-type: none"> <li><u>・防災対策の総合調整</u></li> </ul>												
		<p>2 災害対策本部</p> <p>(1) 体制</p> <p>県は、災害が発生し、又は発生する恐れがある場合で、噴火警報（レベル4（避難準備））又は噴火警報（レベル5（避難））が発表された場合、又は伊東市、<u>熱海市</u>若しくは伊豆市が災害対策本部を設置した場合<u>は</u>、災害対策本部及び東部・賀茂方面本部を設置する。</p> <p>(2) 会議</p> <p>ア 本部員会議</p> <p><u>(共通対策編 第3章災害応急対策計画 第2節1(1)「本部員会議」に準ずる。)</u></p>	<p>噴火影響範囲の見直しに伴い、熱海市を追加</p> <p>共通対策編と冊子を合冊したことに伴う修正</p>										

静岡県地域防災計画 新旧対照表 (案)

	旧	新	備考								
火山 -25	<p>イ 対策会議 <u>対策会議は、図13のメンバーで構成し、応急対策に必要な事項を協議・決定する。</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施者</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>危機管理監</td> <td><u>ア 必要に応じ、対策会議の内容を本部長に報告する。</u> <u>イ 被害情報等の収集、災害応急対策の調整を行うため、防災関係機関の長に対し、対策会議への連絡員の派遣を要請することができる。</u></td> </tr> <tr> <td>危機担当監</td> <td><u>それぞれの所管業務に関する災害応急対策の実施状況について、必要に応じて、危機管理監に報告するとともに、危機管理監からの指示を所属する部局へ伝達する。</u></td> </tr> </tbody> </table>  <p>図13 県対策会議構成図</p>	実施者	内 容	危機管理監	<u>ア 必要に応じ、対策会議の内容を本部長に報告する。</u> <u>イ 被害情報等の収集、災害応急対策の調整を行うため、防災関係機関の長に対し、対策会議への連絡員の派遣を要請することができる。</u>	危機担当監	<u>それぞれの所管業務に関する災害応急対策の実施状況について、必要に応じて、危機管理監に報告するとともに、危機管理監からの指示を所属する部局へ伝達する。</u>	<p>イ 対策会議 <u>(共通対策編 第3章災害応急対策計画 第2節1(2)「対策会議」に準ずる。)</u></p> <p><u>(図を削除)</u></p>	<p>共通対策編と冊子を合冊したことに伴う修正</p> <p>共通対策編と冊子を合冊したことに伴う修正</p>		
実施者	内 容										
危機管理監	<u>ア 必要に応じ、対策会議の内容を本部長に報告する。</u> <u>イ 被害情報等の収集、災害応急対策の調整を行うため、防災関係機関の長に対し、対策会議への連絡員の派遣を要請することができる。</u>										
危機担当監	<u>それぞれの所管業務に関する災害応急対策の実施状況について、必要に応じて、危機管理監に報告するとともに、危機管理監からの指示を所属する部局へ伝達する。</u>										
火山 -26	<p>第4節 交通の制限</p> <p>1 陸上交通</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施主体</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>伊東市長 <u>及び</u> 伊豆市長 ・ 周辺市町長</td> <td>警戒区域を設定した時は、災害応急対策に従事する者を除き、当該区域に流入する交通の禁止を命ずる。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	実施主体	内 容	伊東市長 <u>及び</u> 伊豆市長 ・ 周辺市町長	警戒区域を設定した時は、災害応急対策に従事する者を除き、当該区域に流入する交通の禁止を命ずる。	<p>第4節 交通の制限</p> <p>1 陸上交通</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施主体</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>伊東市長 <u>熱海市長</u> 伊豆市長 ・ 周辺市町長</td> <td>警戒区域を設定した時は、災害応急対策に従事する者を除き、当該区域に流入する交通の禁止を命ずる。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	実施主体	内 容	伊東市長 <u>熱海市長</u> 伊豆市長 ・ 周辺市町長	警戒区域を設定した時は、災害応急対策に従事する者を除き、当該区域に流入する交通の禁止を命ずる。	<p>噴火影響範囲の見直しに伴い、熱海市を追加</p>
実施主体	内 容										
伊東市長 <u>及び</u> 伊豆市長 ・ 周辺市町長	警戒区域を設定した時は、災害応急対策に従事する者を除き、当該区域に流入する交通の禁止を命ずる。										
実施主体	内 容										
伊東市長 <u>熱海市長</u> 伊豆市長 ・ 周辺市町長	警戒区域を設定した時は、災害応急対策に従事する者を除き、当該区域に流入する交通の禁止を命ずる。										

静岡県地域防災計画 新旧対照表（案）

	旧	新	備考													
火山 -27	<p>第5節 社会秩序維持活動</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施者又は実施主体</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>伊東市長 <u>及び</u> 伊豆市長</td> <td>当該地域に流言飛語をはじめ各種の混乱が発生し、又は発生するおそれがあるときは、消防団及び自主防災組織と連携して、速やかに住民等のとるべき措置について呼びかけを実施するとともに、当該地域の社会秩序を維持するために必要と認めるときは、知事に対し応急措置又は広報の実施を要請する。</td> </tr> </tbody> </table>	実施者又は実施主体	内 容	(略)	(略)	伊東市長 <u>及び</u> 伊豆市長	当該地域に流言飛語をはじめ各種の混乱が発生し、又は発生するおそれがあるときは、消防団及び自主防災組織と連携して、速やかに住民等のとるべき措置について呼びかけを実施するとともに、当該地域の社会秩序を維持するために必要と認めるときは、知事に対し応急措置又は広報の実施を要請する。	<p>第5節 社会秩序維持活動</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施者又は実施主体</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>伊東市長 <u>熱海市長</u> 伊豆市長</td> <td>当該地域に流言飛語をはじめ各種の混乱が発生し、又は発生するおそれがあるときは、消防団及び自主防災組織と連携して、速やかに住民等のとるべき措置について呼びかけを実施するとともに、当該地域の社会秩序を維持するために必要と認めるときは、知事に対し応急措置又は広報の実施を要請する。</td> </tr> </tbody> </table>	実施者又は実施主体	内 容	(略)	(略)	伊東市長 <u>熱海市長</u> 伊豆市長	当該地域に流言飛語をはじめ各種の混乱が発生し、又は発生するおそれがあるときは、消防団及び自主防災組織と連携して、速やかに住民等のとるべき措置について呼びかけを実施するとともに、当該地域の社会秩序を維持するために必要と認めるときは、知事に対し応急措置又は広報の実施を要請する。	<p>噴火影響範囲の見直しに伴い、熱海市を追加</p>	
実施者又は実施主体	内 容															
(略)	(略)															
伊東市長 <u>及び</u> 伊豆市長	当該地域に流言飛語をはじめ各種の混乱が発生し、又は発生するおそれがあるときは、消防団及び自主防災組織と連携して、速やかに住民等のとるべき措置について呼びかけを実施するとともに、当該地域の社会秩序を維持するために必要と認めるときは、知事に対し応急措置又は広報の実施を要請する。															
実施者又は実施主体	内 容															
(略)	(略)															
伊東市長 <u>熱海市長</u> 伊豆市長	当該地域に流言飛語をはじめ各種の混乱が発生し、又は発生するおそれがあるときは、消防団及び自主防災組織と連携して、速やかに住民等のとるべき措置について呼びかけを実施するとともに、当該地域の社会秩序を維持するために必要と認めるときは、知事に対し応急措置又は広報の実施を要請する。															
火山 -27	<p>第6節 被害拡大防止対策</p> <p>噴火後の溶岩流、降灰後の降雨による土石流及び降灰による災害拡大防止のため、火山現象等に応じて次の対策を実施する。</p> <p>1 国土交通省中部地方整備局、県、伊東市 <u>及び</u>伊豆市、周辺市町</p> <p>(略)</p>	<p>第6節 被害拡大防止対策</p> <p>噴火後の溶岩流、降灰後の降雨による土石流及び降灰による災害拡大防止のため、火山現象等に応じて次の対策を実施する。</p> <p>1 国土交通省中部地方整備局、県、伊東市、<u>熱海市及び</u>伊豆市、周辺市町</p> <p>(略)</p>	<p>噴火影響範囲の見直しに伴い、熱海市を追加</p>													
火山 -27	<p>第7節 継続災害対応計画</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施主体</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>伊東市、<u>伊豆市</u> <u>及び</u>周辺市町</td> <td>ア 警戒基準雨量の見直し イ 警戒避難体制の確立 ウ 降雨時の避難の実施</td> </tr> </tbody> </table>	実施主体		内 容	(略)	(略)	伊東市、 <u>伊豆市</u> <u>及び</u> 周辺市町	ア 警戒基準雨量の見直し イ 警戒避難体制の確立 ウ 降雨時の避難の実施	<p>第7節 継続災害対応計画</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施主体</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>伊東市 <u>熱海市</u> 伊豆市 <u>・</u> 周辺市町</td> <td>ア 警戒基準雨量の見直し イ 警戒避難体制の確立 ウ 降雨時の避難の実施</td> </tr> </tbody> </table>	実施主体	内 容	(略)	(略)	伊東市 <u>熱海市</u> 伊豆市 <u>・</u> 周辺市町	ア 警戒基準雨量の見直し イ 警戒避難体制の確立 ウ 降雨時の避難の実施	<p>噴火影響範囲の見直しに伴い、熱海市を追加</p>
実施主体	内 容															
(略)	(略)															
伊東市、 <u>伊豆市</u> <u>及び</u> 周辺市町	ア 警戒基準雨量の見直し イ 警戒避難体制の確立 ウ 降雨時の避難の実施															
実施主体	内 容															
(略)	(略)															
伊東市 <u>熱海市</u> 伊豆市 <u>・</u> 周辺市町	ア 警戒基準雨量の見直し イ 警戒避難体制の確立 ウ 降雨時の避難の実施															

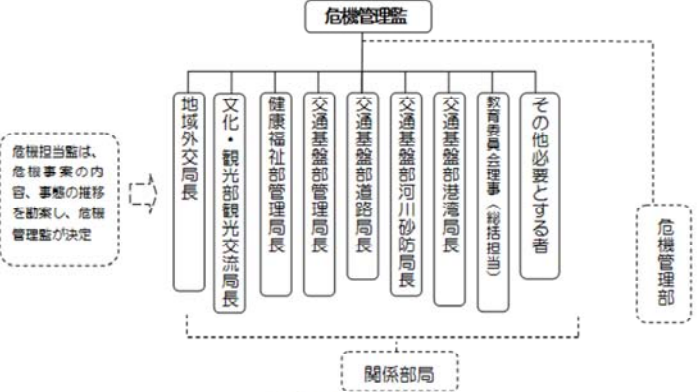
静岡県地域防災計画 新旧対照表 (案)

	旧	新	備考																																				
火山 -35	<p>II 富士山の火山防災計画</p> <p>第1章 総則</p> <p>第2節 気象庁が発表する火山活動の状況に応じた噴火警報等</p> <p>3 火山現象に関する情報等</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>情報の種類</th> <th>内容</th> <th>発表時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>火山活動解説資料</td> <td>地図や図表等を用いて火山活動の状況や警戒事項を詳細に取りまとめたもの</td> <td>毎月または必要に応じて臨時に発表</td> </tr> <tr> <td><u>週間火山概況</u></td> <td><u>過去1週間の火山活動の状況や警戒事項を取りまとめたもの</u></td> <td><u>毎週金曜日に発表</u></td> </tr> <tr> <td>月間火山概況</td> <td>前月1ヶ月間の火山活動の状況や警戒事項を取りまとめたもの</td> <td>毎月上旬に発表</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	情報の種類	内容	発表時期	(略)	(略)	(略)	火山活動解説資料	地図や図表等を用いて火山活動の状況や警戒事項を詳細に取りまとめたもの	毎月または必要に応じて臨時に発表	<u>週間火山概況</u>	<u>過去1週間の火山活動の状況や警戒事項を取りまとめたもの</u>	<u>毎週金曜日に発表</u>	月間火山概況	前月1ヶ月間の火山活動の状況や警戒事項を取りまとめたもの	毎月上旬に発表	(略)	(略)	(略)	<p>II 富士山の火山防災計画</p> <p>第1章 総則</p> <p>第2節 気象庁が発表する火山活動の状況に応じた噴火警報等</p> <p>3 火山現象に関する情報等</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>情報の種類</th> <th>内容</th> <th>発表時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>火山活動解説資料</td> <td>地図や図表等を用いて火山活動の状況や警戒事項を詳細に取りまとめたもの</td> <td>毎月または必要に応じて臨時に発表</td> </tr> <tr> <td><u>(削除)</u></td> <td><u>(削除)</u></td> <td><u>(削除)</u></td> </tr> <tr> <td>月間火山概況</td> <td>前月1ヶ月間の火山活動の状況や警戒事項を取りまとめたもの</td> <td>毎月上旬に発表</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	情報の種類	内容	発表時期	(略)	(略)	(略)	火山活動解説資料	地図や図表等を用いて火山活動の状況や警戒事項を詳細に取りまとめたもの	毎月または必要に応じて臨時に発表	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	月間火山概況	前月1ヶ月間の火山活動の状況や警戒事項を取りまとめたもの	毎月上旬に発表	(略)	(略)	(略)	<p>情報が廃止されたため</p>
情報の種類	内容	発表時期																																					
(略)	(略)	(略)																																					
火山活動解説資料	地図や図表等を用いて火山活動の状況や警戒事項を詳細に取りまとめたもの	毎月または必要に応じて臨時に発表																																					
<u>週間火山概況</u>	<u>過去1週間の火山活動の状況や警戒事項を取りまとめたもの</u>	<u>毎週金曜日に発表</u>																																					
月間火山概況	前月1ヶ月間の火山活動の状況や警戒事項を取りまとめたもの	毎月上旬に発表																																					
(略)	(略)	(略)																																					
情報の種類	内容	発表時期																																					
(略)	(略)	(略)																																					
火山活動解説資料	地図や図表等を用いて火山活動の状況や警戒事項を詳細に取りまとめたもの	毎月または必要に応じて臨時に発表																																					
<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>																																					
月間火山概況	前月1ヶ月間の火山活動の状況や警戒事項を取りまとめたもの	毎月上旬に発表																																					
(略)	(略)	(略)																																					
火山 -49	<p>第3章 災害応急対策計画</p> <p>第1節 噴火警報・噴火予報の伝達</p> <p>&lt;表2&gt;</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>伝達する情報</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>「噴火予報（レベル1（活火山であることに留意）」</li> <li>「噴火警報（レベル3（入山規制）」</li> <li>「噴火警報（レベル4（避難準備）」</li> <li>「火山活動解説資料（噴火の影響範囲等）」</li> <li>「火山の状況に関する解説情報（火山性地震活動の状況等）」</li> <li>「噴火警報（レベル5（避難）」</li> <li>「噴火速報」</li> <li>「火山の状況に関する解説情報（噴火の状況等）」</li> <li>「火山活動解説資料（上空からの観測成果等）」</li> </ul> <p><u>(追加)</u></p> <p>※火山活動が沈静化し、レベルを引き下げの際に、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「火口周辺警報（レベル3（入山規制）」</li> <li>「火口周辺警報（レベル2（火口周辺規制）」 が発表される場合がある。</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	区分	名称	伝達する情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>「噴火予報（レベル1（活火山であることに留意）」</li> <li>「噴火警報（レベル3（入山規制）」</li> <li>「噴火警報（レベル4（避難準備）」</li> <li>「火山活動解説資料（噴火の影響範囲等）」</li> <li>「火山の状況に関する解説情報（火山性地震活動の状況等）」</li> <li>「噴火警報（レベル5（避難）」</li> <li>「噴火速報」</li> <li>「火山の状況に関する解説情報（噴火の状況等）」</li> <li>「火山活動解説資料（上空からの観測成果等）」</li> </ul> <p><u>(追加)</u></p> <p>※火山活動が沈静化し、レベルを引き下げの際に、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「火口周辺警報（レベル3（入山規制）」</li> <li>「火口周辺警報（レベル2（火口周辺規制）」 が発表される場合がある。</li> </ul>	<p>第3章 災害応急対策計画</p> <p>第1節 噴火警報・噴火予報の伝達</p> <p>&lt;表2&gt;</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>伝達する情報</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>「噴火予報（レベル1（活火山であることに留意）」</li> <li>「噴火警報（レベル3（入山規制）」</li> <li>「噴火警報（レベル4（避難準備）」</li> <li>「火山活動解説資料（噴火の影響範囲等）」</li> <li>「火山の状況に関する解説情報（火山性地震活動の状況等）」</li> <li>「噴火警報（レベル5（避難）」</li> <li>「噴火速報」</li> <li>「火山の状況に関する解説情報（噴火の状況等）」</li> <li>「火山活動解説資料（上空からの観測成果等）」</li> <li><u>「火山の状況に関する解説情報（臨時）」</u></li> </ul> <p>※火山活動が沈静化し、レベルを引き下げの際に、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「火口周辺警報（レベル3（入山規制）」</li> <li>「火口周辺警報（レベル2（火口周辺規制）」 が発表される場合がある。</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	区分	名称	伝達する情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>「噴火予報（レベル1（活火山であることに留意）」</li> <li>「噴火警報（レベル3（入山規制）」</li> <li>「噴火警報（レベル4（避難準備）」</li> <li>「火山活動解説資料（噴火の影響範囲等）」</li> <li>「火山の状況に関する解説情報（火山性地震活動の状況等）」</li> <li>「噴火警報（レベル5（避難）」</li> <li>「噴火速報」</li> <li>「火山の状況に関する解説情報（噴火の状況等）」</li> <li>「火山活動解説資料（上空からの観測成果等）」</li> <li><u>「火山の状況に関する解説情報（臨時）」</u></li> </ul> <p>※火山活動が沈静化し、レベルを引き下げの際に、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「火口周辺警報（レベル3（入山規制）」</li> <li>「火口周辺警報（レベル2（火口周辺規制）」 が発表される場合がある。</li> </ul>	<p>第8回富士山火山防災対策会議の『「火山の状況に関する解説情報（臨時）」による防災対応に関する申合せ書』による</p>																												
区分	名称																																						
伝達する情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>「噴火予報（レベル1（活火山であることに留意）」</li> <li>「噴火警報（レベル3（入山規制）」</li> <li>「噴火警報（レベル4（避難準備）」</li> <li>「火山活動解説資料（噴火の影響範囲等）」</li> <li>「火山の状況に関する解説情報（火山性地震活動の状況等）」</li> <li>「噴火警報（レベル5（避難）」</li> <li>「噴火速報」</li> <li>「火山の状況に関する解説情報（噴火の状況等）」</li> <li>「火山活動解説資料（上空からの観測成果等）」</li> </ul> <p><u>(追加)</u></p> <p>※火山活動が沈静化し、レベルを引き下げの際に、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「火口周辺警報（レベル3（入山規制）」</li> <li>「火口周辺警報（レベル2（火口周辺規制）」 が発表される場合がある。</li> </ul>																																						
区分	名称																																						
伝達する情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>「噴火予報（レベル1（活火山であることに留意）」</li> <li>「噴火警報（レベル3（入山規制）」</li> <li>「噴火警報（レベル4（避難準備）」</li> <li>「火山活動解説資料（噴火の影響範囲等）」</li> <li>「火山の状況に関する解説情報（火山性地震活動の状況等）」</li> <li>「噴火警報（レベル5（避難）」</li> <li>「噴火速報」</li> <li>「火山の状況に関する解説情報（噴火の状況等）」</li> <li>「火山活動解説資料（上空からの観測成果等）」</li> <li><u>「火山の状況に関する解説情報（臨時）」</u></li> </ul> <p>※火山活動が沈静化し、レベルを引き下げの際に、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「火口周辺警報（レベル3（入山規制）」</li> <li>「火口周辺警報（レベル2（火口周辺規制）」 が発表される場合がある。</li> </ul>																																						

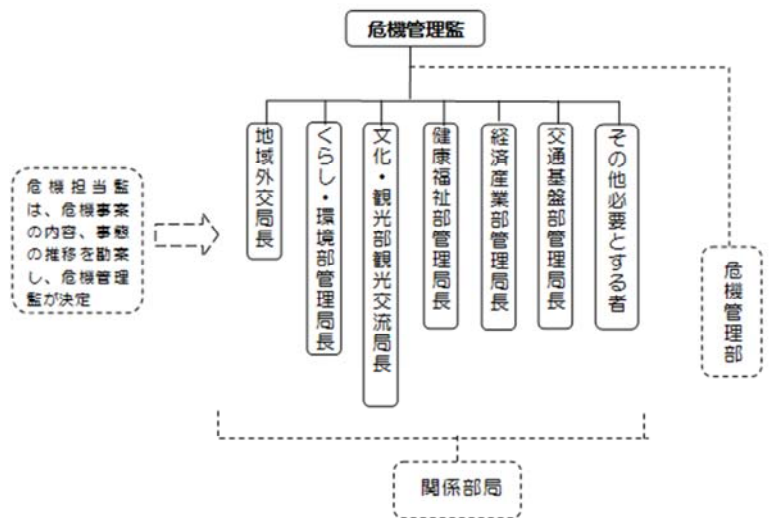
静岡県地域防災計画 新旧対照表 (案)

	旧	新	備考												
火山 -52	<p>第3節 県の体制</p> <p>1 配備体制</p> <p><u>県は、噴火警戒レベルに応じて、次の体制により対応に当たる。</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>配備体制</th> <th>配備内容</th> <th>配備部局等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <p><b>【情報収集体制】</b> 協議会が譲歩収集体制を取ったとき又は危機情報課長若しくは危機対策課長が必要と認めるとき</p> </td> <td>各所属所要の人員による、情報収集及び連絡活動を主とした体制</td> <td> <p>本庁 危機管理部、文化・観光部観光交流局、健康福祉部管理局、交通基盤部、議会事務局政策調査課、教育委員会健康体育課</p> <p>出先 東部地域局、健康福祉センター（東部、御殿場、富士に限る。）、土木事務所（熱海、沼津、富士に限る。）、田子の浦港管理事務所</p> </td> </tr> <tr> <td> <p><b>【警戒態勢】</b> 危機情報課長若しくは危機対策課長が必要と認めるとき</p> </td> <td>各所属で情報収集及び連絡活動を行い、事態の推移に伴い、警戒活動等実施する体制</td> <td> <p>本庁 知事戦略局広聴広報課、地域外交局、危機管理部、文化・観光部観光交流局、健康福祉部管理局、交通基盤部、議会事務局政策調査課、教育委員会健康体育課</p> <p>出先 東部地域局、健康福祉センター（東部、御殿場、富士に限る。）、土木事務所（熱海、沼津、富士に限る。）、田子の浦港管理事務所</p> </td> </tr> <tr> <td> <p><b>【警戒本部設置体制】</b> 火口周辺警報（レベル3（入山規制））、噴火警報（レベル4（避難準備））、噴火警報（レベル5（避難））、噴火速報が発表されたとき又は危機情報課長若しくは危機対策課長が必要と認めるとき</p> </td> <td>全庁的な情報共有体制を執るとともに、所要の指示に基づく災害応急対策を実施し、直ちに災害対策本部を設置できる体制</td> <td> <p>本庁 知事戦略局広聴広報課、地域外交局、危機管理部、文化・観光部観光交流局、健康福祉部管理局、交通基盤部、議会事務局政策調査課、教育委員会健康体育課、その他危機管理監が必要と認める者</p> <p>出先 東部地域局、健康福祉センター（東部、御殿場、富士に限る。）、土木事務所（熱海、沼津、富士に限る。）、田子の浦港管理事務所</p> </td> </tr> </tbody> </table>	配備体制	配備内容	配備部局等	<p><b>【情報収集体制】</b> 協議会が譲歩収集体制を取ったとき又は危機情報課長若しくは危機対策課長が必要と認めるとき</p>	各所属所要の人員による、情報収集及び連絡活動を主とした体制	<p>本庁 危機管理部、文化・観光部観光交流局、健康福祉部管理局、交通基盤部、議会事務局政策調査課、教育委員会健康体育課</p> <p>出先 東部地域局、健康福祉センター（東部、御殿場、富士に限る。）、土木事務所（熱海、沼津、富士に限る。）、田子の浦港管理事務所</p>	<p><b>【警戒態勢】</b> 危機情報課長若しくは危機対策課長が必要と認めるとき</p>	各所属で情報収集及び連絡活動を行い、事態の推移に伴い、警戒活動等実施する体制	<p>本庁 知事戦略局広聴広報課、地域外交局、危機管理部、文化・観光部観光交流局、健康福祉部管理局、交通基盤部、議会事務局政策調査課、教育委員会健康体育課</p> <p>出先 東部地域局、健康福祉センター（東部、御殿場、富士に限る。）、土木事務所（熱海、沼津、富士に限る。）、田子の浦港管理事務所</p>	<p><b>【警戒本部設置体制】</b> 火口周辺警報（レベル3（入山規制））、噴火警報（レベル4（避難準備））、噴火警報（レベル5（避難））、噴火速報が発表されたとき又は危機情報課長若しくは危機対策課長が必要と認めるとき</p>	全庁的な情報共有体制を執るとともに、所要の指示に基づく災害応急対策を実施し、直ちに災害対策本部を設置できる体制	<p>本庁 知事戦略局広聴広報課、地域外交局、危機管理部、文化・観光部観光交流局、健康福祉部管理局、交通基盤部、議会事務局政策調査課、教育委員会健康体育課、その他危機管理監が必要と認める者</p> <p>出先 東部地域局、健康福祉センター（東部、御殿場、富士に限る。）、土木事務所（熱海、沼津、富士に限る。）、田子の浦港管理事務所</p>	<p>第3節 県の体制</p> <p>1 配備体制</p> <p><u>（共通対策編 第3章災害応急対策計画 第2節2「職員動員及び配備」に準ずる。）</u></p>	<p>共通対策編と冊子を合冊したことに伴う修正</p>
配備体制	配備内容	配備部局等													
<p><b>【情報収集体制】</b> 協議会が譲歩収集体制を取ったとき又は危機情報課長若しくは危機対策課長が必要と認めるとき</p>	各所属所要の人員による、情報収集及び連絡活動を主とした体制	<p>本庁 危機管理部、文化・観光部観光交流局、健康福祉部管理局、交通基盤部、議会事務局政策調査課、教育委員会健康体育課</p> <p>出先 東部地域局、健康福祉センター（東部、御殿場、富士に限る。）、土木事務所（熱海、沼津、富士に限る。）、田子の浦港管理事務所</p>													
<p><b>【警戒態勢】</b> 危機情報課長若しくは危機対策課長が必要と認めるとき</p>	各所属で情報収集及び連絡活動を行い、事態の推移に伴い、警戒活動等実施する体制	<p>本庁 知事戦略局広聴広報課、地域外交局、危機管理部、文化・観光部観光交流局、健康福祉部管理局、交通基盤部、議会事務局政策調査課、教育委員会健康体育課</p> <p>出先 東部地域局、健康福祉センター（東部、御殿場、富士に限る。）、土木事務所（熱海、沼津、富士に限る。）、田子の浦港管理事務所</p>													
<p><b>【警戒本部設置体制】</b> 火口周辺警報（レベル3（入山規制））、噴火警報（レベル4（避難準備））、噴火警報（レベル5（避難））、噴火速報が発表されたとき又は危機情報課長若しくは危機対策課長が必要と認めるとき</p>	全庁的な情報共有体制を執るとともに、所要の指示に基づく災害応急対策を実施し、直ちに災害対策本部を設置できる体制	<p>本庁 知事戦略局広聴広報課、地域外交局、危機管理部、文化・観光部観光交流局、健康福祉部管理局、交通基盤部、議会事務局政策調査課、教育委員会健康体育課、その他危機管理監が必要と認める者</p> <p>出先 東部地域局、健康福祉センター（東部、御殿場、富士に限る。）、土木事務所（熱海、沼津、富士に限る。）、田子の浦港管理事務所</p>													
火山 -53	<p>2 災害対策本部の設置</p> <p>火山噴火の重大性や拡大性を勘案し、必要に応じて災害対策本部を設置する。</p> <p>(1) 本部員会議</p> <p><u>ア 知事（本部長）は、災害応急対策の基本方針について協議するため、必要に応じて本部員会議を開催する。</u></p>	<p>2 災害対策本部の設置</p> <p>火山噴火の重大性や拡大性を勘案し、必要に応じて災害対策本部を設置する。</p> <p>(1) 本部員会議</p> <p><u>（共通対策編 第3章災害応急対策計画 第2節1（1）「本部員会議」に準ずる。）</u></p>	<p>共通対策編と冊子を合冊したことに伴う修正</p>												

静岡県地域防災計画 新旧対照表 (案)

	旧	新	備考						
<p>火山 -53</p>	<p><u>イ 本部員会議は、本部長、副本部長（副知事及び警察本部長）、危機管理監、本部員（各部局長）及び危機担当監をもって構成する。但し、必要に応じて関係者の出席を求めることができる。</u></p> <p><u>ウ 本部員等は、それぞれの所管業務に関する災害応急対策の実施状況について、必要に応じて、本部員会議に報告する。</u></p> <p><u>エ 本部長は、被害情報等の収集、災害応急対策の調整等を行うため、防災関係機関の長に対し、本部員会議への連絡員の派遣を要請することができる。</u> <u>災害対策本部が設置された場合は、次の事項を処理する。</u></p> <table border="1" data-bbox="231 520 1311 1012"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>任務</td> <td> <p>ア 防災対策の総合調整</p> <p>イ 情報収集、発信、広報</p> <p>ウ 関係機関への支援要請</p> <p>・自衛隊への災害派遣要請</p> <p>・消防庁、他都県等への支援要請</p> <p>・医療機関等への協力要請</p> <p>・消防庁への緊急消防援助隊の出動要請</p> <p>・その他関係機関への応援要請</p> </td> </tr> <tr> <td></td> <td> <p>エ 2次災害等発生防止措置</p> <p>オ 消防庁への報告</p> <p>カ 広報に関する事項</p> <p>キ 協議会（合同会議）との調整</p> </td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 対策会議</p> <p><u>ア 対策会議は下図のメンバーで構成し、応急対策に必要な事項を協議・決定する。</u> <u>なお、危機管理監は必要に応じ、対策会議の内容を本部長に報告する。</u></p> <p><u>イ 危機担当監は、それぞれの所管業務に関する災害応急対策の実施状況について、必要に応じて、危機管理監に報告するとともに、危機管理監からの指示を所属する部局へ伝達する。</u></p> <p><u>ウ 危機管理監は、被害情報等の収集、災害応急対策の調整を行うため、防災関係機関の長に対し、対策会議への連絡員の派遣を要請することができる。</u></p>  <p>図12 県対策会議図</p>	区分	内容	任務	<p>ア 防災対策の総合調整</p> <p>イ 情報収集、発信、広報</p> <p>ウ 関係機関への支援要請</p> <p>・自衛隊への災害派遣要請</p> <p>・消防庁、他都県等への支援要請</p> <p>・医療機関等への協力要請</p> <p>・消防庁への緊急消防援助隊の出動要請</p> <p>・その他関係機関への応援要請</p>		<p>エ 2次災害等発生防止措置</p> <p>オ 消防庁への報告</p> <p>カ 広報に関する事項</p> <p>キ 協議会（合同会議）との調整</p>	<p>(2) 対策会議</p> <p><u>(共通対策編 第3章災害応急対策計画 第2節1 (2)「対策会議」に準ずる。)</u></p> <p><u>(図を削除)</u></p>	<p>共通対策編と冊子を合冊したことに伴う修正</p> <p>共通対策編と冊子を合冊したことに伴う修正</p>
区分	内容								
任務	<p>ア 防災対策の総合調整</p> <p>イ 情報収集、発信、広報</p> <p>ウ 関係機関への支援要請</p> <p>・自衛隊への災害派遣要請</p> <p>・消防庁、他都県等への支援要請</p> <p>・医療機関等への協力要請</p> <p>・消防庁への緊急消防援助隊の出動要請</p> <p>・その他関係機関への応援要請</p>								
	<p>エ 2次災害等発生防止措置</p> <p>オ 消防庁への報告</p> <p>カ 広報に関する事項</p> <p>キ 協議会（合同会議）との調整</p>								

静岡県地域防災計画 新旧対照表 (案)

	旧	新	備考
大火 災 -11	<p>7 大火災対策編                      I 大火災対策計画                      第3章 災害応急対策計画                      第3節 県の対応                      2 災害対策本部                      (1) 本部員会議</p> <p><u>ア 知事(本部長)は、災害応急対策の基本方針等について協議するため、必要に応じて本部員会議を開催する。</u></p> <p><u>イ 本部員会議は、本部長、副本部長(副知事及び警察本部長)、危機管理監、本部員(各部長)及び危機担当監をもって構成する。ただし、必要に応じて、関係者の出席を求めることができる。</u></p> <p><u>ウ 本部員等は、それぞれの所管業務に関する災害応急対策の実施状況について、必要に応じて、本部員会議に報告する。</u></p> <p><u>エ 本部長は、被害情報等の収集、災害応急対策の調整等を行うため、防災関係機関の長に対し、本部員会議への連絡員の派遣を要請することができる。</u></p> <p>(2) 対策会議</p> <p><u>ア 対策会議は、下図のメンバーで構成し、応急対策に必要な事項を協議・決定する。なお、危機管理監は、必要に応じ、対策会議の内容を本部長に報告する。</u></p> <p><u>イ 危機担当監は、それぞれの所管業務に関する災害応急対策の実施状況について、必要に応じて、対策会議に報告するとともに、危機管理監からの指示を所属する部局へ伝達する。</u></p> <p><u>ウ 危機管理監は、被害情報等の収集、災害応急対策の調整等を行うため、防災関係機関の長に対し、対策会議への連絡員の派遣を要請することができる。</u></p> <p><u>&lt;県対策会議図&gt;</u></p> 	<p>7 大火災対策編                      I 大火災対策計画                      第3章 災害応急対策計画                      第3節 県の対応                      2 災害対策本部                      (1) 本部員会議</p> <p><u>(共通対策編 第3章災害応急対策計画 第2節1(1)「本部員会議」に準ずる。)</u></p> <p>(2) 対策会議</p> <p><u>(共通対策編 第3章災害応急対策計画 第2節1(2)「対策会議」に準ずる。)</u></p> <p><u>(図を削除)</u></p>	<p>共通対策編と冊子を合冊したことに伴う修正</p> <p>共通対策編と冊子を合冊したことに伴う修正</p> <p>共通対策編と冊子を合冊したことに伴う修正</p>



静岡県地域防災計画 新旧対照表 (案)

		旧			新			備考						
大火 災 -16	II 大爆発対策計画 第1章 総則 第3節 予想される災害と地域							時点更新						
		県内危険物施設		県内火薬類製造施設		県内危険物施設			県内火薬類製造施設					
		区分	県計	市町名	事業所名	製造する火薬類	区分		県計	市町名	事業所名	製造する火薬類		
		製造所	229	南伊豆町	(株)ホリエンタープライズ伊豆煙火工場	打揚煙火、玩具煙火	製造所		230	南伊豆町	(株)ホリエンタープライズ伊豆煙火工場	打揚煙火、玩具煙火		
		貯蔵所	屋内 貯蔵所	2,457	裾野市	日邦工業(株)	実包		貯蔵所	屋内 貯蔵所	2,437	裾野市	日邦工業(株)	実包
			屋外タンク	2,505	富士市	勝又煙火店(勝又正幸)	仕掛煙火			屋外タンク	2,464	富士市	勝亦煙火店(勝亦正幸)	仕掛煙火
			屋内タンク	495	静岡市	(株)光屋窪田煙火工場	打揚煙火			屋内タンク	481	静岡市	(株)光屋窪田煙火工場	打揚煙火
			地下タンク	2,132	"	(株)静玉屋	打揚煙火			地下タンク	2,100	"	(株)静玉屋	打揚煙火
			簡易タンク	51	藤枝市	(株)臼井煙火 岡部工場	打揚煙火			簡易タンク	49	藤枝市	(株)臼井煙火 岡部工場	打揚煙火
			移動タンク	1,639	"	(株)神戸煙火工場	打揚煙火			移動タンク	1,637	"	(株)神戸煙火工場	打揚煙火
			屋外	406	"	(株)イケブン寺島工場	打揚煙火			屋外	397	"	(株)イケブン寺島工場	打揚煙火
		小計	9,685	"	(株)イケブン野竹工場	打揚煙火	小計		9,565	"	(株)イケブン野竹工場	打揚煙火		
		取扱所	給油 取扱所	2,098	島田市	井上玩具煙火(株)中河工場	玩具煙火		取扱所	給油 取扱所	2,078	島田市	井上玩具煙火(株)中河工場	玩具煙火
			第1種販売	35	"	井上玩具煙火(株)大津工場	玩具煙火			第1種販売	32	"	井上玩具煙火(株)大津工場	玩具煙火
			第2種販売	4	"	井上玩具煙火(株)大津第2工場	玩具煙火			第2種販売	5	"	井上玩具煙火(株)大津第2工場	玩具煙火
	移送		8	湖西市	三遠煙火(株)	打揚煙火	移送	8		湖西市	三遠煙火(株)	打揚煙火		
	一般		2,200	浜松市	田畑煙火(株)	打揚煙火	一般	2,173		浜松市	田畑煙火(株)	打揚煙火		
	小計	4,345	※平成30年4月1日現在			小計	4,296	※平成31年4月1日現在						
	合計	14,259				合計	14,091							
	事業所数	6,606				事業所数	6,514							
	※平成30年4月1日現在					※平成31年4月1日現在								

静岡県地域防災計画 新旧対照表 (案)

大 火 災 -17	旧									新									備考 時点更新	
	高圧ガス製造事業所 (第1種)									高圧ガス製造事業所 (第1種)										
区分	冷凍 アンモニア	液化石油 ガス LPG	一 般 高 圧 ガ ス						その他	区分	冷凍 アンモニア	液化石油 ガス LPG	一 般 高 圧 ガ ス						その他	
			酸素	水素	アンモニア	塩素							酸素	水素	アンモニア	塩素				
下田市		3	1	1						下田市		3	1	1						
伊東市		3	1	1						伊東市		3	1	1						
熱海市		2	1	1						熱海市		2	1	1						
三島市		4	1	1						三島市		4	1	1						
沼津市	1	10	2	1					天然ガス1	沼津市	1	9	2	1					天然ガス1	
裾野市		3	4	1	1				天然ガス1、メタン1	裾野市		2	4	1	1				天然ガス1、メタン1	
御殿場市		9	4	3					天然ガス1	御殿場市		8	4	3					天然ガス1	
富士市		13	15	7	2	2	1		天然ガス3	富士市		13	14	7	2	2	1		天然ガス2	
富士宮市	1	6	8	2					天然ガス6	富士宮市	1	6	8	2					天然ガス6	
静岡市	9	23	24	11	2		1		エタン1、エチレン1、塩化水素1、天然ガス5、ヘキサフルオロプロピレン1、ジメチルエタン1	静岡市	5	22	24	13	2		1		エタン1、エチレン1、塩化水素1、天然ガス5、ヘキサフルオロプロピレン1、ジメチルエタン1	
焼津市	11	9	4	1					天然ガス3	焼津市	12	9	3	1					天然ガス2	
藤枝市		5								藤枝市		5								
島田市	4	9	3						天然ガス3	島田市	4	9	3						天然ガス3	
掛川市		15	8	2	2				天然ガス2、トリメチルアミン2	掛川市		15	9	2	2				天然ガス3、トリメチルアミン2	
袋井市	2	9	6			1			ブタン1、天然ガス1、ペンタン1、塩化ビニル1、三塩化窒素1	袋井市	3	9	5			1			ブタン1、ペンタン1、塩化ビニル1、三塩化窒素1	
磐田市	1	10	14	2	2	1			塩化ビニル1、天然ガス8	磐田市	1	10	14	2	2	1			塩化ビニル1、天然ガス8	
浜松市		27	26	14	2	2			アセチレン2、天然ガス4、プロパン1、6フッ化イソカ1	浜松市		27	22	14	2	1			アセチレン1、天然ガス3、シアン化水素1	
湖西市		4	2	1	1					湖西市		4	2	1	1					
伊豆市		1								伊豆市		1								
御前崎市		2	1						トリメチルアミン1	御前崎市		2	1						トリメチルアミン1	
伊豆の国市		6								伊豆の国市		6								
菊川市		3								菊川市		3								
牧之原市		6	1						天然ガス1	牧之原市		6	1						天然ガス1	
賀茂郡		4								賀茂郡		4								
田方郡		2								田方郡		2								
駿東郡		10	3	2					天然ガス1	駿東郡		10	3	2					天然ガス1	
榛原郡		5	3	2					天然ガス1	榛原郡	2	5	3	2					天然ガス1	
周智郡										周智郡										
計	29	203	132	53	12	6	2		59	計	29	199	126	55	12	5	2		54	

※平成30年4月1日現在  
 ※不活性ガス・圧縮空気を除く。  
 ※一般高圧ガス製造事業所数は、同一事業者で複数のガスを製造する場合がありますため、ガス別の事業者数

※平成31年4月1日現在  
 ※不活性ガス・圧縮空気を除く。  
 ※一般高圧ガス製造事業所数は、同一事業者で複数のガスを製造する場合がありますため、ガス別の事業者数

静岡県地域防災計画 新旧対照表 (案)

	旧	新	備考
大火 災 -24	<p>第3章 災害応急対策計画</p> <p>第3節 県の対応</p> <p>2 災害対策本部</p> <p>(1) 本部員会議</p> <p><u>ア 知事(本部長)は、災害応急対策の基本方針等について協議するため、必要に応じて本部員会議を開催する。</u></p> <p><u>イ 本部員会議は、本部長、副本部長(副知事及び警察本部長)、危機管理監、本部員(各部署局長)及び危機担当監をもって構成する。ただし、必要に応じて、関係者の出席を求めることができる。</u></p> <p><u>ウ 本部員等は、それぞれの所管業務に関する災害応急対策の実施状況について、必要に応じて、本部員会議に報告する。</u></p> <p><u>エ 本部長は、被害情報等の収集、災害応急対策の調整等を行うため、防災関係機関の長に対し、本部員会議への連絡員の派遣を要請することができる。</u></p>	<p>第3章 災害応急対策計画</p> <p>第3節 県の対応</p> <p>2 災害対策本部</p> <p>(1) 本部員会議</p> <p><u>(共通対策編 第3章災害応急対策計画 第2節1(1)「本部員会議」に準ずる。)</u></p>	<p>共通対策編と冊子を合冊したことに伴う修正</p>
大火 災 -24	<p>(2) 対策会議</p> <p><u>ア 対策会議は、下図のメンバーで構成し、応急対策に必要な事項を協議・決定する。なお、危機管理監は、必要に応じ、対策会議の内容を本部長に報告する。</u></p> <p><u>イ 危機担当監は、それぞれの所管業務に関する災害応急対策の実施状況について、必要に応じて、対策会議に報告するとともに、危機管理監からの指示を所属する部局へ伝達する。</u></p> <p><u>ウ 危機管理監は、被害情報等の収集、災害応急対策の調整等を行うため、防災関係機関の長に対し、対策会議への連絡員の派遣を要請することができる。</u></p> <p><u>&lt;県対策会議図&gt;</u></p>	<p>(2) 対策会議</p> <p><u>(共通対策編 第3章災害応急対策計画 第2節1(2)「対策会議」に準ずる。)</u></p> <p><u>(図を削除)</u></p>	<p>共通対策編と冊子を合冊したことに伴う修正</p> <p>共通対策編と冊子を合冊したことに伴う修正</p>

静岡県地域防災計画 新旧対照表 (案)

	旧	新	備考																																				
大事故 -5	8 大事故対策編 I 道路事故対策計画 第1章 総則 第3節 予想される事故と地域 1 県内の道路状況 (平成29年4月1日現在) <table border="1"> <thead> <tr> <th>道路の種類</th> <th>路線数</th> <th>実延長(km)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高速自動車国道</td> <td>3</td> <td>351.5</td> </tr> <tr> <td>一般国道</td> <td>18</td> <td>1,224.4</td> </tr> <tr> <td>県道</td> <td>308</td> <td>3,264.6</td> </tr> <tr> <td>市町道</td> <td>108,803</td> <td>32,204.8</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>109,132</td> <td>37,045.3</td> </tr> </tbody> </table> (略)	道路の種類	路線数	実延長(km)	高速自動車国道	3	351.5	一般国道	18	1,224.4	県道	308	3,264.6	市町道	108,803	32,204.8	合計	109,132	37,045.3	8 大事故対策編 I 道路事故対策計画 第1章 総則 第3節 予想される事故と地域 1 県内の道路状況 (平成30年4月1日現在) <table border="1"> <thead> <tr> <th>道路の種類</th> <th>路線数</th> <th>実延長(km)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高速自動車国道</td> <td>3</td> <td>351.5</td> </tr> <tr> <td>一般国道</td> <td>18</td> <td>1,231.3</td> </tr> <tr> <td>県道</td> <td>308</td> <td>3,266.7</td> </tr> <tr> <td>市町道</td> <td>109,029</td> <td>32,221.0</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>109,358</td> <td>37,061.7</td> </tr> </tbody> </table> (略)	道路の種類	路線数	実延長(km)	高速自動車国道	3	351.5	一般国道	18	1,231.3	県道	308	3,266.7	市町道	109,029	32,221.0	合計	109,358	37,061.7	時点更新
道路の種類	路線数	実延長(km)																																					
高速自動車国道	3	351.5																																					
一般国道	18	1,224.4																																					
県道	308	3,264.6																																					
市町道	108,803	32,204.8																																					
合計	109,132	37,045.3																																					
道路の種類	路線数	実延長(km)																																					
高速自動車国道	3	351.5																																					
一般国道	18	1,231.3																																					
県道	308	3,266.7																																					
市町道	109,029	32,221.0																																					
合計	109,358	37,061.7																																					
大事故 -5	4 道路交通危険箇所 平成30年3月末における県管理道路の落石等による道路交通危険箇所数は次のとおりである。 (略)	4 道路交通危険箇所 平成31年3月末における県管理道路の落石等による道路交通危険箇所数は次のとおりである。 (略)	時点更新																																				
大事故 -9	第2章 災害予防計画 第5節 道路トンネル事故の予防対策 1 主要なトンネルの現状 表「静岡県内の長大なトンネル」	第2章 災害予防計画 第5節 道路トンネル事故の予防対策 1 主要なトンネルの現状 表「静岡県内の長大なトンネル」 <u>下段に以下を追加</u> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>79</td> <td>蒲川・奈根トンネル</td> <td>浜松市・東栄町</td> <td>浜松河川国道事務所</td> <td>(国)474号</td> <td>3,435</td> <td>A</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>三遠南信自動車道</td> </tr> <tr> <td>80</td> <td>河合トンネル</td> <td>浜松市</td> <td>浜松河川国道事務所</td> <td>(国)474号</td> <td>2,408</td> <td>A</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>-</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>-</td> <td>○</td> <td>三遠南信自動車道</td> </tr> </tbody> </table>	79	蒲川・奈根トンネル	浜松市・東栄町	浜松河川国道事務所	(国)474号	3,435	A	○	○	○	○	○	○	○	○	三遠南信自動車道	80	河合トンネル	浜松市	浜松河川国道事務所	(国)474号	2,408	A	○	○	-	○	○	-	○	三遠南信自動車道	一般国道474号(佐久間道路)が供用したため					
79	蒲川・奈根トンネル	浜松市・東栄町	浜松河川国道事務所	(国)474号	3,435	A	○	○	○	○	○	○	○	○	三遠南信自動車道																								
80	河合トンネル	浜松市	浜松河川国道事務所	(国)474号	2,408	A	○	○	-	○	○	-	○	三遠南信自動車道																									

静岡県地域防災計画 新旧対照表 (案)

	旧	新	備考				
<p>                     大事                      故                      -11                      -23                      -36                      -49                 </p>	<p>                     I 道路事故対策計画                      第3章 災害応急対策計画                      第2節 応急体制                      1 県の体制                 </p> <p>                     II 船舶事故対策計画                      第3章 災害応急対策計画                      第2節 応急体制                      2 県の体制                 </p> <p>                     III 沿岸排出油事故対策計画                      第3章 災害応急対策計画                      第2節 応急対策                      2 県の体制                 </p> <p>                     IV 鉄道事故対策計画                      第3章 災害応急対策計画                      第2節 応急体制                      2 県の体制                 </p> <p> <u>(1)突発的災害応急体制(事前配備体制)</u>  <u>事故の連絡を受けた危機管理部及び市町を所管する地域局は、危機管理監の指示の下、関係機関等から情報を収集し、事故の状況に応じて、「突発的災害応急体制」により事前配備職員の配置、関係部局職員の参集、危機管理連絡調整会議*の開催等の初動体制の確立のために必要な措置をとる。</u> </p> <table border="1" data-bbox="210 1346 1219 1751"> <thead> <tr> <th data-bbox="210 1346 439 1388">区 分</th> <th data-bbox="439 1346 1219 1388">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="210 1388 439 1751">任 務</td> <td data-bbox="439 1388 1219 1751"> <u>ア 初期情報の収集・整理</u>  <u>イ 消火活動に関する応援体制の確保</u>  <u>ウ 救出救助に関する応援体制の確保</u>  <u>エ 現場救護地区の設置及び負傷者搬送に係る調整の検討</u>  <u>オ 災害対策本部設置の検討</u>  <u>カ その他必要な活動の検討</u>  <u>キ 消防庁への報告</u>  <u>ク 広報に関する事項</u> </td> </tr> </tbody> </table> <p> <u>※危機管理連絡調整会議・・・平時から危機管理意識の醸成や部局間の連携を推進し、危機発生時に円滑・的確な対応を実行するための会議(会長：危機管理監、構成員：各部局危機担当監、地域局副局長兼危機管理監ほか)</u> </p>	区 分	内 容	任 務	<u>ア 初期情報の収集・整理</u> <u>イ 消火活動に関する応援体制の確保</u> <u>ウ 救出救助に関する応援体制の確保</u> <u>エ 現場救護地区の設置及び負傷者搬送に係る調整の検討</u> <u>オ 災害対策本部設置の検討</u> <u>カ その他必要な活動の検討</u> <u>キ 消防庁への報告</u> <u>ク 広報に関する事項</u>	<p>                     I 道路事故対策計画                      第3章 災害応急対策計画                      第2節 応急体制                      1 県の体制                 </p> <p>                     II 船舶事故対策計画                      第3章 災害応急対策計画                      第2節 応急体制                      2 県の体制                 </p> <p>                     III 沿岸排出油事故対策計画                      第3章 災害応急対策計画                      第2節 応急対策                      2 県の体制                 </p> <p>                     IV 鉄道事故対策計画                      第3章 災害応急対策計画                      第2節 応急体制                      2 県の体制                 </p> <p> <u>(1)配備体制</u>  <u>(共通対策編 第3章災害応急対策計画 第2節2「職員動員及び配備」に準ずる。)</u> </p>	<p>                     I～IV各計画の県の体制について共通対策編に準ずる旨の修正をそれぞれ行う。                 </p> <p>                     共通対策編と冊子を合冊したことに伴う修正                 </p>
区 分	内 容						
任 務	<u>ア 初期情報の収集・整理</u> <u>イ 消火活動に関する応援体制の確保</u> <u>ウ 救出救助に関する応援体制の確保</u> <u>エ 現場救護地区の設置及び負傷者搬送に係る調整の検討</u> <u>オ 災害対策本部設置の検討</u> <u>カ その他必要な活動の検討</u> <u>キ 消防庁への報告</u> <u>ク 広報に関する事項</u>						

静岡県地域防災計画 新旧対照表（案）

	旧	新	備考
	<p>(2) 災害対策本部</p> <p>○連絡を受けた事故が、多数の死傷者等を伴う大規模事故又は大規模事故に移行する恐れがある場合は、危機管理監は知事に災害対策本部の設置を協議する。</p> <p>○知事（本部長）が災害対策本部の設置を決定した場合において、人命の救助その他の災害応急対策を迅速に実施するため、必要と認めた場合には、現地災害対策本部を設置する。</p> <p>①本部員会議</p> <p><u>ア 知事（本部長）は、災害応急対策の基本方針について協議するため、必要に応じて本部員会議を開催する。</u></p> <p><u>イ 本部員会議は、本部長、副本部長（副知事及び警察本部長）、危機管理監、本部員（各部局長）及び危機担当監をもって構成する。但し、必要に応じて関係者の出席を求めることができる。</u></p> <p><u>ウ 本部員等は、それぞれの所管業務に関する災害応急対策の実施状況に就いて、必要に応じて、本部員会議に報告する。</u></p> <p><u>エ 本部長は、被害情報等の収集、災害応急対策の調整等を行うため、防災関係機関の長に対し、本部員会議への連絡員の派遣を要請することができる。</u></p> <p>②対策会議</p> <p><u>ア 対策会議は下図のメンバーで構成し、応急対策に必要な事項を協議・決定する。なお、危機管理監は必要に応じ、対策会議の内容を本部長に報告する。</u></p> <p><u>イ 危機担当監は、それぞれの所管業務に関する災害応急対策の実施状況について、必要に応じて、危機管理監に報告するとともに、危機管理監からの指示を所属する部局へ伝達する。</u></p> <p><u>ウ 危機管理監は、被害情報等の収集、災害応急対策の調整を行うため、防災関係機関の長に対し、対策会議への連絡員の派遣を要請することができる。</u></p> <p><u>&lt;県対策会議図&gt;</u></p>	<p>(2) 災害対策本部</p> <p>○連絡を受けた事故が、多数の死傷者等を伴う大規模事故又は大規模事故に移行する恐れがある場合は、危機管理監は知事に災害対策本部の設置を協議する。</p> <p>○知事（本部長）が災害対策本部の設置を決定した場合において、人命の救助その他の災害応急対策を迅速に実施するため、必要と認めた場合には、現地災害対策本部を設置する。</p> <p>① 本部員会議</p> <p><u>(共通対策編 第3章災害応急対策計画 第2節1(1)「本部員会議」に準ずる。)</u></p> <p>② 対策会議</p> <p><u>(共通対策編 第3章災害応急対策計画 第2節1(2)「対策会議」に準ずる。)</u></p> <p><u>(図を削除)</u></p>	<p>共通対策編と冊子を合冊したことに伴う修正</p> <p>共通対策編と冊子を合冊したことに伴う修正</p> <p>共通対策編と冊子を合冊したことに伴う修正</p>

静岡県地域防災計画 新旧対照表 (案)

項	旧	新	備考																																
大事 故 -55	V 航空機事故対策計画 第2章 災害予防計画 第1節 防災体制の整備 (略) <table border="1" data-bbox="189 369 1305 1138"> <thead> <tr> <th>実施主体</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県</td> <td> <u>ア 情報連絡体制の整備</u>  <u>イ 消火・捜索・救助・救出・医療救護活動に係る資機材等の整備及び備蓄</u>  <u>ウ 航空交通の安全確保等のための規程等の整備</u>  <u>エ 防災訓練の実施</u>  <u>オ 関係機関との相互連携体制の整備</u> </td> </tr> <tr> <td>警察</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>消防機関</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td><u>富士山静岡空港(株)</u></td> <td>                     ア 情報連絡体制の整備  <u>イ 防災訓練への参加</u>  <u>ウ 関係機関との相互連携体制の整備</u> </td> </tr> <tr> <td>航空事業者</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> (略)	実施主体	内 容	県	<u>ア 情報連絡体制の整備</u> <u>イ 消火・捜索・救助・救出・医療救護活動に係る資機材等の整備及び備蓄</u> <u>ウ 航空交通の安全確保等のための規程等の整備</u> <u>エ 防災訓練の実施</u> <u>オ 関係機関との相互連携体制の整備</u>	警察	(略)	(略)	(略)	消防機関	(略)	<u>富士山静岡空港(株)</u>	ア 情報連絡体制の整備 <u>イ 防災訓練への参加</u> <u>ウ 関係機関との相互連携体制の整備</u>	航空事業者	(略)	(略)	(略)	V 航空機事故対策計画 第2章 災害予防計画 第1節 防災体制の整備 (略) <table border="1" data-bbox="1377 369 2490 1226"> <thead> <tr> <th>実施主体</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県</td> <td> <u>ア 富士山静岡空港株式会社による緊急時対応計画の整備、危機管理体制構築状況等の確認</u>                      イ 情報連絡体制の整備                      ウ 防災訓練への参加                      エ 関係機関との相互連携体制の整備                 </td> </tr> <tr> <td><u>富士山静岡空港株式会社</u></td> <td>                     ア 情報連絡体制の整備  <u>イ 消火・捜索・救助・救出・医療救護活動に係る資機材等の整備及び備蓄</u>  <u>ウ 航空交通の安全確保等のための規定等の整備</u>                      エ 防災訓練の実施                      オ 関係機関との相互連携体制の整備                 </td> </tr> <tr> <td>警察</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>消防機関</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>航空事業者</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> (略)	実施主体	内 容	県	<u>ア 富士山静岡空港株式会社による緊急時対応計画の整備、危機管理体制構築状況等の確認</u> イ 情報連絡体制の整備 ウ 防災訓練への参加 エ 関係機関との相互連携体制の整備	<u>富士山静岡空港株式会社</u>	ア 情報連絡体制の整備 <u>イ 消火・捜索・救助・救出・医療救護活動に係る資機材等の整備及び備蓄</u> <u>ウ 航空交通の安全確保等のための規定等の整備</u> エ 防災訓練の実施 オ 関係機関との相互連携体制の整備	警察	(略)	(略)	(略)	消防機関	(略)	航空事業者	(略)	(略)	(略)	富士山静岡空港が民営化されたことに伴う修正
実施主体	内 容																																		
県	<u>ア 情報連絡体制の整備</u> <u>イ 消火・捜索・救助・救出・医療救護活動に係る資機材等の整備及び備蓄</u> <u>ウ 航空交通の安全確保等のための規程等の整備</u> <u>エ 防災訓練の実施</u> <u>オ 関係機関との相互連携体制の整備</u>																																		
警察	(略)																																		
(略)	(略)																																		
消防機関	(略)																																		
<u>富士山静岡空港(株)</u>	ア 情報連絡体制の整備 <u>イ 防災訓練への参加</u> <u>ウ 関係機関との相互連携体制の整備</u>																																		
航空事業者	(略)																																		
(略)	(略)																																		
実施主体	内 容																																		
県	<u>ア 富士山静岡空港株式会社による緊急時対応計画の整備、危機管理体制構築状況等の確認</u> イ 情報連絡体制の整備 ウ 防災訓練への参加 エ 関係機関との相互連携体制の整備																																		
<u>富士山静岡空港株式会社</u>	ア 情報連絡体制の整備 <u>イ 消火・捜索・救助・救出・医療救護活動に係る資機材等の整備及び備蓄</u> <u>ウ 航空交通の安全確保等のための規定等の整備</u> エ 防災訓練の実施 オ 関係機関との相互連携体制の整備																																		
警察	(略)																																		
(略)	(略)																																		
消防機関	(略)																																		
航空事業者	(略)																																		
(略)	(略)																																		

静岡県地域防災計画 新旧対照表 (案)

項	旧	新	備考
大事 故 -57 第3章 災害応急対策計画 (略) 第1節 防災体制の整備 (略) <連絡系統図> (太枠は県の機関である) I 静岡空港等において航空機事故が発生した場合(詳細は「静岡空港航空機事故等対応計画」による。)			富士山静岡空港が民営化されたことに伴う修正
(略)	(略)	(略)	



静岡県地域防災計画 新旧対照表 (案)

項	旧	新	備考
大事故 -58	<p>II I以外の地域において航空機事故が発生した場合</p>	<p>II I以外の地域において航空機事故が発生した場合</p>	<p>富士山静岡空港が民営化されたことに伴う修正</p>
大事故 -58	<p>第2節 応急対策 1 県の対応方針 (1) 静岡空港等において航空機事故が発生した場合 ①航空機事故が発生した場合は、<b>静岡空港管理事務所</b>は、関係機関に連絡するとともに、「静岡空港航空機事故等対応計画」に基づき、必要に応じて関係機関で構成する航空機事故等空港現地対応本部を設置し、速やかに消火救難活動・救急医療活動等の初動対応を行う。 (略) ③知事は、必要と認めるときは災害対策本部を設置するとともに、<b>静岡空港管理事務所</b>に現地災害対策本部を設置する。 ④災害対策本部は、航空機事故等空港現地対応本部の活動状況を把握し、航空機事故等空港現地対応本部の要請に基づく支援調整や必要な応急対策を実施する。 (略)</p>	<p>第2節 応急対策 1 県の対応方針 (1) 静岡空港等において航空機事故が発生した場合 ①航空機事故が発生した場合は、<b>富士山静岡空港株式会社</b>は、関係機関に連絡するとともに、「静岡空港航空機事故等対応計画」に基づき、必要に応じて関係機関で構成する航空機事故等空港現地対応本部を設置し、速やかに消火救難活動・救急医療活動等の初動対応を行う。 (略) ③知事は、必要と認めるときは災害対策本部を設置するとともに、<b>静岡空港内</b>に現地災害対策本部を設置する。 ④災害対策本部は、<b>現地災害対策本部を通じて</b>航空機事故等空港現地対応本部の活動状況を把握し、航空機事故等空港現地対応本部の要請に基づく支援調整や必要な応急対策を実施する。 (略)</p>	<p>富士山静岡空港が民営化されたことに伴う修正  富士山静岡空港が民営化されたことに伴う修正  表現の適正化</p>

静岡県地域防災計画 新旧対照表 (案)

項	旧	新	備考
大事 故 -60	<p>※災害対策本部、現地災害対策本部及び航空機事故等空港現地対応本部の関係</p> <p>(2) (1) 以外の地域において航空機事故が発生した場合 (略)</p> <p><u>※危機管理連絡調整会議・・・平時から危機管理意識の醸成や部局間の連携を推進し、危機発生時に円滑・的確な対応を実行するための会議(会長：危機管理監、構成員：各部局危機担当監、地域局副局长兼危機管理監ほか)</u></p> <p>(略)</p> <p>2 県の体制 (1) 災害対策本部 ① 本部員会議 <u>ア 知事(本部長)は、迅速な災害応急対策を実行するため、必要に応じて本部員会議を開催する。</u> <u>イ 本部員会議は、本部長、副本部長(副知事及び警察本部長)、危機管理監、本部員(各部局長)及び危機担当監をもって構成する。ただし、必要に応じて、県理事等関係者の出席を求めることができる。</u> <u>ウ 本部員等は、それぞれの所管業務に関する災害応急対策の実施状況について、必要に応じて、本部員会議に報告する。</u> <u>エ 本部長は、被害情報等の収集、災害応急対策の調整等を行うため、防災関係機関の長に対し、本部員会議への連絡員の派遣を要請することができる。</u></p> <p>② 対策会議 <u>ア 対策会議は、下表のメンバーで構成し、応急対策に必要な事項を協議・決定する。なお、危機管理監は、必要に応じ、対策会議の内容を本部長に報告する。</u> <u>イ 危機担当監は、それぞれの所管業務に関する災害応急対策の実施状況について、必要に応じて、危機管理監に報告するとともに、危機管理監からの指示を所属する部局</u></p>	<p>※災害対策本部、現地災害対策本部及び航空機事故等空港現地対応本部の関係</p> <p>(2) (1) 以外の地域において航空機事故が発生した場合 (略)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>(略)</p> <p>2 県の体制 (1) 災害対策本部 ① 本部員会議 <u>(共通対策編 第3章災害応急対策計画 第2節1(1)「本部員会議」に準ずる。)</u></p> <p>② 対策会議 <u>(共通対策編 第3章災害応急対策計画 第2節1(2)「対策会議」に準ずる。)</u></p>	<p>富士山静岡空港が民営化されたことに伴う修正</p> <p>共通対策編と冊子を合冊したことに伴う修正</p> <p>共通対策編と冊子を合冊したことに伴う修正</p>

静岡県地域防災計画 新旧対照表 (案)

項	旧	新	備考																								
大 事 故 -61	<p><u>へ伝達する。</u></p> <p><u>ウ 危機管理監は、被害情報等の収集、災害応急対策の調整等を行うため、防災関係機関の長に対し、対策会議への連絡員の派遣を要請することができる。</u></p> <p><u>&lt;県対策会議図&gt;</u></p> <p>(略)</p> <p>4 防災関係機関の対応事項</p> <p>(略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施主体</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>警察</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>自衛隊</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td><u>富士山静岡空港(株)</u> <u>(静岡空港等における航空機事故発生時)</u></td> <td><u>ア 情報の収集・伝達</u> <u>イ 空港利用者に対する広報及び避難誘導</u> <u>ウ ターミナルビルの秩序維持及び災害応急対策等に必要</u> <u>場所の提供</u></td> </tr> <tr> <td>海上保安庁 (所管区域内で航空機事故が発生した場合)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	実施主体	内 容	警察	(略)	(略)	(略)	自衛隊	(略)	<u>富士山静岡空港(株)</u> <u>(静岡空港等における航空機事故発生時)</u>	<u>ア 情報の収集・伝達</u> <u>イ 空港利用者に対する広報及び避難誘導</u> <u>ウ ターミナルビルの秩序維持及び災害応急対策等に必要</u> <u>場所の提供</u>	海上保安庁 (所管区域内で航空機事故が発生した場合)	(略)	<p><u>(図を削除)</u></p> <p>(略)</p> <p>4 防災関係機関の対応事項</p> <p>(略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施主体</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>富士山静岡空港</u> <u>株式会社</u> <u>(静岡空港等における航空機事故発生時)</u></td> <td><u>「静岡空港航空機事故等対応計画」に基づく対応の実施</u></td> </tr> <tr> <td>警察</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>自衛隊</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>海上保安庁 (所管区域内で航空機事故が発生した場合)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	実施主体	内 容	<u>富士山静岡空港</u> <u>株式会社</u> <u>(静岡空港等における航空機事故発生時)</u>	<u>「静岡空港航空機事故等対応計画」に基づく対応の実施</u>	警察		(略)	(略)	自衛隊	(略)	海上保安庁 (所管区域内で航空機事故が発生した場合)	(略)	<p>共通対策編と冊子を合冊したことに伴う修正</p> <p>富士山静岡空港が民営化されたことに伴う修正</p>
	実施主体	内 容																									
警察	(略)																										
(略)	(略)																										
自衛隊	(略)																										
<u>富士山静岡空港(株)</u> <u>(静岡空港等における航空機事故発生時)</u>	<u>ア 情報の収集・伝達</u> <u>イ 空港利用者に対する広報及び避難誘導</u> <u>ウ ターミナルビルの秩序維持及び災害応急対策等に必要</u> <u>場所の提供</u>																										
海上保安庁 (所管区域内で航空機事故が発生した場合)	(略)																										
実施主体	内 容																										
<u>富士山静岡空港</u> <u>株式会社</u> <u>(静岡空港等における航空機事故発生時)</u>	<u>「静岡空港航空機事故等対応計画」に基づく対応の実施</u>																										
警察																											
(略)	(略)																										
自衛隊	(略)																										
海上保安庁 (所管区域内で航空機事故が発生した場合)	(略)																										